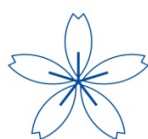


学習院大学自己点検・評価報告書 (2014 年度)

2015 年 3 月



学習院大学
GAKUSHUIN UNIVERSITY

序章	1
----------	---

本章

第1章 理念・目的

1. 現状の説明	3
(1) 大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか	3
(2) 大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員（教職員および学生）に 周知され、社会に公表されているか	8
(3) 大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行って いるか	10
2. 点検・評価	12
3. 将来に向けた発展方策	13
4. 根拠資料	13

第2章 教育研究組織

1. 現状の説明	15
(1) 大学の学部・学科・研究科・専攻および附置研究所・センター等の教育研究 組織は、理念・目的に照らして適切なものであるか	15
(2) 教育研究組織の適切性について、定期的に検証を行っているか	17
2. 点検・評価	18
3. 将来に向けた発展方策	19
4. 根拠資料	20

第3章 教員・教員組織

1. 現状の説明	22
(1) 大学として求める教員像および教員組織の編制方針を明確に定めているか	22
(2) 学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか	25
(3) 教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか	30
(4) 教員の資質の向上を図るための方策を講じているか	33
2. 点検・評価	36
3. 将来に向けた発展方策	38
4. 根拠資料	38

第4章 教育内容・方法・成果

「教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針」

1. 現状の説明	41
(1) 教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか	41
(2) 教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか	45
(3) 教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針が、大学構成員 (教職員および学生等)に周知され、社会に公表されているか	51
(4) 教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性について 定期的に検証を行っているか	51
2. 点検・評価	53
3. 将来に向けた発展方策	54
4. 根拠資料	55

「教育課程・教育内容」

1. 現状の説明	57
(1) 教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を 体系的に編成しているか	57
(2) 教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供して いるか	63
2. 点検・評価	67
3. 将来に向けた発展方策	70
4. 根拠資料	72

「教育方法」

1. 現状の説明	73
(1) 教育方法および学習指導は適切か	73
(2) シラバスに基づいて授業が展開されているか	78
(3) 成績評価と単位認定は適切に行われているか	81
(4) 教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・ 方法の改善に結びつけているか	85
2. 点検・評価	89
3. 将来に向けた発展方策	92
4. 根拠資料	94

「成果」

1. 現状の説明	96
(1) 教育目標に沿った成果が上がっているか	96
(2) 学位授与（卒業・修了認定）は適切に行われているか	99

2. 点検・評価	103
3. 将来に向けた発展方策	104
4. 根拠資料	105

第5章 学生の受け入れ

1. 現状の説明	107
(1) 学生の受け入れ方針を明示しているか	107
(2) 学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集および入学者選抜を行っているか	114
(3) 適切な定員を設定し、学生を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか	118
(4) 学生募集および入学者選抜は、学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか	121
2. 点検・評価	124
3. 将来に向けた発展方策	127
4. 根拠資料	129

第6章 学生支援

1. 現状の説明	132
(1) 学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう学生支援に関する方針を明確に定めているか	132
(2) 学生への修学支援は適切に行われているか	133
(3) 学生の生活支援は適切に行われているか	137
(4) 学生の進路支援は適切に行われているか	140
2. 点検・評価	143
3. 将来に向けた発展方策	147
4. 根拠資料	149

第7章 教育研究等環境

1. 現状の説明	151
(1) 教育研究等環境の整備に関する方針を明確に定めているか	151
(2) 十分な校地・校舎および施設・設備を整備しているか	151
(3) 図書館、学術情報サービスは十分に機能しているか	154
(4) 教育研究等を支援する環境や条件は適切に整備されているか	157
(5) 研究倫理を遵守するために必要な措置をとっているか	159
2. 点検・評価	160
3. 将来に向けた発展方策	161
4. 根拠資料	161

第8章 社会連携・社会貢献

1. 現状の説明	164
(1) 社会との連携・協力に関する方針を定めているか	164
(2) 教育研究の成果を適切に社会に還元しているか	164
2. 点検・評価	168
3. 将来に向けた発展方策	169
4. 根拠資料	170

第9章 管理運営・財務

「管理運営」

1. 現状の説明	172
(1) 大学の理念・目的の実現に向けて、管理運営方針を明確に定めているか	172
(2) 明文化された規程に基づいて管理運営を行っているか	174
(3) 大学業務を支援する事務組織が設置され、十分に機能しているか	175
(4) 事務職員の意欲・資質の向上を図るための方策を講じているか	178
2. 点検・評価	180
3. 将来に向けた発展方策	181
4. 根拠資料	182

「財務」

1. 現状の説明	184
(1) 教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政的基盤を確立しているか	184
(2) 予算編成および予算執行は適切に行っているか	186
2. 点検・評価	187
3. 将来に向けた発展方策	188
4. 根拠資料	189

第10章 内部質保証

1. 現状の説明	191
(1) 大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に 対する説明責任を果たしているか	191
(2) 内部質保証に関するシステムを整備しているか	193
(3) 内部質保証システムを適切に機能させているか	195
2. 点検・評価	198
3. 将来に向けた発展方策	199
4. 根拠資料	200

終章	202
----	-----

序章

自己点検・評価の目的と体制

本学は、教育研究水準の向上を図り、高等教育機関としての社会的な使命を達成するために、教育研究活動等の状況について点検及び評価を自ら行っている。

1996 年を最初の年として、2000 年と 2003 年に自己点検・評価報告書を刊行後、本学は財団法人大学基準協会（当時、現・公益財団法人大学基準協会）を認証評価機関として選定し、2008 年度の認証評価を申請した。その結果、2009 年 3 月 12 日に適合認定の評価を得た。認定の期間は 2009 年 4 月 1 日から 2016 年 3 月 31 日までである。

本学では、自己点検・評価を行うとともに、その報告書を作成し、社会に公表することも目的として、学長を委員長とする「学習院大学自己評価委員会」を設置している。委員会の構成員は、学長、副学長、各学部長、各研究科委員長、学長室部長、大学経理部長、アドミッションセンター所長、学生センター所長、図書館長、各大学附置機関長となっている。この自己評価委員会が中心となり、自己評価小委員会及び自己評価作業委員会と連携を図りつつ、自己点検・評価を行っている。この他、法科大学院は独自に外部評価を実施している。

一方、第 1 期の認証評価後、本学の自己点検・評価活動における新たな試みとして、2010 年度より本学独自の「点検・評価シート」を導入し、さらに 2013 年度より、自己点検・評価の信頼性と妥当性を高めるために、本学と類似した規模と教育研究組織を有する成蹊大学との相互評価（外部評価）を導入した。この相互評価（外部評価）は、書面で相互評価するだけの点検・評価にならないよう実地調査を実施し、学長・副学長・学部長・研究科委員長・法務研究科長・事務局が、グループ毎に質疑応答や意見交換を行う等の工夫を施している。

以上のような体制を整備したことにより、本学の恒常的な内部質保証システムは構築されてきている。

教育研究に関わる改善・改革活動の概要

本学では、第 1 期の認証評価の結果を受けて、以下のような改善・改革策を講じてきた。

理念・目的については、2010 年度に、各学部・各研究科において、「ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）」、「カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成・実施方針）」、「アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）」を、2014 年度には「学習院大学全体（学士課程）の基本ポリシー」を制定し、大学全体・各学部・各研究科の教育・研究に関わる方針が明確になった。

教育研究活動については、効果的な教育制度の整備、国際化の一層の推進、2016 年度開設を予定している新学部構想等の観点から、現行の枠組みの中で、例えば、授業科目の単位数見直しによる授業計画立案の柔軟化や、履修修正期間の年 2 回設定等、教育制度改革を順次進めている。また、本学の国際研究プロジェクト・国際教育プログラムの運営や、文部科学省や文化庁の競争的資金の獲得等の国際的な教育研究に寄与することを目的として、2012 年度にパイロット事業として「学長付国際研究交流オフィス」を設置し、2014 年度には、同オフィスを発展的に解消して新たに「国際研究教育機構」を設置した。

FD 推進活動については、ファカルティ・ディベロップメント推進委員会を中心に抜本的な改革案が話し合われ、全学的な FD 講演会が初めて開催される等、専任教職員の FD に関する意識向上を図っている。第 1 期の認証評価以降、学内の FD 活動は活発になってきており、授業改善に向けての全学的な制度を設けることの検討にも着手し始めている。

教育研究環境の整備については、2009 年度以降、南 7 号館・中央教育研究棟が竣工したことにより、最新設備による高度な教育研究に対応できる環境が整備され、講義室・研究室の慢性的な不足という長年の課題も解消された。この他、バリアフリー化に対応した施設・設備の整備も進められている。

職員の職能開発（スタッフ・ディベロップメント）については、2010 年度以降、学習院大学長や学習院女子大学長、外部講師による講演や、「学校会計」、「私学法規」、「学部等設置申請業務」をテーマとした研修が行われ、個々の職員のマネジメント能力の向上を図っている。

以上のように、教育研究に関わる改善・改革活動は進んできているものの、依然として取り組まなければならない課題が多いことも事実である。本報告書の刊行を契機として、本学の PDCA サイクルの本格稼働と内部質保証システムの充実を図りながら、本学の教育研究の飛躍的な向上に努めることとしたい。

2015 年 3 月

学長 井 上 寿 一

学習院大学自己評価委員会委員長

本章

第1章 理念・目的

1. 現状の説明

(1) 大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか。

【大学全体】

学習院大学の理念・目的は、「高潔な人格、確乎とした識見並びに近代人にふさわしい健全で豊かな思想感情を培い、これによって人類と祖国とに奉仕する人材を育成することを目的とする」とした学習院学則総記（以下、「総記」）の精神を根底に踏まえて、以下のとおり、「学習院大学学則」（以下、「大学学則」）、「学習院大学大学院学則」（以下、「大学院学則」）、「学習院大学専門職大学院学則」（以下、「専門職大学院学則」）のそれぞれ第1条に規定されている。

大学学則（資料 1-1）

第1条 本大学は、総記の精神に基づき精深な学術の理論と応用とを研究教授し、有用な人材を育成し、もって文化の創造発展と人類の福祉に貢献することを目的とする。

大学院学則（資料 1-2）

第1条 本大学院は学部の教育の基礎の上に、高度にして専門的な学術の理論及び応用を教授研究し、文化の進展と人類の福祉に寄与することを目的とする。

専門職大学院学則（資料 1-3）

第1条 本専門職大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。

また、上記総記の目的を踏まえ、学校法人学習院全体の具体的な教育目標として「ひろい視野 たくましい創造力 ゆたかな感受性」を持つ優れた人材の育成を掲げており、これも大学の教育の目指すところを現している。

本学の前身である旧学制下の学習院は、明治期に一時期、大学科（大学相当）が開設されたことはあるものの、主として帝国大学への進学を前提としたいわゆる旧制高等学校であった。本学は、この旧制高等学校の文理両分野にわたる広義の教養と基礎教育の伝統を基盤として、1949（昭和24）年に文政学部及び理学部を有する新制大学として開設された。

今日の学習院大学が「精深な学術の理論と応用を研究教授すること、もって文化の創造発展と人類の福祉に貢献することを目的」（大学学則第1条）としたのは、好ましい意味で歴史を継承しつつ、時代の新風を取り込んだのであり、この理念・目的・教育目標は今日も変わることはない。

また、各学部・各研究科の教育研究上の目的もそれぞれの学則に明記されている。本学の理念・目的に基づいた幅広い基礎教養教育とそれを土台にした専門教育、また、中規模大学のメリットを生かした少人数授業やきめ細かい就職指導など学生の個性に応じた教育・研究及び指導は、社会にとって有用となる人材を育成しており、理念・目的として適切に機能している。

【法学部】

本学部の研究上の目的は、「法と政治を中心とする専門分野を深く掘り下げながら、できるだけ広い視野で現代社会の諸現象・諸問題を把握・分析する高度な能力を養うことにある。すなわち、温かい人間性を涵養しつつ、たえず真理を追求する気持ちを失わずに、自分で問題を発見し、思考し、時宜に応じた判断を下す能力を育てることが目的である。」と大学学則に定めている。（資料 1-1）

本学部の教育理念は、深い学識と幅広い教養を身につけることを通して、豊かな人間性を育み、日本社会の発展を担いつつ国際社会の平和と安寧に寄与することのできる優れた人材を育成し、社会に送り出すための教育を行うところにある。

法学科においては、法の理念、法の体系としくみ、法による具体的争いの解決について学び、人間的な思いやりのあるリーガル・マインドを身につけ、社会の様々な分野で法的知識やリーガル・マインドを存分に発揮して活躍する優れた人材を育成することを教育の基本目的としている。

政治学科においては、「スクール・オブ・ガヴァメント」の理念のもとに、各界のリーダーとなる優れた人材を育てることを基本目的としている。すなわち、政治学・国際関係・社会学の様々な科目を学ぶことを通じて、社会に対する深い洞察力と幅広い教養を備え、高い指導力と問題解決能力をもった人材を育成することを教育目標としている。

【経済学部】

本学部の研究上の目的は、「現代社会が直面している国内及び世界の様々な経済・経営問題を解決する能力と豊かな創造力並びに優れた人格を備えた人材を育成することを目的とする。」と大学学則に定めている。（資料 1-1）

経済学科の教育目的は、現代社会が直面している国内及び世界の様々な経済問題に対して、理論的理解、政策課題の設定、有効な解決策の検討等の諸側面にわたる能力を身につけ、かつ、優れた人格を備えた人材を育成することである。より具体的には、以下の 3 点を教育上の目標としている。（資料 1-11）

- i) 多様な経済問題を理解・分析するとともに、それらを解決する制度・政策を立案するための基礎的な知識を身につける。
- ii) 経済のグローバル化の中での現実の経済問題に対する興味と理解を深める。
- iii) コミュニケーション能力を高めるために、論理的思考・問題解決能力の涵養、発表・議論する能力の向上を目指す。

経営学科は、よりグローバル化・複雑化する企業環境の中で高い問題解決能力と豊かな創造力を持った人材を育成するという社会の要請に応えることを教育上の目標とする。より具体的には、以下の 3 点を教育上の目標としている。

- i) 企業および組織の多様な経営問題を分析・解決するための基礎的な知識を身につける。
- ii) 現実の経営問題そのものに対する興味と理解を深める。
- iii) コミュニケーション能力を高めるために、論理的思考・問題解決能力の涵養、発表・議論する能力の向上を目指す。

【文学部】

本学部の研究上の目的は、「文学部の行う教育の目標は、人文科学諸分野の研究内容を理解し、研究方法を習得した学生自らが、人文科学研究の創造を行うところにある。文学部各学科で文化創造の経験をさせることによって、社会の一員として、社会全体の文化を考え、文化を創造する担い手を育てることを目的とする。」と大学学則に定めている。（資料 1-1）

「精深な学術の理論と応用とを研究」する本学部において、専門性の違いを越えて共通する理念は人文科学における真理を探究し、文化の創造に寄与し、もって人類の平和と福祉に貢献することである。

人文科学の目指す目的は、「人間」とは何かを解明することに求められる。国際的にも、国内的にも過去の人類が築いてきた文化を理解し、継承し、これを後世に伝える役割も持つ。同時に、現在の文化創造の担い手として、新たな文化を生み出す役割も果たす。人文科学は、性急な成果が求められる学問とは異なり、前代から引き継ぎ次代に託する研究を行うものであるから、100年単位の時間の中で研究に取り組む姿勢が求められる。

以上のような理念で人文科学諸分野の研究を進めるとともに、本学部の行う教育目標は、人文科学諸分野の研究内容を理解し、研究方法を習得し、学生自らが人文科学研究の創造を行うところにある。各学科のカリキュラムに基づく教育によって、学生は従来の研究成果・研究方法を学んだ上で、4年次に卒業論文・卒業研究を作成し、自ら学問的創造・文化的創造の担い手になる。学生を4年間のうちに、学問的創造の担い手にまで育成することは容易なことではないが、これまで50年以上にわたって実現してきた先人の教育姿勢を継承し、今後もその実現に取り組む責務を私たちは負っている。本学部各学科で文化創造の経験することにより、将来の社会の一員として、社会全体の文化を考え、文化を支え、文化を創造する担い手になることが期待される。文化が豊かになる時、社会には平和がもたらされる。世界人類の平和と福祉に貢献することに繋がるのである。

【理学部】

本学部の研究上の目的は、「教育においては、物事の根本を論理的・実証的に分析・考察する能力、その結果を総合し実地に活かす技能、考えや知識を他人に的確に伝える技術を備えた人材の育成を目指す。そのため、精選された知識を習得するための教育に加え、最先端の研究の場を体験する機会を提供し、議論やプレゼンテーションの能力を高めるための実践的な訓練を行う。研究においては、教育効果・社会との関わりに最大限配慮しつつ、科学の発展に本質的な形で寄与することを目指す。」と大学学則に定めている。（資料 1-1）

本学部の理念と目的は、「一般教養の基礎（総合基礎科目と専門教科の基礎部分）の上に物理学、化学、数学、生命科学の4つの分野にわたって堅実な基本的知識と研究能力をもった研究者、技術者、理系専門教科の教育者を養成し、清新活発な学風をもって、特色のある研究機関として学会の第一線にたつことを目標として、少壮有為の研究者を集め、図書、実験設備の重点的充実を図り…」（1952年度、理学部案内にある文章を一部修正）である。

これらの目的を達成するため、次のような教育上の考慮がなされてきた。

- 学問の基礎的な部分については、重複をいわず学生の十分な理解を図る
- 物理学、化学、数学および生命科学の垣根を取り除いた弾力性のある教育体制
- 実験教育の重視

これらの特色は「自分の目で見、手を動かして考え、創る能力を育て、理学と工学との谷間を埋めること」を創立時に旗印としたことによく現れている。

進歩し発展する科学と技術の世界で役に立つのは、物理学、化学、数学、生命科学等の理学基礎を十分理解した真の実力を持ちかつ、過去にとらわれない自由な発想ができる人々であり、本学部では、このような若者を育てることを教育目標としている。

【法学研究科】

本研究科の教育研究上の目的は、「法学研究科（博士後期課程）は、法律学に関する高度な専門知識と幅広い素養を備え、自立して研究活動を遂行する能力を有する人材および高度な法律知識を習得し、実務で活躍する職業人を養成することを目的とする。」と大学院学則に定めている。（資料 1-2）

【政治学研究科】

本研究科の教育研究上の目的は、「政治学研究科（博士前期課程）は、政策課題の発見及び政策立案などに関する高度な専門知識と実務能力を有する人材の養成を目的とする。」、「政治学研究科（博士後期課程）は、政治学の研究者及びその高度な専門知識を必須とする職業分野で活躍できる人材の養成を目的とする。」と大学院学則に定めている。（資料 1-2）

【経済学研究科】

本研究科の教育研究上の目的は、「経済学研究科（博士前期・後期課程）は、経済学の高度な専門性を有する有為の研究者及び高度専門職業人を養成することを目的とする。」と大学院学則に定めている。（資料 1-2）

【経営学研究科】

本研究科の教育研究上の目的は、「経営学研究科（博士前期・後期課程）は、経営学の研究者及びその高度な専門知識を必須とする職業分野で活躍できる人材の養成を目的とする。」と大学院学則に定めている（資料 1-2）。また、理念・目的を経営学研究科ホームページに次のとおり明示している。「社会環境の大きな変化に対応して、企業は、その組織や機能、活動など全ての面においてイノベーションを常に行っていく必要があります。このような環境変化を先取りするための企業経営のあり方を究明するためには、組織人の自己実現を含めたインセンティブのようなミクロ問題から、企業の社会貢献のような企業にとってのマクロ課題まで、多層的な理解と分析の手段が必要となります。本研究科では、このような課題に応えるために、理論と現実との相互浸透を強く意識しつつ、従来の経営学研究の枠組みを超えて行う「学際化」、日本的経営を世界的視点から捉え、かつ人材や研究成果の国際交流を目指す「国際化」、そして情報通信技術面での動向を経営学研究に結びつける「情報化」の 3 つを研究・教育の柱として、次代を担う経営学の研究者および高度

専門職業人を養成することを教育上の目標としています。」(資料 1-16)

【人文科学研究科】

本研究科の教育研究上の目的は、「人文科学研究科（博士前期課程）は、各専攻分野における専門的な調査研究能力と方法論を身につけさせるとともに、広い視野に立って現代の課題と向き合い学問的に対応することのできる能力を高めることによって、高度な専門性を要する職業に必要な人材を養成することを目的とする。」、「人文科学研究科（博士後期課程）は、各専攻分野において自立した専門的研究活動を独自に遂行する能力を涵養するとともに、当該分野の研究と教育において先端的で創造的な活動をしていく能力と、その基礎となる広い視野を持った学識を身につけた人材を養成することを目的とする。」と大学院学則に定めている。（資料 1-2）

人文科学は、人類全体の根源的な問題すなわち普遍的な命題の創出や真理の追求などを求める学問で、4世紀頃から取り組まれ、今後も100年、200年先を視野に入れた、長いスパンの使命をもった学問である。過去の人類から引き継がれた文化資産を継承し、現代においてさらなる文化創造をし、将来の人類のために投資をするという使命を持つ。その点、現代と近未来の実利を主に求める他の学問とは性格を異にする面がある。

普遍的に言えば、人文科学の取り組む目的は、人間とは何か、人間の真の生き方・考え方とは何かを考究する人間研究の基礎学であるとも言える。また、人間の営みによって形成され、継承・創造される文化を理解し、心の豊かさや安寧そして平和を希求するという理念を持つ。

これを日本固有の問題として限定的に考えるならば、日本社会や日本人のアイデンティティを探究する学問であり、日本文化や民族とは何かを、国際社会に発信していく学問である。国際社会の中で日本を理解するには、言語・文化・歴史などを通して異文化を広く理解し、客観的に位置付けなくてはならないことは言うまでもない。

本研究科では、過去の人類から引き継がれた文化資産に学び、継承するとともに、これらを未来に引き継ぎ発展させるとともに現代社会の要請・ニーズに人文科学各専攻の専門領域を通して応えていくという視点を重要な教育目標として位置付けている。

【自然科学研究科】

本研究科の教育研究上の目的は、「自然科学研究科（博士前期課程）は、学部の上で自然科学の高度な専門的知識を持ち、広い視野から創造的な活動を行う能力を持つ人材を養成することを目的とする。」、「自然科学研究科（博士後期課程）は、自然科学の高度で深い専門的知識を持ち、自立して研究活動又は開発活動のできる創造性豊かな人材を養成することを目的とする。」と大学院学則に定めている。（資料 1-2）

自然科学は自然現象を対象とする科学であるが、これには数学も含む。自然科学は我が国では江戸時代にその萌芽があるが、明治時代に文明開化とともに西洋から入った学問を基に発展したものといえよう。本研究科は、学問として形成された自然科学を学び、さらに探求して、発展させ、知的な創造をし、人類の福祉に役立てるという使命を持つ。

本研究科の4専攻では、上記の自然科学の理念及び目的を共通の目標と置きつつも、物理学専攻、化学専攻、数学専攻、生命科学専攻からなる4専攻の領域の特質に基づき、高

度な水準の専門領域の学問を通して、博士前期課程・博士後期課程の大学院生を育成している。急速に進歩し劇的に発展する科学・技術の世界で役に立つのは、物理学、化学、数学、生命科学等の理学基礎を十分理解し、真の実力を持ち、自由な発想ができる人々である。このように優れた自然科学者になりうる若者を育てることが教育目標である。

先達の築いた学問的資産を学び継承し、さらに新たな発展・展開を図り、これによって自己を実現し、人類の福祉に役立てること等を目標とするが、同時に現代社会の多様なニーズに対し、各専攻の専門領域を通して応えていくという視点もまた重要な目標である。

【法務研究科】

本研究科の教育研究上の目的は、「本専門職大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。」と専門職大学院学則に定めている。（資料 1-3）

本研究科は、国民のための司法の担い手となる質の高い優れた法曹を養成するという司法制度改革の理念に共鳴し、法曹養成に特化した法学専門教育を行うプロフェッショナル・スクールとして設立された。その目的は、いわゆる社会生活上の医師としての在野法曹を多数育成すること、また、公正かつ合理的な紛争解決を実現して「法の支配」を社会の隅々まで行き渡らせることであり、市民生活の場から国際ビジネスの最前線に至るまで、多様な形で生起する法律問題に的確に対処することができ、優れた人権感覚、国際的な視野、あるいは高度な専門技術的知見を備えた法曹を育成することである。

（2）大学・学部・研究科等の理念が大学構成員（教職員および学生）に周知され、社会に公表されているか。

【大学全体】

大学・学部・研究科の理念・目的は、大学ホームページ「公表情報コーナー」において公表しており、大学構成員及び社会に広く周知されている。（資料 1-11）

また、大学、大学院、専門職大学院の教育研究上の目的が明記された各学則についても、大学ホームページ「大学概要」において公表している。（資料 1-12）

【法学部】

本学部、法学科、政治学科の理念・目的は、法学部が刊行する広報誌「法学部ガイド 2014-2015、法学部教員メッセージ 2014-2015」（資料 1-7）、「法学部で社会を動かす」（日経 BP ムック）（資料 1-13）と、随時更新しているホームページを通じ、大学構成員に周知されており、社会に公表されている。

【経済学部】

本学部の理念・目的は、教員においては、各学科の科会や学部教授会において、カリキュラム編成の審議などを通じて、認識を共有している。社会への公表としては、受験生向けの大学案内（資料 1-4）、大学ホームページ「公表情報コーナー」（資料 1-11）で本学部の教育の特徴と目的をわかりやすく説明している。また、2012 年には「学習院大学経済学部

で世界を生き抜く」(日経 BP ムック)(資料 1-14)の発行、本学部ホームページのリニューアルを行い、これらを通じて理念・目的を含む本学部の実態をより詳細に開示している。

【文学部】

本学部の理念・目的の大学構成員への周知、社会への公表は、本学部広報冊子『文学部がわかる小事典』(資料 1-9)、大学ホームページ「公表情報コーナー」(資料 1-11)を通じてなされている。

【理学部】

本学部の理念・目的は、パンフレット(資料 1-10)や大学ホームページ「公表情報コーナー」(資料 1-11)を通じ社会に公表されている。

【法学研究科】

本研究科の理念・目的は、2008 年 1 月 29 日の法学研究科委員会において取りまとめられた「研究科の理念・目的・教育目標等のホームページへの記載について」(資料 1-15)を踏まえ、大学院案内(資料 1-5)及び大学ホームページ「公表情報コーナー」(資料 1-11)において公表されている。

【政治学研究科】

本研究科の理念・目的は、大学院案内(資料 1-5)や大学ホームページ「公表情報コーナー」(資料 1-11)を通じ社会に公表されている。また、2009 年度より英語版の Web ページを作成・公表している。

【経済学研究科】

本研究科の理念・目的・教育目標に関しては、大学ホームページ「公表情報コーナー」(資料 1-11)により、学内外への周知を図っている。

【経営学研究科】

現在、本研究科の理念・目的は、大学ホームページ「公表情報コーナー」(資料 1-11)で公表されている。その意味で社会に向けて、本研究科が目指す方向を明らかにしている。また、理念・目的は本研究科のホームページ(資料 1-16)でも記されており、本研究科の目的が広く目に留まる工夫がなされている。

【人文科学研究科】

本研究科の理念・目的の構成員への周知、社会への公表は、文学部広報冊子『文学部がわかる小事典』(資料 1-9)、大学ホームページ「公表情報コーナー」(資料 1-11)を通じてなされている。

【自然科学研究科】

本研究科の理念・目的は、理学部パンフレット(資料 1-10)や大学ホームページ「公表

情報コーナー」(資料 1-11)を通じ社会に公表されている。

【法務研究科】

本研究科の理念・目的については、毎年度発行している法科大学院案内(資料 1-6)において説明する他、インターネット上の広告や本研究科のホームページ(資料 1-17)に掲載して、大学構成員に周知され、社会に公表されている。また、法科大学院に関心を持ち、あるいは進学を希望する学部学生はもとより、一般の人たちに向けて毎年学内で複数回行っている本研究科の入試説明会でも、本研究科の理念・目的を説明し、希望者には個別面談の形をとって丁寧に説明している。さらに、本研究科の在学生に対しても、法科大学院が質の高い法曹養成のための高度な法学専門教育を施す場であり、決して司法試験に合格するための受験技術を身につけるような場ではないことを、入学前、入学後のガイダンス等の機会を捉えて繰り返し周知徹底させる努力を行っている。

(3) 大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか

【大学全体】

大学の理念・目的について定期的な検証は行っていないが、2010 年度に各学部・各研究科がディプロマ・ポリシー(学位授与方針)、カリキュラム・ポリシー(教育課程の編成・実施方針)、アドミッション・ポリシー(入学者受入方針)を作成した際には、各学則に定める理念・目的や各学部・各研究科の教育研究上の目的に立ち返って検討を進めた経緯がある。理念・目的や教育研究上の目的は重要事項を決定する上で各部門の根幹となっており、これらは適切に機能している。

2014 年度には「学習院大学全体(学士課程)の基本ポリシー」(資料 1-18)が制定された。「学習院大学全体(学士課程)の基本ポリシー」は大学運営を協議する専門職大学院研究科長会議及び学部長会議(合同会議)において不断に検証されることになる。また、この大学全体の方針に沿って、今後、各学部・各研究科がさらにそれぞれの理念・目的を検証することになる。

【法学部】

本学部の理念・目的について定期的な検証は行ってこなかったが、社会の変化に応じて検証する必要があることから、本学部では暫定的な覚書を教授会において確認し、定期的検証を行う仕組みを検討する旨を申し合わせている。(資料 1-19)

【経済学部】

これまで本学部の理念・目的の適切性について直接的な検証は行ってこなかったが、教授会におけるカリキュラム、入試、広報等に関する議論の過程で事実上検討してきたといえる。しかし、2013 年度より、時代の要請に対応できるように理念・目的の適切性の検証を教授会で年 1 回行っている。(資料 1-20)

【文学部】

理念・目的の適切性については、学部として定期的な検証は行ってこなかったが、カリキュラム・ポリシーについては「学部教務委員会」において、アドミッション・ポリシーについては「入学者選抜方法等に関する検討委員会」において、現在見直しが行われており、2014年度中の改定が予定されている。理念・目的の適切性については、これらの検証作業において実質的な議論が行われる中で担保されていく。

【理学部】

現在は、定期的な検証は行われていないが、科学研究・教育に対する社会の要請の変化に応じて検証する必要があると考える。

【法学研究科】

本研究科の理念・目的それ自体の定期的な検証は行っていないが、全学の点検・評価システム（「点検・評価シート」の作成（※詳細は第10章で説明））の運用の一環で毎年見直している。

2013年11月26日の研究科委員会において、社会人を積極的に受け入れていることも理念・目的に反映すべきか議論を行い、引き続き検討することとした（資料1-21）。その後、2014年6月24日の研究科委員会において、社会人を積極的に受け入れることを大学院学則の教育研究上の目的に明記する旨の改正案が了承された。

【政治学研究科】

現時点では、研究科独自のものとしては、定期的な検証体制は制度化されていないが、全学の点検・評価システム（「点検・評価シート」の作成（※詳細は第10章で説明））の運用の一環で毎年行っている。

【経済学研究科】

検証の責任主体・組織は、本研究科教員から構成される研究科委員会である。これに基づき、本研究科は、2007年度から2年ほどかけて大学院の理念や目的について議論を行い（資料1-22）、2008年度より、専修コースの設置、入試機会の多様化等、順次実施に移している。現在は、その効果を見極めている。

【経営学研究科】

現在、定期的な検証を行う仕組みはないが、理念については、2013年度に分析課題を従来よりも明示する等、小幅な修正を行った。

【人文科学研究科】

理念・目的の適切性については、研究科として定期的な検証は行ってこなかった。今後は、「大学院問題検討委員会」においてカリキュラム、学位の授与、入学試験等の問題を検証する中で、理念・目的についても実質的な議論を行い、その適切性を担保していく。

【自然科学研究科】

現在は、定期的な検証は行われていないが、科学研究・教育に対する社会の要請の変化に応じて検証する必要があると考える。

【法務研究科】

本研究科の理念・目的が周知徹底されているかどうか、また、実際の教育がこの理念・目的どおりに行われているかどうかについては、絶えず注意を払い、点検を行っている。具体的には、自己点検・評価委員会において本研究科の教育課程を検証し、その結果を自己点検・評価報告書にまとめ、第三者による外部評価及び法科大学院認証評価に委ねている。(資料 1-23、1-24)

2. 点検・評価

●基準1 (理念・目的) の充足状況

本学の理念・目的に基づいた幅広い基礎教養教育とそれを土台にした専門教育、また、少人数授業やきめ細かい就職指導など学生の個性に応じた教育・研究及び指導は、社会にとって有用となる人材を育成しており、理念・目的として適切に機能していることから、同基準を概ね充足している。ただし、理念・目的の定期的な検証については、やや不十分である。

①効果が上がっている事項

【大学全体】

大学・学部・研究科の理念・目的は、2010 年度より、教育研究上の目的を大学ホームページで公表し、大学構成員及び社会に周知を図った。大学ホームページにおいては、「大学概要」の「公表情報コーナー」で公表するとともに、トップページにも「公表情報コーナー」のバナーを設けている。

【経済学部】

2014 年に、経済学部創立 50 周年事業の一環として、経済学部教員による経済学・経営学に関する一般向け書籍「経済と経営を楽しむためのストーリー」(東洋経済新報社)を出版した(資料 1-25)。それにより本学部教員の研究の特色について社会に広く周知されることが期待できる。

【経済学研究科】

2011・2012 年度に、本研究科のホームページをリニューアルし、「研究科紹介」ページにおける「概要」、「教育・研究上の目的」の項において、本研究科の理念・目的を周知・公表している(資料 1-26)。また、学内の学生に対する説明会では、定期的に情報を更新し、本研究科の特徴について詳細に説明している。

②改善すべき事項

【大学全体】

大学全体の理念・目的の適切性を検証するための組織・権限・手続といったプロセスの明確化、検証する組織や会議体、規程等の整備の検討が求められている。専門職大学院研

究科長会議及び学部長会議（合同会議）の機能の実体化・課題の明確化（目的・方針等の検証体制の確立）について検討を進める。また、「学習院大学全体（学士課程）の基本ポリシー」についても、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの関連性の検証や、大学全体の理念・目的と各学部・各研究科の理念・目的の関連性の検証等、本学の教育の質保証の根幹となる方針を絶え間なく検証するシステムの構築が課題である。

3. 将来へ向けた発展方策

①効果が上がっている事項

【大学全体】

2014年度に制定された「学習院大学全体(学士課程)の基本ポリシー」に沿って(資料1-18)、今後、各学部・各研究科がさらにそれぞれの理念・目的を検証することになる。

【法学研究科】

法学部において涵養されたリーガル・マインドをもとに、より複雑な法的問題を解決できる専門性と、国際的視野を有する法律家を養成することを目的に、2016年度に法学研究科法律学専攻博士前期課程の開設を予定している。これに対応して、大学院学則の教育研究上の目的を見直している。

②改善すべき事項

【大学全体】

大学全体の理念・目的の適切性を検証するための組織・権限・手続といったプロセスの明確化、検証する組織や会議体、規程等の整備の検討が求められていることから、専門職大学院研究科長会議及び学部長会議（合同会議）の機能の実体化・課題の明確化（目的・方針などの検証体制の確立）について検討を進めることにする。

また、「学習院大学全体（学士課程）の基本ポリシー」についても、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの関連性の検証や、大学全体の理念・目的と各学部・各研究科の理念・目的の関連性の検証など、本学の教育の質保証の根幹となる方針を絶え間なく検証するシステムの構築が課題である。大学全体の運営を協議する専門職大学院研究科長会議及び学部長会議（合同会議）を検証主体として協議を始めることにする。

4. 根拠資料

< 共通資料（提出を義務付けられている資料） >

資料 1-1 学習院大学学則

資料 1-2 学習院大学大学院学則

資料 1-3 学習院大学専門職大学院学則

資料 1-4 学習院大学 大学案内 2014

資料 1-5 学習院大学 大学院案内 2014

資料 1-6 学習院大学 法科大学院案内 2014

資料 1-7 法学部ガイド 2013-2014、法学部教員メッセージ 2013-2014

資料 1-8 経済学部教員プロフィール 2013

資料 1-9 文学部がわかる小事典 2013 (学部・大学院紹介)

資料 1-10 理学部パンフレット

<その他の根拠資料>

資料 1-11 公表情報コーナー

URL : <http://www.gakushuin.ac.jp/univ/profile/kouhyo/index.html>

資料 1-12 大学概要

URL : <http://www.gakushuin.ac.jp/univ/profile/index.html>

資料 1-13 「法学部で社会を動かす」(日経 BP ムック)

資料 1-14 「経済学部で世界を生き抜く」(日経 BP ムック)

資料 1-15 法学研究科の理念・目的・教育目標等のホームページへの記載について

資料 1-16 経営学研究科ホームページ

URL : <http://www.gakushuin.ac.jp/univ/g-man/>

資料 1-17 法科大学院ホームページ「理念と目標」

URL : <http://www.gakushuin.ac.jp/univ/g-law/lawschool/b/b2.html>

資料 1-18 学習院大学全体(学士課程)の基本ポリシー

URL : <http://www.gakushuin.ac.jp/univ/profile/kouhyo/undergraduate/undergraduate.html>

資料 1-19 内部質保証のための暫定的な覚書(法学部)

資料 1-20 経済学部教授会議事録(平成 26 年 1 月 14 日、同年 2 月 14 日)

資料 1-21 法学研究科委員会議事録(平成 25 年 11 月 26 日)

資料 1-22 経済学研究科委員会議事録(平成 19 年 12 月 11 日、平成 20 年 5 月 27 日)

資料 1-23 学習院大学法科大学院 外部評価報告書(2011 年度実施)

URL : http://www.gakushuin.ac.jp/univ/g-law/lawschool/b/pdf/gaibu_new.pdf

資料 1-24 平成 25 年度実施法科大学院認証評価の評価結果について

URL : <http://www.gakushuin.ac.jp/univ/g-law/lawschool/b/niadue2013.html>

資料 1-25 「経済と経営を楽しむためのストーリー」(東洋経済新報社)

資料 1-26 経済学研究科ホームページ

URL : <http://www.gakushuin.ac.jp/univ/g-eco/introduc/intro.html>

また、教育研究を実践するための附置研究施設として、図書館（大学図書館、法学部・経済学部図書センター、理学部図書室）、スポーツ・健康科学、情報・ICT、外国語教育に係わる3センター（スポーツ・健康科学センター、計算機センター、外国語教育研究センター）、東アジア学の研究拠点となる東洋文化研究所、歴史学の研究と学芸員養成に貢献する史料館、国際連携・国際研究・国際教育を推進する国際研究教育機構を配置し、附属施設として国際交流センター、各学部・各研究科共通という位置付けで資格取得のためのカリキュラム運営に係わる教職課程と学芸員課程を有している。

この他、高度専門的な研究プロジェクトを推進するための学部附置研究施設として、経済学部には経済経営研究所（GEM: Gakushuin University Research Institute for Economics and Management）、文学部に人文科学研究所、理学部に生命分子科学研究所がある。また、大学院附置研究施設として、人文科学研究科に心理相談室、法務研究科に法務研究所がある。

附置研究施設、附属施設それぞれの目的は次のとおりである。

スポーツ・健康科学センターは、スポーツ科学及び健康科学の教育並びに体育・スポーツ活動及び健康教育に関する専門的業務を総合的に行うことを目的とする組織である。

計算機センターは、電子計算機及び電子通信機器による各種情報処理に関する教育及び研究活動を総合的に行うことを目的とする組織である。

外国語教育研究センターは、外国語に関する教育・研究活動を総合的に行うことを目的とする組織である。

東洋文化研究所は東洋の諸国・諸民族の文化に関する研究とその資料の収集を行い、世界の文化の興隆に貢献することを目的とする組織である。

史料館は文書記録・遺物等の史料の蒐集保管並びに、その調査研究を行うとともに、それらの史料を展示して教職員・学生及び一般の利用に供することを目的とする組織である。

国際研究教育機構は、国際研究及び国際教育に関して、大学全体の見地から、事業の企画運営、支援、連携等、必要な対応を実行するとともに、各教育・研究部門の枠組みを超えた学習院全体の国際化推進に寄与することを目的とする組織である。

国際交流センターは、海外との学術・文化の交流を促進し、教職員及び学生の教育研究に資することを目的とする組織である。

教職課程は、小学校、中学校及び高等学校の教員を志望する学生のために、教育職員免許状を取得するために必要な教育を行うことを目的とする組織である。

学芸員課程は、学芸員資格を取得するために必要な教育を行うことを目的とする組織である。なお、学芸員課程は、2012年4月1日施行の改正「博物館法施行規則」への対応時に、大学学則・カリキュラム・組織の適切性について大幅な見直しを行った結果、1981年に本学が学芸員資格取得のための授業科目を開講して以来の組織名「学芸員資格取得」から名称変更を行った。

経済経営研究所は、経済及び経営に関する研究・調査並びにその成果の発表、研究会・講演会・シンポジウムなどの開催、その他、経済経営研究所の研究目的を達成するための事業を営むことを目的とする組織である。

人文科学研究所は、複数の研究者による共同研究を行うことにより、これまで以上に人文科学研究の進歩発展に寄与することを目的とする組織である。

生命分子科学研究所は、分子科学の基盤に立って生命現象の基礎的解明に寄与することを主な目的とし、合わせて研究成果の応用を図ることを目的とする組織である。

心理相談室は、社会に向けての心理臨床サービスの提供、学習院大学大学院人文科学研究科臨床心理学専攻博士前期課程大学院生及び室員会議で認めた者の心理臨床の実習、技能と研究の指導、臨床心理学に関する研究を目的とする組織である。

法務研究所は、第一に法実務に貢献する法学研究の促進をすること、第二に法科大学院における法実務教育について研究し、法科大学院での教育の在り方に寄与すること、第三に法実務に係わる事項について貢献することを目的とした組織である。

(各部門の規程については、資料2-16～資料2-29を参照のこと。)

これらの附置研究施設、教職課程や学芸員課程は、専門教育を担っている各学部・各研究科と緻密に連携を図りながら教育研究活動を行っている。例えば、3センターに所属する専任教員は、それぞれが各学部教授会の構成員となっており、全学部学生に共通する教養科目と専門科目の有機的な結合に関し、意思疎通の機会を確保している。こうした連携により、学生は専門分野の高い学識と幅広い教養を身に付けることが可能となっている。

また、心理相談室は、相談指導教員、臨床心理士スタッフの指導のもとで、社会のニーズに応え、個別心理相談、遊戯療法、保護者カウンセリング、箱庭療法、援助専門職へのコンサルテーションを行っている。法務研究所は、法実務に貢献する法学研究とその成果の発表のために、定期的に研究会や講演会を開催しており、社会の要請に的確に対応した教育研究活動を行っている。

なお、本学における教育研究のさらなる発展・充実を図るために、2008年度以降、次のとおり組織を拡充してきている。2008年度に人文科学研究科「美術史学専攻」、「アーカイブズ学専攻」、「身体表象文化学専攻」、自然科学研究科「生命科学専攻」を、2009年度に人文科学研究科「臨床心理学専攻(博士前期課程)」、理学部「生命科学科」を、2013年度に文学部「教育学科」をそれぞれ設置した。また、各部門の附置研究施設として2009年度に「心理相談室」、「法務研究所」を設置した。さらには、2012年度にパイロット事業として設置した「学長付国際研究交流オフィス」を発展的に解消し、2014年度に「国際研究教育機構」を常設化した。(設置年度については、資料2-15 大学基礎データ表1を参照のこと。)

(2) 教育研究組織の適切性について、定期的に検証を行っているか。

<大学全体>

教育研究組織の適切性についての全学的かつ定期的な検証は行っていないが、各学部・各研究科及び3センター等附置研究施設は、教授会、研究科委員会、運営委員会等の各種会議体において、それぞれ必要に応じて改善・改革を行っている。学部・学科や研究科・専攻の新設・改編などの全学的な教育研究組織の変更や教学事項に関して大きな変更がある場合は、大学運営を協議する専門職大学院研究科長会議及び学部長会議(合同会議)において、各部門の意見を徴しながら慎重に審議されている。

一方、各部門の教育研究組織に係わる検証作業については、2010年度より毎年、自己評

価委員会において各部門に「点検・評価シート」の提出を義務付けている（※詳細は第10章で説明）。この「点検・評価シート」は公益財団法人大学基準協会（以下、「大学基準協会」）の定める大学基準項目と点検・評価項目に沿った内容になっていることから、「点検・評価シート」を各部門が作成することで、教育研究組織の適切性はある程度担保されている。

また、大学全体と同様に各部門においては、これまで教育研究組織の理念・目的の適切性について直接的な検証を行ってこなかったが、部門によっては独自に改善の取り組みを始めている。経済学部では、2013年度より、時代の要請に対応できるように教育研究組織の適切性の検証を教授会で年に一度行っている（資料 2-30）。また、文学部では、2014年度より、文学部の教育研究組織の中・長期的将来像を検討するための「将来計画特別委員会」が設置されている。このような取り組みが全学的に普及していくことが期待される。

全学的な附置研究施設や各部門の附置研究施設においては、定期的に行われるそれぞれの運営委員会等各種会議体の審議事項として、①運営の基本方針、②予算に関する事項、③人事に関する事項、④その他運営に必要と認められた事項等を取り扱っており、それぞれの組織の目的に照らして適切な組織であるかを検証している。

2. 点検・評価

●基準2（教育研究組織）の充足状況

現状説明に記載したとおり、本学の理念・目的に基づいて、適切な教育研究組織を整備しており、同基準を概ね充足している。

①効果が上がっている事項

<大学全体>

2012年5月より、学内諸部門（各学部・各研究科・国際交流センター・学長室研究支援センター）のハブの役割を果たし、国際研究交流・教育交流の実際の動きが円滑に進むよう「学長付国際研究交流オフィス」をパイロット事業として設置し、専任教員2名（教授1名、准教授1名）を配置した。既存部門の役割を補完しつつ、新規の研究交流開発の推進に寄与するリサーチ・アドミニストレーターないしリサーチ・コーディネーターの役割を担い、以下の業務を遂行した。

- ①国際連携系：国際研究教育連携に係わる大学の将来像の検討
- ②国際研究系：外部資金による国際研究連携の実施
- ③国際教育系：外部資金等による国際教育連携の促進

なお、2年間のパイロット事業の成果を踏まえ、「学長付国際研究交流オフィス」を発展的に解消し、2014年度より「国際研究教育機構」を常設化した。本機構は、現状において多くの国際研究プロジェクト・国際教育プログラムを運営し、文部科学省や文化庁の新たな競争的資金を獲得する等、本学の国際的な教育研究に寄与している。今後は、本機構のもとで、上記①～③の業務を遂行するとともに、本機構の組織規模や関連現存組織との関係調整、施設設備等の確保、事務職員の配置等について、引き続き検討を進める予定である。（資料 2-31、2-32）

②改善すべき事項

<大学全体>

大学全体の教育研究組織の適切性を検証するための組織・権限・手続の明確化、検証する組織や会議体、規程等の整備の検討が求められている。専門職大学院研究科長会議及び学部長会議（合同会議）の機能の実体化・課題の明確化（目的・方針などの検証体制の確立）について検討を進める。

また、国際研究教育機構の設置に伴い、同機構、国際交流センター、学長室研究支援センターそれぞれの機能を整理統合することが課題となっている。まずは3部門の業務内容等を確認・検証し、2015年度以降に組織改編を検討する予定である。

3. 将来へ向けた発展方策①効果が上がっている事項

<大学全体>

2015年度に、人文科学研究科に「教育学専攻」、「臨床心理学専攻（博士後期課程）」が開設される。

教育学専攻の目的は、質の高い教育専門家としての教師を養成することである。特に、博士前期課程においては、高度の専門性を備えた初等・中等教員の養成及び現職教師の教育を担うこと、博士後期課程においては、大学において教師教育を担う研究者及び教育行政において教育政策を担う高度の専門家を養成することである。

臨床心理学専攻博士後期課程の目的は、博士前期課程で習得した心理臨床能力を臨床現場で発揮しながら、その能力をさらに伸ばし、様々な領域の事例や困難度の高い事例にも対応できるような人材を養成すること、心理臨床実践を多角的な視点から検討し、臨床心理学に資する研究を行うことのできる人材を養成することである。

また、2016年度に、既存の4学部に加え、52年ぶりの新学部として「国際社会学部（仮称）」を開設する準備が進められている。これまでの本学の広義の教養と基礎教育の伝統に加え、この新学部では社会科学の手法を使って国際社会の問題を解明する力を養い、国際社会で活躍できる人材を養成し、社会の求めるグローバルリーダーを育成していく。「国際社会学部（仮称）」の教育研究上の目的は次のとおりである。「教育においては、広い視野から国際的な発想ができることを活かして、国際的なビジネスで活躍できる人材を育成することを基本の目的とする。社会科学と語学教育を融合させたカリキュラムにより、グローバルな問題を理解し探究するための社会科学的な基礎学力を育み、また、それを活かしてグローバル環境において活躍できるコミュニケーション能力を育むことを目指している。研究においては、国際間の違いが、経済的・社会的な活動に大きな影響を持っていることを、社会を分析する様々な視点から理解することで、諸問題への解決策を考えることを目指している。」

②改善すべき事項

<大学全体>

2014年度に国際研究教育機構が常設化する際に、専任教員2名（教授1名、准教授1名）の他、計画段階では法人に対して専任職員の配置を要求していたが、現在のところ実現していない。国際研究・国際教育のハブとして機能することを期待されながら、組織として不十分な状態で運営がスタートしており、事業内容の棲み分けも限定的にならざるを得ない状況であることから、既存組織との再編・統合が重要な改善点である。

4. 根拠資料

＜提出を義務付けられている資料＞

※附置研究施設のパンフレットに代えて、各施設のホームページURLを記す。

資料 2-1 スポーツ・健康科学センターホームページ

URL : <http://www.gakushuin.ac.jp/univ/shsc/>

資料 2-2 計算機センターホームページ

URL : <http://www.gakushuin.ac.jp/univ/cc/>

資料 2-3 外国語教育研究センターホームページ

URL : <http://www.gakushuin.ac.jp/univ/fltrc/index.html>

資料 2-4 東洋文化研究所ホームページ

URL : <http://www.gakushuin.ac.jp/univ/rioc/>

資料 2-5 史料館ホームページ

URL : <http://www.gakushuin.ac.jp/univ/ua/>

資料 2-6 国際研究教育機構ホームページ

URL : <http://www.gakushuin.ac.jp/univ/geore/>

資料 2-7 国際交流センターホームページ

URL : <http://www.gakushuin.ac.jp/univ/cie/index.html>

資料 2-8 教職課程ホームページ

URL : <http://www.gakushuin.ac.jp/univ/teacher/>

資料 2-9 学芸員課程ホームページ

URL : <http://www.gakushuin.ac.jp/univ/curator/index.html>

資料 2-10 経済経営研究所（GEM）ホームページ

URL : <http://www.gakushuin.ac.jp/univ/eco/gem/>

資料 2-11 人文科学研究所ホームページ

URL : <http://www.gakushuin.ac.jp/univ/let/rihum/>

資料 2-12 生命分子科学研究所ホームページ

URL : <http://www.gakushuin.ac.jp/univ/sci/bio/main.html>

資料 2-13 心理相談室ホームページ

URL : <http://www.gakushuin.ac.jp/univ/g-hum/icp/>

資料 2-14 法務研究所ホームページ

URL : <http://www.gakushuin.ac.jp/univ/g-law/lawschool/legal.html>

＜その他の根拠資料＞

- 資料 2-15 全学の設置学部・学科・大学院研究科等（大学基礎データ 表 1）
- 資料 2-16 学習院大学スポーツ・健康科学センター規程
- 資料 2-17 学習院大学計算機センター規程
- 資料 2-18 学習院大学外国語教育研究センター規程
- 資料 2-19 学習院大学東洋文化研究所規程
- 資料 2-20 学習院大学史料館規程
- 資料 2-21 学習院大学国際研究教育機構規程
- 資料 2-22 学習院大学国際交流センター規程
- 資料 2-23 学習院大学教職課程規程
- 資料 2-24 学習院大学学芸員課程委員会規程
- 資料 2-25 学習院大学経済経営研究所規程
- 資料 2-26 学習院大学人文科学研究所規程
- 資料 2-27 学習院大学生命分子科学研究所規程
- 資料 2-28 学習院大学心理相談室規程
- 資料 2-29 学習院大学法務研究所規程
- 資料 2-30 経済学部教授会議事録（平成 26 年 1 月 14 日、同年 2 月 14 日）
（既出 資料 1-20）
- 資料 2-31 学長付国際研究交流オフィス組織図
- 資料 2-32 学習院大学国際研究教育機構開設計画案

第3章 教員・教員組織

1. 現状の説明

(1) 大学として求める教員像および教員組織の編制方針を明確に定めているか。

【大学全体】

大学として求める教員像及び教員組織の編制方針を文章化した形では定めていないが、2014年度に全面改定された「学習院大学教員選任規程」（資料3-5）第1条第2項に定めるとおり、「教員の選任基準は、学部においては、大学設置基準第14条から第17条を準用し、専門職大学院においては、大学設置基準第14条から第16条及び専門職大学院設置基準第5条を準用する。」としており、法令に準じて適切に機能している。

また、大学院の担当資格審査については、2011年度に各研究科において「授業及び指導の担当資格に関する内規」が定められており、内規に基づいて適切な教員選考を行っている。助教についても、「大学の教員等の任期に関する法律」（平成9年法律第82号）の一部改正（平成26年4月1日施行）に伴い、「労働契約法」（平成19年法律第128号）の特例が設けられたことを受け、2014年度に「学習院大学助教の任期に関する規程」（資料3-6）を改定し、法令との整合性を図っている。

教員に求める能力・資質等の明確化については、優れた教育研究業績を有することが最も重視されるのは当然であるが、各学部・各研究科が定める教育研究上の目的を理解し、目的の達成のために自らの協力を惜しまないことが本学の教員に求める能力・資質である。教員構成は、教授、准教授、講師、助教が教育研究の核となるが、必要に応じて特別客員教授、実務家教授等を採用することにより、全体として強固な教育研究体制を築いている。

教員の組織的な連携体制と教育研究にかかる責任の所在の明確化については、「学習院大学役職規程」（資料3-7）に示すとおり、学部及び研究科の教育研究は学部長及び研究科委員長の責任体制のもと組織的に行われている。

なお、本学教員の定年は70歳である。（資料3-12）

【法学部】

教員に求められる能力・資質等については、それぞれの専門分野において広い見識をもった第一線で活躍する研究者で、本学部の研究教育上の目的を踏まえた教育に情熱をもつ人物を教員に採用している。教員組織の編成方針については、明文化されていないが、法学科と政治学科の教員数に大きな差を設けたことはなく、各学科をほぼ同規模のものとするという教員組織の編成に関する考え方が維持されている。教員の組織的な連携体制と教育研究にかかる責任の所在の明確化については、法学部長、各学科主任の責任体制のもとに組織的に行われている。

【経済学部】

学部長1名のもと、学科主任1名が各学科に所属し、学部長の指示を受けその学科に属する事項を処理している（資料3-7）。大学設置基準上必要な専任教員数は26名であるが、教育及び研究の質向上のため、40名の専任教員を配置している。専任教員はそれぞれの専門分野で高い研究能力をもつことに加え、分かりやすい授業を行う能力があることを重視

している。本学部専任教員は全員が経済学研究科もしくは経営学研究科の教員を兼ねているので、本学部では研究科で指導ができる高い研究能力を持った教員を採用している。なお、准教授は博士前期課程の大学院生のための指導としている。

各学科専任教員 20 名のうち、各学科の中心的科目については専任教員がいることを基本として、1、2 名の特別客員教授を 2 年ないし 4 年の任期付きで配置している。特別客員教授は、専門分野において高度な専門的業務を長年にわたり経験し専門家として高い評価を有する者であり、その定員は各学部及び学科の専任教員数の 1 割を目安とすることが「学習院大学特別客員教授規程に関する内規」（資料 3-13）で定められている。

【文学部】

教員に求める能力・資質等の明確化については、大学設置基準「第三章 教員組織」に定められた内容に加え、本学の特性に鑑み、優れた教育研究業績を有するのみならず、本学部・人文科学研究科の理念・目的を理解し、その達成のために力を惜しまない能力・資質の教員を採用している。教員の組織的な連携体制と教育研究に係る責任の所在の明確化については、文学部長ならびに各学科主任が出席する学科主任会議の責任体制のもとに組織的に行われている。

【理学部】

大学設置基準「第三章 教員組織」に定められた内容に加え、本学部の教育理念・目的に照らして、物理学、化学、数学及び生命科学の分野の中で、広い見識を持った第一線の研究者で、教育にも情熱を持つ者を教員として組織している。専任の教授、准教授及び講師の採用ならびに昇格に関しても、本学部で定める「理学部専任教授・准教授・講師の選任に関する内規」（資料 3-14）に則り、教授会の議を経て、厳格に行っている。

【法学研究科】

教員に求める能力・資質等の明確化については、優れた教育研究業績を有することが最も重視されるのは当然であるが、本研究科が定める教育研究上の目的を理解し、目的の達成のために自らの協力を惜しまないことが教員に求める能力・資質である。教員構成は、教授、准教授、講師が教育研究の核となるが、本研究科は法務研究科と連携を図っており、本研究科専任教員及び法務研究科専任教員による総合的な学生指導体制を築いている。教員の組織的な連携体制と教育研究にかかる責任の所在の明確化については、本研究科委員長の責任体制のもと、組織的に行われている。

本研究科で教育を行う専任教員は、全員が法学部法学科または法務研究科の専任教員であり、本研究科では独自に教員の募集・任命を行っておらず、その昇格も含めて、専ら学部または法務研究科において審査・判断を行っている。その詳細については、法学部及び法務研究科の記述に譲る。

【政治学研究科】

日本政治・政策研究、国際関係・地域研究、社会・公共領域研究の 3 分野において高度な専門的知見を持ち、広い見識を持った第一線の研究者で、教育にも情熱を持つ者を教員

として採用し、適切に配置している。

【経済学研究科】

本研究科及び経済学科は、経済学の分野で優れた研究業績があり、教育熱心な教員により教員組織を編成するという考え方のもとに、募集時にこれを確認し、募集要項等に明記している。そのように採用された経済学科所属の教授、准教授、講師が研究科委員会を構成する。また、2011年度には、「大学院経済学研究科における授業および指導の担当資格に関する内規」を定め、本研究科教員組織における教育分担の原則も明確化された。

【経営学研究科】

本研究科における教員採用、教員組織の編成は経済学部が主体的に行うが、研究科の専任教員は学部の専任教員を兼ねているため、研究科の意見を十分反映させることが可能である。求める教員像としては優れた研究能力、教育能力に加えて教育に対する熱意があることを重視している。また、教員組織については、「学際化」、「国際化」、「情報化」を教育・研究の柱として、マーケティング系、経営組織・管理系、経営戦略系、会計・財務系、経営科学・情報系、経営史系の6分野にバランスよく教員を配置することとしている。

【人文科学研究科】

教員に求める能力・資質等の明確化については、大学院設置基準「第三章 教員組織」に定められた内容に加え、本学の特性に鑑み、優れた教育研究業績を有するのみならず、本研究科の理念・目的を理解し、その達成に力を惜しまない能力・資質の教員を採用している。教員の組織的な連携体制と教育研究に係る責任の所在の明確化については、文学部長・人文科学研究科委員長、ならびに各学科・専攻主任の責任体制のもとに組織的に行われている。

【自然科学研究科】

大学院設置基準「第三章 教員組織」に定められた内容に加え、本研究科の教育理念・目的に照らして、物理学、化学、数学及び生命科学の分野の中で、広い見識を持った第一線の研究者で、教育にも情熱を持つ者を教員として組織している。専任の教授、准教授、及び講師の採用ならびに昇格に関しても、理学部で定める「理学部専任教授・准教授・講師の選任に関する内規」(資料 3-14)に則り、理学部教授会の議を経て、厳格に行っている。

【法務研究科】

本研究科は、「学校法人学習院校規」(資料 3-15)により、専門職大学院として位置付けられており、その運営に関する重要事項を審議決定する機関として、法科大学院教授会が置かれている。本研究科では、「学習院大学法科大学院教員選任規程」(資料 3-10)及び「採用の手続に関する法科大学院内規」(平成 26 年 4 月 1 日からは「教員の採用及び昇格の手続に関する内規」)(資料 3-9)により、慎重な手続きを経た上で、法科大学院教授会において採用及び昇格を決定している。また、実務法曹の養成という目的のもとで、ハイレベルでオーソドックスな法学教育を施すのが基本的な姿勢であること、ハイレベルな教育はハ

イレベルなスタッフによってのみ可能との考えをとっていることを、大学院案内等で明らかにしている。

(2) 学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか。

【大学全体】

各学部、大学院各研究科、法務研究科において、以下の教員組織（専任教員数）に示すとおり、「大学設置基準」、「大学院設置基準」、「専門職大学院設置基準」に定められた教員数を満たしている。

各学部教員組織

学部・学科等		専任教員数										助手	設置基準上 必要専任 教員数	
		教授		准教授		講師		助教		計(A)				
			特任等 (内数)		特任等 (内数)		特任等 (内数)		特任等 (内数)		特任等 (内数)			うち 教授数
法学部	法学科	18	1	3	0	0	0	0	0	21	1	0	13	7
	政治学科	19	1	0	0	0	0	0	0	19	1	0	13	7
法学部 計		37	2	3	0	0	0	0	0	40	2	0	26	14
経済学部	経済学科	19	1	1	0	0	0	0	0	20	1	0	13	7
	経営学科	20	2	0	0	0	0	0	0	20	2	0	13	7
経済学部 計		39	3	1	0	0	0	0	0	40	3	0	26	14
文学部	哲学科	8	0	2	0	0	0	2	0	12	0	0	6	3
	史学科	12	0	0	0	0	0	1	0	13	0	0	6	3
	日本語日本文学科	12	0	0	0	0	0	1	0	13	0	0	7	4
	英語英米文化学科	9	0	3	0	0	0	1	0	13	0	0	7	4
	ドイツ語圏文化学科	5	0	2	0	0	0	1	0	8	0	0	6	3
	フランス語圏文化学科	7	0	2	0	0	0	1	0	10	0	0	6	3
	心理学科	10	0	0	0	0	0	2	0	12	0	0	6	3
	教育学科	10	1	1	0	1	0	1	0	13	0	0	10	5
	学部の者	0	0	0	0	0	0	2	0	2	0	0		
文学部 計		73	1	10	0	1	0	12	0	96	0	0	54	28
理学部	物理学科	6	0	1	0	0	0	8	0	15	0	0	8	4
	化学科	8	0	1	0	0	0	9	0	18	0	0	8	4
	数学科	9	0	0	0	0	0	5	0	14	0	0	8	4
	生命科学科	8	0	0	0	0	0	7	0	15	0	0	8	4
	学部の者	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0		
理学部 計		31	0	2	0	0	0	30	0	63	0	0	32	16
教職課程		(10)	(1)	(1)	(0)	(1)	(0)	(1)	(0)	(13)	(1)	0		
学芸員課程		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
基礎教養		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
スポーツ・健康科学センター		4	0	1	0	0	0	0	0	5	0	0		
計算機センター		3	0	0	0	0	0	6	0	9	0	0		
外国語教育研究センター		11	0	1	0	0	0	0	0	12	0	0		
東洋文化研究所		0	0	0	0	0	0	2	0	2	0	0		
史料館		0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0		
国際研究教育機構		1	0	1	0	0	0	0	0	2	0	0		
その他(国際社会学部開設準備室)		2	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0		
大学全体の収容定員に応じ 定める専任教員数													62	31
合 計		201	6	19	0	1	0	51	0	272	5	0	200	103

※教職課程認定基準に定められた、「教職に関する科目（中・高）」に配置する必要専任教員数は4人以上である。

各研究科教員組織

研究科・専攻		専任教員数				助手	設置基準上必要専任教員数		
		研究指導教員		研究指導 補助教員	計		研究指導教員		研究指導 補助教員
		数	うち 教授数				数	うち 教授数	
法学研究科	法学専攻(博士後期課程)	20	17	0	20	0	5	4	5
法学研究科(博士後期) 計		20	17	0	20	0	5	4	5
政治学研究科	政治学専攻(博士前期課程)	18	18	0	18	0	3	2	3
	政治学専攻(博士後期課程)	18	18	0	18	0	3	2	3
政治学研究科(博士前期) 計		18	18	0	18	0	3	2	3
政治学研究科(博士後期) 計		18	18	0	18	0	3	2	3
経済学研究科	経済学専攻(博士前期課程)	19	18	0	19	0	5	4	4
	経済学専攻(博士後期課程)	19	18	0	19	0	5	4	4
経済学研究科(博士前期) 計		19	18	0	19	0	5	4	4
経済学研究科(博士後期) 計		19	18	0	19	0	5	4	4
経営学研究科	経営学専攻(博士前期課程)	18	18	0	18	0	5	4	4
	経営学専攻(博士後期課程)	18	18	0	18	0	5	4	4
経営学研究科(博士前期) 計		18	18	0	18	0	5	4	4
経営学研究科(博士後期) 計		18	18	0	18	0	5	4	4
人文科学研究科	哲学専攻(博士前期課程)	5	3	0	5	0	2	2	3
	哲学専攻(博士後期課程)	5	3	0	5	0	2	2	3
	美術史学専攻(博士前期課程)	5	5	0	5	0	2	2	3
	美術史学専攻(博士後期課程)	5	5	0	5	0	2	2	3
	史学専攻(博士前期課程)	8	8	0	8	0	4	3	3
	史学専攻(博士後期課程)	8	8	0	8	0	4	3	3
	日本語日本文学専攻(博士前期課程)	12	12	0	12	0	3	2	2
	日本語日本文学専攻(博士後期課程)	12	12	0	12	0	3	2	2
	英語英米文学専攻(博士前期課程)	11	8	0	11	0	3	2	2
	英語英米文学専攻(博士後期課程)	11	8	0	11	0	3	2	2
	ドイツ語ドイツ文学専攻(博士前期課程)	6	4	0	6	0	2	2	3
	ドイツ語ドイツ文学専攻(博士後期課程)	6	4	0	6	0	2	2	3
	フランス文学専攻(博士前期課程)	6	4	0	6	0	2	2	3
	フランス文学専攻(博士後期課程)	6	4	0	6	0	2	2	3
	心理学専攻(博士前期課程)	5	5	0	5	0	2	2	3
	心理学専攻(博士後期課程)	5	5	0	5	0	2	2	3
	臨床心理学専攻(博士前期課程)	5	5	0	5	0	2	2	3
	アーカイブズ学専攻(博士前期課程)	5	5	1	6	0	2	2	3
	アーカイブズ学専攻(博士後期課程)	5	5	1	6	0	2	2	3
	身体表象文化学専攻(博士前期課程)	5	5	1	6	0	2	2	3
	身体表象文化学専攻(博士後期課程)	5	5	1	6	0	2	2	3
人文科学研究科(博士前期) 計		73	64	2	75	0	26	23	31
人文科学研究科(博士後期) 計		68	59	2	70	0	24	21	28
自然科学研究科	物理学専攻(博士前期課程)	7	6	0	7	0	4	3	3
	物理学専攻(博士後期課程)	7	6	0	7	0	4	3	3
	化学専攻(博士前期課程)	9	8	0	9	0	4	3	3
	化学専攻(博士後期課程)	9	8	0	9	0	4	3	3
	数学専攻(博士前期課程)	9	9	0	9	0	4	3	3
	数学専攻(博士後期課程)	9	9	0	9	0	4	3	3
	生命科学専攻(博士前期課程)	8	8	0	8	0	4	3	3
自然科学研究科(博士前期) 計		33	31	0	33	0	16	12	12
自然科学研究科(博士後期) 計		33	31	0	33	0	16	12	12
博士前期 合 計		161	149	2	163	0	55	45	54
博士後期 合 計		176	161	2	178	0	58	47	56

法科大学院教員組織

専門職大学院		専任教員数										設置基準 上必要専 任教員数
		教授		准教授		講 師		助教		計(A)		
			特任等 (内数)		特任等 (内数)		特任等 (内数)		特任等 (内数)		特任等 (内数)	
法務研究科	専任教員	8	0	1	0	0	0	0	0	9	0	
法務専攻	専任(兼担)教員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	実務家教員	5	5	0	0	0	0	0	0	5	5	
	(みなし専任教員)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
法務研究科法務専攻 計		13	5	1	0	0	0	0	0	14	5	12
合 計		13	5	1	0	0	0	0	0	14	5	12

(大学基礎データ表2より抜粋)

第3章 教員・教員組織

また、専任教員の年齢構成は以下に示すとおりとなっており、前回の認証評価時よりも全体的なバランスは改善されている。

専任教員年齢構成

学部・研究科	職位	71歳以上	66歳～70歳	61歳～65歳	56歳～60歳	51歳～55歳	46歳～50歳	41歳～45歳	36歳～40歳	31歳～35歳	26歳～30歳	21歳～25歳	計
法学部	教授	—	2	6	4	4	4	9	7	1	0	0	37
		0%	5%	16%	11%	11%	11%	24%	19%	3%	0%	0%	100%
	准教授	—	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	3
		0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	100%	0%	0%	100%
	計	—	2	6	4	4	4	9	7	4	0	0	40
		0%	5%	15%	10%	10%	10%	23%	18%	10%	0%	0%	100%
経済学部	教授	—	7	4	7	5	7	4	5	0	0	0	39
		0%	18%	10%	18%	13%	18%	10%	13%	0%	0%	0%	100%
	准教授	—	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
		0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	100%	0%	0%	100%
	計	—	7	4	7	5	7	4	5	1	0	0	40
		0%	18%	10%	18%	13%	18%	10%	13%	3%	0%	0%	100%
文学部	教授	—	8	21	19	15	9	1	0	0	0	0	73
		0%	11%	29%	26%	21%	12%	1%	0%	0%	0%	0%	100%
	准教授	—	0	0	0	1	0	5	2	2	0	0	10
		0%	0%	0%	0%	10%	0%	50%	20%	20%	0%	0%	100%
	講師	—	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
		0%	0%	100%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	100%
	助教	—	0	0	0	0	0	4	2	5	1	0	12
		0%	0%	0%	0%	0%	0%	33%	17%	42%	8%	0%	100%
	計	—	8	22	19	16	9	10	4	7	1	0	96
		0%	8%	23%	20%	17%	9%	10%	4%	7%	1%	0%	100%
理学部	教授	—	8	6	3	4	7	3	0	0	0	0	31
		0%	26%	19%	10%	13%	23%	10%	0%	0%	0%	0%	100%
	准教授	—	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	2
		0%	0%	0%	0%	0%	0%	100%	0%	0%	0%	0%	100%
	助教	—	0	1	1	3	3	5	8	5	4	0	30
		0%	0%	3%	3%	10%	10%	17%	27%	17%	13%	0%	100%
	計	—	8	7	4	7	10	10	8	5	4	0	63
		0%	13%	11%	6%	11%	16%	16%	13%	8%	6%	0%	100%
法務研究科(専門職)	教授	—	3	2	1	3	0	4	0	0	0	0	13
		0%	23%	15%	8%	23%	0%	31%	0%	0%	0%	0%	100%
	准教授	—	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
		0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	100%	0%	0%	100%
	計	—	3	2	1	3	0	4	0	1	0	0	14
		0%	21%	14%	7%	21%	0%	29%	0%	7%	0%	0%	100%
外国語教育研究センター	教授	—	0	0	1	6	3	1	0	0	0	0	11
		0%	0%	0%	9%	55%	27%	9%	0%	0%	0%	0%	100%
	准教授	—	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
		0%	0%	0%	0%	0%	0%	100%	0%	0%	0%	0%	100%
	計	—	0	0	1	6	3	2	0	0	0	0	12
		0%	0%	0%	8%	50%	25%	17%	0%	0%	0%	0%	100%
スポーツ・健康科学センター	教授	—	1	0	1	0	1	1	0	0	0	0	4
		0%	25%	0%	25%	0%	25%	25%	0%	0%	0%	0%	100%
	准教授	—	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
		0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	100%	0%	0%	0%	100%
	計	—	1	0	1	0	1	1	1	0	0	0	5
		0%	20%	0%	20%	0%	20%	10%	20%	0%	0%	0%	100%
東洋文化研究所	助教	—	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	2
		0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	50%	50%	0%	100%
	計	—	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	2
		0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	50%	50%	0%	100%
計算機センター	教授	—	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0	3
		0%	0%	33%	33%	0%	0%	33%	0%	0%	0%	0%	100%
	助教	—	0	0	0	1	2	0	0	2	1	0	6
		0%	0%	0%	0%	17%	33%	0%	0%	33%	17%	0%	100%
	計	—	0	1	1	1	2	1	0	2	1	0	9
		0%	0%	11%	11%	11%	22%	11%	0%	22%	11%	0%	100%
史料館	助教	—	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
		0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	100%	0%	0%	0%	100%
	計	—	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
		0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	100%	0%	0%	0%	100%
国際研究教育機構	教授	—	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
		0%	0%	0%	0%	0%	0%	100%	0%	0%	0%	0%	100%
	准教授	—	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
		0%	0%	0%	0%	0%	0%	100%	0%	0%	0%	0%	100%
	計	—	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	2
		0%	0%	0%	0%	0%	0%	100%	0%	0%	0%	0%	100%
国際社会学部開設準備室	教授	—	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	2
		0%	0%	0%	0%	50%	50%	0%	0%	0%	0%	0%	100%
	計	—	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	2
		0%	0%	0%	0%	50%	50%	0%	0%	0%	0%	0%	100%
大学合計		—	29	42	38	43	37	43	26	21	7	0	286
		0%	10%	15%	13%	15%	13%	15%	9%	7%	2%	0%	100%
定年 70 歳													

(大学データ集・表2より抜粋)

【法学部】

各学科において、教育目的を実現する教育課程を設定し、相応しい教員が担当するよう、十分な検討を経た内容が、全て最終的に教授会において議され、承認を受けている。特別客員教授についても、外国人教員、実務家教員といったパーマネントの教員を補完するような人材を配置している。

【経済学部】

専任教員数は、大学設置基準によって定められた必要数を満たしている。学部・学科の理念目的のもとに編成された教育課程に相応しい教員が担当できるよう、各学科の科会及び教授会で慎重に議論している。その結果、それぞれの分野に十分な業績や指導力のある教員を配置している。グローバル化に対応するため外国人を専任教員（1名）として採用し、女性教員（5名）の比率も高まっている。また、研究・教育の幅を広げる意味から特別客員教授の採用にも力を入れている。

本学部の教員は教育研究において外部から高く評価されており、学会活動のみならず、政府の審議会委員、企業の経営指導等、社会貢献活動においても活躍している教員が少なくない。また、特別客員教授を除く専任教員の年齢構成は 61～70 歳 11 名、51～60 歳 12 名、41～50 歳 11 名、31～40 歳 6 名である（前述 p.27 の大学データ集・表 2（抜粋）参照）。

【文学部】

本学部では、大学設置基準を満たした教員数を確保し、かつそれぞれの教育課程に最も相応しい教育研究業績を有する教員が配置されているが、教育研究業績を重要視した結果、教員の年齢構成が比較的高くなっているという問題が生じている。2014 年度の教授・准教授の年齢バランスは、61～70 歳 30 名、51～60 歳 35 名、41～50 歳 19 名、26～40 歳 12 名となっている（前述 p.27 の大学データ集・表 2（抜粋）参照）。

【理学部】

学科内での授業科目と担当教員の適合性は、各学科での入念な議論によって保証されている。最終的には、授業科目とその担当教員は教授会での議を経て確認、決定される。また、演習及び実験・実習科目においては、講師以上の教員はもとより、各学科所属の助教、工作工場の技術スタッフによる、きめ細かな指導が実現している。以上に加え、各学科とも、教育者としても研究者としても、極めてレベルの高い人材が確保され、学外からの高い評価を受けていることから、現状の教員組織は本学部の教育課程に相応しいものと考えられる。

【法学研究科】

本研究科の専任教員数は、収容定員と対比して一定の水準に達していると考えられる。また、年齢的なバランス、専攻分野のバランスについても概ね満足できる状況にある。なお、本研究科の専任教員の採用は法学部において行っているが、研究者としての能力の極めて高い者を採用することができている。

【政治学研究科】

博士前期課程の学生に対しては、日本政治・政策研究、国際関係・地域研究、社会・公共領域研究の3コースを提供し、基本的にそのコースに在籍する教員が共同して指導する体制をとっている。また、全ての受講者に対しコース横断的な演習が提供されており、特定の問題領域に偏ることない幅広い知見が得られるようになっている。博士後期課程の学生に対しては、担当の指導教員が論文作成指導にあたる他、他の教員もコース研究会、実務研修、海外留学等を通して密度の高い接触が図られるような教員組織になっている。

【経済学研究科】

教員の採用においては、経済学科の主導により、教育上最も必要と考えられる分野から採用している。また、採用においては、特定の範囲の年齢に著しく偏らないことを十分に考慮している。原則として、准教授以上の教員が大学院の講義科目を担当するが、特別な事情によっては、特別客員教授や講師が担当することもある。

【経営学研究科】

本研究科としての理念・目的である「学際化」、「国際化」、「情報化」を研究・教育の柱として、次代を担う経営学の研究者及び高度な専門知識を身に付けたビジネス・パーソンを養成することを実現すべく、マーケティング系、経営組織・管理系、経営戦略系、会計・財務系、経営科学・情報系、経営史系の6分野に教員をバランスよく配置している。本研究科の専任教員は2014年3月末現在、教授18人で構成され、全員が経済学部経営学科と兼任となっている。

これに対して在籍学生は博士前期課程5名、博士後期課程14名であり、教員一人あたりの学生数が少なく、密度の濃い教育研究指導が可能となっている。また専任教員のみでカバーできない領域や、経営のトレンドに対応する領域については非常勤講師の起用により、迅速で柔軟性のある対応を行っている。

なお、2011年度には、教員の授業および指導の担当資格を定めた「大学院経営学研究科における授業および指導の担当資格に関する内規」を作成した。内容は次のとおりである。

博士前期課程においては、i) 授業担当は教授、准教授、専任講師、非常勤講師、ii) 指導担当は教授、准教授で、いずれも担当する専門分野に関し、高度な教育研究上の指導能力があると経営学研究科委員会が認めた者である。

博士後期課程においては、i) 授業担当は教授、ii) 指導担当は教授で、いずれも担当する専門分野に関し、極めて高度な教育研究上の指導能力があると経営学研究科委員会が認めた者である。

【人文科学研究科】

本研究科では、大学院設置基準を満たした教員数を確保し、かつそれぞれの教育課程に最も相応しい教育研究業績を有する教員が配置されている。主要授業科目は専任教員が担当している。

【自然科学研究科】

専攻内での授業科目と担当教員の適合性は各専攻での入念な議論によって保証されているが、生命科学専攻に物理学専攻・化学専攻の教員が兼担するなど専攻間の交流によっても授業科目と教員の適合が図られている。最終的には、授業科目とその担当教員は研究科委員会での議を経て確認、決定される。また、演習及び実験実習科目においては、講師以上の教員はもとより、各専攻所属の助教、工作工場の技術スタッフによるきめ細かな指導が実現している。以上に加え、各専攻とも、教育者としても研究者としても、極めてレベルの高い人材が確保され、学外からの高い評価を受けていることから、現状の教員組織は本研究科の教育課程に相応しいものと考えられる。

【法務研究科】

授業計画は教授会審議事項であり、開講科目と教員との適合性は、教授会審議によって担保されている。(資料 3-16)

2014 年度においては、学生の収容定員 150 名に対して、専任教員として研究者教員 9 名、実務家教員 5 名、合計 14 名が所属している。この他に、兼任教員 16 名が本研究科で授業を担当しており、特別招聘教授（非常勤講師に相当）として 2 名が勤務している。すなわち、実務法曹の養成という目的を効果的に果たしうる十分な教員数が配置されており、教員の構成も、研究者・実務家の別、担当分野等において、概ねバランスがとれている。また、専任実務家教員 5 人は全て、法曹として専攻分野において 5 年以上の実務経験と高度の実務能力とを有している。これらは、法科大学院認証評価基準（独立行政法人大学評価・学位授与機構の評価基準）8-1 及び 8-2 を満たしている。

基本法律科目のうち、憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に専任教員が配置されており、基礎法学・隣接科目や展開・先端科目を担当する研究者教員も擁している等、少人数ではあるが科目別配置はバランスのとれたものといえる。(資料 3-17)

(3) 教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか。**【大学全体】**

教員の採用・昇格については、「学習院大学教員選任規程」（資料 3-5）に基づき、厳正に行われている。

学部における専任教員の選任（昇格）手続きは、次のとおりである。

1. 学部長は、当該学科主任と合議の上候補者を選出する。
2. 学部長は、候補者について学部教授会に諮り若干名の選考委員（審査委員）を選出し、選考委員会（審査委員会）を設ける。
3. 選考委員会（審査委員会）は、候補者についてその適否を審査し、学部教授会はこの審査の結果に基づいて専任教員の選任（昇格）を決定する。
4. 学部長は、学部教授会の決定に基づいて学長へ報告する。
5. 学長は、学部長会議に諮り専任教員として採用（昇格）を決定し、院長へ報告する。
6. 院長は、学長からの報告に基づいて発令する。

また、大学院の担当資格審査については、前回の認証評価における助言に基づき改善を図り、2011 年度に各研究科委員会において「授業及び指導の担当資格に関する内規」が定められており、内規に基づいて適切な教員選考を行っている。（資料 3-18）

【法学部】

教員の募集・採用・昇格等については、各学科が主体的に判断している。法学部には、採用・昇格に関する明確な内規があるので、この内規に従い、各学科で研究業績、研究経験等について十分な検討を経た上で、全て教授会の議を経て、行われている。内規の基準は法学部の教育理念と目的に照らし、適正であり、これに従って行われる採用と昇格の手続きも適切であるといえる。（資料 3-19）

【経済学部】

教員の任用、昇格に関する基準・手続きは、「学習院大学教員選任規程」（資料 3-5）、「大学教授会則」（資料 3-2）によって適切に運用されている。教授職は、大卒 16 年経過の学歴及び必要経験年数が必要とされるなど、職種による学歴及び必要経験年数が「学習院教職員給与規程」の「別表 2 初任給基準表」（資料 3-20）に定められている。

募集は公募または推薦によるが、公募による採用が主である。選考過程は、まず、学科科会においてどの分野の教員を募集するかを審議決定し、その分野に関わる専任教員を中心に、3 から 5 名の選考委員会を立ち上げる。選考委員会が複数の候補者を挙げ、研究業績を中心とするプレゼンテーションの実施を依頼し、各学科の専任教員による質疑等を行い、研究能力及びプレゼンテーション能力等を評価する。選考委員会は 1 名の最終候補者を選び、科会で審議する。次に、科会の最終決定案を教授会で審議する。教員の任用については、公募、推薦ともに学部教授会の出席者の 3 分の 2 以上の多数決によりその任用を決定する。

【文学部】

「学習院大学教員選任規程」（資料 3-5）、文学部の「専任教員人事（補充）に関する手順」（資料 3-21）に基づいて適正に行われている。

教員採用の際には、学部長は当該学科主任と合議の上候補者を選出し、教授会に諮り、選考委員会を設ける。選考委員は、学部長、当該学科主任、当該学科教員が合議の上選定して教授会の承認を得た者 1 名、教授会において選出された者 2 名から構成される。選考委員会は候補者の適否を審査し、学部教授会はその審査結果に基づいて審議決定する。その際、教授会は 3 分の 2 以上の出席を要し、3 分の 2 以上の賛成を要する。昇格についても同様の手続きをとる。選考基準に関しては、教育研究業績の独創性、本学部・人文科学研究科の理念・目的を達成せんとする熱意等、総合的観点から行う。なお、教員採用にあたって公募制を導入している学科もある。

【理学部】

教員の募集・採用・昇格等については、基本的に各学科が主体的に進める。採用・昇格については、本学部では「理学部専任教授・准教授・講師の選任に関する内規」（資料 3-14）

という明確な規程を設けており、全て教授会の議を経て、厳格に行われる。内規には、教授、准教授、講師、そして、助教の全てについて、その職に就くための必要条件が定められており、特に、教授、准教授、講師については、研究業績、研究経験、教育経験についての厳しい基準が設けられている。これらの基準は理学部の教育理念・目的に照らして適正であり、これに従って、採用・昇格の手続きも適切に行われている。

【法学研究科】

本研究科の専任教員は、全員が法学部法学科の専任教員であり、本研究科では独自に教員の募集・任免を行っておらず、その昇格も含めて、専ら学部において審査・判断を行っている。法学部における教員の採用及び昇格の判断にあたっては、その者が有する研究及び教育に関する能力が厳しく審査されている。

【政治学研究科】

本研究科教員の募集・採用・昇格等については、基本的に法学部政治学科会の決定に従う。特に、採用は極めて重要であり、その競争性・透明性の確保について特段の配慮をすることが望ましいこともあり、近年は公募手続きを採用することが多くなっている。

【経済学研究科】

本研究科の専任教員は全員が経済学部経済学科の専任教員であるので、その募集・任免・昇格に関する基準・手続きに関しては、経済学部の該当箇所を参照されたい。採用にあたっては、公募が基本であるが、推薦のケースもある。

【経営学研究科】

本研究科の専任教員は全員が経済学部経営学科の専任教員であるので、その募集・任免・昇格に関する基準・手続きに関しては、経済学部の該当箇所を参照されたい（なお、上述の通り、准教授以上の専任教員が、大学院担当教員の資格を有する）。また、非常勤講師が一部の講義を担当するが、採用に際して大学院の授業を行う能力、経験を有するか厳密な審査を行っている。

【人文科学研究科】

本研究科での指導を担当する教員の募集・採用・昇格については、文学部教授会における手続きを優先し、文学部教授会において採用・昇格が決められた後、改めて研究科委員会において大学院での指導の担当資格を認定するという形をとっている。ただし、文学部の学科に属さない独立専攻（アーカイブズ学専攻及び身体表象文化学専攻）の専任教員を新規に採用する場合は、研究科委員会において人事を発議することとしている。（資料 3-22）

【自然科学研究科】

教員の募集・採用・昇格等については、基本的に各専攻が主体的に進める。採用・昇格については、理学部の定める「専任教授・准教授・講師の選任に関する内規」（資料 3-14）に則り、全て理学部教授会の議を経て、厳格に行われる。内規には、教授、准教授、講師、

そして、助教の全てについて、その職に就くための必要条件が定められており、特に、教授、准教授、講師については、研究業績、研究経験、教育経験についての厳しい基準が設けられている。これらの基準は本研究科の教育理念・目的に照らして適正であり、これに従って、採用・昇格の手続きも適切に行われている。

【法務研究科】

教員の募集・任免・昇格に関する基準及び手続は、「学習院大学法科大学院実務家教員規程に関する内規」(資料 3-8)、「法科大学院専任教員の採用及び昇格の手続に関する内規」(資料 3-9)、「学習院大学法科大学院教員選任規程」(資料 3-10)、「学習院大学法科大学院実務家教員規程」(資料 3-11)による。教授会における採用及び承認に関する決定に先立ち、法科大学院教授会の構成員の中から、主査 1 名、副査 1 名の審査委員を選出し、候補者である教員の教育上の指導能力や研究能力等につき詳細に事前審査し、教授会に審査結果を報告する仕組みを採用している。

直近 5 年間の採用例として、2009 年度着任の研究者教員（租税法）、2010 年着任の研究者教員（法理学）、2011 年度着任の研究者教員（憲法）、2011 年度着任の研究者教員（民事訴訟法）、2012 年度着任の研究者教員（民法）、2012 年度着任の実務家教員（刑事法）、2013 年度着任の研究者教員（法理学）、実務家教員（民事法 2 名、刑事法 1 名）の例がある。

（４）教員の資質の向上を図るための方策を講じているか。

【大学全体】

本学では、新任教員に対して、採用の際の辞令交付式に合わせ、法人役員等が学園紹介、組織運営の現状説明、財務状況について説明を行っている。(資料 3-23)

各教員の学術研究・学術調査を目的とした長期研修・短期出張については、2010 年 4 月 1 日に「学習院大学長期国内外研修規程」(資料 3-24)、「学習院大学長期国内外研修規程運用内規」(資料 3-25) 及び「学習院大学における内外研修費を使用した短期海外出張に関する内規」(資料 3-26) を制定した。これにより、これまで研修地（国内／海外）によって適用が異なっていた規程が一本化され、各教員及び事務担当者にとっては、申請者類が簡略化された。

また、研究活動に関する教員の資質向上を図る取り組みとしては、「学習院大学における研究活動の不正行為の防止等に関する規程」(資料 3-27) を定め、学長室研究支援センターによる科学研究費補助金に関する説明会等において、毎年、同センターが作成している「公的研究費の適正使用に関するガイドブック」(資料 3-28) を教職員に配付し、コンプライアンス規程や研究者の行動規範について触れながら、研究倫理の浸透に努めている。なお、2014 年度には、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」の改正に伴い、科学研究費補助金等公的研究費の業務にかかわる教職員を対象とした研修会を実施している。本研修会は、ガイドライン改正の主旨、どのような行為が不正行為にあたるのか、不正が発覚した場合の処分等について、公認会計士が具体的な事例紹介やポイントを説明する内容となっている。(資料 3-29)

一方、2011 年度に「学生に対するハラスメントの防止等に関する学習院大学の基本方針」

が改正され、従来のセクシュアル・ハラスメントから、アカデミック・ハラスメントやパワー・ハラスメント等まで対象が拡大したことを受けて、これまで以上にハラスメントに関する正しい理解と認識をもち、その発生を未然に防止するよう体制を整えた。2012年度には、ハラスメントに対する問題意識の向上を図り、教職員の取り組みを充実させることを目的として、「学習院ハラスメント防止対策委員会」及び「学習院大学人権問題委員会」が中心となり、大学教員対象の「ハラスメント防止の為に研修会」を初めて実施した。大学教員のハラスメントについての正しい理解と認識を深めるための一助となることから、教授会開催日に教授会会場で開催され、ほぼ全員の専任教員が参加した(資料 3-30、3-31)。2014年度も同様に「ハラスメント防止研修会」(名称変更)を教授会開催日に実施している(資料 3-32、3-33)。併せて、ハラスメント防止に関するリーフレットを作成し、ハラスメントの予防・啓蒙活動を行っている(資料 3-34)。

【法学部】

教員に対しては積極的に長期研修を取り、研鑽を積むことを奨励しており、その研究者としての資質の向上を図っている。法学科では、本学の法務研究科の教員とも連携しながら、非定期的なスタッフ研究会を年数回行っている。例えば、法務研究科の能見善久教授が主催している研究会では、法学科・法務研究科に所属する若手法学研究者を中心に、学会報告の予行演習や、現在進めている研究の概要報告を行うことで、他の研究者との情報交換や、他分野の先端的な問題意識に触れる機会を提供し、教員の資質向上に役立っている。(資料 3-35)

【経済学部】

研究面の資質向上の基本は研究者としての自己研鑽であるという認識から、本学部では採用人事において研究能力を重視している。研究面での資質向上のための制度的な方策としては、i)研究休暇制度(資料 3-36)、ii)国内の学会参加に対する旅費支援制度(資料 3-37)、iii)教員間で研究内容を報告し合うスタッフセミナー(資料 3-38)等がある。

【文学部】

教員の研究面での資質向上については、国内外研修制度のもとに、全教員ができるだけ等しく長期研修を受けることができるよう、学科主任会議で調整を行っている。また、文学部の附置研究施設である人文科学研究所では、共同研究プロジェクト・講演会・談話会・紀要の発行等を通して、教員の研究資質の向上に大きな役割を果たしている(資料 3-39)。

【理学部】

定期的に行われている研究セミナーに加え、随時開催される研究者向けの講演会・談話会の開催など、外部の研究者も含めた活発な交流により、研究者としての資質の向上が図られている。また、国内外への学会参加に対する支援制度も資質向上のための制度として活用されている。さらに、教授会に合わせて月2回以上開催される各学科の教室会議でも、授業に関する具体的な情報交換が行われ、このことが実質的に教員の資質の向上に結びついている。

【法学研究科】

本研究科の専任教員は、全員が法学部法学科の専任教員であり、本研究科教員の教育・研究活動の評価は、法学部における活動を含めて一括して法学部が行っており、そのこと自体に特に問題はないと考えられる。また、法務研究科に所属する教員による授業との関係で問題となる教育資質の向上については、法務研究科が適切に担当している。

【政治学研究科】

教員の教育研究活動等の定期的な評価は実施していないが、コース横断的な必修科目の多くが輪講で行われるため、授業に関する具体的な情報交換は頻繁に行われており、このことが教員の教育上の資質の向上に結びついている。また、コース研究会もコース横断的に開催されることが多く、研究面での資質の向上に繋がっている。

【経済学研究科】

学部予算において定期的に研究のための研修を取ることが認められており、それを通し教員自身が主体的に資質の向上を図ることが期待されている。約 20 年前から、学内の管理業務の実績や教育実施年数を評価して、研究のための研修を取りやすくする制度を設けている。

【経営学研究科】

研究面の資質向上の基本は研究者としての自己研鑽であり、論文作成、学会報告などの研究活動を通じて向上する。本研究科においては教員採用に際し研究能力を重視しており、また研究科（学科）内には教員相互の知的な刺激を受ける活発なカルチャーがあるため、特段の方策を講ずるまでもなく教員の資質向上は図られている。

その上で次のような制度上の方策が整備されている。ひとつは研究休暇制度である。特に若い教員に長期の研修がとれるように配慮している。また、定期的に開催される経済経営研究所（GEM）の行うセミナーによる外部の専門家との討論も各教員の研究上の刺激となっている。

【人文科学研究科】

教員の研究面での資質向上については、文学部と同様、国内外研修制度のもとに、全教員ができるだけ等しく長期研修を受けることができるようにしている。また、文学部の附置研究施設である人文科学研究所は、共同研究プロジェクト・講演会・談話会・紀要の発行などを通して、大学院教員の研究資質の向上に大きな役割を果たしている（資料 3-39）。

【自然科学研究科】

定期的に行われている研究セミナーに加え、随時開催される研究者向けの講演会・談話会の開催等、外部の研究者も含めた活発な交流により、研究者としての資質の向上が図られている。また、国内外への学会参加に対する支援制度も資質向上のための制度として活用されている。さらに、教授会に合わせて月 2 回以上開催される各専攻の教室会議で授業

に関する具体的な情報交換が行われ、このことが実質的に教員の資質の向上に結びついている。

【法務研究科】

各教員が十分な研究時間をとることができるように、授業及び学内の管理運営業務の負担を調整し、国内・在外研修制度の利用を進めてきた。海外派遣に関する基準及び手続きとして、「学習院大学長期国内外研修規程」（資料 3-24）、「学習院大学長期国内外研修規程運用内規」（資料 3-25）及び「学習院大学における内外研修費を使用した短期海外出張に関する内規」（資料 3-26）が定められている。

2. 点検・評価

●基準3（教員・教員組織）の充足状況

法令に従い、適切な教員組織を整備しており、同基準を概ね充足している。ただし、大学として求める教員像及び教員組織の編制方針の明確化については、やや不十分である。

①効果が上がっている事項

【大学全体】

大学ファカルティ・ディベロップメント推進委員会（以下、「FD 推進委員会」）が主体となり、2014 年 10 月に FD 講演会を開催した。FD 推進に携わる学外の有識者を招聘し、専任教職員に対し、近年の高等教育政策の流れ、組織的・体系的な FD に関するレクチャーを行い、FD に関する意識向上を図った。（資料 3-40）

「FD 講演会概要」

日 時： 2014 年 10 月 7 日（火） 15 時 40 分～17 時 10 分

場 所： 国際会議場（中央教育研究棟 12 階）

主 催： FD 推進委員会

参加人数： 32 名（教員 24 名、職員 8 名）

内 容： 講演者：秦 敬治 氏（追手門学院大学 副学長）

「個別の授業改善から組織的 FD へー大学教育の質保証の観点からー」

講演 ・近年の高等教育政策の流れ

・授業評価アンケートによる授業改善の限界

・組織的・体系的な FD とは

・他大学の事例紹介 等

【経済学部】

本学部の専任教員の多くは、各専門分野の学会等で精力的に発表等を行っている。また、学会活動のみならず政府の審議会委員、企業の経営指導などを通じて社会活動に貢献している。さらに、これらの研究活動等をベースに競争的研究資金も多く獲得しており、研究者として外部から高く評価されている。

【経営学研究科】

2011 年度には「大学院経営学研究科における授業および指導の担当資格に関する内規」(資料 3-18)を作成し、博士前期課程・博士後期課程それぞれに授業の担当が可能な教員、指導が可能な教員の身分を明確にした。求める教員像や教員組織の編成方針は、それに対応する教育カリキュラムとの対応が必要であることを踏まえ、「経営学研究科博士課程の授業計画作成等に関する内規」(資料 3-41)に基づき、経営学研究科ホームページにおいて各分野の履修モデルを明示し(資料 3-42)、分野を軸とした授業・教員組織の編成についても認識の共有を図った。

本研究科の専任教員の多くが、各専門分野の学会等で注目される研究活動を行っており、内外の学会発表・学術誌への論文掲載・競争的研究資金の獲得等、研究者として高い評価を得ている。

【人文科学研究科】

従来、本研究科で指導を担当する教員の人事については独自の取り決めがなかったが、2011 年度に「大学院人文科学研究科における授業及び指導の担当資格に関する内規」(資料 3-22)を定め、手続きを明確化した。

さらに、大学院の教育を担当する教員の明確化、研究科委員会の構成員の明確化のため、「大学院人文科学研究科における授業及び指導の担当資格に関する内規」(資料 3-22)及び「学習院大学人文科学研究科委員会規程」(資料 3-43)の改正を 2013 年度末に行い、2014 年度より施行している。

【法務研究科】

教員の多くが学会で評価される学術論文を公表しており、それらの研究成果を基盤として、政府の審議会、自治体・民間団体の委員会・研究会のメンバー、さらには国家試験(司法試験等)の審査委員を務める等、社会貢献を果たしている。

②改善すべき事項

【大学全体】

大学として求める教員像及び教員組織の編制方針を文章化した形では定めていないことから、大学全体の運営を協議する専門職大学院研究科長会議及び学部長会議(合同会議)において検討を進める必要がある。

【法学部】

成蹊大学との相互評価において、教員の年齢構成の偏りの指摘を受けている。

【経済学部】

経営学科教員は 60 歳代 8 名、50 歳代 5 名、40 歳代 4 名、30 歳代 1 名と、未だ高年齢への偏りがみられる。

【文学部】

教員の年齢構成が比較的高くなっているという問題については、今後とも検討を要する。

【法務研究科】

教員に求める能力・資質等及び教員組織の編成方針については、本研究科の目指す教育理念の中で明らかにされており、教員間に暗黙で共有された理解があるものの、明文化されていない。なお、教員の構成は、研究者・実務家の別、担当分野において概ねバランスがとれているものの、商法の研究者教員を充足できない状況が続いており、改善が必要で

ある。

3. 将来へ向けた発展方策

①効果が上がっている事項

【大学全体】

FD 講演会をきっかけに、「授業評価アンケート報告書」作成のみに止まっている本学のFD推進活動を活性化させ、大学教育の質保証へ向け、シラバス、学生による授業評価アンケート等の再整備、組織的なカリキュラムチェックをテーマにした講演会・研修会等を今後も計画していく。また、長期研修制度を利用した教員の研究成果報告会を各学部で実施するよう検討を進めることにする。

②改善すべき事項

【大学全体】

大学として求める教員像及び教員組織の編制方針を文章化した形では定めていないことから、大学全体の運営を協議する専門職大学院研究科長会議及び学部長会議（合同会議）において協議を始めることにする。

【法学部】

教員の年齢構成については、中・長期的な視野のもとで改善を進めていくことにしたい。

【経済学部】

教員の年齢構成の改善は、退職者補充の際に対応しているため、短期間に改善するものではないが、引き続き採用人事においては留意したい。

【文学部】

教員の年齢バランスは、定年退職教員の補充人事において段階的に調整していくしかないが、教員人事にあたっては、年齢構成を重要な要素の一つとして考えていきたい。

【法務研究科】

教員に求める能力・資質等及び教員組織の編成方針について、明文化することにより、採用・昇格の透明性を担保することを検討する。

4. 根拠資料

< 共通資料（提出を義務付けられている資料） >

資料 3-1 学習院大学研究者情報管理システム（専任教員の教育・研究業績）

URL : <http://gr-info.univ.gakushuin.ac.jp/scripts/websearch/index.htm>

資料 3-2 大学教授会則

資料 3-3 大学院各研究科委員会規程

（法学研究科、政治学研究科、経済学研究科、経営学研究科、人文科学研究科、自然科学研究科）

- 資料 3-4 法科大学院教授会規程
- 資料 3-5 学習院大学教員選任規程
- 資料 3-6 学習院大学助教の任期に関する規程変更条文対照表
- 資料 3-7 学習院大学役職規程
- 資料 3-8 学習院大学法科大学院実務家教員規程に関する内規
- 資料 3-9 法科大学院専任教員の採用及び昇格の手続に関する内規
- 資料 3-10 学習院大学法科大学院教員選任規程
- 資料 3-11 学習院大学法科大学院実務家教員規程

<その他の根拠資料>

- 資料 3-12 学習院教職員停年規程
- 資料 3-13 学習院大学特別客員教授規程に関する内規
- 資料 3-14 理学部専任教授・准教授・講師の選任に関する内規
- 資料 3-15 学校法人学習院校規
- 資料 3-16 法科大学院教授会議事録（平成 25 年 11 月 12 日）授業計画について抜粋
- 資料 3-17 法科大学院教員紹介
URL : <http://www.gakushuin.ac.jp/univ/g-law/lawschool/c/c6.html>
- 資料 3-18 改善報告書（大学院各研究科「授業及び指導の担当資格に関する内規」）
- 資料 3-19 採用・昇格人事の手続に関する法学部内規
- 資料 3-20 学習院教職員給与規程別表 2「初任給基準表」
- 資料 3-21 文学部専任教員人事手続（専任教員人事（補充）に関する手順）
- 資料 3-22 大学院人文科学研究科における授業及び指導の担当資格に関する内規（2014 年 3 月 28 日改正）
- 資料 3-23 平成 26 年度採用辞令交付式における配付資料一式
- 資料 3-24 学習院大学長期国内外研修規程
- 資料 3-25 学習院大学長期国内外研修規程運用内規
- 資料 3-26 学習院大学における内外研修費を使用した短期海外出張に関する内規
- 資料 3-27 学習院大学における研究活動の不正行為の防止等に関する規程
- 資料 3-28 公的研究費の適正使用に関するガイドブック
- 資料 3-29 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドラインに関する研修会」
開催通知・配付資料
- 資料 3-30 平成 24 年度ハラスメント防止の為の研修会（大学教員対象）実施報告
- 資料 3-31 ハラスメント防止の為の研修会配付資料（2012）
- 資料 3-32 平成 26 年度ハラスメント防止研修会（大学教員対象）について（実施検討依頼）
平成 26 年度ハラスメント防止研修会（大学教員対象）実施報告
- 資料 3-33 ハラスメント防止研修会配付資料（2014）
- 資料 3-34 ハラスメントに関するリーフレット
- 資料 3-35 評価報告書用資料（法学部法学科）
- 資料 3-36 経済学部研究休暇規程
- 資料 3-37 国内旅費等支給内規（経済学部）、短期研修旅費に係わる経済学部内規

資料 3-38 GEM スタッフセミナー資料（経済学部）

資料 3-39 人文科学研究所ホームページ（既出 資料 2-11）

URL : <http://www.gakushuin.ac.jp/univ/let/rihum/index.html>

共同研究プロジェクト一覧、講演会等、刊行物一覧

資料 3-40 平成 26 年度 FD 講演会実施報告、FD 講演会（案内）

資料 3-41 経営学研究科博士課程の授業計画作成等に関する内規

資料 3-42 経営学研究科ホームページ「教育課程・履修モデル」

URL : <http://www.gakushuin.ac.jp/univ/g-man/info/rinen.html>

資料 3-43 学習院大学人文科学研究科委員会規程変更条文対照表

第4章 教育内容・方法・成果

「教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針」

1. 現状の説明

(1) 教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか。

【大学全体】

本学では、第1章「理念・目的」に記載する「教育研究上の目的」や「教育目標」に基づき、修得すべき学習成果を明示した以下の学位授与方針（学士課程）を定め、本学ホームページの「公表情報コーナー」において明示している。（資料 4(1)-10）

ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）

学習院大学は、本学に学んだ学生が、学則に定められた修業年限を満たし、教育課程の編成・実施方針に基づき、学則第5条の2に定める教育研究上の目的に即した各学部・学科の正課の教育課程において卒業に必要な単位を修得したとき、学則及び学位規程の定めるところにより、学士の学位を授与します。

各学部・学科、各研究科の学位授与方針は、それぞれの学則に明示されている教育研究上の目的（教育目標）に整合するよう、ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）として2010年度に明文化した。学位授与の要件については、それぞれの学則、学位規程、履修規定等に、成績評価方法については、履修要覧、シラバス等に明示している。（資料 4(1)-1～5、4(1)-8、4(1)-11、4(1)-12、4(1)-13）

【法学部】

本学部では、第1章「理念・目的」に記載する「教育研究上の目的」や「教育目標」に基づき、修得すべき学習成果を明示した以下の学位授与方針を定め、本学ホームページの「公表情報コーナー」において明示している。（資料 4(1)-10）

ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）

法学部では、それぞれの学科の研究教育上の目的に沿って設置された科目を中心に履修規定に即して必要単位を修得し、必要な修業年限を満たすことをもって、法学部の想定する広い視野で現代社会の諸現象・諸問題を把握・分析する高度な能力を養うことができたと判断し、卒業者と認め、学士の学位を授与する。

【経済学部】

本学部では、第1章「理念・目的」に記載する「教育研究上の目的」や「教育目標」に基づき、修得すべき学習成果を明示した以下の学位授与方針を定め、本学ホームページの

「公表情報コーナー」において明示している。(資料 4(1)-10)

ディプロマ・ポリシー (学位授与方針)

経済学部は、必要な修業年限を満たし、各学科(2学科)の履修規定に即して必要な単位を修得した者に対して、経済・経営の分野に関する専門的教養を身につけ、基本的な研究手法を会得しているものと認め、学位を授与する。

【文学部】

本学部では、第1章「理念・目的」に記載する「教育研究上の目的」や「教育目標」に基づき、修得すべき学習成果を明示した以下の学位授与方針を定め、本学ホームページの「公表情報コーナー」において明示している。(資料 4(1)-10)

ディプロマ・ポリシー (学位授与方針)

文学部は、必要な修業年限を満たし、各学科(8学科)の履修規定に即して必要な単位を修得したうえで、最終学年に卒業論文・卒業研究(12単位)を提出し、口述試験に合格した者に対して、各分野に関する専門的教養を身につけ、基本的な研究手法を会得しているものと認め、学位を授与する。

【理学部】

本学部では、第1章「理念・目的」に記載する「教育研究上の目的」や「教育目標」に基づき、修得すべき学習成果を明示した以下の学位授与方針を定め、本学ホームページの「公表情報コーナー」において明示している。(資料 4(1)-10)

ディプロマ・ポリシー (学位授与方針)

理学部では、必要な修業年限を満たし、各学科の履修規定に定められた必要な単位を修得した学生に対し、各々の専攻分野の基本的な知識を身につけ、さらに、卒業研究において本格的な研究の一端を体験することで、学士にふさわしい十分な知識、探求能力、応用力を身につけているものと認め、学位を授与する。

【法学研究科】

本研究科では、第1章「理念・目的」に記載する「教育研究上の目的」に基づき、修得すべき学習成果を明示した以下の学位授与方針を定め、本学ホームページの「公表情報コーナー」において明示している。(資料 4(1)-10)

ディプロマ・ポリシー (学位授与方針)

法学研究科 (博士後期課程) は、博士論文の審査においては、以下の観点から総合的に判断を行うものとする。①研究課題の明確性及び独創性、②方法論的な一貫性及び課題との関係での適切性、③先行研究との関係、④結論を導く論理の妥当性、⑤研究分野及び社会への貢献、⑥研究方法及び調査方法の妥当性。

【政治学研究科】

本研究科では、第1章「理念・目的」に記載する「教育研究上の目的」に基づき、修得すべき学習成果を明示した以下の学位授与方針を定め、本学ホームページの「公表情報コーナー」において明示している。(資料4(1)-10)

ディプロマ・ポリシー (学位授与方針)

(博士前期課程)

政治学研究科 (博士前期課程) は、必要な修業年限を満たし、修士論文もしくは特定課題研究を含む所定の単位を修得した者に対して、専門的な調査研究能力と方法論を持ち、広い視野に立って現代の課題と向き合うための高度な実践的能力を身につけているものと認め、学位を授与する。

(博士後期課程)

政治学研究科 (博士後期課程) は、各専攻分野において、必要な修業年限を満たし、所定の単位を修得し、指導教員による論文指導を受けたのち博士論文を提出して審査及び試験に合格した者に対して、自立した専門的研究活動を遂行する能力、当該分野の研究と教育において創造的な活動を行う能力、幅広い学識を身につけているものと認め、学位を授与する。

【経済学研究科】

本研究科では、第1章「理念・目的」に記載する「教育研究上の目的」に基づき、修得すべき学習成果を明示した以下の学位授与方針を定め、本学ホームページの「公表情報コーナー」において明示している。(資料4(1)-10)

ディプロマ・ポリシー (学位授与方針)

(博士前期課程)

経済学研究科 (博士前期課程) は、必要な修業年限を満たし、修士論文または特定の課題についての研究の成果を含む所定の単位を修得した者に対して、経済学の高度な専門性を有する有為の研究者あるいは高度専門職業人として社会で活動できる能力を身につけているものと認め、学位を授与する。

(博士後期課程)

経済学研究科（博士後期課程）は、必要な修業年限を満たし、所定の単位を修得し、指導教員による論文指導を受けたのち博士論文を提出して審査及び試験に合格した者に対して、経済学において自立した専門的研究活動を独自に遂行する能力及び高度専門職業人としてふさわしい高度な学識を身につけているものと認め、学位を授与する。

【経営学研究科】

本研究科では、第1章「理念・目的」に記載する「教育研究上の目的」に基づき、修得すべき学習成果を明示した以下の学位授与方針を定め、本学ホームページの「公表情報コーナー」において明示している。(資料4(1)-10)

ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）

（博士前期課程）

経営学研究科（博士前期課程）は、経営学専攻分野において、必要な修業年限を満たし、所定の単位を修得し、修士論文または特定の課題についての研究の成果を提出して審査に合格した者に対して、専門的な調査研究能力と方法論、広い視野に立って現代の課題と向き合い学問的に対応することのできる能力を身につけているものと認め、学位を授与する。

（博士後期課程）

経営学研究科（博士後期課程）は、経営学専攻分野において、必要な修業年限を満たし、所定の単位を修得し、指導教員による論文指導を受けたのち博士論文を提出して審査及び試験に合格した者に対して、自立した専門的研究活動を独自に遂行する能力、当該分野の研究において先端的で創造的な活動をしていく能力、その基礎となる広い視野を持った学識を身につけているものと認め、学位を授与する。

【人文科学研究科】

本研究科では、第1章「理念・目的」に記載する「教育研究上の目的」に基づき、修得すべき学習成果を明示した以下の学位授与方針を定め、本学ホームページの「公表情報コーナー」において明示している。(資料4(1)-10)

ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）

（博士前期課程）

人文科学研究科（博士前期課程）は、各専攻分野において、必要な修業年限を満たし、修士論文を含む所定の単位を修得した者に対して、専門的な知識と方法論、広い視野に立って現代の課題と向き合い追求することのできる能力を身につけているものと認め、学位を授与する。

（博士後期課程）

人文科学研究科（博士後期課程）は、各専攻分野において、必要な修業年限を満たし、所

定の単位を修得し、指導教員による論文指導を受けたのち博士論文を提出して審査及び試験に合格した者に対して、高度な専門知識と広い視野、自立した専門的研究活動を独自に遂行する能力、研究と教育において先端的で創造的な活動をしていく能力を身につけているものと認め、学位を授与する。

【自然科学研究科】

本研究科では、第1章「理念・目的」に記載する「教育研究上の目的」に基づき、修得すべき学習成果を明示した以下の学位授与方針を定め、本学ホームページの「公表情報コーナー」において明示している。(資料4(1)-10)

ディプロマ・ポリシー (学位授与方針)

(博士前期課程)

自然科学研究科(博士前期課程)では、必要な修業年限を満たし、修士論文を含む所定の単位を修得した者に対して、各々の専攻分野の基礎的な知識と研究手法を身につけ、さらに一定の研究成果をあげており、幅広い課題に対して専攻分野の専門家として立ち向かう知識と能力を有しているものと認め、学位を授与する。

(博士後期課程)

自然科学研究科(博士後期課程)では、必要な修業年限を満たし、博士論文を提出して審査及び試験に合格した者に対して、各々の専攻分野の発展的な知識と研究手法を身につけ、さらに独自の研究成果をあげており、専攻の分野の自立した研究者として研究に従事する知識と能力を有しているものと認め、学位を授与する。

(2) 教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか。

【大学全体】

本学では、第1章「理念・目的」に記載する「教育研究上の目的」や「教育目標」に基づき、以下の教育課程の編成・実施方針(学士課程)を定め、本学ホームページの「公表情報コーナー」において明示している。(資料4(1)-10)

カリキュラム・ポリシー (教育課程の編成・実施方針)

学習院大学は、「ひろい視野 たくましい創造力 ゆたかな感受性」を備え、高等教育を受けた社会人として活躍する有用な人材を育成するため、多様な専門教育と幅広い教養教育を有機的に結合させた教育課程を編成し、実施します。

正課の教育課程では、各学部・学科における学問分野の専門性を踏まえ、社会における学問の応用を視野に入れた高度な知的訓練と教養科目の学習による幅広い視野や知の獲得を目指します。これは、各学部・学科の専門科目と、全学的に設置されている基礎教養科

目、外国語科目、スポーツ・健康科学科目、情報科目から構成され、各学部・学科の規定にしたがって履修します。加えて、教職に関する科目や博物館に関する科目を履修することにより、教育職員免許状や学芸員資格の取得を支援します。

また、正課外の活動では、探求型調査学習や国籍を超えた交流事業、地域のボランティア活動、運動部・文化部の部活動などの機会を提供します。

各学部・学科、各研究科の教育課程の編成・実施方針は、それぞれの学則に明示されている教育研究上の目的（教育目標）に整合するよう、カリキュラム・ポリシーとして2010年度に明文化した。

科目区分、必修・選択の別、単位数等については、履修要覧に明示されており、変更がある場合は、毎年度作成されるシラバスの先頭に規定の一部改正として明示され、学生に周知されている。（資料4(1)-1～4(1)-5 参照）

【法学部】

本学部では、第1章「理念・目的」に記載する「教育研究上の目的」や「教育目標」に基づき、以下の教育課程の編成・実施方針を定め、本学ホームページの「公表情報コーナー」において明示している。（資料4(1)-10）

カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成・実施方針）

法学部では、法学部の想定する広い視野で現代社会の諸現象・諸問題を把握・分析する高度な能力が身につくように、選択必修科目、選択科目、自由科目を設けており、それぞれの種類に応じ、必要とされる単位数を履修するカリキュラムを編成し実施する。

科目区分、必修・選択の別、単位数等については、履修要覧に明示されており、変更がある場合は、毎年度作成される本学部シラバスの先頭に規定の一部改正として明示され、学生に周知されている。（資料4(1)-1、4(1)-2）

【経済学部】

本学部では、第1章「理念・目的」に記載する「教育研究上の目的」や「教育目標」に基づき、以下の教育課程の編成・実施方針を定め、本学ホームページの「公表情報コーナー」において明示している。（資料4(1)-10）

カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成・実施方針）

経済学部は、経済・経営の各分野において、主に1年次に専門への導入として入門演習や基礎科目、2～4年次に専門応用科目、演習や特殊講義というように、段階的に学問体系が身につくようカリキュラムを編成し実施する。また、各学科の専門科目だけではなく、経済学部や大学全体の共通科目をフレキシブルに履修できるカリキュラムを組む。

本学部では、学部ホームページ「経済学部の教育」において、教育の方針、内容、方法等を説明する中で、教育課程の編成・実施方針について明示している（資料 4(1)-14）。

経済学科・経営学科ともに、大学院への進学を希望するような学部学生に高いレベルでの学習機会を提供するため、大学院と学部との共通科目を設定している。このように、本学部では経済・経営分野の専門的教養と基本的な研究手法を会得するために、経済学と経営学を体系的に学習できるような教育課程を編成している。（資料 4(1)-1、4(1)-3、4(1)-14）。

科目区分、必修・選択の別、単位数等については、履修要覧に明示されており、変更がある場合は、毎年度作成される本学部シラバスの先頭に規定の一部改正として明示され、学生に周知されている。（資料 4(1)-1、4(1)-3）

【文学部】

本学部では、第 1 章「理念・目的」に記載する「教育研究上の目的」や「教育目標」に基づき、以下の教育課程の編成・実施方針を定め、本学ホームページの「公表情報コーナー」において明示している。（資料 4(1)-10）

カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成・実施方針）

文学部は、言語・歴史・文化・人間の各分野において、主に 1 年次に専門への導入としての基礎演習や概論をおき、2～3 年次の専門演習と特殊講義をへて、4 年次には卒業論文の執筆、というように段階的に学問体系が身につくようカリキュラムを編成し実施する。また、各学科の専門科目だけではなく、文学部や大学全体の共通科目をフレキシブルに履修できるカリキュラムを組む。

科目区分、必修・選択の別、単位数等については、履修要覧に明示されており、変更がある場合は、毎年度作成される本学部シラバスの先頭に規定の一部改正として明示され、学生に周知されている。（資料 4(1)-1、4(1)-4）

【理学部】

本学部では、第 1 章「理念・目的」に記載する「教育研究上の目的」や「教育目標」に基づき、以下の教育課程の編成・実施方針を定め、本学ホームページの「公表情報コーナー」において明示している。（資料 4(1)-10）

カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成・実施方針）

理学部では、各々の学科において専門の学問を体系的に学ぶための最良のカリキュラムを用意し、高校での学習内容や学問の流れを取り入れ、つねに改良を行う。いずれの学科においても少人数教育を重視し、少人数でのセミナー、演習、実験などを多く取り入れる。

科目区分、必修・選択の別、単位数等については、履修要覧に明示されており、変更がある場合は、毎年度作成される本学部シラバスの先頭に規定の一部改正として明示され、

学生に周知されている。(資料 4(1)-1、4(1)-5)

【法学研究科】

本研究科では、第 1 章「理念・目的」に記載する「教育研究上の目的」に基づき、以下の教育課程の編成・実施方針を定め、本学ホームページの「公表情報コーナー」において明示している。(資料 4(1)-10)

カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成・実施方針）

法学研究科（博士後期課程）は、法律学に関するきわめて高度な専門知識と幅広い素養を備え、自立して研究活動を遂行する能力を有する人材および高度な法律知識を修得し、実務で活躍する専門的職業人を養成するための指導を行う教育課程を編成し実施する。また、法務研究科と連携を図っており、法務研究科提供科目を履修・単位修得できる仕組みを設ける。

科目区分、必修・選択の別、単位数等については、「大学院履修要覧・大学院シラバス」に明示されている。(資料 4(1)-8)

【政治学研究科】

本研究科では、第 1 章「理念・目的」に記載する「教育研究上の目的」に基づき、以下の教育課程の編成・実施方針を定め、本学ホームページの「公表情報コーナー」において明示している。(資料 4(1)-10)

カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成・実施方針）

（博士前期課程）

政治学研究科（博士前期課程）は、今日における社会の多様性、高度化、グローバル化に対応して、幅広い分野における調査・分析・政策立案などの高度な実践的能力をつけるために、少人数クラス、インターンシップ、海外研修プログラム、海外から講師を招いた集中セミナー等を行う。

（博士後期課程）

政治学研究科（博士後期課程）は、各専攻分野において、博士前期課程での研究成果を土台に、より一層専門度の高い博士論文を仕上げるために、研究コース主宰の研究会を組織・運営させる他、海外研修プログラムへの参加、TA/RA への積極関与、インターンシップ等を盛り込んだ仕組みを設ける。

科目区分、必修・選択の別、単位数等については、「大学院履修要覧・大学院シラバス」に明示されている。(資料 4(1)-8)

【経済学研究科】

本研究科では、第1章「理念・目的」に記載する「教育研究上の目的」に基づき、以下の教育課程の編成・実施方針を定め、本学ホームページの「公表情報コーナー」において明示している。(資料 4(1)-10)

カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成・実施方針）

（博士前期課程）

経済学研究科（博士前期課程）は、グループによる演習や個別的指導を通して、学生が修士論文または特定の課題についての研究の成果を仕上げるための力をつけられるよう教育課程を編成し実施する。また、他大学院研究科との相互交流協定を結んでおり、相互の履修及び単位の修得が可能な仕組みを設ける。(資料 4(1)-15)

（博士後期課程）

経済学研究科（博士後期課程）は、博士前期課程での研究成果を土台に、いっそう専門度の高い博士論文を仕上げるための指導を行う教育課程を編成し実施する。また、他大学院研究科と相互交流協定を結んでおり、相互の履修及び単位の修得が可能な仕組みを設ける。(資料 4(1)-15)

科目区分、必修・選択の別、単位数等については、「大学院履修要覧・大学院シラバス」に明示されている。(資料 4(1)-8)

【経営学研究科】

本研究科では、第1章「理念・目的」に記載する「教育研究上の目的」に基づき、以下の教育課程の編成・実施方針を定め、本学ホームページの「公表情報コーナー」において明示している。(資料 4(1)-10)

カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成・実施方針）

（博士前期課程）

経営学研究科（博士前期課程）は、経営学専攻分野において、専門分野とともに関連分野の研究や個別指導を通して、学生が修士論文または特定の課題についての研究の成果を仕上げるための力をつけられるよう教育課程を編成し実施する。また、他大学院研究科との相互交流協定を結んでおり、相互の履修及び単位の修得が可能な仕組みを設ける。(資料 4(1)-15)

（博士後期課程）

経営学研究科（博士後期課程）は、経営学専攻分野において、博士前期課程での研究成果を土台に、自立した専門的研究活動を行い、専門性の高い博士論文を仕上げるための指導を行う教育課程を編成し実施する。また、他大学院研究科と相互交流協定を結んでおり、相互の履修及び単位の修得が可能な仕組みを設ける。(資料 4(1)-15)

科目区分、必修・選択の別、単位数等については、「大学院履修要覧・大学院シラバス」

に明示されている。(資料 4(1)-8)

【人文科学研究科】

本研究科では、第1章「理念・目的」に記載する「教育研究上の目的」に基づき、以下の教育課程の編成・実施方針を定め、本学ホームページの「公表情報コーナー」において明示している。(資料 4(1)-10)

カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成・実施方針）

（博士前期課程）

人文科学研究科（博士前期課程）は、各専攻分野において、演習や個別的指導を通して、学生が修士論文を仕上げるための能力をつけられるよう教育課程を編成し実施する。また、他大学院研究科と相互交流協定を結んで、相互の履修及び単位の修得を可能とする。(資料 4(1)-16)

（博士後期課程）

人文科学研究科（博士後期課程）は、各専攻分野において、博士前期課程での研究成果を土台に、さらに高度な専門性と学術的価値を備えた博士論文を完成させるため、教育課程を編成し実施する。また、一部専攻では他大学院研究科と相互交流協定を結んで、相互の履修及び単位の修得を可能とする。(資料 4(1)-16)

科目区分、必修・選択の別、単位数等については、「大学院履修要覧・大学院シラバス」に明示されている。(資料 4(1)-8)

【自然科学研究科】

本研究科では、第1章「理念・目的」に記載する「教育研究上の目的」に基づき、以下の教育課程の編成・実施方針を定め、本学ホームページの「公表情報コーナー」において明示している。(資料 4(1)-10)

カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成・実施方針）

（博士前期課程）

自然科学研究科（博士前期課程）での教育の中心をなすのは各研究室での個別的な研究指導やセミナーである。さらに、学部での教育課程との連携を重視しながら、各々の専攻分野の基礎的な知識を体系的に学ぶことのできるカリキュラムを用意する。

（博士後期課程）

自然科学研究科（博士後期課程）での教育の中心をなすのは各研究室での個別的な研究へのアドバイスや議論である。さらに、学部・博士前期課程での教育課程との連携を重視しながら、各々の専攻分野の進んだ知識を学ぶことのできるカリキュラムを用意する。

科目区分、必修・選択の別、単位数等については、「大学院履修要覧・大学院シラバス」

に明示されている。(資料 4(1)-8)

(3) 教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針が、大学構成員（教職員および学生等）に周知され、社会に公表されているか。

【大学全体・各学部・各研究科】

各学部・各研究科のそれぞれの学則に定める教育研究上の目的（教育目標）、2010 年度に各学部・各研究科において制定したディプロマ・ポリシー（学位授与方針）、カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成・実施方針）、2014 年度に制定した大学全体のディプロマ・ポリシー（学位授与方針）、カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成・実施方針）は、本学ホームページ「公表情報コーナー」に掲載しており（資料 4(1)-10）、大学構成員及び社会に公表・周知されている。

また、2014 年度に運用が開始された「大学ポートレート（私学版）」においても、ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）、カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成・実施方針）等を掲載し、広く社会へ公表する責務を果たしている。（資料 4(1)-17）

(4) 教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか。

【大学全体】

2014 年度に、大学全体の運営を協議する専門職大学院研究科長会議及び学部長会議（合同会議）において「学習院大学全体（学士課程）の基本ポリシー」が協議・承認され、その後、同ポリシーは各学部教授会に付議され、全学的に承認された。この「学習院大学全体（学士課程）の基本ポリシー」は制定されて間もないため、適切性についての検証はなされていないが、今後は、専門職大学院研究科長会議及び学部長会議（合同会議）を通じて不断の検証を進めていくことになる。

一方、各部門の方針に係わる検証作業については、2010 年度より毎年、自己評価委員会において各部門に「点検・評価シート」の提出を義務付けており（※第 10 章で詳細説明）、この「点検・評価シート」は大学基準協会の定める大学基準項目と点検・評価項目に沿った内容になっていることから、「点検・評価シート」を各部門が作成することで、それぞれの方針は定期的な検証がなされている。

【法学部】

学術研究の進展に伴い、法学政治学の対象とする領域が変化すること、また、学生の資質・気質にも変化があることを踏まえ、必要に応じて科目構成を見直しており、カリキュラムは社会全体の変化に応えるべく、常時工夫しているが、定期的な検証が制度として組み込まれているわけではない。

【経済学部】

本学部では、隔週開催される各学科の科会において、学部・学科教育における様々な課

題を検討しており、その際に教育課程の編成・実施方針の適切性が恒常的に検証されている。また、特に次年度のカリキュラム編成の際には、教育課程の編成・実施方針の適切性を検証しつつ、必要な改善点があるかどうかを次のような手続きで検討している。まず、各学科の科会でその編成を進める際に、その方針の適切性を検証しつつ、次年度以降の編成の在り方を検討している。そして、各学科での検討結果を基に教授会で次年度のカリキュラム編成を議論する際に、その編成・実施方針の適切性について重ねて検証されている。

さらに、2013年度より時代の要請に応じて、教授会で各教員の講義に関する工夫やカリキュラムについての改善提案などに関するアンケートである「経済学部授業改善についての調査」の結果に基づいて、教育課程の編成・実施方針の適切性について検証している。(資料 4(1)-18、4(1)-19)

【文学部】

本学部では、学部全体及び各学科の教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程の編成・実施方針等については常時その適切性を検証している。それらの検証は具体的には、月に2回開かれる各学科の科会及び、月に2回程度開かれる学部教務委員会において行われるが、とりわけ教育課程の編成については、2学期に行われる次年度の授業計画の作成、履修規定の改正の際に集中的に検証されている。

【理学部】

学術の進展や学生の資質の変化に伴い、必要に応じて単位数や必修科目・選択科目の見直し、新規科目の創設等のカリキュラム改訂を行っている。これらは月2回開催される各学科の教室会議や学部全体の教授会での忌憚のない意見交換によって実現しており、教育目標（教育研究上の目的）、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針の定期的な検証が行われている。今後、必要があれば、学部として学位授与方針、教育課程の編成・実施方針の適切性や文言についても検証する。

【法学研究科】

毎年度、研究科委員会において、次年度の授業計画作成時に開設授業科目及び履修規定の見直しを行っており、カリキュラム自体の適切性について検証を行っている。

【政治学研究科】

毎年、次年度のカリキュラムを検討する際に、研究科委員会において、提供科目の見直し、新規科目の創設等を含め、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針等について集中的に討議している。

【経済学研究科】

本研究科では、隔週開催される研究科委員会において、大学院教育における様々な課題を検討しており、その際に教育課程の編成・実施方針の適切性を恒常的に検証している。特に、大学院入試及び次年度のカリキュラム編成の際には、教育課程の編成・実施方針の適切性を検証しつつ、必要な改善点があるかどうかについて検討している。

【経営学研究科】

現在のところ、カリキュラム・ポリシーやディプロマ・ポリシーについて定期的な方針の検証を行う仕組みはない。関連する様々な改善は行っており、例えば、2013年度に成蹊大学からの外部評価を受けた結果を踏まえ、教育課程の編成・実施方針を検証し直し、「経営学研究科博士課程学生の学位論文等作成指導に関する内規」(資料4(1)-20)を策定した。

また、「経営学研究科博士課程の授業計画作成等に関する内規」(資料4(1)-21)を策定し、授業計画について年に一度の定期的な検証を行うことを義務づけた。

さらに「学習院大学経営学研究科の学位に関する細則」の改正を行い、本研究科における特定課題研究提出の資格を明確にしたことに加え、学位規程第10条第2項において修士の学位論文と特定課題研究の審査の観点が同一であるところ、多様な内容を含む可能性のある特定課題研究については、特に留意すべき審査の観点をあらかじめ提示できるよう規程を整備した。(資料4(1)-22)

【人文科学研究科】

各専攻において、教育目標(教育研究上の目的)、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針の適切性について、月に3度開かれる専攻会議の場で常時検証し、普遍的な教育と同時に時代の動きや学生のニーズに応じた教育改革を行っている。また、毎年、大学院問題検討委員会において履修規定を見直して、教育課程全体を様々な角度から検討している。

【自然科学研究科】

学術の進展や学生の資質の変化に伴い、必要に応じて単位数や必修科目・選択科目の見直し、新規科目の創設等のカリキュラム改訂を行っている。これらは月2回開催される各学科の教室会議や学部全体の教授会での忌憚のない意見交換によって実現しており、教育目標(教育研究上の目的)、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針の定期的な検証は行われている。今後、必要があれば、研究科として学位授与方針、教育課程の編成・実施方針の適切性や文言についても検証する。

2. 点検・評価

●基準4(教育内容・方法・成果)の充足状況

本学の理念・目的を実現するために、教育目標を定め、それに基づいた学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を適切に明示しており、同基準を概ね充足している。

①効果が上がっている事項

【大学全体】

2014年度に、大学全体の運営を協議する専門職大学院研究科長会議及び学部長会議(合同会議)において「学習院大学全体(学士課程)の基本ポリシー」が協議・承認されたことにより、各学部の教育研究上の目的(教育目標)、ディプロマ・ポリシー(学位授与方針)、カリキュラム・ポリシー(教育課程の編成・実施方針)等を検証する際に、大学全体の方

針を踏まえてそれぞれの方針の整合性を図ることが可能になった。

【経済学部】

本学部ホームページにある「経済学部の教育」は、2013年度の改定で追加されたものであり、このことにより教育目標（教育研究上の目的）や教育課程の編成・実施方針などがより周知された（資料4(1)-14）。

【経営学研究科】

大学全体の公表情報コーナーで公表されているだけでなく、2013年度には本研究科ホームページにおいても学位授与方針、教育課程の編成・実施方針等を明示した。さらに博士前期課程については、個別科目を含む履修モデルも公開した。

なお、2013年度に教育カリキュラムの定期的な検証義務を盛り込んだことにより、博士前期課程においては、2015年度から「研究指導Ⅰ」・「研究指導Ⅱ」を科目として新たに開講することが決定され、それに沿って履修モデルも改訂される予定である。

②改善すべき事項

【大学全体】

大学全体（学士課程）として制定した「学習院大学全体（学士課程）の基本ポリシー」が形骸化してしまう恐れがあるため定期的に検証する仕組みを設ける必要がある。大学全体として教育研究上の目的（教育目標）や基本ポリシーの適切性を検証するための組織・権限・手続の明確化が求められていることから、専門職大学院研究科長会議及び学部長会議（合同会議）や大学院委員会を中心として目標・方針等を検証していく。

また、これまでも実施してきた毎年度の「点検・評価シート」の作成は継続することとし（※第10章で詳細説明）、「点検・評価シート」を活用して、より充実した検証方法を模索していく。

なお、本学ホームページ「公表情報コーナー」において、「学習院大学全体（学士課程）の基本ポリシー」や各学部・各研究科の教育目標（教育研究上の目的）、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を一元化して掲載しているが、本学の在学生及び受験生の利便性を考慮し、学部・研究科単位のホームページや「大学案内」、「大学院案内」においても各方針を掲載する必要がある。

【法学研究科】

ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）が博士論文の審査基準を示す内容となっており、修了すべき教育課程の内容及び習得すべき研究能力の水準に言及しておらず、これらを明記したディプロマ・ポリシー（学位授与方針）を作成する必要がある。

3. 将来へ向けた発展方策

①効果が上がっている事項

【大学全体】

「学習院大学全体（学士課程）の基本ポリシー」に基づき、各学部において、教育目標（教育研究上の目的）、ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）、カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成・実施方針）等を改めて検証することに着手し、大学全体の方針を踏まえて

それぞれの方針の整合性を図り、よりわかりやすい連関性のある方針に改訂していく。

②改善すべき事項

【大学全体】

成蹊大学との相互評価において、「公表情報コーナー」に掲載している大学全体・各学部・各研究科の3ポリシーが、「ユーザー視点からわかりづらい」、「たどり着きづらい」という指摘を受けたことから、2014年度に予定している本学ホームページのリニューアルの際に、より分かりやすい構成を検討する。

【法学研究科】

ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）が博士論文の審査基準を示す内容となっており、修了すべき教育課程の内容及び習得すべき研究能力の水準に言及しておらず、これらを明記したディプロマ・ポリシー（学位授与方針）を作成を検討する。

4. 根拠資料

<共通資料（提出を義務付けられている資料）>

資料 4(1)-1 履修要覧 平成 26 年度（2014 年度）入学者用

資料 4(1)-2 法学部シラバス 平成 26 年度（2014 年度）

資料 4(1)-3 経済学部シラバス 平成 26 年度（2014 年度）

資料 4(1)-4 文学部シラバス 平成 26 年度（2014 年度）

資料 4(1)-5 理学部シラバス 平成 26 年度（2014 年度）

資料 4(1)-6 総合基礎科目シラバス 平成 26 年度（2014 年度）

資料 4(1)-7 教職に関する科目シラバス・博物館に関する科目シラバス
平成 26 年度（2014 年度）

資料 4(1)-8 大学院履修要覧・大学院シラバス 平成 26 年度（2014 年度）

資料 4(1)-9 授業時間割 平成 26 年度（2014 年度）

<その他の根拠資料>

資料 4(1)-10 公表情報コーナー（既出 資料 1-11）

URL : <http://www.gakushuin.ac.jp/univ/profile/kouhyo/index.html>

資料 4(1)-11 学習院大学学則（既出 資料 1-1）

資料 4(1)-12 学習院大学大学院学則（既出 資料 1-2）

資料 4(1)-13 学習院大学専門職大学院学則（既出 資料 1-3）

資料 4(1)-14 経済学部の教育（経済学部ホームページ）

URL : <http://www.gakushuin.ac.jp/univ/econo/education/>

資料 4(1)-15 経済学研究科・経営学研究科 他大学院との協定に関する資料

資料 4(1)-16 人文科学研究科 他大学院との協定に関する資料

資料 4(1)-17 大学ポートレート（学習院大学）

URL: <http://up-j.shigaku.go.jp/school/category01/00000000259701000.html>

資料 4(1)-18 経済学部教授会議事録（平成 26 年 1 月 14 日、同年 2 月 14 日）
（既出 資料 1-20）

資料 4(1)-19 経済学部授業改善についての調査結果

資料 4(1)-20 経営学研究科博士課程学生の学位論文等作成指導に関する内規
（既出 資料 3-18）

資料 4(1)-21 経営学研究科博士課程の授業計画作成等に関する内規（既出 資料 3-41）

資料 4(1)-22 学習院大学経営学研究科の学位に関する細則変更条文対照表

第4章 教育内容・方法・成果 「教育課程・教育内容」

1. 現状の説明

(1) 教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

【大学全体】

4年間の学士課程において、本学の学生が専門教育と教養教育をバランスよく受けることによって、課程修了時に「ひろい視野 たくましい創造力 ゆたかな感受性」を身に備え、高等教育を受けた社会人として必要な素養をしっかりと身につけて社会で活躍できるよう教育課程を充実させている。

本学学生は、その所属する学部・学科の専門性に基づいた専門科目を基礎からしっかりと積み上げて学び、同時に、専門性を超えて全学的に設置されている「総合基礎科目」を、各学部・学科の履修規定に沿って学んでいる。

【全学共通科目「総合基礎科目」】(資料 4(2)-6)

本学では、学生一人ひとりのより自由で積極的な学びの意欲に応えるために、学生の所属する学部・学科の専門科目だけでなく、幅広い教養を身につけるための「総合基礎科目」が用意されている。例えば、心理学を専攻していなくても心理学に関心がある、法学科に属していなくても法律の考え方を理解したい、現代科学や環境問題の基礎を知りたい、というような意欲のある学生にとって自由に学ぶことのできる教養科目が「総合基礎科目」である。

総合基礎科目には、幅広く深い教養と豊かな人間性を培う「基礎教養科目」、将来グローバルに活躍できるように幅広い外国語を揃えた「外国語科目」、体を鍛えるための「スポーツ・健康科学科目」、情報時代のリテラシーを身につけるための「情報科目」の4種類が用意されている。

「基礎教養科目」は、「基礎教養科目運営委員会」が母体となり、学生センター所長が同運営委員会委員長を兼ねており、委員を各学部から1名ずつ招集し、適切に科目の運営を行っている。「外国語科目」、「スポーツ・健康科学科目」、「情報科目」は、それぞれ外国語教育研究センター、スポーツ・健康科学センター、計算機センターによって運営されている。

以下、「基礎教養科目」、「外国語科目」、「スポーツ・健康科学科目」、「情報科目」の順に現状を説明する。

【基礎教養科目】(資料 4(2)-6 p.7～123)

幅広く深い教養と豊かな人間性を培うことを目的に、「哲学・思想」、「文学と芸術文化」、「社会科学の基礎」、「歴史と地域文化」、「自然科学の基礎」、「心と身体」、「現代の課題」、「ベーシック・スキル」、「自校史」という分野毎に科目を開講している。なお、科目によっては、1つのテーマ設定のもとで多様なアプローチができるように、毎回担当者の変わるオムニバス形式の授業を設けている。

【外国語科目】(資料 4(2)-6 p.127～696)

各学科の要請により、語学の優先クラス・指定クラスを設けている。大学全体のカリキ

ュラム・ポリシー（教育課程の編成・実施方針）に基づき、授業科目を適切に開講している。また、英語、ドイツ語、フランス語、中国語、日本語においては、初級、中級、上級、その他の外国語については、初級、中級と順次性のある科目を開講している。英語においては、特に力のある学生を育てるためにインテンシヴ・コースを設けている。また、ドイツ語、フランス語、中国語においては、専門性のあるセミナーも開講している。

【スポーツ・健康科学科目】（資料 4(2)-6 p.699～789）

大学全体のカリキュラム・ポリシー（教育課程の編成・実施方針）に基づき、授業科目を適切に開講している。

スポーツ・健康科学Ⅰ（文・理学部 1 年次必修）：身体や身体運動の基礎的構造と機能を理解し、身体運動を通して健康・体力の維持増進を図ることを、各種スポーツ種目を教材としながら学習する。

スポーツ・健康科学Ⅱ（理学部 2 年次必修）：「スポーツ・健康科学Ⅰ」で習得した内容を発展させるとともに、生涯スポーツへの応用的展開能力を各種スポーツ種目を教材としながら育成する。

スポーツ・健康科学Ⅲ（全学部選択）：生涯を通して身体活動を行う、豊かなライフスタイルを獲得するための能力の育成を目的とし、より高度な運動経験を通じた学習を統合的に行う。個人のスポーツへの志向を考慮し、多種のスポーツ種目を教材として取り上げる。

Ⅲ a は学内授業であり、Ⅲ b は季節集中授業（野外コース）である。

【情報科目】（資料 4(2)-6 p.793～825）

大学全体のカリキュラム・ポリシー（教育課程の編成・実施方針）に基づき、授業科目を適切に開講している。履修要覧の情報科目の履修に関するページ及び総合基礎科目シラバスに記載された授業科目が体系的に編成され、履修できるように開講されている。

【法学部】（資料 4(2)-1、4(2)-2）

法学科の各科目は、履修年次を定めることで、基本的な科目から応用的な科目へと体系的な履修が可能な教育課程となっている。すなわち、1 年次は憲法Ⅰ、民法Ⅰ、刑法Ⅰといった基本的な科目の第 1 部として総論を履修する他、総合基礎科目、特設演習といった教養的科目、法学入門的演習を履修することが求められており、2 年次、3 年次と進むにつれて、履修できる法学系科目の範囲が広がるという形になっている。これによって、学生の体系的な履修を実現している。

政治学科が提供する政治学、社会学、国際関係論の科目は、方法も内容も幅広いとともに変化が激しい。したがって専門教育の中に教養的要素を含みうる一方、学習の順序を一義的に決められない。初年次に配当された基礎演習と基礎講義などを除き、学年配当は相当緩い。

【経済学部】（資料 4(2)-1、4(2)-3）

経済・経営両学科は、カリキュラムの編成にあたっては、第一に教務委員を中心に作成した案を両学科の科会において審議し、第二に学科として望ましい案を決定し、第三に教授会において経済・経営両学科それぞれの考え方の共有を図るべく審議し、当該学科として最終の案を決定する体制としている。上記の過程において、学科の教員は教育課程の編

成における授業科目配置の適切さを体系的観点から密に検討している。

経済学科の科目群は「必修科目」、「選択必修科目」、「選択科目」、「自由科目」の4つに分類されている。1年次配当科目である「必修科目」では経済学を学ぶ上で必要不可欠な基本的な内容を学習し、「選択必修科目」では多様な分野の基本的な内容を学習する。さらに、「選択科目」ではより進んだ内容あるいは応用的な内容を、「自由科目」では経済学の隣接領域などを学習する。

経営学科では、科目群は大きく「専門基礎科目」、「専門応用科目」、「関連科目（語学系科目やスポーツ・健康科学科目、他学部の専門科目）」の3つに分類されている。上記科目群に位置付けられる各科目は、学生一人ひとりの興味、関心に柔軟に対応できるようにするため、全て選択科目にしている。しかし、専門基礎科目は1・2年次から学習できるように年次配当をし、専門応用科目は、概ね2・3年次から学習できるように年次配当することによって、学生が経営学の基礎から応用へと段階的かつ発展的に学習できるような体系的編成にしている。

【文学部】(資料4(2)-1、4(2)-4)

教育課程の編成・実施方針に基づいて各学科で適切かつ必要な授業科目を開講し、また必要に応じて授業科目の見直しを行っている。

各学科において、初年次の基礎教育から次第に専門教育へと進むカリキュラムを編成・実施し、学位取得に至るまでの過程を体系的に配慮し、順次性のある授業科目を開講し指導している。各学科ともに、1・2年次に専門分野を学ぶための基礎的知識を習得する授業を必修とし、資料検索、発表方法、レポート作成など基礎的な技法の習得を目指す初年次教育を行い、3・4年次に高度な専門性へと進む体系的なカリキュラムを編成し実施している。さらに教養教育としては大学全体の総合基礎科目とは別に、文学部独自の共通科目を開講し、専門教育と教養教育との関連性を深める教育課程の編成を行っている。

【理学部】(資料4(2)-1、4(2)-5)

物理学科においては、必修科目の比率が高いが、これらの科目を順次修得していけば、現代的な物理学の基礎的な知識を得られるよう綿密に工夫されている。講義科目に加えて、演習と学生実験が必修になっており、より実践的な物理学の素養を身につけることができる。一方、選択科目は、基礎的な内容を扱うものから、個別の分野に特化した進んだ話題を扱うものまで、幅広く用意されている。後者のタイプの選択科目は、性格からして、学部と大学院で共通に履修できるようになっている。

化学科においては、自然界の様々な現象や暮らしの中に存在する物質に着目し、それらを分子レベルから理解し、化学的な考え方を身につけることができるように、授業科目を配置している。物理、数学の基礎をしっかりと身につけるとともに、化学の基礎を体系的に学べるように、必修科目を配置している。学部後半では、各自の興味に合わせて選択科目を選ぶことが可能となっている。さらに、1年次より実験を必修科目として設定し、講義と併せて、化学を体系的に幅広く学ぶことが可能となっている。

数学科においては、学問の性質上、授業科目は初等的なものから順次高度なものに体系的に配置されている。数学科として必要な科目が偏りなく開講されており、主要科目には

演習を併設している。専門科目は必修科目と選択科目があり、後者は第一類選択科目、第二類選択科目に分けられている。第一類選択科目は、半必修科目の意味合いを持った基礎的科目であり、第二類のそれは個別の話題に特化した科目である。また、学術的内容・レベルから、学部・大学院共通科目として相応しいものを除き、学部、大学院それぞれ独自の講義が適切に開講されている。

生命科学科においては、近年の生命科学が様々な生命現象を分子的観点から論ずることが多いため、それらの基礎となる数学・物理、化学の講義及び実験科目を学部1年次の必修としている。2年次以降も化学系の科目を必修としつつ、生命科学系科目としては、遺伝子やタンパク質などに関するものから細胞・個体を扱うものへと段階的に履修できるように講義及び実験の必修科目を配置している。すなわち、分子生物学、細胞生物学等のより進んだ生命科学の科目を配置し、合わせて実験及び演習科目を設定して、生命科学の中の基礎的実験技術を習得させる一方で、生命科学に関する英語論文の読解を通して語学能力の向上も目指している。3年次では個体などの高次生命現象に関する内容を習得させるとともに、引き続き、実験科目及び演習科目により、講義科目とのさらなる強い連携を図っている。そのような3年次までの様々な科目の修得に基づき、4年次では「生命科学特別研究」によって卒業研究を行わせるとともに、「生命科学輪講」によって最先端の生命科学に関する情報を英語で読み解く能力を身につけさせている。

このような方針に基づいて2009年度から生命科学科がスタートしたが、その後、2年次以降での講義及び実験科目との関係、ならびに1期生が2012年度に初めて卒業研究等を行ったことから、それら学科設置後の学生の習熟度等から学科内で教育効果に関する詳細な検討を行い、2年次の「分子細胞生物学1」については1年次へ、2年次の「生命科学演習1」については他の選択科目で置き換えるように2014年度からカリキュラムの変更を行った。選択科目については、多様な背景を持つ学生の興味に合わせ分子的な内容から高次生命現象を扱うものまでを用意し、体系的学修ができるよう、各科目について配当年次を設定している。これら専門科目に加え、幅広い教養を身につけさせるために、1及び2年次では2種類の外国語科目、スポーツ・健康科学科目、情報科目の他、法学、経済学などの科目の中から選択方式での基礎教養科目の修得を必修としている。

【法学研究科】(資料4(2)-8)

現在、本研究科は在籍者が極めて少ないので、在籍者の研究分野やその周辺領域に関する授業科目を開講している。

【政治学研究科】(資料4(2)-8)

日本政治・政策研究コースにおいては、研究の核となる科目を専任教員が担当する他、「現代日本政治」「政策課題研究」を開講している。国際関係・地域研究コースにおいては、国際政治と地域研究のコア科目を複数の専任教員が担当している「公共政策論」を開講した。社会・公共領域研究コースは、政治思想、公共哲学といった理論系の科目を持つとともに、政治行動論、社会情報学、公共秩序の数理モデルといった分析系の科目を提供している。これら3コースで政治学の基本的研究領域は十分にカバーされている。また、ターム・ペーパーへ向けたりサーチの指導を適宜バランスを取りながら行っている。

【経済学研究科】(資料 4(2)-8)

カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成・実施方針）に基づき、経済学の高度な専門知識を要する職業等に必要な能力を養うため、また、経済学に関わる研究者として自立して研究活動を行う能力を養うため、そして、その他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うために、以下に挙げる教育課程の特色を堅持している。

第一は、近代経済学による理論及びその応用、歴史研究、ならびに実証分析の側面に重点をおいた研究・教育を志向していることである。経済学の主要な分野毎に、特論及び特殊研究、演習を設置し、学生の選択したテーマに応じて専門的に授業を受けられる体制となっている。

第二は、今日的な、時代の要請に応える、生きた研究を進めるべく、それに相応しいいくつかの特殊研究科目を設定していることである。

【経営学研究科】(資料 4(2)-8)

本研究科の教育課程は、学校教育法第 65 条に定められた大学院の設立目的に合致させるため、そしてまた、前述の教育目的・目標のもとに、「広い視野に立って清深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養う」(大学院設置基準第 3 条第 1 項) ため、かつ、「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養う」(同第 4 条第 1 項) ことを目標として編成されている。具体的には、先に記した「学際化」、「国際化」、「情報化」を 3 つの柱とし、マーケティング系、経営組織・管理系、経営戦略系、会計・財務系、経営科学・情報系、経営史系の 6 分野全てに目配りした科目群を用意している。また、今日的課題に対応するため、非常勤講師による授業科目を開講している。

【人文科学研究科】(資料 4(2)-8)

授業科目は、専攻によって若干名称は異なるものの、基本的には、コースワークである「特殊研究」とリサーチワークである「演習」とによって構成されている。各専攻とも、毎年、授業科目の編成については慎重に検討し、必要な場合はより適切な科目を開講するよう努力している。さらに一層の改善を求めて、定期的にカリキュラムを見直している。

【自然科学研究科】(資料 4(2)-8)

博士前期課程のカリキュラム・ポリシー（教育課程の編成・実施方針）を、「自然科学研究科（博士前期課程）での教育の中心をなすのは各研究室での個別的な研究指導やセミナーである。さらに、学部での教育課程との連携を重視しながら、各々の専攻分野の基礎的な知識を体系的に学ぶことのできるカリキュラムを用意する。」としているので、これに基づき各専攻で必修及び選択科目に関する教育課程を下記のように編成している。

物理学専攻については、大学院での教育の主要部分は各々の研究室での実践的な研究だが、専門とは直接の関連のない知識についても、講義を通じて身につけることを奨励して

いる。博士前期課程の修了には修士論文に加えて、研究や輪講に関する必修科目 14 単位、講義科目 16 単位の合計 30 単位を修得することが必要である。

化学専攻については、研究室での研究が主となるが、化学の最前線の内容を履修することができるように幅広い分野の科目を設置している。博士前期課程の修了には、修士論文に加え、研究室での研究や輪講に関する科目の 16 単位と 7 科目分に相当する講義相当の 14 単位の合計 30 単位が必要である。

数学専攻については、学術的内容・レベルから学部・大学院共通科目として相応しいものを除き、学部、大学院それぞれ独自の講義が適切に開講されている。さらに大学院は、「大学院数学連絡協議会」（以下、「数連協」という）に加盟する大学院の間で単位互換制度も設けており、十分に幅広い分野で高度な講義が聴講できる体制にあり、これを継続的に維持・運営すべく努力している。2014 年度現在の数連協加盟校は 11 校で、本学の他、中央大学、上智大学、国際基督教大学、明治大学（理工学研究科及び先端数理科学研究科）、日本大学、日本女子大学、立教大学、東京女子大学、東京理科大学、津田塾大学である（資料 4(2)-10）。博士前期課程の修了には修士論文に加えて、研究や輪講に関する必修科目 14 単位、講義科目 16 単位の合計 30 単位を修得することが必要である。

生命科学専攻については、研究室での研究が主となるが、自分の研究テーマにとらわれないよう、講義科目としては多様な内容のものを選択科目として履修できるようにしている。具体的には、修士論文に加え、配属した研究室での研究や輪講に関する科目を 2 年間の課程を通した計 16 単位の必修科目を修得するとともに、講義科目については多くの各 2 単位の科目の中からの選択方式として計 14 単位を修得することを修了の要件としている。この中には他専攻の科目の履修も 8 単位を上限として認めている。さらに、東京医科歯科大学、お茶の水女子大学、北里大学の各大学院との単位互換制度「学際生命科学東京コンソーシアム」を設け、本学ではカバーしきれない生命科学でのさらに広い範囲にわたる内容を学修できるようにしている。（資料 4(2)-11）

博士後期課程のカリキュラム・ポリシー（教育課程の編成・実施方針）を、「自然科学研究科（博士後期課程）での教育の中心をなすのは各研究室での個別的な研究へのアドバイスや議論である。さらに、学部・博士前期課程での教育課程との連携を重視しながら、各々の専攻分野の進んだ知識を学ぶことのできるカリキュラムを用意する。」としているので、これに基づき各専攻で必修及び選択科目に関する教育課程を下記のように編成している。

物理学専攻については、配属した研究室での研究が主となり、研究や輪講に関する科目としての 3 年間の課程を通した必修科目計 18 単位の他、講義科目を選択方式として 2 単位を修得することを修了の要件としている。ただし博士前期課程で単位修得した科目は履修不可とし、その代わり他専攻の講義科目について履修可としている。

化学専攻については、配属した研究室での研究が主となり、研究や輪講に関する科目としての 3 年間の課程を通した必修科目計 21 単位を修得することを修了の要件としている。

数学専攻については、配属した研究室での研究が主となり、研究や輪講に関する科目としての 3 年間の課程を通した必修科目 16 単位の他、講義科目を選択方式として 4 単位を修得することを修了の要件としている。ただし博士前期課程で単位修得した科目は履修不可とし、その代わり他専攻の講義科目について履修可としている。

生命科学専攻については、配属した研究室での研究が主となり、研究や輪講に関する科

目としての3年間の課程を通した必修科目計21単位を修得することを修了の要件としている。

(2) 教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか。

【大学全体】

本学における専門教育と教養教育のバランスのよい学びは、学部・学科それぞれの専門性を踏まえた高度な知的訓練と、総合基礎科目の履修による幅広い知の獲得、言語やIT技術などの表現・伝達能力の向上により構成されている。また、学生が所属する学部・学科以外の他学部・他学科専門科目の履修による知的基盤の拡大といった、ワンキャンパスの利点を活用した多様な学習機会を提供している。

【全学共通科目「総合基礎科目」】(資料4(2)-6)

総合基礎科目は学部間共通の科目として、全学部学科の学生が履修しており、学部・学科により必ずしも必修科目ではないが、例年、延べ人数で外国語科目は12,000人程度、スポーツ・健康科学科目は2,200人程度、情報科目は5,000人程度の履修者がいる。これは、全学生数から見ても非常に多い数であり、学生のニーズも高く、これらの科目が本学の「教養教育」に果たしている役割は非常に大きい。

また、この総合基礎科目は、2010年度に全学カリキュラム特別委員会(タスクフォース)が設置され、「全学的な教養教育体制の強化」及び「新たな全学カリキュラム」の可能性が検討された。その結果、「基礎教養科目」という科目区分が新設され、基礎教養科目の開講申請をより柔軟にしたことで、ベーシック・スキルの分野に「アカデミック・スキルズ」といった教養科目が新たに開講される等、総合基礎科目はより幅広く充実した内容に改訂された。

以下、「基礎教養科目」、「外国語科目」、「スポーツ・健康科学科目」、「情報科目」の順に現状を説明する。(資料4(2)-6)

【基礎教養科目】

「哲学・思想」、「文学と芸術文化」、「社会科学の基礎」、「歴史と地域文化」、「自然科学の基礎」、「心と身体」、「現代の課題」、「ベーシック・スキル」、「自校史」という分野それぞれに1～11科目を開講している。

【外国語科目】

各語学では、順次性のある科目を開講し、それぞれのレベルに相応しい教育内容を提供している。さらに、英語は、新入生全員がTOEICの試験を入学時に受ける。理学部と政治学科1年生の授業に関しては、この試験結果を利用して、習熟度別クラスを編成している。また、2013年度は、1年生終了時にもTOEIC試験を実施し、理学部2年生の習熟度別クラス編成に役立っている。

【スポーツ・健康科学科目】

必修、選択それぞれのクラスで履修する学生の運動技能レベルが違うので、レベルに見合った教育内容を考慮し、実施している。

【情報科目】

学生に必須の情報処理技術を習得させるため、1年生全員を対象とした初等情報処理を設

けている。また、各学部での必要性に応じ、統計処理技術を学ぶ情報数理解析入門、プログラミング教育の情報処理入門、マルチメディア論等の科目を開講し、各課程に相応しい教育内容を提供している。

【法学部】(資料 4(2)-1、4(2)-2)

法学科は、憲法、民法、刑法、行政法、商法、両訴訟法といった教育課程の中心をなす科目に加え、国際法、英米法、労働法、租税法、知的財産法、経済法といった科目も用意されており、法学の基礎から応用への体系的な教育内容を提供している。

また、政治学科は、政治学、社会学、国際関係の各分野に関する非常に多種多様な科目を提供している。現代社会の要請に応え、随時、内容の更新に心掛けており、特に「特殊講義」や「地域研究」では毎年度提供すべき科目内容を大幅に見直している。また、基礎演習と基礎講義を1年次に配置することで、徹底した少人数演習と、教員全員が関与して政治学等の鳥瞰図を示す講義とを組み合わせた初年次教育を施している。

【経済学部】(資料 4(2)-1、4(2)-3)

本学部のカリキュラム・ポリシーのもと、専門科目において現実の経済・経営の理論に対する理解を深め、経済・経営問題に対する解決能力の養成を行っている。また、教養科目として語学力と情報処理能力の向上を意図した科目配置ならびに教育内容を提供している。特に、情報処理については情報科目の他、専門科目の授業等においてもPCを通じた分析を行い、専門に即した情報処理能力の向上も行っている。

経済学科では、初年次教育として、「入門演習」とともに各専任教員が1回ずつの講義を担当するオムニバス形式の講義(「経済情報入門Ⅱ」)を提供することで、経済学への興味を喚起するようにしている。さらに、経済学で必要になる数学的な知識を補うために、「経済学特殊講義(経済数学演習)」という演習形式の講義を開講することで基礎的な能力向上に努めている。また、語学力に関しては卒業に必要な単位数として認める科目数を増やすことにより学生の履修を促している。

また、経営学科では、初年次教育として、1年次前期に「経営入門演習」を設定し、大学での学習方法についての理解を1つの目的とする少人数教育が行われている。また、数学的知識の補強を目的とした、少人数による講義科目である「経営学特殊講義(経営数学入門)」を開講している。これらの取り組みは、高校から大学教育への円滑な移行の促進に寄与している。

【文学部】(資料 4(2)-1、4(2)-4)

2011年度に定めたカリキュラム・ポリシー(教育課程の編成・実施方針)に即して、各学科において専門分野の特性に沿った学士課程教育を実施し、適切な授業科目の開講及び教員の配置に留意している。また、専門分野の多様化に対応するために、学科内にコース制度及び系制度を設けている学科もある。

一方、限られた開講授業コマ数のなかで多岐にわたる研究分野について学習が可能となるように、授業によっては通年ではなく1学期毎にテーマを変える等の工夫を施している。教育内容については、各専門分野のアクチュアルな状況を鑑みつつ、開講している授業の

適切性の検証と修正を行い、次年度の授業計画策定を行っている。

【理学部】(資料 4(2)-1、4(2)-5)

物理学の講義の内容については、教員の間で頻繁に情報交換を行いながら、時代に即して最も適切な教育内容を提供することを目指している。特に、高等学校との接続の役割を果たす1年次の講義では、高等学校でのカリキュラムの変更や、学生の質の変化に臨機応変に対応すべく、担当教員全員がメーリングリストでリアルタイムの情報を交換している。また、1年生の学生を集めた懇談会を毎年開催し、講義等への学生側からの反応を常にモニターしている。

化学科の教育に関しては、化学の基礎を体系的に学ぶことができるような教育内容となっている。初年次教育は、高校のカリキュラムの変更に柔軟に対応できるように、高校教員とも情報交換を行っている。また、化学科全専任教員が出席して、1年次の学生を集めた懇談会を毎年開催し、講義等に対する学生の批判、要望にも対応できる体制が整っている。

数学科として必要な科目が偏りなく開講されており、学士課程として相応しい教育内容である。

生命科学科は、カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成・実施方針）に基づき、各年次に必修及び選択の講義、実験及び演習科目を配置し開講している。なお、選択科目については、他の科目等との関連から「植物分子生理学」、「酵素学」を2014年度から新規に開講し、生命科学の分野での広範囲にわたるより深い知識の習得を目指すことにした。必修の生命科学系科目には専任教員を配置し、選択科目には授業内容や専門性を考慮し専任教員及び一部非常勤講師を配置している。内容についても、学科内での会議、及び非常勤講師との懇談会を通して連携を図り、大まかな流れは維持しつつも教育効果を見極めて適宜変更を行っている。

【法学研究科】(資料 4(2)-8)

現在、本研究科は在籍者が極めて少ないので、在籍者の研究分野やその周辺領域に関する授業科目を開講している。カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成・実施方針）に示すように、高度な博士論文を執筆できるよう指導体制を整えている。

【政治学研究科】(資料 4(2)-8)

博士前期課程の学生は、3コースから1つを選択し、そのコースの科目を中心に履修する。一方、他コースの科目履修には何らの制限はなく、むしろ幅広い周辺科目を履修することが奨励されている。また、全ての受講者に対しコース横断的な演習が提供されており、特定の問題領域に偏ることない幅広い知見が得られるようになっている。

博士後期課程の学生には、全てのコースの科目が提供されている他、コース研究会の企画運営、海外語学留学への参加、海外ワークショップの企画実施、ティーチング・アシスタントや海外でのリサーチ・アシスタントとして採用される機会等が提供されている。

【経済学研究科】(資料 4(2)-8)

経済学部と本研究科の教育内容の関係であるが、まず、博士前期課程学生を主な対象と

する「特論」を、向学心の高い学部生も履修できる学部・大学院共通科目としており、学部生が早期から高度な教育内容が受けられる体制が完備している。この体制のもとで、本研究科は学内推薦制度を採用しており、所定の要件を満たした経済学部学生に対して、筆記試験を免除し面接のみの入学試験によって本研究科への進学を許可することにより、早い段階から大学院における研究計画が立てられるようにしている。加えて、経済学部では所定の要件を満たした者に対して3年間で学士を取得させる早期卒業制度を認めており、そのような学生に対して、大学院への進学とのリンクを図り、学部から博士前期課程にかけて、5年一貫教育の推進ができるような仕組みを構築している。

次に、博士前期課程と博士後期課程の教育内容の関係であるが、本研究科は、博士前期課程、博士後期課程ともに同一テーマによる特殊研究・演習を開設しており、博士前期課程を修了した学生が博士後期課程に進学した場合、博士前期課程からの研究テーマを継続し、より高度な研究を展開できる授業編成がなされている。したがって、学生は博士前期課程・博士後期課程を通じて一貫した指導が受けられる体制が保証されている。

入学から学位授与までの教育体制については、本研究科は、博士前期課程・博士後期課程いずれについても、学生は履修すべき科目、研究の主題の決定、研究活動について、入学試験の段階で選んだ指導教員の指導を仰ぐ仕組みとなっている。より具体的には、博士前期課程の場合、学生は、まず入学時に一般的なガイダンスを受け、次に、履修科目登録をする際、どの科目を何年次に履修すべきかに関して、指導教員から指導を受ける。その際、博士前期課程の研究計画も具体的に決定される。そして、2年次には、指導教員による修士論文等の作成指導がなされることになる。そして、博士後期課程においては、教育課程における指導教員の占めるウェイトはさらに大きくなり、教員と学生の間でほぼ1対1の研究活動をするようになる。

【経営学研究科】(資料4(2)-8)

これまで記した理念・目的、編成方針に基づいて、次のような内容の教育を実施している。第一は、現実社会において企業が直面している様々な問題に対して、学際的な研究を推進するために、マーケティング、戦略、組織、会計、財務、人的資源、情報・生産・サプライチェーン、経営史等の幅広い経営学分野にわたり教育・研究を志向していることである。教育課程としても特殊研究と演習科目が開講され、前者においては高度な専門的知識を学べるような講義がなされ、後者においてはきめ細かな研究指導が行われるという、バランスのとれた教育課程となっている。第二は、国際化に対応するために、積極的に外国人もしくは外国経験の豊富な教員の採用を実施し、それに相応しいいくつかの科目を設定していることである。第三は、今日的な時代の要請に応えるため、情報関連教育にも重点をおいていることである。以上の特色は全て、教育・研究の柱としている「学際化」、「国際化」、「情報化」に対応するものである。

次に、経済学部の教育内容と本研究科の教育内容の関係については、本研究科は学部基礎を置く研究科としてのメリットを活かすために、学部・大学院共通科目の制度を設け活用している。これは本来大学院で教育すべき基礎的な内容の科目については、学部専門科目と大学院の基礎科目を共通化し、学部学生で勉学の意欲と能力のある者は早期から高度な教育内容が受けられる仕組みである。また、学部・大学院共通科目の単位を修得した

学生が、将来本研究科に進学した場合、学部の卒業必要単位数を超えて単位を修得している等、必要要件を満たせば博士前期課程の修了単位数に算入できる制度となっている。

最後に、博士後期課程の教育課程については、特に「研究者として自立して研究活動を行い、またはその他の高度に専門的な職業に従事するのに必要な研究能力」(大学院設置基準第4条第1項)を身に付けることに重きを置き、複数の指導教員が指導関与する体制に基づき、学位論文を作成することとなっている。博士後期課程においては、博士前期課程において開講されている講義のほとんどと演習の一部が履修可能であるが、博士前期課程と博士後期課程の履修目標・評価の差異がシラバス上でも明示されるようになっている。学部生が大学院との共通科目を履修できる場合にも同様の明示のための配慮がシラバス上でなされている。

【人文科学研究科】(資料4(2)-8)

各専攻とも、それぞれの学問分野に相応しい教育を行うため、授業科目の編成、単位の修得という教育内容に関することだけではなく、論文の個別相談や論文の中間発表、ゼミ合宿、学外の研究会での発表指導等、より深く、きめ細かく行っている。修士論文、博士論文作成ではそれぞれ担当する指導教員が段階的に指導している。研究科委員会での承認のもとに、個々の学生の専門性に応じて、指導教授を中心にした複数の教員によるサポート体制が設けられており、きめ細かい論文作成指導が行われている。

【自然科学研究科】(資料4(2)-8)

大学院の講義は、学部の内容を踏まえ、さらに高度で専門的な内容になっている。しかし、教員が一方的に講義するだけでは意味がない。少人数であることを活かし、学生の反応を常に意識しながら、教育内容を精選している。自然科学においては、各分野の進歩が速いことから、それにも対応できるよう、今後も臨機応変な対応が必要である。

なお、数学専攻・生命科学専攻においては、幅広い視野を身に付けられるよう、数連協や学際生命科学東京コンソーシアムの単位互換制度も利用して、多種多様な講義科目を用意している。

2. 点検・評価

●基準4 (教育内容・方法・成果)の充足状況

本学の理念・目的を実現するために、教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針に基づいて、適切な教育課程・教育内容を整備・充実させており、同基準を概ね充足している。

①効果が上がっている事項

【大学全体】

各学部・各研究科ともに専門教育と教養教育のバランスを重視した順次性のある授業科目を体系的に配置している。また、充実した総合基礎科目と各学部・各学科の専門的な教育カリキュラムを適切に組み合わせることで、学士の学位に相応しい専門的な知見と幅広い

い教養力を備えた人材を育成している。総合基礎科目のうち、スポーツ・健康科学科目においては、授業を通して、心身ともに健康で豊かな社会生活を実践していく態度ならびに積極的に周りとのコミュニケーションを図る能力なども養っている。

【法学部】(資料 4(2)-1、4(2)-2)

法学科では、教育課程の中心をなす講義科目に加え、現代的な問題や先端の実務を学ぶことのできる演習科目を多数開講し、多くの学生が受講している。また、本学法科大学院の専任教員にも授業を担当してもらうことにより、幅広い科目提供を実現している。

政治学科においては、非常に豊富な選択肢を提供し、学生の主体的な選択による履修が可能になっている。高度で実践的な知識・能力を身に付けたいという意欲的な学生に対しては、1 学年につき定員 15 名の特別選抜コース（FT コース）を設け、コースワークの修了と優秀な成績を条件に 3 年次卒業を可能としており、優れた卒業生を輩出している。また、ほぼ全ての科目が各学期で完結する 2 単位としているので、通年と比べて授業内容を設計しやすい。

【理学部】(資料 4(2)-1、4(2)-5)

専門の基礎教育は学問の性格上「積み上げ型」であり、学習の順次性は堅持している。近年の改善として、物理学科及び数学科における履修規定の変更が挙げられる。この変更で、過去に留年した学生が進級基準を満たした場合、2 つ以上上の学年へ進級することを可能とした。

また、生命科学科においては、講義、実験及び演習科目の内容について強い連携を図っており、学生による個人差はあるものの、講義、実験及び演習の内容を概ね理解され、単位修得率は比較的良好となっている。2009 年度の学科設置以来、学業不振に基づく留年者は 2 名にとどまっている。また、3 年次までの勉学等の集大成としての卒業研究やその報告会を見る限り、概ね生命科学に関する知識が身についている。

【政治学研究科】(資料 4(2)-8)

知識・情報の高度化、社会のグローバル化に対応するため、2005 年度から博士前期課程に新しいカリキュラムを導入し、「実務研修」（インターンシップ）、「政策課題研究」、「政策実務演習」等を含む「政策・実務科目」群の充実、海外での集中的な英語研修プログラムなどを開始した。特に、英語の研修プログラムについては、カリフォルニア大学サンディエゴ校との間での協定を通じて毎年複数名の留学生を派遣するだけでなく、共同研究への大学院生の参加や先方の大学院生による英語の集中研修を夏と冬の 2 回にわたって実施してきた。また、オーストラリアのメルボルン大学、ニューサウスウェールズ大学で実施する夏季の英語研修を定例化し、さらに、韓国ソガン大学との英語討論会を日韓交互開催で実施している。他方、実務研修でも、朝日新聞社の論説室・GLOBE 編集室と提携して継続的に実施してきた。

また、特に博士前期課程においては、「コース専門科目」で高度な専門的知識の獲得を主眼としている他、「基礎文献講読」、「共同基礎演習」では、幅広い教養の涵養や論理的な思考能力、コミュニケーションスキルを、「実務研修」、「政策実務演習」等の科目では実践的な能力や技能を身に付けることが可能となっている。

【経済学研究科】

本研究科の教育課程は、大学院における経済学の高度専門教育を実施するに相応しい特

色を備えている。特に、少人数のマン・ツー・マン体制の授業・研究指導により、教育課程の編成・実施方針に基づいた個人指導が実施されている。また、授業科目は、経済学的主要分野について、特論、特殊研究、演習の3種が開講されており、特論はコースワーク、特殊研究と演習はリサーチワークとしての内容を備え、博士前期課程の修士論文等や博士後期課程の博士論文を提出するための順次的かつ体系的な課程が編成されている。

また、本研究科では、教育課程の編成・実施方針に基づき、学位授与に至る教育課程における指導教員による個人指導の占めるウェイトが大きい。加えて、各授業も少人数のマン・ツー・マン体制で実施されている。これにより、教育内容は学生に応じて十分に高度なものとなり、博士前期課程、博士後期課程ともに、各々相応しい内容が提供されている。(資料 4(2)-12)

【経営学研究科】

博士前期課程・博士後期課程の教育目標に沿った授業科目群の策定や、公表された履修モデルと整合的な授業計画の策定、コア科目と関連科目を組み合わせた体系的な授業科目の提供等を明記した「経営学研究科博士課程の授業計画作成等に関する内規」(資料 4(2)-13)を 2013 年度に策定した。さらに、「経営学研究科博士課程学生の学位論文等作成指導に関する内規」(資料 4(2)-14)に基づき、毎年度、個別学生に対して研究指導計画書に基づく指導が指導委員会を通じてなされ、その計画書に研究科委員会も関与することから重層的な教育体制が敷かれている。

また、博士後期課程においても、博士論文作成計画書の作成と審査を通じた計画的な論文執筆指導がなされている。

②改善すべき事項

【大学全体】

履修モデルやカリキュラムマップを整備し、より分かりやすく学生に周知することが求められている。初年次教育や高大連携教育の在り方を含め、より順次性のある体系的なカリキュラム編成にするための検討が必要である。

また、総合基礎科目「情報科目」においては、社会の急速な情報技術の変化により学生が入学時に身につけている情報技術が多様化しており、初等情報処理を担当する全教員間で、こうした最新の動向への対応に差が生じてしまい、授業内容が必ずしも標準化されていないケースがある。

【法学部】

法学科において、特設演習、特殊講義として開講される科目の中に、多彩な内容が盛り込まれた結果、各科目の授業内容が分かりにくいという問題が生じている。特に 1 年生向けの特設演習について、各学生の興味関心や希望進路との関係で体系的な学習のスタートが切りやすいように内容を明確化する必要性がある。

政治学科において、自由度の高いカリキュラムが、かえって授業に必要な予備知識の在り方や、授業科目相互の連関の仕方について分かりづらい面があった。学生の中には、そのような多彩な科目を体系的に履修するための情報が不足し、戸惑う者がいる。また教員の側も、科目の学年配置がほとんどないため、1～4 年生のうちどの学年の学生を主な対象として授業を行うべきか、曖昧であった。

【理学部】

講義、実験、演習の理解度が不足している学生を減らすことと、大学院博士前期課程への進学者を増加させることが課題である。

【政治学研究科】

時代と内外の情勢変化を適切・迅速に教育課程に反映させることを継続して検討していく。

【人文科学研究科】

前回の認証評価において、大学院科目の一部を学部生にも提供している点を改善すべきであるとの指摘を受けている。また、博士前期課程のみ、博士後期課程のみを対象とした科目が設定されていない点を改善すべきである、という指摘も受けている。

【自然科学研究科】(資料 4(2)-8)

博士後期課程への進学については、今後もその数が増えるよう、何らかの方策が必要である。自然科学は近年、その進歩が著しい分野であるので、進歩著しい分野についてはその状況を見つつ、選択科目の設定については柔軟に対応していくことが必要である。

3. 将来へ向けた発展方策

①効果が上がっている事項

【法学部】

法学科では、入学時に履修カリキュラムの意図がわかりやすくなるよう、2014 年度の入学者向けガイダンスで、1 年次向けに開講されている各科目がどのような意図を持つものかを平易に説明する文書を配付した(資料 4(2)-16)。また、講義科目だけでなく、演習科目も含めたより質の高い教育課程の体系性を目指し FD 意見交換会で議論を行ったり(資料 4(2)-17)、研究者教員と実務家教員が協力して一つの授業を行うなど、新たな形式の授業を開発していく。2014 年度の新たな試みとして、複数の研究者教員と実務家教員による「特殊講義(信託法)」の科目提供を開始した(資料 4(2)-2 p.65)。

政治学科では、科目相互関係や履修順序を示すため、2013 年度に「履修モデル」を作成し、次年度以降シラバスに掲載することにした。これによって、専門科目を体系的に学ぶ目安ができた。(資料 4(2)-2 p.13~14)

【政治学研究科】

英語の高度化・実践化は、大学全体の方針、さらには時代の要請とも合致しているため、ぜひとも推進したい。英語を母語とする専任教員の採用を含めて、既に新しい施策を進めつつある。

【経営学研究科】

「経営学研究科博士課程の授業計画作成等に関する内規」(資料 4(2)-13)の制定により、毎年度一度以上の見直しが義務づけられており、改善のための手順も組み込まれ、今後も必要な改善が継続的に可能となった。

②改善すべき事項

【大学全体】

履修モデルやカリキュラムマップを整備し、よりわかりやすく学生に周知することが求められていることから、初年次教育や高大連携教育の在り方を含め、より順次性のある体系的なカリキュラム編成にすることを検討し、将来的には、授業科目数の適切な見直しを行う。

また、総合基礎科目「情報科目」においては、教員間で、情報技術の最新動向を共有する場を設け、さらにはカリキュラム・ポリシー（教育課程の編成・実施方針）を反映した授業内容を提供するために、各学部との活発な意見交換の場を設ける。

【法学部】

法学科では、2012 年度入学者より、3 年次卒業の制度を導入し、またそれに伴い各年次の履修単位に上限を設定した。また、2014 年度の入学者向けガイダンスで、1 年次向けに開講されている各科目がどのような意図を持つものかを平易に説明する文書を配付した。

2013 年度に作成した政治学科の「履修モデル」は、教員側の期待と学生側の履修実態とを折衷したものであることは否めず、さらに見直す必要があろう。また「履修モデル」は、それぞれの学年配置にあわせて、その授業内容の難易度が適切か、再考する基準ともなる。そのように見直しが進むにつれて、履修規定も改正の必要が生じる可能性もある。「履修モデル」を参考にして学生が実際に履修できるよう、教務委員を中心に丁寧に履修指導を行い、学生の資質の変化を視野に教育内容をさらに工夫する必要もある。

【理学部】

講義、実験、演習の理解度が不足している学生を減らし、また大学院博士前期課程への進学者を増加させるためには、これまで以上に講義、実験、演習の内容について連携を強化なものとする必要がある。そのためには、学科の会議においても常にカリキュラムに関する議論を行い、学生の習熟度を把握しながら、見直しを速やかに行っていく。

【政治学研究科】

時代と内外の情勢変化を適切・迅速に教育課程に反映させるため、研究科独自の検討体制を構築することも有意義と考えられる。現在、政治学科との連携を含めて、カリキュラムの一層の充実に向けた検討会議を設置し作業を進めている。(資料 4(2)-15)

【人文科学研究科】

前回の認証評価において、大学院科目の一部を学部生にも提供している点を改善すべきであるとの指摘を受けている。また、博士前期課程のみ、博士後期課程のみを対象とした科目が設定されていない点を改善すべきである、という指摘も受けている。

大学院生向けの授業の一部を学部生にも開放しているという点については、教育的効果を考えてのことであり、大学院授業を無条件に学部生に開放しているのではない。学部生の中には大学院授業を受講することで、大学院進学を志す者もいるし、また大学院生側も学部生が授業に参加することが大きな学問的刺激となっている。授業の難易度は高く、ごく限られた優秀な学部生しか受講し得ないシステムとなっている。受講可能か否かは各学科・各専攻と個々の教員の判断を基準に教授会で決定されており、当面現在のままで続けていくこととしたい。

博士前期課程の学生と博士後期課程の学生とが授業で共存することの教育的効果も大きい。各々がその利点を生かしながら、相互に影響しあうことで、授業は確実に活性化する。博士前期課程の学生は、博士後期課程の学生から、より専門的な知識や方法論を授業とい

う場を介して学ぶことができるし、博士後期課程の学生にとっても、博士前期課程の学生たちのもつ清新なアイデアや想像力から大いに学問的刺激を受けることもあり、教育目標が異なる者同士が共存することのプラス面がここにある。

修士論文、博士論文作成にあたっての指導は、授業のみならず学生各々の専門性に応じて設けられた指導教員体制を通して丁寧になされているが、2015年度からの実施を目標に、ほぼ全ての専攻において修士論文指導、博士論文指導を科目として単位化する、履修規定の大幅な改正を行った。(資料 4(2)-18)

【自然科学研究科】

博士後期課程への進学者を増加させるべく、そして進歩著しい分野へ対応すべく、これまで以上に専攻内での会議や非常勤講師との懇談会等を通して、教育課程・教育内容を適宜見直していく。

4. 根拠資料

< 共通資料 (提出を義務付けられている資料) >

- 資料 4(2)-1 履修要覧 平成 26 年度 (2014 年度) 入学者用 (既出 資料 4(1)-1)
- 資料 4(2)-2 法学部シラバス 平成 26 年度 (2014 年度) (既出 資料 4(1)-2)
- 資料 4(2)-3 経済学部シラバス 平成 26 年度 (2014 年度) (既出 資料 4(1)-3)
- 資料 4(2)-4 文学部シラバス 平成 26 年度 (2014 年度) (既出 資料 4(1)-4)
- 資料 4(2)-5 理学部シラバス 平成 26 年度 (2014 年度) (既出 資料 4(1)-5)
- 資料 4(2)-6 総合基礎科目シラバス 平成 26 年度 (2014 年度) (既出 資料 4(1)-6)
- 資料 4(2)-7 教職に関する科目シラバス・博物館に関する科目シラバス
平成 26 年度 (2014 年度) (既出 資料 4(1)-7)
- 資料 4(2)-8 大学院履修要覧・大学院シラバス 平成 26 年度 (2014 年度) (既出 資料 4(1)-8)
- 資料 4(2)-9 授業時間割 平成 26 年度 (2014 年度) (既出 資料 4(1)-9)

< その他の根拠資料 >

- 資料 4(2)-10 大学院数学連絡協議会加盟校 2014 年度総合授業内容
- 資料 4(2)-11 学際生命科学東京コンソーシアム
東京医科歯科大学、お茶の水女子大学、北里大学との 4 大学共通シラバス
- 資料 4(2)-12 指導計画書 (様式) (経済学研究科)
- 資料 4(2)-13 経営学研究科博士課程の授業計画作成等に関する内規 (既出 資料 3-41)
- 資料 4(2)-14 経営学研究科博士課程学生の学位論文等作成指導に関する内規
(既出 資料 4(1)-20)
- 資料 4(2)-15 第 1 回 FT コース改革検討委員会の議事録
- 資料 4(2)-16 1 年生が履修できる法学科提供科目にどのようなものがあるか?
- 資料 4(2)-17 学習院大学法学部法学科 FD 意見交換会 (2013 年度) 資料
- 資料 4(2)-18 学習院大学大学院学則変更条文対照表

第4章 教育内容・方法・成果 「教育方法」

1. 現状の説明

(1) 教育方法および学習指導は適切か。

【大学全体】

本学の授業形態及び授業科目単位数の基準、授業期間等は、以下のとおり、大学学則第11条に定め、適切に運用している。(資料 4(3)-10)

第11条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ次の基準によるものとする。

一 講義（外国語を除く）及び演習については15時間の授業をもって1単位とする。

二 講義（外国語）、実験、実習及び実技については30時間の授業をもって1単位とする。

三 講義（外国語を除く）又は演習のいずれかと、他の授業の方法を併用する場合には、計30時間の授業をもって1単位とする。

3 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を与えることが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

4 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

5 授業は、15週にわたって行うものとする。ただし、教育上特別の必要があると認められる場合は、これらの期間より短い特定の期間において授業を行うことができる。

また、1年間に履修登録できる単位数の上限設定（CAP制）については、法学部、経済学部、文学部の一部学科において導入している。CAP制の全学的な導入検討は、2010年3月の学部長会議において、学長より、該当部門に対して年間履修登録単位の上限設定について検討依頼が出された（資料 4(3)-11）。これを受け、副学長の指示により、2010年9月末日を締切として、教務委員会を通して該当学部・学科において意見聴取が行われ、2010年11月の学部長会議において検討状況が報告された（資料 4(3)-12）。各学部の教育に対する考えを尊重し、CAP制の全学統一的な導入は現段階ではなされていないが、単位数の上限を設定していない教育学科を除く文学部・理学部の各学科においては、学科・研究室・演習等の単位で、学生の履修状況に問題が生じていないか個別にチェックがなされており、単位の実質化を図っている。また、本学では、単位数の上限設定の画一的な導入ではなく、法人全体の新中期事業計画「学習院未来計画28」（2012～2016年度の5ヶ年度計画）の中で「単位の実質化」を大学の事業計画として掲げ、履修登録修正制度の導入や履修者数制限の設定を検討しながら、単位の実質化の在り方を全

学的に引き続き検討している（資料 4(3)-13）。

学部の学習指導体制としては、約 7 割の授業が 1 クラス 40 名以下の少人数授業となっており、演習なども多く、一人ひとりに目の行き届いたきめ細かい授業となっている。また、通常の授業の他、学生の能動的な学修参加を促すべく、発見学習、問題解決学習、体験学習、調査学習や、教室内でのグループ・ディスカッション、ディベート、グループ・ワーク等、様々な手法で授業が行われている。

外国語科目の授業は、文法理解を目的とした授業形態、コミュニケーションを目的とした授業形態、リーディングを目的とした授業形態、他に CALL 教室を利用した授業形態等、目的別に適切に学習指導が行われている。いずれの授業においても、語学の習得においては学生の積極的な参加が不可欠であり、高い能力を有する教員が、学生の積極的な参加を促す授業方法を行っている。スポーツ・健康科学科目の授業では、限られた施設を有効に利用できるよう、少人数のクラス編成にして授業を行っている。また、必修クラスと選択クラスの授業内容を、それぞれの目的に応じて設定している。情報科目の授業では、学生に各自 1 台のノートパソコンを使用させ、実習を含む講義を行っている。そこでは 1 クラス 2 名の学生インストラクター（学部 3 年以上で情報処理技術のスキルをもつ者）を配置し、学生の習熟度に応じて個別対応を行っている。

大学院の各研究科では、研究指導計画に基づいた個別の研究指導、少人数教育、学位論文作成指導が適切に行われている。

また、2001 年度より、本学・学習院女子大学・日本女子大学・立教大学・早稲田大学の 5 大学による、幅広い学修機会提供のために学部レベルでの本格的な単位互換制度（f-Campus）を導入している。5 大学はいずれも本部キャンパスが近接しており、学生が徒歩で行き来できる環境にあることを活かして、直接、他大学の授業に参加することによる新たな学習意欲の昂進や、複数の大学からの参加による授業の活性化等、様々な学修効果を発揮している。5 大学の学生は、各大学提供科目の中から履修希望科目を登録し、修得した単位は所属大学の卒業単位に組み入れることが可能となっている。

【法学部】

法学科では、2013 年度から履修単位の上限を 52 単位としている。52 単位は上限単位数としてはやや多めだが、法学科提供科目には厳格な履修年次の定めがあるため、卒業単位を揃えるためだけに無理な履修計画を立てることは不可能である。また、1・2 年次向けに特設演習、3・4 年次向けに専門演習、応用演習を用意し、学生の主体的参加を促す授業を 4 年間展開している。（資料 4(3)-1 p.76）

政治学科では、1 年次に基礎演習、2 年次から特別演習、3 年次から専門演習として、どの学年にも豊富に少人数授業を提供し、学生が主体的に学ぶようにしている。また、年間履修登録は、1 年次は 48 単位まで、2 年次は 1 年次で修得済みの単位を含めて総計で 88 単位まで、3 年次は同じく総計で 120 単位までとなっており、卒業までバランスのとれた履修をさせている。なお、2013 年度入学者までの年間履修登録は、1 年次は 40 単位まで、2 年次は 1 年次に修得済みの単位を含めて総計で 80 単位まで、3 年次は同じく総計で 120 単位までとしていた。（資料 4(3)-1 p.84）

【経済学部】

本学部では、学習指導として1年間の履修単位数の上限を48単位に設定している。また、各年次最低20単位以上を履修するよう、指導を行っている。これらの点は、履修要覧に明記され、広く学生に周知されている。これにより、4年間で経済学・経営学の基礎から応用へと段階的かつ発展的に学習できるようにしている（資料4(3)-14）。

教育方法として、専門科目については、板書やテキスト、資料などを用いた伝統的な講義方法に加えて、マルチメディアを利用した教材を用いた講義が実施されている。演習(ゼミ)については、教員の指導のもとに学生が主体的に研究課題を選択し、研究を深めるよう少人数教育が実施されている。また、専門教育への動機づけのために、1年次の学生に対しては大学での学習方法の指導など導入教育の要素を含んだ入門演習科目を設置し、最大でも受講者20名程度の少人数教育が行われている。2013年度の履修者人数は、「入門演習(経済学科)」が208名、「経営入門演習(経営学科)」が287名で多くの入学者が履修し効果を上げている（資料4(3)-15）。その他、実務家による講義についても、通常講義におけるゲスト講師の招聘制度や特殊講義を利用することによって、実施することが可能となっている。最近では、プレゼンテーション用アプリケーションを学生が利用することが一般化しているとともに、ネットを通じて学外でインタラクティブな学習が可能になるWeb教材を開発・導入する等、情報化がより一層進められている。

【文学部】

各学科ともに、講義科目と演習科目（心理学科ではさらに実験科目）をそれぞれの特性を考慮して開講している。講義科目では専門分野への概論的な導入を目指し、演習科目では少人数の授業でより専門性の高い個別テーマに関しての導入を行い、学生の自立的研究能力の養成を行っている。

履修科目登録の上限設定は行っていないが、文学部の場合全ての学科において3・4年次に履修を指定している科目があること、4年次に卒業論文（あるいは卒業研究等）が必修であることから、履修科目登録の上限設定は現在のところ必要ないとする。

学習指導については、毎授業後にリアクションペーパー等を配付して学生の理解度をチェックする教員が多くなっていることから、授業方法とその成果について常時検証する意識が教員間で高まっていると言える。

また、卒業論文や卒業研究等の指導では、各学科ともに中間発表を義務づけ、また授業外に個別的な論文指導を行っている。演習科目では、学生が自らテーマを選択し研究の成果を発表することを重視し、また授業内でのディスカッションを取り入れるなどの方法で、学生が主体的に授業に参加できるような授業を実施している。

【理学部】

物理学科の科目においては、講義、演習、実験が有機的に絡み合った教育を行うことを心がけている。特に、講義、演習、実験の科目が緩やかな連携を取り合うことで、教育効果を高めることを狙っている。物理学科は必修科目が多いため、学生は必修科目を順次履修していくことで最も能率的な教育を受けることができる。履修単位の上限は定めていないが、そのための教育的弊害はない。演習と実験は、そもそも学生が主体的に参加しない

と実現しない科目であり、積極的に参加するよう個別の指導を行っている。

化学科の1年次及び2年次においては、物理学、数学、化学の必修講義科目を設定し、幅広いサイエンスを理解するための基礎的な学問の習得を目指している。3年次は、化学の必修科目に加えて、幅広い化学の選択科目を履修することが可能となっている。さらに、化学の実験科目も設定し、講義を組み合わせることにより、実験化学を深く学んでいくことができるようになっている。履修科目登録の上限はないが、特に問題はない。

数学科においては、いわゆる教養教育にあたる基礎教養科目、外国語科目及びスポーツ・健康科学科目の各科目を必修科目として設定しているが、これは本学及び本学部・学科の教育目標に照らして、その量的配分も含め適切である。学部専門科目における必修科目、第一類選択科目、第二類選択科目の分類と単位分配の設定は、数学科として必要な科目の提供とともに、学生の自主的な勉学意欲を促し、また個々の学生の個性を活かすものとして適切である。

生命科学科は2009年度に設置され、それにあたり教育方法については、既存の物理学科及び化学科で長年にわたり培われ教育効果が上がっている方法を積極的に取り入れた。すなわち、学部1年次においては物理・化学・生命科学の各講義と関連のある実験科目を必修とし、2年次からは、それまでの生命科学の講義内容を反映した、より実践的な実験科目ならびに講義内容を英語で読み解く演習科目を必修として、講義で習った重要な事項を確実に習得できるようにしている。このように講義、実験、演習を密接に関連させることにより学習効果を高めるとともに、特に演習科目では発表を通して学生の自主性を促している。なお、この演習科目については、他の科目との関係から、2014年度入学者より3年次配当へと変更した。各学年で多くの必修科目を配置して各学年で平均的に単位を修得できるように教育課程を組んでいるため、履修登録の上限はあえて設定していない。教職科目等の卒業に必要な科目を除くと、1年間では50単位弱が実質的に履修可能な単位数の上限となっている。

【法学研究科】

極めて少ない在籍者の研究分野やその周辺領域を念頭に置いた指導が行われている。

【政治学研究科】

大学院レベルへの移行をスムーズにするため、入学者に対して全教員が参加するオリエンテーションを実施している。1年次には基礎的文獻（論文、日本語文獻、英語文獻）を集約的に学習する3種類の基礎文獻講読を提供する他、夏休みには英語短期留学を設定し、外国人講師による英語での集中セミナーを実施している。第2学期には、新聞社の論説室などでの実務研修の機会を提供し、幅広い職種での実務経験を積ませるようにしている。また、夏季には、オーストラリアならびにアメリカでの英語の研修プログラムを提供している他、カリフォルニア大学サンディエゴ校への長期研修プログラムがある。さらに、中間報告検討会を1年次と2年次の両方で開催し、ターム・ペーパーの執筆に向けた指導体制を強化している。

【経済学研究科】

大学院の授業は専ら少人数の講義または演習の形式で行われている。教育・研究効果は、授業毎に測定され（多くは授業への参加度合いの評価と年度末レポートによる）、さらに、博士前期課程では修士論文等、博士後期課程では博士論文の内容、そして関連した口述試験によって測定される。修士論文等は、テーマの概要が決まり次第、大学院生が審査委員の教員から定期的に個別指導を受け、内容の向上を図っている。博士後期課程の大学院生については、実質的に個別指導になっている。学会報告や査読雑誌の掲載を目指しており、それが効果測定の重要な方法であり、適切と考えられる。

本研究科の教育方法や学習指導は、従来、指導教員の判断のみに任せていたが、2010年度より、指導教員は「指導計画書」(資料 4(3)-16) を指導する大学院生とともに作成し、それを研究科委員会で報告し、研究科委員会構成員で閲覧することにした。さらに、専修コースの博士前期課程の学生には、2名の副指導教員を定める「集団指導体制」を実施している。また、学会参加費や書籍購入費の補助等も含めた経済的な支援体制を整えている。

【経営学研究科】

本研究科における学習指導体制の特徴は、徹底した少人数制と、複数指導教員による指導委員会制がとられていることである。本研究科の博士前期課程・博士後期課程いずれについても、学生は履修すべき科目、研究の主題の決定、研究活動について、主指導教員のほか副指導教員の指導を受ける仕組みになっている。年度毎に年度研究計画書の作成が学生毎に作成され、研究科委員会メンバー全員の閲覧を通じて、関連分野の教員から、適宜アドバイスを受けられる環境も用意されている。

博士前期課程では論文中間報告会の義務が課されている他、博士後期課程では、博士論文作成計画書が原則として1年次終了時点で要求され、指導委員会による審査を通じて論文提出資格が認められる。また、博士後期課程の学生については、各自の研究内容の専門性が高いことから、学会・研究会への入会と報告、査読付き学会誌への投稿が奨励され、学会レベルでの教育・研究指導の効果測定を行っている。それと同時に、学会参加費や書籍購入費の補助なども含めた経済的な支援体制を整えている。(資料 4(3)-17～21)

【人文科学研究科】

いずれの専攻も、研究指導計画に基づき、少人数教育、あるいは個別指導等、きめ細かく研究指導を行っている。また、授業時間外の自主ゼミや論文作成指導の中間報告を義務化させ、学内学会での発表等、専攻毎に独自の指導をしている。

【自然科学研究科】

博士前期課程では研究の他に講義科目や演習科目を履修するが、所属する研究室での研究テーマにとどまらない広い知識等を養うため、様々な分野に関する科目を開講している。それらの科目では試験ならびにレポート等を課し、研究を進めて行く上でのスキルアップがなされる。なお、物理学・化学・生命科学専攻における研究では、3専攻合同で1年次終了の頃に「M1シンポジウム」という形で大学院生の研究の経過報告会をポスター発表形式で行っている。

物理学専攻では、指導教員をはじめとする専門の研究者が大学院生と共同で研究を進め

ている。テーマの設定から、困難に出会った時の対処、学会や国際会議での発表や論文作成まで、研究者として必要な全てのステップを個別に丁寧に教育している。化学専攻においては、研究室での指導が中心となるが、修士論文は、指導教員以外の教員も副査として審査、指導に加わる体制を整えている。数学専攻では、大学院生の興味と学術の重要性とのバランスを取りつつ、きめ細かい指導を行っている。また、研究集会や他大学でのセミナーへの参加を促すなど、孤立・閉鎖的にならない研究環境を整えることを心がけている。生命科学専攻では、所属する各研究室において、研究テーマの設定、実験方法の詳細、学会及び論文としての研究成果の発表に至るまで、大学院生の自主性を尊重しつつ、きめ細かく指導している。また 2011 年度から行っている「先端研究技術演習」の科目では、所属する研究室以外で用いられている最先端の実験技術を習得できるようにし、進歩著しい生命科学の研究に対応できるようにしている。さらに、東京医科歯科大学、お茶の水女子大学、北里大学の各大学院との単位互換制度を設け、本学ではカバーしきれない分野の内容を学習できるようにしている。

一方、博士後期課程の各専攻では、各研究室で作成される研究計画に則り、査読付き学術雑誌への投稿論文の執筆を含め、きめ細かい指導を行っている。各専攻において研究に関する経過報告会を年に 1 度行い、研究の進捗状況をチェックしている。

(2) シラバスに基づいて授業が展開されているか。

【大学全体】

2013 年度の教務委員会及び学部長会議において、シラバス入稿システムの更新に合わせ、2014 年度より、シラバスの入力必須項目の設定と「成績評価の方法・基準」を多元的に明示できるように評価対象項目の複数選択、評価配分のパーセンテージ表記を行うことが承認された(資料 4(3)-22)。これにより、「1.学習目標(授業の目的・ねらい)」、「2.授業方法」、「3.授業内容」、「4.成績評価の方法・基準」が入力必須項目に設定され、新シラバス入稿システム説明会を通じて、シラバス原稿作成要領に基づいたシラバス作成が全教員へ依頼された(資料 4(3)-23)。この統一されたフォーマットのもとで、各教員は専用の Web サイトを利用してシラバスの原稿入力を行っている。

また、授業内容・方法とシラバスとの整合性を検証するため、2010 年度の授業評価アンケートより「この授業のシラバスは受講に役立った」かどうかを問う設問を追加した。2013 年度回答は、シラバスを読んで授業を受講した学生の反応は、受講に役立っていると「強くそう思う」「そう思う」の割合の合計が 7 割弱となっていることから(資料 4(3)-24)、シラバスと授業内容・方法は概ね整合性が取れていると解釈できる。

なお、シラバスについては、冊子体での配付とともに、本学ホームページ上でも公開し、学生に周知している(資料 4(3)-25)。

【法学部】

シラバスには、授業の内容、方法等だけでなく、試験に関する情報も適切に記載されており、基本的に、授業はシラバスに基づいて行われている。

【経済学部】

本学部では全科目について目的、概要、年間の授業計画、成績評価方法、教科書その他の授業に関する内容について、統一的フォーマットに基づき各授業担当者によって作成されている。教務委員を中心に、各担当者によって作成されたシラバス内容のチェックが行われ、各科目の教育方法の適切性について確認している。

シラバスは、学生が授業を選択する際意思決定に役立つよう、全て事前に開示されている。また、シラバスは本学ホームページ上に年間を通して公開されており、学生が随時確認できるとともに、予習等を行う際に役立てている。各教員は、原則としてシラバスに記載された内容に基づいて授業を進めている。

【文学部】

シラバスは全学的に設定された項目に従って作成されている。現在のところシラバスの記載に精粗があることが指摘されているが、それぞれの授業の特性により画一的な記載が無理な場合もある。2014年度分からシラバスの記入について全学的な様式上の統一が図られ、文学部内でもシラバスに関する共通認識が得られつつある。各学科とも、基本的にはシラバスに記載された授業内容及び方法に沿って授業を行っており、また、授業内容・方法とシラバスとの整合性を常に検証し、授業計画作成に反映させている。さらに、各学期末及び各学年末に実施される「学生による授業評価アンケート」で、授業のシラバスは受講に役立ったかどうかを問う項目が設けられており、シラバスとの整合性については学生側からもチェックが行われている。

【理学部】

物理学科のシラバスの作成にあたっては、物理学科全体の教育のプランや他の科目での講義内容を参照して、明確な基本方針と大まかな流れを打ち出している。実際の講義の内容の詳細は、学生のバックグラウンドや理解度に対応して柔軟に変化すべきものであるから、その内容をあまり詳細にわたってシラバスに掲載する必要はないと考えている。

化学科のシラバスの作成にあたっては、関連の教員間で情報を交換しつつ、学生の教育効果を高めることに留意している。授業は、基本的にシラバスに従って行っているが、学生の理解度等、習熟度等を考慮して柔軟に対応している。

数学科のシラバスには、授業の方法、教科書、参考書、試験に関する情報が適切に記されており、それに基づいて授業が行われている。時には、学生の理解度に応じて柔軟に変更を加える場合もあるが、少人数の授業で学生とのコミュニケーションが密であるため、変更による問題は生じにくい。シラバスの記述の過疎については、教務委員を中心として、改善の必要性も含めて検討している。

生命科学科のシラバスの作成にあたっては、関連する科目間で連携を取り、学習効果が高まるようにしている。シラバスの内容については、その大まかな流れは維持しつつも、中間試験や演習などを通して学生の習熟度を把握しながら、実施内容のレベルや量を適宜変更している。学科として設置している科目は4年次の「特別研究」、「輪講」を除き、全て半期科目となっているので、一部実験に関わる科目を除き、15回の内容を記載している。また、同じテーマで複数回行う時は、それらの内容の違いが分かるようにしている。これ

らのシラバスは冊子体を学生及び教員全員に毎年配付するとともに、ホームページにも掲載している。

【法学研究科】

毎年度、授業の目的、授業内容・方法、1年間の授業計画、成績評価方法・基準等を明らかにしたシラバスが統一した書式で作成され、かつ学生にあらかじめ公表されており、シラバス通りの授業が展開されている。

【政治学研究科】

論文作成指導、実務研修等の必ずしもシラバスを必要としない科目を除くほとんどの科目において、授業の進め方、評価方法、参考文献等を網羅したシラバスを提供している。ただし、実際の授業においては、最新の研究成果を活用したり、学生の要望に応じて柔軟な進め方をしていたりする。

【経済学研究科】

シラバスに関しては、全ての授業について、目的、内容、授業方法、各回の授業計画、成績評価の方法・基準等が、全学で統一された書式に従って作成され、本学ホームページ及び本研究科ホームページに提示されている。また、大学が実施する「学生による授業評価アンケート」の項目に、各授業のシラバスの有用性を問う項目があり、各教員は学生の評価を知り、改善に役立てることができる。

【経営学研究科】

シラバスには、授業の目的、内容、方法、評価の方法等の項目について記載することが求められ、また毎時間の講義内容がわかるよう記載しなければならないが、これはシラバス入力・校正時のシステム上での入力必須事項である。2013年度の「経営学研究科博士課程の授業計画作成等に関する内規」により、博士前期課程と博士後期課程の履修目標上・評価上の差異がシラバス上でも明示されるようになっており、学部生が大学院との共通科目を履修できる場合にも同様の明示がシラバス上でなされている。(資料 4(3)-26)

【人文科学研究科】

シラバスは全学的に設定された項目に従って作成されており、教員は原則的にはシラバスに基づく授業をするように努力している。現在のところシラバスの記載に精粗があることが指摘されているが、とりわけ大学院の場合は、授業の特性により画一的な記載が難しい場合もある。

【自然科学研究科】

博士前期課程においては、開講されている半期の講義科目については、15回の内容を記載している。同じテーマで複数回行う時は、それらの内容の違いがわかるようにしている。

シラバスの作成にあたっては、所属する研究室での研究テーマにとどまらない様々な分野に関する広い知識が養えるようにしている。研究活動に関連する「特別研究」、「特別演

習」については、2年間で行うべき道筋を可能な限りきめ細かく記載している。これらのシラバスは冊子体を学生及び教員全員に毎年配付するとともに、ホームページにも掲載し、公表している。数学専攻では、大学院数学連絡協議会に加盟し、加盟11大学と単位互換制度を設けて、「総合授業内容」という形の冊子体を発行して活発に有効利用している。また、生命科学専攻では、東京医科歯科大学、お茶の水女子大学、北里大学と単位互換制度を設けているが、これら他大学院の単位修得可能な科目と合わせて「共通シラバス」という形の冊子体を4大学共通で発行し、履修しやすい環境を整えている。

一方、博士後期課程における「特別研究」、「特別演習」のシラバスの記載については、3年間で行うべき道筋を可能な限りきめ細かく記載している。

(3) 成績評価と単位認定は適切に行われているか。

【大学全体】

本学の成績評価と単位認定については、以下の大学学則第43条～第48条に基づき(資料4(3)-10)、履修要覧(資料4(3)-1)に「単位制」、「授業科目の履修」、「履修手続」、「試験」、「成績」等の取り扱いを掲載し、適切に運用している。

【大学学則抜粋】-----

第43条 授業科目を履修した者で、試験又はその他適当な方法による考查に合格した者に対しては、所定の単位を与える。

第44条 試験は、原則として学年末に行う。ただし、必要に応じて学期末に行うことがある。

第45条 各授業科目について、授業時数の3分の1以上欠席した者は、その科目を履修した者と認めない。

第46条 やむを得ない事情によって、所定の日時に試験を受けることができなかった者に対しては、当該学部教授会の承認を経て追試験を行うことがある。

2 追試験の手続きについては、別に定めるところによる。

第47条 成績の評価は、100点を満点とし、50点以上をもって合格とする。

成績の表示は

100点～80点 優 (A)、 79点～60点 良 (B)、
59点～50点 可 (C)、 49点～0点 不可 (D)、

とする。

2 前項の規定にかかわらず、場合により合格・不合格をもって評価・表示をすることがある。

第48条 試験実施についての細目は、別に定めるところによる。

また、大学院の成績評価と単位認定についても、履修要覧(資料4(3)-8)に「単位制」、「授業科目の履修」、「履修手続」、「試験」、「成績」等の取り扱いを掲載し、適切に運用している。

各学部・各研究科ともに、学生は、所定の期間において成績調査願を提出することで、単位修得に関する調査を依頼することができ、単位認定の適切性を担保している。

他の大学（外国の大学を含む）や入学前の既修得単位等の認定については、以下のとおり、大学学則第14条及び第15条に定め、適切に運用している。

【大学学則抜粋】-----

第14条 各学部は、教育上有益と認めるときは、学生が次の各号に定める履修又は学修をすることを許可することができる。これによって修得した単位は、各学部が別に定めるところにより30単位を限度として卒業するために修得すべき科目の単位数に算入することができる。

- 一 他の大学又は短期大学における履修
- 二 短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他平成3年文部省告示第68号の定めによる学修

第15条 各学部は、教育上有益と認めるときは、新たに本大学の第1年次に入学した学生が、入学する前に大学又は短期大学において既に修得した単位（科目等履修生及び科目等履修生（高等科生）として修得した単位を含む）について、別に定めるところにより30単位を限度として卒業のために修得すべき科目の単位数に算入することができる。

- 2 前項の取扱い外国の大学又は短期大学において履修した科目、又は修得した単位にも準用する。
- 3 各学部は、教育上有益と認めるときは、別に定めるところにより学生が本大学に入学する前に行った前条第2号に該当する学修によって修得した単位について、30単位を限度として卒業のために修得すべき科目の単位数に算入することができる。
- 4 前3項に基づいて算入される単位数は、本大学において修得した単位以外のものについては、合計で30単位を限度とする。

また、大学院における他の大学院（外国の大学院含む）や入学前の既修得単位等の認定についても、以下のとおり、大学院学則第10条に定め、適切に運用している。

【大学院学則抜粋】-----

第10条 各研究科において教育研究上有益と認めたときには、他の大学院とあらかじめ協議の上、他の大学院の授業科目を履修させることができる。

- 2 各研究科において教育研究上有益と認めたときには、他の大学院又は研究機関とあらかじめ協議の上、他の大学院又は研究機関において研究指導を受けさせることができる。
- 3 前2項に基づいて修得した単位について、博士前期課程又は後期課程の修了のために修得すべき科目の単位数として算入することができる。
- 4 各研究科において教育研究上有益と認めたときには、学生が当該研究科に入学する前に本大学院又は他の大学院において既に修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）について、博士前期課程又は後期課程の修了のために修得すべき科目の単位数として算入することができる。
- 5 前2項により算入することのできる単位数の上限は、他の大学院において修得した単位については、博士前期課程及び博士後期課程を通じて合計10単位を限度とする。
- 6 各研究科において教育研究上有益と認めたときには、学生が当該研究科に入学する

前に本大学院の委託生、研究生又は協定留学生として在籍していたときに履修し、合格した授業科目について、単位を修得したものとみなし、その単位を博士前期課程又は後期課程の修了のために修得すべき科目の単位数として算入することができる。

7 前各項のために必要な事項は、各研究科において別に定める。

【法学部】

成績評価は、各教員がシラバスに明記した評価方法・基準に従って、厳格に行っている。政治学科では、講義科目の成績評価について、評価対象者のうち、「優」25%前後、「良」45%前後、としている。

【経済学部】

成績評価と単位認定については、各科目の担当教員の裁量に委ねられているが、その評価方法及び基準については、各科目のシラバスにおける「成績評価の方法・基準」の項目において、事前に学生に公表されている。とりわけ、2014年度より、学生に対してより評価基準の明確化を図るため、各評価項目毎のウェイト（%提示）も記入するようにフォーマットが統一された。また、より適切な単位認定を行うため、2014年度より全ての授業科目において、試験やレポート、小テスト等を組み合わせた多面的な成績評価に基づく単位認定をする方向へと変更が行われた。

各授業科目について、試験問題と成績評価（優・良・可・不可）の分布を、学生に対して毎年度ホームページ上で公表している（資料4(3)-27）。それに加え、各学生に成績を通知した後、所定の期間中に成績調査願を提出することによって、担当教員に成績に関する判定の調査を依頼できる仕組みも整えられ、成績評価と単位認定についての適切性を保つようにしている。

【文学部】

成績評価の方法及びその基準については、シラバスに明示し、それに従って各教員が厳密に行っている。また、卒業論文及び卒業研究等については主査の他に副査制度を取り入れ、複数の教員による客観的で透明性のある審査を行い厳密な成績評価を実施している。単位認定については、大学学則に定められた単位に関する規定に基づき、授業科目毎に達成目標の到達度を厳密に判断した上で単位認定を行っている。編入学生あるいは転部・転科生の場合の既修得単位認定については、単位修得科目の授業内容を精査した上で、各学科の履修規定及び授業科目内容と比較対照し、相応と認められるものを既修得単位として認定している。

【理学部】

成績評価は、各教員がシラバスに明記された評価方法・基準にしたがって、学生の到達度を反映するように厳格に行っている。多面的な成績評価（試験、レポート、平常点など）は以前から実施していたものの、2013年度から全学的な導入が検討され、2014年度からシラバスに明記している。そして成績評価は、大学学則第47条に則って実施している。すな

わち、100～80点を優(A)、79～60点を良(B)、59～50点を可(C)、49～0点を不可(D)とし、50点以上のものについて合格とし、単位を認定している。なお、学生が評価について疑義を感じた場合には、年2回の各学生への成績開示後、成績調査を依頼する制度を設けており、速やかに対応している。生命科学科を除く3学科では編入学(学士入学)を実施しているが、その際の単位認定にあたっては一般的なルールは作らず、個別の事例で申告のあった既修科目の内容を詳しく吟味し、きめ細やかに対応している。

【法学研究科】

毎年度、授業の目的、授業内容・方法、1年間の授業計画、成績評価方法・基準等を明らかにしたシラバスが統一した書式で作成され、かつ学生にあらかじめ公表されており、シラバスに基づき、成績評価と単位認定は厳格に行われている。

【政治学研究科】

成績評価は、各教員がシラバスに明記された評価方法・基準にしたがって、学生の到達度を反映するように厳格に行っており適切である。

【経済学研究科】

本研究科の授業科目の成績は、100点満点の点数をもって表示し、50点以上を合格、49点以下を不合格とし、成績表によって学生に通知される。成績評価は、各担当教員による絶対評価が行われている。そして、授業科目の評価基準は、担当教員に委ねられているが、学生が少人数であるため、担当教員が個々の学生の学力・学習状況を具体的に把握することにより、適切な評価が行われている。さらに、評価対象(筆記試験、レポート、平常点など)についても担当教員に委ねられているが、授業時の報告や討論などの平常点が主体となっている。

【経営学研究科】

本研究科の授業科目・論文の成績は、博士論文を除き、100点満点の点数をもって表示し、50点以上を合格、49点以下を不合格とし、成績表によって学生に通知される。また、修士論文又は特定の課題の研究についても点数制による評価を行っているが、授業科目とは異なり、次のような評価の仕方をしている。すなわち、提出された論文を審査員3名(主査1名、副査2名)が審査し、その後、最終試験として口頭試問が行われ、採点される。さらに、審査委員はその結果を研究科委員会に報告し、質疑応答の上議決される。以上のように、修士論文についても、厳格で適切な評価がなされている。

成績評価は、各担当教員による絶対評価が行われている。そして、授業科目の評価基準は、担当教員に委ねられているが、学生が少人数であるため、担当教員が個々の学生の学力・学習状況を具体的に把握することにより、適切な評価が行われている。さらに、評価対象(筆記試験、レポート、平常点など)についても担当教員に委ねられているが、授業時の報告や討論等の平常点が主体となっている。

【人文科学研究科】

修士論文、博士論文以外の通常の授業科目の成績評価、単位認定は、大学院学則に基づき、各担当教員が授業科目毎に学生の到達度を厳密に判断した上で、出席、発表、レポート、試験等により適切に行っている。修士論文は複数の教員によって審査している。博士論文は外部委嘱の審査委員を加え、3人の審査員が慎重かつ綿密に審査している。またそれぞれ人文科学研究科委員会で承認を得ている。

【自然科学研究科】

成績評価は、各教員がシラバスに明記された評価方法・基準にしたがって、学生の到達度を反映するように厳格に行っている。多面的な成績評価（試験、レポート、平常点等）は以前から実施していたものの、2013年度から全学的に導入が検討され、2014年度からシラバスに明記している。なお、大学院生が評価について疑義を感じた場合には、年2回の各大学院生への成績開示後、成績調査を依頼する制度を設けており、速やかに対応している。

（４）教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか。

【大学全体】

本学において、授業改善の一手段として、「学習院大学ファカルティ・ディベロップメント推進委員会規程」（資料4(3)-28）に基づき、各部門から選出された委員を中心に、「学生による授業評価アンケート」を年に2回実施し、毎年度報告書を作成し、ホームページ上で公表している。「学生による授業評価アンケート」が全学的に統一されたフォーマットで実施されるようになって9年目を迎え、実施そのものに関しては、教職員への周知徹底と学生の協力により、ほぼ100%に近い実施率となっている。

学生数から見て中規模クラスの本学では、履修者数が30～40人程度の授業が非常に多い。このため伝統的に教員と学生との距離が近いという強みがあり、日常の教員と学生とのコミュニケーションをもとに、これまでも各学部教授会や各研究科の諸会議、各学部が新たに設けたFD懇談会等において授業改善のための議論が積み重ねられてきた。「学生による授業評価アンケート」は、これまでの授業改善活動に、学生側からの新たな情報を加えるものとして位置付けられている。2013年度の『授業評価アンケート』報告書によると、授業の総合的な評価を問う項目では、学生から高評価を得ており、これは、教員が「学生による授業評価アンケート」を活用して授業の改善を続けている成果と捉えることができる（資料4(3)-29 p.9）。

前回の認証評価の際、「全学部において、授業評価アンケートの結果の活用が教員の自主性に任されており、また結果の公表も集計結果のみであることから、授業評価アンケートが教育改善に資しているかどうか組織的に点検し、改善に取り組むことが望まれる。」と助言を受けたことから、FD推進委員会が中心となり、次のとおり改善方策を講じた。

- ① 2010年度より、各部門において授業評価アンケートの結果を受けてどのような授業改善を行ったのか、具体的な取り組み・工夫を収集して箇条書きにまとめ、「授業への取り組み例」として『授業評価アンケート』報告書へ掲載した（資料4(3)-29 p.93～

111)。この報告書をホームページ上に掲載し、全教員の閲覧を可能にすることで、授業改善の具体例の組織的な共有を実現している。

- ② 同じく 2010 年度に、各部門において「FD 懇談会」を開催するよう要請し、授業評価アンケート結果について各学部や各学科、各研究科単位で意見交換を行う機会を設けるようにした。(取り組み事例は、後述する各部門の現状説明において、個別の説明が記載されている。)

また、前述の第3章「教員の資質の向上を図るための方策」においても説明しているが、2014 年 10 月に FD 推進委員会が主体となり、初めて FD 講演会を開催した。FD 推進に携わる学外の有識者を招聘し、専任教職員に対し、近年の高等教育政策の流れ、組織的・体系的な FD に関するレクチャーを行い、専任教職員の FD に関する意識向上を図った。(資料 4(3)-30)

なお、外国語科目の英語教育においては、入学時と 1・2 年終了時(計 3 回)に、TOEIC 試験を実施している。その結果を学科別等で細かく集計・検証し、クラス編成に役立てている。また、TOEIC 試験実施の拡充を計画し、さらなる教育内容及び方法の改善を図るよう努めている。他に、授業内容及び方法の改善を図るためにワークショップを随時行い、教育改善に役立てている。

【法学部】

全学的に学生による授業評価を行い、授業への取り組み例を『授業評価アンケート』報告書に掲載している(資料 4(3)-29)。また、2009 年度は学外の第三者 4 名に依頼し、授業参観や学生との懇談会から得た知見を第三者評価報告書にまとめた(資料 4(3)-31)。この報告書を教授会で検討し、指摘された問題点について、学部として、教員として対応できるものは全て対応した。さらに、2010 年度は教員相互の授業参観を実施し、授業参観報告書の提出を求め、優れた授業の特徴などを教授会に報告した(資料 4(3)-32)。2012 年度からは、各教員の授業で工夫している点、成果を上げている方策等に関する情報収集を行っている。

一方、法学科においては、3、4 年次の専門演習に所属を希望しない学生が一定数存在しており、演習の数や内容の充実、演習の準必修化など、カリキュラム等について恒常的な見直しを図る必要があることから、2014 年度より、「法学科 FD 委員会」を常設の委員会として設置した。この委員会では、①法学科の将来的なあり方(ディプロマ・ポリシー、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー含む)、②カリキュラム・ポリシーに沿った授業科目の提供が行われているか、③提供授業科目から見た法学科の教員構成等を検証し、教育方法や授業方法、成績評価についても意見交換を行うこととしている。(資料 4(3)-33)

【経済学部】

教育成果の定期的な検証については、2006 年度より設置された FD 推進委員会により、全学的な授業評価の一環として全授業(履修者 5 名以下の授業は除く、演習も対象となる)を対象に行われている。その結果については、FD 推進委員会による報告書の提出制度が整備されており、教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけられるよう努力している。さ

らに、2013年度より、効果的な教育内容・方法や教育成果に関する定期的検証を教授会ならびに各科会（経済学科・経営学科）で年1回行っている（資料4(3)-34）。

一方、教育面での資質向上を図るため、「学生による授業評価アンケート」を中核的な管理ツールとして位置付けている。「学生による授業評価アンケート」の結果は、第一に個々の教員にフィードバックされ、自らの授業改善に繋げている。第二に、アンケート結果の詳細な分析を行い、それに基づき学部全体の授業改善の在り方について教授会で検討している。また、2013年度から教員を対象とした「経済学部授業改善についての調査」（資料4(3)-35）を実施し、さらなる教育水準の向上を目指している。

【文学部】

教育成果については、全学的レベルのFDの一環として「学生による授業評価アンケート」が実施されており、その結果は各教員に通知されている。また、学部としては、年に2回、教育内容・方法の改善のためのFDについての検討会（全専任教員参加）を開いている（資料4(3)-36）。

【理学部】

全学的に行っている「学生による授業評価アンケート」に加えて、1年生との懇談会を毎年開催し、講義及び実験科目に対する学生からの率直な批判及びコメントを受け付けている。特に実験科目については、2年次以降、その実施時間が長くなることから、実験科目での指導中ならびに実験後に提出されるレポートに学生からの感想の記載を求め、講義、実験及び演習科目の教育内容が学生の身に付くよう、教育内容・方法の向上に努めている。授業改善のための組織的研修・研究は行っていないが、月2回以上開催される各学科の教室会議では、教育成果、教育内容・方法に関する具体的な情報交換が行われ、このことが実質的に授業改善に結びついている。

物理学科では、通常の「学生による授業評価アンケート」以外に、学科の1年生全員と懇談会を開催し、授業について率直な批判やコメントをもらっている。他の教員の前で講義を論評されるのは、教育の質の向上のための絶好の機会である。さらに、相互に講義を見学する機会を設けることも検討している。

化学科は、全学的に行っている「学生による授業評価アンケート」に加えて、1年生との懇談会を毎年開催し、講義及び実験科目に対する学生からの率直な批判及びコメントを受け付けている。問題のある講義に関しては速やかに改善できるよう対応している。

数学科においては、「学生による授業評価アンケート」や新入生との懇談会については他学科と同様に行われている。授業改善のための組織的研修・研究は行っていないが、毎週行われる数学科に属する全ての教員（教授から助教）参加の科会では、教育成果、教育内容・方法に関する具体的な情報交換が行われ、このことが実質的に授業改善に結びついている。これを組織的に制度化するかどうかは今後の検討課題であろう。

生命科学科では、全学的に行っている「学生による授業評価アンケート」に加え、学部1年生と懇談会を開催して、講義及び実験科目について学生から率直な意見を聞いている。実験レポートにおいても学生からの感想を求め、講義、実験及び演習科目の内容が学生の身に付くよう、教育内容・方法の向上に努めている。

【法学研究科】

教育成果について定期的な点検は必ずしも行っていない。この点について、2007年3月30日の研究科委員会で、「法学研究科におけるFDについて」が取りまとめられ、学生数が極めて少ない現状において、学部で行われている「学生による授業評価アンケート」を実施する必要性はないため、これを行わないことが決定された。それに代わり、法学研究科の学生に、法学科教員によるスタッフセミナーへの出席を認めるとともに、法学研究科委員長との面談の機会を定期的に与えることにした。(資料4(3)-37)

【政治学研究科】

学生との懇談会を年2-3回開催し、講義及び演習に対する学生からの率直な批判及びコメントを受け付けている。学生による自主運営組織である研究室委員、図書委員、研究会幹事と定期的に意見交換し、調査出張の企画運営、教育機器の導入、参考図書の購入、論文の仕様チェック等について、学生の希望を汲み取っている。ただし、多くの授業は少人数であるため、全学的に行っている「学生による授業評価アンケート」は事実上ほとんど適用されない。

【経済学研究科】

教員の教育・研究指導方法の改善に関しては、研究指導の在り方を中心に、必要に応じて研究科委員会において議論している。

【経営学研究科】

教育の成果の検証の一つとして、全学で実施される「学生による授業評価アンケート」とは別に、経営学研究科独自のアンケートが2011年度から実施されている。意見聴取の内容は、i) 当該授業に関する評価・意見、及びii) 本研究科の授業構成等に関する意見、に大別され、i) については各教員が授業方法の参考とし、ii) については研究科委員会に報告され、重要な内容であれば審議検討される。(資料4(3)-38、4(3)-39)

【人文科学研究科】

人文科学研究科としてFDと銘打った特別の検証は行っていないが、大学院生の指導は、個々の学生の専門に応じて設置された複数の教員からなる指導教員体制によって行われている。このような共同指導体制のもとで、学生の研究進捗を確認しつつ指導方法について教員が互いにチェックし、批評し合い、改善する機会が持たれている。また、ゼミを通じて、授業内容、授業方法に関する学生の意見の吸い上げも常時行われている。

【自然科学研究科】

授業改善のための組織的研修・研究は行っていないが、月2回以上開催される各専攻の教室会議では、教育成果、教育内容・方法に関する具体的な情報交換が行われている。また、生命科学専攻では単位互換制度を設けている東京医科歯科大学、お茶の水女子大学、北里大学と共同のFDセミナーを年1回開催しており、専攻所属の教員は可能な限り参加

し、本学での授業ならびに研究指導に役立てている。

2. 点検・評価

●基準4（教育内容・方法・成果）の充足状況

本学の理念・目的を実現するために、教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針に基づいて、適切な教育方法を整備・充実させており、同基準を概ね充足している。

①効果が上がっている事項

【大学全体】

2014年度のFD推進委員会において、同委員会委員長であり全学的な教育改革推進を担当する副学長より、各部門でFD懇談会の実施、授業への取り組み例の確認、シラバスの精査等を行ってきたものの、大学全体として実質的・組織的な取り組みが進んでいないことから、例えば他大学の事例を参考に、教員相互の授業見学や授業講評の導入等、FD活動を今後どのように行っていくべきか、全学的な議論を始めていくという提案がなされた。これを受け、同委員会において、まずは「学生による授業評価アンケート」の質問項目の変更が議論され、以下の質問については、サブクエスチョンを設けたり、質問する表現を変更することで、より具体的に学生の声を授業改善に繋げられるよう改善を図ることが了承された。(資料4(3)-40、4(3)-41)

【質問3】この授業のレベルは適切である

【改善案】サブクエスチョンの行を下段に設ける

※「1: 全くそう思わない」「2: あまりそう思わない」を選んだ方は、授業のレベルについて、どのように感じましたか。5: 難しすぎる 4: 易しすぎる

【質問4】この授業を進める速さは適切である

【改善案】サブクエスチョンの行を下段に設ける

※「1: 全くそう思わない」「2: あまりそう思わない」を選んだ方は、授業を進める速さについて、どのように感じましたか。5: 速すぎる 4: 遅すぎる

【質問8】教員の話し方（スピード、聞き取りやすさ）は適切である

【改善案】サブクエスチョンの行を下段に設ける

※「1: 全くそう思わない」「2: あまりそう思わない」を選んだ方は、教員の話し方（スピード、聞き取りやすさ）について、どのように感じましたか。

5: 速すぎる 4: 遅すぎる 3: その他 聞き取りにくい

【質問10】この授業のシラバスは受講に役立った（シラバスを読まなかった人は「0」をマークしてください）

【改善案】この授業は、シラバスに示されていた授業内容と合致している（シラバスを読まなかった人は「0」をマークしてください）

特に、質問10の変更により、2014年度からシラバスの入力必須項目となった「1.学習目標（授業の目的・ねらい）」、「2.授業方法」、「3.授業内容」、「4.成績評価の方法・基準」の効果・整合性を検証することが可能になる。

この他、教員が自由に設定できる設問を1問設けること、学生の自由記述欄を設けるこ

と等が意見として寄せられ、現在、継続して検討を進めている。

また、2012年度に教務委員会において提案がなされた「セメスター制の導入」については、国際化のさらなる推進、効果的な教育制度の整備、新学部構想などの観点から、現行の枠組みの中で実行可能なことを2014年度より順次スタートさせている。(資料4(3)-42)

なお、完全セメスター制の導入は引き続き慎重に検討を進めている。

【法学部】

シラバスに基づく授業であるので、学生は課題に関する教員の指示に従い、事例を検討する等、予習をしている。また、本学部では1997年度から、「法学部の試験」を刊行し(資料4(3)-43)、学期末、学年末の試験とその解題だけでなく、成績分布も公表し、成績評価の厳格さを公表している。

なお、法科大学院志望者などを対象とした法学科の応用演習は、勉学意欲の特に高い学生が主体的に学ぶ演習科目として成果を上げている。2013年度より、学科会議終了後に「FD意見交換会」を不定期で開催し、ユニークな授業の実践報告、カリキュラム上の工夫を行った科目の成果報告、現行カリキュラムの抱える問題点の指摘、カリキュラム改革の方向性の提言等を報告し合う試みを始めた。これにより教育内容・方法の情報共有と、現行の教育課程に関する問題意識の共有を図った。(資料4(3)-44)

【経済学部】

経済学科において学習方法やプレゼンテーション能力を高めるために初年次教育として導入されている少人数授業の「入門演習」が、学生の学習能力や意欲を引き出す上で効果が大きいと、評価が高まってきた。また、経営学科では、ほぼ全員が「経営入門演習」を履修しており、その教育成果などを参考にした結果、「入門演習」を履修する学生の割合が増加すると、学生間に良い相互作用を生み、学生全体としての学習能力や意欲が高まると判断した。そこで、経済学科では「入門演習」の履修者数を増加させるために、2012年度以降の新入生に対するガイダンスに際してその履修を強く促した結果、履修者数が2010年度は154名、2011年度は170名であったのに対して、2012年度は202名、2013年度は208名と増加してきている(資料4(3)-15)。そして、他の履修者数の多い講義科目と「入門演習」の重複をできる限り避けるために、開講曜日・時限に関してもよりきめ細かい調整を行うようにした。

2013年度の「学生による授業評価アンケート」において、「この授業のシラバスは受講に役立った」という項目の講義科目の平均値は、5段階評価(5点満点)で3.88点であり、演習科目の平均値は4.31点と高い得点であった。本項目を集計し始めた2010年度から平均値は良くなっており、現状のシラバスは一定の効果を上げている。同様に、「総合的に見てこの授業は高く評価できる」という項目の講義科目の平均値は5段階評価(5点満点)で4.04点、演習科目の平均値は4.60点とさらに高い値になっていることから、現状の授業内容・方法は一定の効果を上げている。(資料4(3)-45)

【文学部】

文学部では、全学的に一律な「学生による授業評価アンケート」では把握できない教育成果に関して、多くの教員が、授業時のリアクションペーパー等の使用によって、よりきめ細かく学生の理解度や授業への反応をチェックし、教育成果の検証を日常的に行っている。授業内容及び方法の改善のための組織的な研修や研究は、学部・学科単位では特に行って

いないが、学科会議等において教員相互で授業運営に関する情報交換を行い、授業方法の工夫や改善に繋げる努力をしている。

【理学部】

各学科の教室会議での教員による情報交換等を通して、科目の関連性などについても話し合いを行っており、それによって、学生にとっては講義、実験、演習を通じた相互理解が深まっている。また、実験科目の指導中ならびにレポートを通しての学生からの率直な意見に耳を傾け、改善を毎年重ねている。

【経済学研究科】

2009、2010年度から導入した指導計画書と集団指導体制によって、学生が受ける指導内容と計画が明確化され、かつ教員間で共有されるようになった。また、研究指導負担を教員間で分散できるようになり、特定の指導教員に負担が集中することは減少し、教員間に自発的な意見交換や連携が見られるようになった。この体制により、学生は一層、複数の教員から指導を受け易くなっており、適切な学習指導体制が取られている。

【経営学研究科】

2010年度から夏休み明けに「修士論文報告会」を実施し、研究科全体で、修士論文に向けた取り組みを開始した。2013年度の「経営学研究科博士課程学生の学位論文等作成指導に関する内規」の策定により、複数の教員による指導委員会制が導入された。また、博士後期課程学生にも博士論文作成計画書の提出や中間報告会が義務付けられるようになり、論文作成の中間段階で各教員からのアドバイスが受けられる機会が増した。

大学院の授業は少人数で行われるため、学部の授業より授業展開の柔軟性が高いという性質があるが、各教員は概ねシラバスに基づいた授業を行っている。

大学院生による授業アンケートは、経営学研究科委員会において閲覧され授業改善への参考とされている他、履修規定については大学院生から指摘のあった不明確さを解消する趣旨も含めた改正がなされた。(資料 4(3)-39、4(3)-46)

【自然科学研究科】

博士前期課程においては、ほとんどの大学院生が単位修得ならびに修士論文提出により、修業年限以内に学位を取得し、課程を修了している。一方、博士後期課程においては、研究経過報告会を見る限り、研究が順調に進んでいる。

博士前期課程における M1 シンポジウム、博士後期課程における研究経過報告会により、研究の経過に関して大学院生同士、教員全員で把握していることもあり、博士前期課程においては、ほとんどの大学院生が修業年限以内に学位を取得し、課程を修了している。なお、生命科学専攻における東京医科歯科大学、お茶の水女子大学、北里大学との単位互換制度では、「共通シラバス」の発行により授業内容が把握しやすくなっているため、履修者は恒常的に一定数存在し、単位修得率も高い。

②改善すべき事項

【大学全体】

シラバスに記載する項目について、さらなる検証が必要である。2015年度から「到達目標」や「準備学習」等をシラバスに明示することが決定している。今後は、毎回の授業に当たった予習・復習等の学習時間やオフィスアワーの明示も検討していく。また、「学生による

授業評価アンケート」に対し、教員が学生にフィードバックする方法の検討や、GPA 制度の導入等についても、全学的な教育改革推進の見地から検討を進める必要がある。

【法学部】

法学科において展開される、特設演習、専門演習、応用演習は、いずれも演習形式で法的議論のための技術を身に着けるという点では、法学科の教育目標の一つであるリーガル・マインドの習得に有益な科目である。しかし、3・4 年次の専門演習に所属を希望しない学生が一定数存在しており、少人数授業で研究発表や討論、模擬裁判などを行うことにより、自己の主張を法的議論によって基礎づける技法を学ぶ機会が全学生に十分提供されていない可能性がある。ただし、こうした技法の基礎的な部分は特設演習でもある程度提供されており、また応用演習においては国家試験や法科大学院受験を意識した授業でより高度な内容が提供されているため、専門演習を履修していない学生の全てがこうした法的議論の技法を学ぶ機会を有していないというわけではないものと思われる。そのため、専門演習に所属を希望しない学生の原因の分析と対策を行う必要がある。

【文学部】

教育学科を除き、1 年間に履修登録できる単位数の上限を設定していない。

【理学部】

各学科の教室会議で行われている教育成果、教育内容・方法に関する具体的な情報交換ならびに話し合いについて、これを組織的に制度化するかどうかは今後の検討課題である。

【政治学研究科】

博士前期課程と博士後期課程との間で、どのような形で最も効果的な連関体制を作るのか、という点について、さらに検討を進める。

【人文科学研究科】

大学院生の TA によるサポート体制が、学生のよりきめ細かい指導を可能としているものの、まだ TA の配置が十分とは言えない。

3. 将来へ向けた発展方策

①効果が上がっている事項

【大学全体】

FD 推進委員会を中心に、各学部・各研究科において個別に行われている FD 活動を拾い上げ、全学的に共有する仕組み作りを検討する必要がある。将来的には、教員相互の授業見学や、授業講評の導入等、大学全体として FD 活動を活性化させるべく検討を進めていく。

【法学部】

法学科では、2015 年度から、非公式な意見交換の場であった FD 意見交換会を「法学科 FD 委員会」として学科内の公式の委員会とし、法学科の教育目標に合致した授業展開が行われているかを恒常的にチェックすることとした。特に、特設演習、専門演習、応用演習といった科目について、演習の数、内容をより豊富にするとともに、学生が自らの関心に応じて演習科目を選択できるようにすることや、履修の人数の適正化を図るためのルール作りや見直しを恒常的に行っていく必要がある。

【理学部】

これまで以上に、講義、実験、演習の内容の関連性を高めるために、常に教員間での話し合いを行い、各科目の内容及び関連性の充実を進める。

2週間に1度行われている各専攻の教室会議では、教育成果、教育内容・方法に関する具体的な情報交換が行われているので、これを組織的に制度化するかどうかは今後の検討課題である。

【経営学研究科】

博士前期課程における標準的な履修類型を示す履修モデルを2013年度に策定し、経営学研究科ホームページで公表した。各専門分野における履修モデルを示しているが、学際的な履修モデルの追加的表示など、今後も毎年度見直しを行うことで合意している。

大学院生による授業アンケート及びヒアリングの活用と、毎年度の教育体系見直しの義務付けにより、教育内容・方法は今後も徐々に改善が見込まれる。

【自然科学研究科】

「シラバスの内容の記載」等に関する大学院生からの率直な意見については研究指導を通して吸い上げが可能なため、それを取り入れながらの授業科目の15回の内容のさらなる充実を目指す。

2週間に1度行われる各専攻の教室会議では、教育成果、教育内容・方法に関する具体的な情報交換が行われているので、これを組織的に制度化するかどうかは今後の検討課題である。

②改善すべき事項

【大学全体】

全学的な教育改革推進を担当する副学長を中心に、シラバス記載項目の再点検、大学院シラバスの充実、「学生による授業評価アンケート」の抜本的な改革、質問紙調査等を活用した在学生及び卒業生対象の教育成果の検証等を検討しつつ、学生の主体的参加を促す授業方法を模索していく。

【法学部】

法学科において展開される、特設演習、専門演習、応用演習は、いずれも演習形式で法的議論のための技術を身に着けるという点では、法学科の教育目標の一つであるリーガル・マインドの習得に有益な科目である。このうち、最も基礎的な特設演習について、2015年度入学者から、特設演習と法学系総合基礎科目のいずれかの科目の中から4単位を修得することを義務付けることで、特設演習の履修への動機付けを強めることにした(資料4(3)・47)。今後も、専門演習や応用演習の履修状況を調査しながら、演習の履修へと積極的に誘導していく方策を検討していく予定である。

【文学部】

教育学科を除く各学科においては、履修登録できる単位数の上限設定を引き続き検討していく必要がある。

【理学部】

各学科の教室会議での教員による情報交換や話し合いをこれまで以上に活発化させ、科目の新設等、変更すべき点は速やかに対応する。また、相互に講義を見学する機会も設けることを検討する。

【政治学研究科】

博士前期課程の実務型のリサーチ手法を中心とした論文作成の手法や、その評価の仕方を、より学術的で理論的な側面に重きを置いた博士後期課程の研究指導にどのように活かしていくのかを引き続き検討する。

【人文科学研究科】

TA の配置について適切な見直しを行い、TA による教育・研究指導体制の拡充を検討していく。

4. 根拠資料

＜共通資料（提出を義務付けられている資料）＞

- 資料 4(3)-1 履修要覧 平成 26 年度（2014 年度）入学者用（既出 資料 4(1)-1）
- 資料 4(3)-2 法学部シラバス 平成 26 年度（2014 年度）（既出 資料 4(1)-2）
- 資料 4(3)-3 経済学部シラバス 平成 26 年度（2014 年度）（既出 資料 4(1)-3）
- 資料 4(3)-4 文学部シラバス 平成 26 年度（2014 年度）（既出 資料 4(1)-4）
- 資料 4(3)-5 理学部シラバス 平成 26 年度（2014 年度）（既出 資料 4(1)-5）
- 資料 4(3)-6 総合基礎科目シラバス 平成 26 年度（2014 年度）（既出 資料 4(1)-6）
- 資料 4(3)-7 教職に関する科目シラバス・博物館に関する科目シラバス
平成 26 年度（2014 年度）（既出 資料 4(1)-7）
- 資料 4(3)-8 大学院履修要覧・大学院シラバス 平成 26 年度（2014 年度）（既出 資料 4(1)-8）
- 資料 4(3)-9 授業時間割 平成 26 年度（2014 年度）（既出 資料 4(1)-9）

＜その他の根拠資料＞

- 資料 4(3)-10 学習院大学学則（既出 資料 1-1）
- 資料 4(3)-11 学部・学科における年間履修登録単位の上限設定について（検討依頼）
学部長会議議事録（平成 22 年 3 月 1 日）
- 資料 4(3)-12 学部・学科における年間履修登録単位の上限設定について（検討状況報告）
- 資料 4(3)-13 新中期事業計画実施状況報告書（事業計画：単位の実質化）
- 資料 4(3)-14 経済学部の教育（経済学部ホームページ）（既出 資料 4(1)-14）
URL : <http://www.gakushuin.ac.jp/univ/eco/education/>
- 資料 4(3)-15 入門演習 履修者数推移
- 資料 4(3)-16 指導計画書（様式）（経済学研究科）（既出 資料 4(2)-12）
- 資料 4(3)-17 経営学研究科博士課程学生の学位論文等作成指導に関する内規
（既出 資料 4(1)-20）
- 資料 4(3)-18 経営学研究科委員会議事録（平成 25 年 4 月 23 日）
- 資料 4(3)-19 経営学研究科委員会議事録（平成 26 年 2 月 14 日）
- 資料 4(3)-20 経営学研究科委員会議事録（平成 26 年 2 月 24 日）
- 資料 4(3)-21 院生特別研究費の取り扱いについて（支給マニュアル）

- 資料 4(3)-22 平成 26 年度のシラバス入稿システムについて (学部長会議資料)
- 資料 4(3)-23 シラバス原稿作成要領、新シラバス入稿システム説明会レジュメ
- 資料 4(3)-24 平成 25 年度 授業評価アンケート集計結果 (全科目・全形態集計結果)
- 資料 4(3)-25 シラバス (ホームページ)
URL : <http://syllabus.gakushuin.ac.jp/syllabus.html>
- 資料 4(3)-26 経営学研究科博士課程の授業計画作成等に関する内規 (既出 資料 3-41)
- 資料 4(3)-27 専門科目試験情報 (経済学部)
URL : <http://www.gakushuin.ac.jp/univ/eeco/student/exam/>
- 資料 4(3)-28 学習院大学ファカルティ・ディベロップメント推進委員会規程
- 資料 4(3)-29 平成 25 (2013) 年度「授業評価アンケート」報告書
- 資料 4(3)-30 平成 26 年度 FD 講演会実施報告、FD 講演会 (案内) (既出 資料 3-40)
- 資料 4(3)-31 外部評価の実施について (法学部)
- 資料 4(3)-32 平成 22 年度法学部における FD に関する報告
- 資料 4(3)-33 法学科 FD 委員会についての資料
- 資料 4(3)-34 経済学部教授会議事録 (平成 26 年 1 月 14 日、同年 2 月 14 日)
(既出 資料 1-20)
- 資料 4(3)-35 経済学部授業改善についての調査結果 (既出 資料 4(1)-19)
- 資料 4(3)-36 自己点検・評価および FD についての検討会 (文学部)
- 資料 4(3)-37 法学研究科における FD について
- 資料 4(3)-38 大学院授業等に関するアンケート (様式) (経営学研究科)
- 資料 4(3)-39 経営学研究科委員会議事録 (平成 26 年 5 月 13 日)
- 資料 4(3)-40 第 38 回 FD 推進委員会記録 (平成 26 年 7 月 18 日)
- 資料 4(3)-41 平成 27 (2015) 年度実施に向けた学習院大学授業評価アンケート改善案
- 資料 4(3)-42 セメスター制の導入に向けて (案)
- 資料 4(3)-43 法学部の試験 2012 年度
- 資料 4(3)-44 学習院大学法学部法学科 FD 意見交換会 (2013 年度) 資料 (既出 資料 4(2)-17)
- 資料 4(3)-45 平成 25 年度 授業評価アンケート集計結果 (経済学部の講義・演習)
- 資料 4(3)-46 経営学研究科委員会議事録
(平成 25 年 10 月 8 日 (審議事項 2 参照)、平成 26 年 6 月 24 日 (審議事項 7 参照))
- 資料 4(3)-47 法学科科目履修表の整理

第4章 教育内容・方法・成果 「成果」

1. 現状の説明

(1) 教育目標に沿った成果が上がっているか。

【大学全体】

本学の理念・目的は、第1章で記述のとおり、大学学則、大学院学則、専門職大学院学則に明記されており、また、学部・研究科単位で「教育研究上の目的（教育目標）」、「ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）」、「カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成・実施方針）」、「アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）」を定めている。

大学全体としては、毎年、学部においては卒業生数（資料4(4)-10）、就職・大学院進学状況（資料4(4)-11）、大学院においては学位授与状況（資料4(4)-12）、国家試験合格率（資料4(4)-13）のデータを各部門から収集して、データ蓄積を行っている。卒業生数、就職・大学院進学状況、大学院の学位授与状況は、本学ホームページの「公表情報コーナー」（資料4(4)-14）においてデータを公表しており、社会的説明責任を果たしている。

また、2013年度の資格取得状況として、教員免許状取得件数は、中学校一種免許 146 件、中学校専修免許 16 件、高等学校一種免許 177 件、高等学校専修免許 18 件、学芸員資格取得者数は 95 名であった。なお、学生から報告があった教員採用試験合格件数は 37 件となっている。

総合基礎科目のうち、外国語科目（英語教育）においては、入学時と 2 年終了時に実施している TOEIC 試験の結果等から、教育目標に沿った成果が上がっていることが確認できている。スポーツ・健康科学科目の通年必修のクラス（スポーツ・健康科学Ⅰ・Ⅱ）では、1年間を通して指導を行うことにより、運動技術・体力の向上を実感した学生が多くなっている。情報科目の初年次教育として全学の 1 年生を対象に開講している初等情報処理科目については、単位修得できなかった学生には、2 年生以上の少人数クラスでの再履修の機会を設け、該当科目を履修したほとんどの学生が学業に必要な最低限の情報処理技術を身に付け単位修得している。

【法学部】

法学科からは毎年、国家公務員試験、地方公務員試験の合格者、国公立私立の法科大学院の上位ランク校への進学者を輩出しており、学科としての教育目的である法的知識やリーガル・マインドを存分に発揮して活躍する優れた人材の育成について、一定の成果を上げているものと評価できる。（資料 4(4)-15）

政治学科では、1 年次から 4 年次にわたり少人数の演習授業を豊富に揃えているため、プレゼンテーション、グループ討論、報告書作成能力に優れた学生を育成できており、高い就職率に繋がっている（資料 4(4)-16）。また、特に意識の高い学生向けに、早期卒業も可能な「FT コース」と呼ばれる特別コースを用意しているが、毎年、同コース卒業生が、本学政治学研究科に加え、国内トップクラスの大学院または法科大学院、海外の大学院に多数合格しており、大きな成果を上げている。

【経済学部】

本学部では、学部の理念・目的で述べた教育目標に沿って経済学と経営学を体系的に学習できるような科目群と社会の要請に応える応用・実践科目群の設置に取り組み、教育活動の充実に努めている。とりわけ、経済学・経営学の専門教育ならびに研究面において、高度化・国際化・情報化を促進し、演習等の少人数教育プログラムを拡充するとともに、専門教育以外の分野においても教育活動の充実に努めている。その結果、高い就職率で優秀な人材を世に送り出すことができおり、教育目標に沿った適切な人材養成ができていると言える。

【文学部】

学習成果を測定するための文学部独自の評価指標は開発されていないが、近年の傾向として学生の学力差が顕著に見られることが多くなり、今後は評価指標を明示的に設定する必要もあると考える。

外国語能力に関しては、学生に学外の検定試験を受験するよう勧めることにより学習成果を客観的に評価する機会を設け、TCF（フランス語学力テスト）、実用フランス語技能検定試験、ドイツ語技能検定、Goethe-Zertifikat B1 等への受験料の補助等のサポートを行っている。

なお、ドイツ語圏文化学科では、ドイツ語技能検定、Goethe-Zertifikat B1 等の結果を修得単位として認定している。（資料 4(4)-17）

【理学部】

本学部の各学科では、学生の学習成果を評価するために、各講義科目では小テスト、レポート、中間試験、学期末（あるいは学年末）試験等の方法を採用している。演習や実験科目の場合は、教員が個々の学生と質疑応答することにより、学生の理解の程度を正確に把握することができる。さらに、学部教育の集大成として、卒業研究の終了前に公開の成果発表会を開催し、研究内容の発表と質疑応答を通じて全ての学生の卒業研究を学科教員の全員が評価する。

学生の自己評価は、全科目で実施される「学生による授業評価アンケート」の質問項目中の「この授業のレベルは適切である」、「教員は理解しやすい授業を行っている」、「この授業によって知的好奇心が刺激されたり、新しいものの見方が得られたりした」などに対する回答に反映され则认为している。

物理学科における個々の科目の到達度は通常の学科試験によって評価している。4年次の卒業研究をまとめていく過程においては、各研究室で学生がそれぞれのテーマに取り組み、多くの学生が極めて高いレベルで物理学の基本的な素養を身につけていると判断できる。物理学科の卒業生の多くは、毎年、企業や研究所に迎えられ、研究開発業務に従事している。

化学科における個々の講義科目、実験科目の到達度については、中間試験、レポート及び期末試験等から総合的に評価している。特に実験科目におけるレポートや、演習科目における発表等には、学力以外の各学生の個性等もよく反映されている。4年次の学生は希望

する研究室に所属し卒業研究を行うが、卒業前には、卒業研究の発表会で全教員の前で口頭発表ならびに質疑・討論を行う。この発表により、学生の化学に対する到達度を公開の場で判断することが可能である。化学科の卒業生の多くは、化学系の企業で研究開発業務に従事している。

また、数学科では、教育の集大成である4年次の卒業研究を通して、多くの学生が数学の基本的な素養を身につけて卒業している。数学科の卒業生は、中学校・高等学校の教員や、銀行・IT企業その他様々な方面に就職している。

生命科学科の個々の科目の到達度については、中間試験、レポート及び期末試験等から総合的に評価している。2009年度に生命科学科を設置後、1年次の学生はそのほとんどが2年次、3年次へと進級している。2012年度には1期生がそれまでの教育課程の集大成として卒業研究を行ったが、それを見る限り、概ね生命科学の知識が身に付き、「卒業研究発表会」においても、他研究室の教員からの質疑に的確に対応していて、4年次までの学修の成果が現れている。1期生のうち、12名が大学院博士前期課程へ進学し（うち8名が内部進学、4名は他大学大学院）、それ以外の就職を希望した学生が全員就職したことは、4年次までの教育課程に基づく教育成果の1つの現れである。2期生以降についてもほぼ同様であるが、2期生については就職希望者が多く、大学院博士前期課程への進学は4名（うち内部2名、他大学大学院2名）のみであった。なお、完成年度までの学年進級や修了状況等については、学科設置後に文部科学省へ提出している「設置計画履行状況報告書」（資料4(4)-18）にも記載している。

【法学研究科】

2006年度と2011年度に博士号取得者が1名ずつおり、それぞれ法学に関わる研究機関に就職している。

【政治学研究科】

2013年度は博士号取得者が1名、修士号取得者が10名だった。博士号取得者は研究機関での勤務が決まり、博士前期課程の修了者も概ね在学中に希望する職種への就職を果たしている。

【経済学研究科】

博士前期課程修了生のここ数年の進路は、大半は民間企業や民間研究機関に就職し、1、2名が博士後期課程に進学している。博士後期課程修了者は、大学教員や研究機関等の道へと進んでいる。（資料4(4)-19）

専修コースの設置と入試機会の多様化後、入学希望者が漸次増加している。2012年度の博士前期課程修了生は、専修コースによる修了生3名、2013年度の博士前期課程修了生は、専修コースによる修了生2名であった。いずれも優秀な特定課題研究の成果を提出している。

【経営学研究科】

本研究科は経営学の研究者及びその高度な専門知識を必須とする職業分野で活躍できる

人材の養成を目的としているが、このような専門能力を身につけた社会人として活躍している観点で見ると、成果は十分に上がっている。具体的には、2013 年度年度修了者 10 名中、就職を希望した 9 名のうち帰国した留学生 3 名を除く 6 名全員が企業等に就職した。また、博士後期課程には 1 名が進学した。一方、博士後期課程における成果は学位論文を提出し博士号を取得することだとすれば、2010 年度に 2 名、2014 年度にはさらに 1 名の取得者を輩出したことから分かるように、着実に成果は上がっている。専門の職業に就任した実績では、2008 年度の博士後期課程修了者中 3 名が大学に職を得ている。これらは、本研究科の教育水準の高さを反映している。(資料 4(4)-20、資料 4(4)-21)

【人文科学研究科】

修士論文、博士論文の提出だけでなく、学会での発表、学会誌・学術雑誌への論文投稿、さらに専門職への就職等、本研究科全体としては大きな成果が上がっている。ただ、修士論文、博士論文の提出、学位取得の人数に関して、専攻によって大きな差がある。全体の質的レベルを維持しながら、より一層の課程博士の輩出を目指している。

【自然科学研究科】

博士前期課程及び博士後期課程を修了する前には、全ての学生が公開された発表会で研究成果を発表し、それぞれの専攻に所属する全ての教員の評価を受ける。さらに、執筆した学位論文も複数の教員による審査を受ける。これらの手続きによって、博士前期課程あるいは博士後期課程における研究の成果は詳細かつ厳密に評価されている。

本研究科の多くの学生は、在学中に国内学会あるいは国際学会でその研究成果を発表している。それらの学会で発表賞（講演賞やポスター賞）を受賞する学生も少なくない。教員とともに国際的な学術誌で研究成果を発表する学生も多い。

なお、各専攻の修了生の多くは、毎年、企業や研究所に迎えられ、専門的な研究開発業務に従事している。

(2) 学位授与（卒業・修了認定）は適切に行われているか。

【大学全体】

学部においては、大学学則第 49 条に「本大学における規定の修業年限を満たし、所定の授業科目及び単位数を修得した者を卒業者と認め学士の学位を授与する。」と定めており(資料 4(4)-22)、大学学則及び「学習院大学学位規程」（以下、「学位規程」）(資料 4(4)-24)に定めるその他の要件・手続きに則り、適切に学位が授与される。

博士前期課程においては、大学院学則第 9 条第 1 項に「博士前期課程の学生は、2 年以上在学して正規の授業を受け、所定の授業科目について、30 単位以上を修得し、さらに修士の学位論文を提出し、かつ最終試験を受けなければならない。ただし、政治学研究科、経済学研究科及び経営学研究科においては、当該研究科の目的に応じて適当と認められるときは、特定の課題についての研究の成果の提出をもって修士の学位論文の提出に代えることができる。」と定めており(資料 4(4)-23)、大学院学則、学位規程(資料 4(4)-24)、「各研究科の定める学位に関する細則や内規」(資料 4(4)-25～30)に定めるそ

の他の要件・手続きに則り、適切に学位が授与される。

博士後期課程においては、大学院学則第9条第2項に「博士後期課程の学生は、3年以上在学して正規の授業を受け、所定の授業科目について、法学研究科・政治学研究科・経済学研究科・経営学研究科にあつては8単位以上を、人文科学研究科・自然科学研究科にあつては20単位以上を修得し、さらに博士の学位論文を提出し、かつ最終試験を受けなければならない。」と定めており(資料4(4)-23)、大学院学則、学位規程(資料4(4)-24)、「各研究科の定める学位に関する細則や内規」(資料4(4)-25～30)に定めるその他の要件・手続きに則り、適切に学位が授与される。

なお、前回の認証評価の際、「すべての研究科（法務研究科を除く）において、学位授与方針および学位の水準を維持するための申請要件や学位論文審査の客観性および厳格性を確保するための審査基準が学生に明示されていないので、改善が望まれる。」と助言を受けたことから、学位論文等の審査基準を明示するため、2011年度に学習院大学学位規程を一部改正している。(資料4(4)-31)

【法学部】

法学科、政治学科はそれぞれ、教育目標を実現するための教育内容を学習できるよう、選択必修科目、選択科目、自由科目の卒業に必要な単位数を定めている。教授会が個別の学生に関し、これらの卒業要件を満たしているかを判断し、卒業認定を行っている。

【経済学部】

本学部は、必要な修業年限を満たし、各学科の履修規定に即して必要な単位を修得した者を、経済・経営の分野に関する専門的教養及び、基本的な研究手法を会得したものと認め、学位を授与する。経済学科・経営学科ともに前述のディプロマ・ポリシー（学位授与方針）に則って設定されたカリキュラムを履修し、所定の単位を修得した者に対し、最終的に教授会での審議を経て、卒業認定を行っている。履修に関する規定は詳細かつ明確に定められており、また必要に応じて毎年度見直され、過年度入学者に対する遡及修正も適切に行われている。履修規定に定められた卒業認定基準を充たさなければ学位授与は認められず、極めて厳格に運用されている。なお、特に学力優秀な学生に対しては、大学院にて専門の研究を促すため、3年終了時に卒業を認める早期卒業制度を設けている。この制度も明確な規定に基づき各学科で厳密に運用されている。早期卒業の可能性のある3年次学生を対象に説明会を開催し、学部と大学院博士前期課程を5年間で修了できるメリットについて説明している。

【文学部】

学位授与の要件は、大学学則、学位規程及び履修規定に定められている。各学科ともに最終学年において必修の卒業論文・卒業研究等の審査に際し、主査及び複数の副査が論文を精査した上で口頭試験を実施し、さらに学科教員全員によって最終評価を行うという厳密な手続きをとっている。

【理学部】

学部卒業のための要件は、入学時に全学生に配付される履修要覧に明記されている。卒業のためには、個々の学生は講義・実験・演習の各科目について必要な単位を修得する必要がある。また卒業研究においては、各学科で行われる卒業研究発表会で研究成果を発表し、その成果について教員全員による審査を受けなければならない。

【法学研究科】

2008年3月28日の法学研究科委員会において、「法学研究科における博士の学位論文審査についての内規（案）」が審議され、その結果、2009年度以降の法学研究科における博士の学位論文の審査について内規をとりまとめた(資料 4(4)-32)。これによって、学位論文審査の客観性及び厳格性を確保するための審査基準が明確化され、また、学位論文審査の過程が透明化された。

学位授与の手続きについては、「学習院大学法学研究科の学位に関する細則」(資料 4(4)-25)が履修要覧に掲載されており、学位授与の基準については、「法学研究科における博士の学位論文審査についての内規」(資料 4(4)-32)及びディプロマ・ポリシーに明記されている。なお、2011年度に1名の留学生に博士の学位が授与されている。

【政治学研究科】

博士号の認定は、大学院学則、学位規程、履修規定、内規等に従って、論文審査と口頭試問により厳密に行われている。修士課程の修了認定も、論文審査と口頭試問によって厳格に実施されている。

【経済学研究科】

学位の授与は、大学院学則、学位規程、履修規定、内規等により、下記のとおり厳格に審査されている。

まず、修士の学位の授与に関する規程の概要であるが、手順としては、①学位論文の提出、②審査委員の決定、③論文の審査及び試験、④審査委員の報告、⑤研究科委員会の議決、⑥審査結果の学長への報告、⑦学位の授与の順番になる。より具体的には、学生は学位論文を提出する年度の9月に論文のテーマの概要を研究科委員長に報告し、これをもとに、本研究科は、指導教員を主査とする計3名の審査委員を事前に決定する。そして、翌年1月末日に指導教員を経て研究科委員長に学位論文を提出する。

提出された論文については、公開の審査会において提出者が発表を行う。審査委員は、公開審査会において、論文の審査及び口頭または筆答による試験を行った後、学位論文とともにその審査の要旨、試験の結果の要旨に、学位を授与できるか否かの意見を付して、研究科委員会に提出する。

研究科委員会は審査委員の報告に基づいて、修士の学位を授与すべきか否かを議決し、委員長は学位論文の審査の要旨及び試験の結果の要旨を文書で学長に報告する。最後に、学長はその報告に基づき、修士の学位を授与すべき者には修士の学位を授与し、修士の学位を授与できない者にはその旨を通知する、となっている。また、特定課題についての研究の成果をもって修士論文に代替できる制度が、2008年度より導入された。

課程博士の学位論文に関しては、修士の学位審査の手順に加え、大学院委員会による学

位授与審議があり、学位授与後に、原則として論文全文を学習院学術成果リポジトリに公表することが必要となっている。

【経営学研究科】

学位の授与は、大学院学則、学位規程、履修規定、内規等により、下記のとおり厳格に審査されている。

まず、修士の学位の授与に関する規定の概要であるが、①学位論文の提出、②審査委員の決定、③論文の審査及び試験、④審査委員の報告、⑤研究科委員会の議決、⑥審査結果の学長への報告、⑦学位の授与の順番になる。より具体的に記せば、学生が学位論文を提出した後、研究科は指導教員を主査とする計3名の審査委員を決定する。審査委員は、論文の審査及び口頭・筆答による試験を行った後、学位論文とともにその審査の要旨、試験の結果の要旨に、学位を授与できるか否かの意見を付して、研究科委員会に提出する。そして、研究科委員会は審査委員の報告に基づいて、修士の学位を授与すべきか否かを議決する。学長はその報告に基づき、修士の学位を授与すべき者には修士の学位を授与する。

課程博士の学位論文に関しては、修士の学位審査の手順に加え、大学院委員会による学位授与審議があり、学位授与後に、原則として論文全文を学習院学術成果リポジトリに公表することが必要となっている。

次に、学位審査の透明性・客観性を高める措置であるが、博士論文の審査においては、慣例として本学以外の研究者にも審査を依頼しているので、審査の透明性・客観性の程度は非常に高い。なお、修士論文においては、学内の審査員のみによる審査となっているものの、2010年度から、教員や学生が参加する場で論文作成過程の報告を行う「修士論文報告会」を導入している。

【人文科学研究科】

博士前期課程では、各専攻の定める基準と審査体制によって厳格に修士論文を評価し、修了認定が行われている。博士論文の審査は、審査委員会から研究科委員会及び大学院委員会による承認に至るまで厳格な認定を行っている。

また、専攻各々で基準が異なるが、博士論文を提出するためには、レフリー付学会誌への複数本の論文の掲載、博士予備論文の提出等、幾段階ものハードルが設けられている。

【自然科学研究科】

博士前期課程及び博士後期課程の修了を希望する全ての学生は、それぞれ公開の業績報告会及び公聴会で研究業績について報告し、質疑に応答する。業績報告会及び公聴会には専攻に所属する全ての教員が出席し、個々の学生の研究業績を詳細かつ厳密に審査する。

博士前期課程を修了する学生は、修士論文を提出する。提出された修士論文は、それぞれの専攻に所属する複数の教員が審査する。修士の学位の認定には研究科委員会の承認が必要となっている。

博士後期課程を修了する学生は、博士論文を提出する。博士論文の審査に際してはそれぞれの学生に対して審査委員会が組織され、提出された博士論文を学内外の専門家2名以上が審査する。また、博士の学位を得るためには、その内容についての学術論文を別個に

執筆し、査読のある学術誌に掲載することが必要となる。なお、博士の学位の認定には、研究科委員会及び大学院委員会の承認が必要となっている。

2. 点検・評価

●基準4（教育内容・方法・成果）の充足状況

本学の理念・目的を実現するために、教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針に基づいて、学位授与を適切に行っており、同基準を概ね充足している。ただし、全学的な教育成果の検証については、やや不十分である。

①効果が上がっている事項

【経済学部】

本学部の2013年度の就職内定率（就職内定者÷就職希望者×100）は、97.0%と高い水準である（資料4(4)-33）。そして、就職先もこれまで銀行や保険、証券会社等の金融業を中心に幅広く卒業生を輩出している。また、2013年度の国内の大学院への進学者は7名、海外の大学・大学院への進学者は3名であった（資料4(4)-34）。これらの就職・進学状況は教育目標に沿った適切な人材養成の結果である。

【経済学研究科】

専修コースの学生が提出する「特定の課題についての研究の成果」については、その具体例を本研究科ホームページに示し、どのような論文作成によって学位が取得できるかを明確にしている。論文発表会は、修士論文については従来から行われていたが、博士論文についても2009年度から行うことにした。また、博士論文の審査においては、本研究科以外の研究者も審査員に含めている。この点でも、審査の透明性・客観性の程度は非常に高い。（資料4(4)-35）

【人文科学研究科】

大学基準協会による前回の認証評価において、課程博士の授与実績がない専攻が7専攻のうち4専攻あり、改善すべき点として指摘された。その後、課程博士の授与実績のなかった英語英米文学専攻、ドイツ語ドイツ文学専攻、フランス文学専攻、さらには新設のアーカイブズ学専攻及び身体表象文化学専攻において課程博士を輩出している。また、研究科全体としても順調に博士号取得者を輩出している。（資料4(4)-36）

【自然科学研究科】

博士前期課程においては、自然科学に関する幅広い知識を身につけた上で単位を修得し、ほとんどの大学院生が修業年限以内に課程を修了している。2年間の研究の成果を「修士論文発表会」にて報告することを義務付けているが、その場での他研究室の教員からの質疑についても的確に対応できている。また、さらに研究を進めたいと強く希望する大学院生は博士後期課程へ進学し、それ以外の大学院生で就職を希望した者は概ね就職している。一方、博士後期課程においては研究経過報告会を見る限り、研究は順調に進んでいる。

②改善すべき事項

【大学全体】

全学的な教育成果の検証が進んでいないことから、教育目標の達成度を測る指標として、学部在学学生を対象とした「PROG」の活用、「学修時間実態調査」や「学生による授業評価アンケート」結果の組織的分析、学部卒業生への「卒業生調査」の実施等を検討する必要がある。教育目標の達成度を測る指標についての議論は進んでいないのが現状であるが、それぞれの学部・研究科単位で、目的・目標・方針を基準として、シラバスの授業概要や到達目標を確認しながら、教育成果を検証することは可能であると考ええる。

【法学部】

大教室における講義が中心のカリキュラムであるために、留年する可能性のある学生が演習等の少人数の授業に参加しなければ、そうした学生に継続的に接する教員が存在せず、学生に対して適切な対応ができていない。

【文学部】

学生の自己評価による学習成果を測定するための評価指標は開発していない。しかし、2011～2013年度に行われた、人文科学研究所（文学部附置研究施設）の共同研究プロジェクト「人文系学士課程教育における卒業論文がもたらす学習効果の検証」（研究代表者：日本語日本文学科 神田龍身教授）において行った「卒業生調査」・「在学生調査」の結果分析によれば、卒業生・在学生ともに、本学部のカリキュラムの核となっている卒業論文の執筆を通じて、様々な成長感を得ているという結果が示されている。パイロット的調査かつ卒業生・在学生の主観データに基づく分析とはいえ、卒業論文やその執筆に至る様々な学習過程・経験が評価指標となり得るという示唆が得られたことから、今後、本学部の教育目標（教育研究上の目的）に照らしながら、適切な評価指標の設定を検討していく。（資料 4(4)-37、4(3)-38、4(3)-39）

【理学部】

生命科学科については、学科を設置する前に想定していた教育成果は概ね達成できたが、授業、実験に対する理解において学生による個人差は存在しているので、理解度が不足している学生を減らし、生命科学科全体としての学力のさらなる底上げは必要である。また、大学院博士前期課程への進学者は1期生8名、2期生2名と、決して多いとは言えない状況にあるので、進学者の増加が大きな課題となっている。また、各科目の内容を概ね理解した上での単位修得率は比較的良好で、学業不振に基づく留年者は1・2期生合計で2名にとどまっているものの、理解度については学生の個人差が存在し、大学院博士前期課程への進学者数も決して多いとは言えない。したがって、理解の不足している学生へのさらなる指導等を通して、学科全体としての底上げは必要である。

3. 将来へ向けた発展方策

①効果が上がっている事項

特になし

②改善すべき事項

【大学全体】

全学的な教育成果の検証が進んでいないことから、学部在学学生を対象とした「PROG」の

活用、「学修時間実態調査」や「学生による授業評価アンケート」結果の組織的分析等を進める予定としている。また、2015年度には、学部卒業生に対する「卒業生調査」を実施し、学部（学士課程）教育の学習成果・教育成果を検証する予定としている。在学生・卒業生両方の調査結果を分析することにより、達成度指標の設定を含め、全学的な見地から教育目標の再確認を進めていく。

【法学部】

留年する可能性のある学生を正確に把握するために、まず学生センター教務課との情報共有を図り、そうした学生に教職員が継続して接触し、指導する体制を学生センター教務課と連携して構築する必要がある。

4. 根拠資料

< 共通資料（提出を義務付けられている資料） >

- 資料 4(4)-1 履修要覧 平成 26 年度（2014 年度）入学者用（既出 資料 4(1)-1）
- 資料 4(4)-2 法学部シラバス 平成 26 年度（2014 年度）（既出 資料 4(1)-2）
- 資料 4(4)-3 経済学部シラバス 平成 26 年度（2014 年度）（既出 資料 4(1)-3）
- 資料 4(4)-4 文学部シラバス 平成 26 年度（2014 年度）（既出 資料 4(1)-4）
- 資料 4(4)-5 理学部シラバス 平成 26 年度（2014 年度）（既出 資料 4(1)-5）
- 資料 4(4)-6 総合基礎科目シラバス 平成 26 年度（2014 年度）（既出 資料 4(1)-6）
- 資料 4(4)-7 教職に関する科目シラバス・博物館に関する科目シラバス
平成 26 年度（2014 年度）（既出 資料 4(1)-7）
- 資料 4(4)-8 大学院履修要覧・大学院シラバス 平成 26 年度（2014 年度）（既出 資料 4(1)-8）
- 資料 4(4)-9 授業時間割 平成 26 年度（2014 年度）（既出 資料 4(1)-9）

< その他の根拠資料 >

- 資料 4(4)-10 卒業判定（大学データ集（参考）表 8）
- 資料 4(4)-11 就職・大学院進学状況（大学データ集（参考）表 10）
- 資料 4(4)-12 大学院における学位授与状況（大学データ集（参考）表 9）
- 資料 4(4)-13 国家試験合格率（大学データ集（参考）表 11）
- 資料 4(4)-14 公表情報コーナー（既出 資料 1-11）
URL : <http://www.gakushuin.ac.jp/univ/profile/kouhyo/index.html>
- 資料 4(4)-15 法学部ホームページ 進路・就職対策（進路先一覧）
URL : <http://www.gakushuin.ac.jp/univ/law/shinro/course.html>
- 資料 4(4)-16 キャリアセンターホームページ 就職内定状況（2013 年度）
URL : <http://www.gakushuin.ac.jp/univ/career/data/2013/index.html#sec-cont01>
- 資料 4(4)-17 ドイツ語技能検定試験資格単位読み替え人数他
- 資料 4(4)-18 設置に係る設置計画履行状況報告書（理学部生命科学科）
- 資料 4(4)-19 経済学研究科ホームページ 就職情報

URL : http://www.gakushuin.ac.jp/univ/g-eco/job_plac/job.html

- 資料 4(4)-20 経営学研究科委員会資料（平成 21 年 4 月 14 日）修了者進路
- 資料 4(4)-21 経営学研究科委員会資料（平成 26 年 4 月 15 日）修了者進路
- 資料 4(4)-22 学習院大学学則（既出 資料 1-1）
- 資料 4(4)-23 学習院大学大学院学則（既出 資料 1-2）
- 資料 4(4)-24 学習院大学学位規程
- 資料 4(4)-25 学習院大学法学研究科の学位に関する細則
- 資料 4(4)-26 学習院大学政治学研究科の学位に関する細則
- 資料 4(4)-27 学習院大学経済学研究科の学位に関する細則
- 資料 4(4)-28 学習院大学経営学研究科の学位に関する細則
- 資料 4(4)-29 学習院大学人文科学研究科学位規程に関する内規
- 資料 4(4)-30 学習院大学学位規程に関する内規（自然科学研究科）
- 資料 4(4)-31 学習院大学学位規程変更条文対照表（学位論文等の審査基準の明示）
- 資料 4(4)-32 法学研究科における博士の学位論文審査についての内規
- 資料 4(4)-33 平成 25 年度就職内定状況（学部）
- 資料 4(4)-34 大学院進学状況 過去 5 年分（経済学部）
- 資料 4(4)-35 経済学研究科 特定課題研究テーマ、公開審査会の実施
リサーチ・ペーパーの具体例

URL : <http://www.gakushuin.ac.jp/univ/g-eco/curricu/curricu.html>

- 資料 4(4)-36 人文科学研究科における学位授与状況（2004～2013 年度）
- 資料 4(4)-37 人文科学研究所共同研究プロジェクト「人文系学士課程教育における卒業論文がもたらす学習効果の検証」紹介ページ

URL : http://www.gakushuin.ac.jp/univ/let/rihum/project_kanda.html

- 資料 4(4)-38 2012 年 10 月 30 日開催 人文科学研究所講演会「文学部で学んでなんになる!？」配付資料
- 資料 4(4)-39 2013 年 12 月 17 日開催 人文科学研究所講演会「文学部で学んでどうなった!？」配付資料

第5章 学生の受け入れ

1. 現状の説明

(1) 学生の受け入れ方針を明示しているか。

【大学全体】

2010年度より、アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）を学部毎に制定し、毎年各学部教授会で見直しを行いながら、求める学生像や教育目的、当該の学部学科に入学するにあたり習得しておくべき知識等の内容・水準等を明示している。これは、一般入学試験要項をはじめ、本学ホームページ（資料 5-21）において公表している。

また、2013年度より、「学習院大学全体（学士課程）の基本ポリシー」の策定に着手し、以下のとおり、大学全体のアドミッション・ポリシー（入学者受入方針）が制定された。（資料 5-22）

アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）

学習院大学は、学則第1条に定める目的の実現に向け、正課の教育課程による学業を修めるとともに、正課外の活動にも積極的に取り組むことのできる学力と資質を備えた学生を求めます。そのため、一般入試や指定校推薦入学、編入学試験など、様々な入学制度を設けています。高等学校もしくは中等教育学校卒業に相当する学力と資質があれば、国籍や年齢は問いません。入学後は、多様な学生が、多様性を尊重し、ゆたかな可能性を切り拓き、能力を高めあうことを期待します。

アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）は、オープンキャンパスをはじめ高校教員を対象とした説明会、各高校へ出張して行う模擬講義や学内外での広報活動においても明示している。

大学院についても、2010年度より、アドミッション・ポリシーを研究科毎に制定し、毎年各研究科委員会において見直しを行いつつ明示している。これは本学ホームページにおいて公表しており、2011年度（2012年度入学生募集）より、大学院学生募集要項においても公表している。

また、障がいを持ち受験時に配慮を希望する受験生に対しては、事前申請に基づき、障がいの程度により大学入試センター試験で実施されている配慮に準じて、教授会審議を経て配慮内容等を決定しており、受験機会の確保に十分に配慮している（資料 5-23）。その他、個々の申請に応じた試験実施時の配慮をはじめ、入学後の受け入れ態勢についても、当該学部及び関連部門と協議を重ねて、緊密に連携を取っている。

【法学部】

本学部では、以下のアドミッション・ポリシー（入学者受入方針）を明示している。

法学部は、法と政治を中心とする専門分野を深く掘り下げながら、できるだけ広い視野で、現代社会の諸現象・諸問題を把握・分析する高度な能力を養うことを、教育の目的として

います。温かい人間性を持つと同時に、真理を追究する気持ちを大切にする人、自分で問題を発見し、思考し、時宜に応じた判断を下すことのできる人を、少人数教育を通じて養成するというのがその目標です。

法学部には、法学科と政治学科があります。

法学科は、法の理念、法の体系と仕組み、法による具体的な争いの解決について学ぶことで培うことのできる論理的な思考方法、正義についての鋭い感覚とバランスの取れた判断力を発揮して、社会の様々な分野において活躍することができる人の養成をその教育方針の基本としています。

政治学科は、スクール・オブ・ガヴァメントの理念の下、政治学・国際関係・社会学を学ぶことで培うことのできる社会に対する深い洞察力と幅広い教養を土台にして、社会の様々な分野において、高い指導力と問題解決能力を発揮してリーダーとなる人の養成をその教育方針の基本としています。とりわけ、FT コースは、国際的な競争を意識し、実践的で高度な専門知識と経験を身につけるため、1年次末の段階で選抜を実施し、特別な英語授業とプロジェクトを通じた課題研究を少人数の密接な指導によって行うことで、リーダーにふさわしい人々を養成しています。

以上のことから、法学部は、社会の現実の動きとその基礎となる制度に関心がある人に、特に向いています。また、法学、政治学、国際関係、社会学、どの分野も、学問研究の発達と実践への応用における変化が著しい領域です。知的好奇心がある人にとってはたくさんの知的刺激があります。新しいことへの挑戦に怯まない人にはその意欲と能力とを十分に生かせる機会があります。社会的な関心、知的な好奇心、あるいは、チャレンジ精神が旺盛、このどれか一つでも自分に当てはまると思う人に、学習院大学法学部は「向いて」います。

法学部で学ぶことになる現代の社会科学分野では、統計分析や数学に基づくモデル、生命現象などを適切に理解することが必要な場面が多くなっています。そこで法学部を志望するならば、高校時代には文系科目、理系科目を問わず、幅広くさまざまな科目を満遍なく積極的に履修することを期待します。もちろん、大学においては、高校まで何をしてきたかではなく、これから何をしようとしているのか、その意欲があるかが大きな意味をもちますが、そのような「何かをする土台」として、高校時代の偏らない学習を重視します。

【経済学部】

本学部では、以下のアドミッション・ポリシー（入学者受入方針）を明示している。

経済学部は、現代社会が直面している国内および世界の様々な経済・経営問題を解決する能力と豊かな創造力並びに優れた人格を備えた人材を育成することを目的としています。経済学科の教育目的は、現代社会が直面している国内および世界の様々な経済問題に対して、理論的理解、政策課題の設定、有効な解決策の検討等の諸側面にわたる能力を身につけ、かつ、優れた人格を備えた人材を育成することです。

経営学科は、よりグローバル化・複雑化する企業環境の中で高い問題解決能力と豊かな創

造力を持った人材を育成するという社会の要請に応えることを教育上の目標としています。本学部志望者に求められる資質としては、論理的な表現と議論を通じて問題解決をもたらすため、国語および外国語によるコミュニケーションの能力はきわめて重要です。また、経済・経営問題について理論的に理解し分析するために、数学の基礎能力も必要です。さらに、複雑化した現代の社会問題を科学的に理解するため、高等学校における地理歴史・公民に属する教科を幅広く学ぶ姿勢が望まれます。これらに加えて、多様な価値観を理解し、豊かな創造力と優れた人格を身につけてゆくため、高等学校における各教科を偏りなく学ぶことは大切な前提となります。

本学部では、高等教育に必要な基礎学力を備え、かつ意欲を持つ学生を、多様な選抜方法により受け入れているが、アドミッション・ポリシーにおいて、学力の内容としては「高等学校における各教科を偏りなく学ぶことが求められる」とし、本学部志望者に求められる能力（コミュニケーション力・基礎的な数学力）及び学びの姿勢（幅広く偏りなく学ぶ姿勢）についても明記している。これらの方針は、対外的には「大学案内」（資料 5-24）の中に要点が記載され、2013 年度広報活動の一環として作成された「経済学部で世界を生き抜く」（日経 BP ムック）（資料 5-25）の中でも分かりやすく Q&A 方式で伝えられている。

【文学部】

本学部では、以下のアドミッション・ポリシー（入学者受入方針）を明示している。

文学部の行う教育の目標は、人文科学諸分野の研究内容を理解し、研究方法を取得した学生自らが、人文科学研究の創造を行うところにあります。文学部各学科で文化創造の経験をさせることによって、社会の一員として、社会全体の文化を考え、文化を支え、文化を創造する担い手を育てることを目的としています。

哲学科は、東西の哲学・思想史及び美学・美術史の領域における知識と考え方を教え、学生が各々の研究課題を自立的に追究できるよう指導することによって、専門知識を生かして活動する人材の育成はもとより、広くよりよく生きる力としての教養と思索力を身につけた社会人の育成を目指しています。

史学科は、歴史学が蓄積してきた成果を受け継ぐとともに、あらたな時代の要請に応えられる歴史研究を目指し、学生には文献など諸資料の分析をつうじて自主的な歴史のとらえ方を身につけさせるとともに、現代社会の状況に的確かつ柔軟に対応できる思考力を備えた人材の育成を目指しています。

日本語日文学科は、これまでの研究において蓄積されてきた主な成果を諸分野にわたって確実に身につけ、それを自身の人格の基礎とするとともに、他にもそれを分け与えることのできる人材を育成するという点に、教育の主眼をおいています。

英語英米文化学科の教育目標は、英語圏の文化ないし英語学を考究することで、各国の文化を知り、国際的な視野を持った人間性豊かな人材を育てることです。同時に、自分の意見を伝達する英語能力養成のため、徹底的な語学教育を行い、運用英語のエキスパートを育てることを目指しています。

ドイツ語圏文化学科の教育目標は、高いレベルのドイツ語運用能力を養成するとともに、ドイツ語圏における文化的・社会的事象の研究を通して新たな視座を形成することにあります。それにより批判的に物事を捉え、自立した問題解決能力・自己表現能力を身につけた人材の育成を目指しています。

フランス語圏文化学科の教育目標は、高度な語学力をもとにフランス語圏の文化の多角的な研究を通して、多様な価値観を持つ世界の中に自らを位置づける視野を獲得させることにあります。専門性を活用しつつ、複雑化する社会の中で、自立的に世界を切り拓いて行ける人材を育成することを目指しています。

心理学科は、幅広い知識と心理学的方法を身につけた上で、学生が自らの関心に沿ってテーマを選択し、自立的に研究を進めることができる能力を育むことによって、心理学的な視点で問題解決することができる人材を育成することを目指しています。

教育学科は、教育および社会に関する幅広い知見と教育に関する専門的な技能を獲得させ、発達の多様な可能性を探究・研究することを目指しています。次代を担う人々の成長を促進し共生社会を形成・創造するための資質・能力をもった人材を育成することを目指しています。

文学部志望者には、高校での学習において文系科目だけでなく、理系の科目についても深く積極的に学んで、広い視野を養うことを期待します。それも単に与えられた問題に対して解答するというのではなく、何ごとに対しても疑問をもち、自分自身で問題点を発見し、自身で考えてみるという態度が必要です。

上記のアドミッション・ポリシーは一般入学試験要項(資料5-1)に明示している。また、オープンキャンパス及び各種説明会においても、そのアドミッション・ポリシーを説明している。

文学部の行う教育の目標は、人文科学諸分野の研究内容を理解し、研究方法を習得した学生が自ら人文科学研究の創造を行うところにある。学生の受け入れは、文学部のその教育目標の実現と深く結びつくものであり、従来のオーソドックスな教育課程を維持することが困難になりつつある昨今においては、優秀な学生集団の形成及び学修モラルの向上のためにも、その方針をこれからも堅持し、それに沿った学生の受け入れをすることが重要であると文学部は認識している。

【理学部】

本学部では、以下のアドミッション・ポリシー（入学者受入方針）を明示している。

理学部での教育の目標は、「物事の根本を論理的・実証的に分析・考察する能力、その結果を総合し実地に活かす技能、考えや知識を他人に的確に伝える技術を備えた人材」を育成し社会に送り出すことです。そのため、数学、物理学、化学、生命科学という現代科学の基盤をなす分野において、応用のための知識ではなく、どのような局面にも対応できる真の基礎を身につけてもらうために、時間と手間をかけた少人数制の教育を実践しています。理系の学問分野についての能力や知識があることはもちろん望まれますが、それ以上に、

自分の頭でしっかりと物を考えること、自分の目で自然や数理の世界を観察すること、そして、自分の手を動かして実験したり計算したりすることが好きな、熱意と好奇心にあふれる若者を求めています。積極的な学生は、入学早々から一流の研究者である教員と「仲間」のように接して学問の世界について語り合うことができます。これは多数の学生を抱えるマンモス大学では決して味わえない贅沢です。

多くの熱意のある若者にこのような教育を受けてもらえるように、一般入試、指定校推薦入学、理学部公募制推薦入学、内部推薦進学、外国高等学校出身者および海外帰国生徒対象入学、社会人入学（数学科のみ）、編入学によって幅広い入学者を確保しています。これらの選考にあたっては、単なる暗記物の知識の量を試すのではなく、科学の基本となる考え方や基礎的な知識をもっているかどうかを試すことを心がけています。また、入学者の選抜にあたって何よりも公正さと機会の平等を重視しています。入学生に求められるのは、理学部の各学科で有意義に学ぶための条件と十分な基礎学力を持っていることだけです。それ以外の資質は入学者の選考とは無関係です。

多様な個性と資質をもった学生に学習院大学理学部の理想的な環境での教育を享受する機会を与えるべきだというのが私たちの信念です。それら多様な学生と接しながら、個々の特性を伸ばして社会で活躍できる一流の人材に成長してもらう手伝いをするのが、わたしたち教育者の使命なのです。入学試験の得点だけに基づいて合否を決める一般入試の場合にはこの方針が守られていることは明らかですが、それ以外の面接等を併用した入学者の選考においても基礎学力と本学で学ぶ熱意だけを基準に厳格な選考を行っています。

なお、理学部の教育では、英語の文献を読んだり、自分の研究内容を発表したり論文にまとめたりする機会も多くあります。入学前には、いわゆる理科系の分野だけでなく、語学や国語にも力を入れ、幅広い分野の本を読まれることを望んでいます。

一般入学試験要項（資料 5-1）の試験科目欄に詳細な科目の説明があり、これらによって入学する学生が習得しておくべき知識等の内容・水準は明示されている。

【法学研究科】

本研究科では、以下のアドミッション・ポリシー（入学者受入方針）を明示している。

法学研究科（博士後期課程）は、博士前期課程、法科大学院修了者等のうち、法律学に関するきわめて高度な専門知識と幅広い素養を備え、自立して研究活動を遂行する能力を有する見込みのある学生および高度な法律知識を習得し、実務で活躍する専門的職業人を目指す学生を受け入れる。

【政治学研究科】

本研究科では、以下のアドミッション・ポリシー（入学者受入方針）を明示している。

（博士前期課程）

政治学研究科（博士前期課程）は、学士課程において基礎学力、語学力、及び基本的な研究手法を身につけた者で、学部段階よりも多様かつ高度な実践的能力を身につけていく意欲を持った学生を受け入れる。

（博士後期課程）

政治学研究科（博士後期課程）は、博士前期課程において専攻分野に関する専門的知識及び研究手法を身につけた者で、当該分野の研究者・実践者としての深い専門性と高い研究手法を身につけていく意欲を持った学生を受け入れる。

【経済学研究科】

本研究科では、以下のアドミッション・ポリシー（入学者受入方針）を明示している。

（博士前期課程）

経済学研究科（博士前期課程）は、学士課程において経済学に関する基礎学力及び基本的な研究手法を身につけた者および社会経験を有しそれを活かして経済学を学ぼうとする者で、学部段階よりも一層進んだ専門的研究手法を身につけていく意欲を持った学生を受け入れる。

（博士後期課程）

経済学研究科（博士後期課程）は、博士前期課程において経済学に関する専門的知識及び研究手法を身につけた者で、当該分野の研究者としてのさらに深い専門性と高い研究手法を身につけていく意欲を持った学生を受け入れる。

【経営学研究科】

本研究科では、以下のアドミッション・ポリシー（入学者受入方針）を明示している。

（博士前期課程）

経営学研究科（博士前期課程）は、学士課程において経営学に関する基礎学力及び基本的な研究手法を身につけた者で、学部段階よりも一層進んだ専門的な研究手法を身につけていく意欲と能力を持った学生を受け入れる。

（博士後期課程）

経営学研究科（博士後期課程）は、博士前期課程において経営学に関する専門的知識及び研究手法を身につけた者で、当該分野の研究者としてのさらに深い専門性と高い研究手法を身につけ、自立した研究活動を行える意欲と能力を持った学生を受け入れる。

【人文科学研究科】

本研究科では、以下のアドミッション・ポリシー（入学者受入方針）を明示している。

（博士前期課程）

人文科学研究科（博士前期課程）は、学士課程において各専攻分野に関する基本的な知識および研究手法を身につけた者で、学部段階よりも一層進んだ専門的な研究手法を身につけ、それを用いて研究を遂行することが期待できる学生を受け入れる。

（博士後期課程）

人文科学研究科（博士後期課程）は、博士前期課程において各専攻分野に関する専門的な知識および研究手法を身につけた者で、当該分野の研究者としてのさらに専門的かつ高度な知見と研究手法を身につけ、先進的研究を遂行することが期待できる学生を受け入れる。

【自然科学研究科】

本研究科では、以下のアドミッション・ポリシー（入学者受入方針）を明示している。

（博士前期課程）

自然科学研究科（博士前期課程）では、各々の専門分野において学部で習得すべき基礎的な知識を堅実に身につけた者を厳正な試験により受け入れる。入学者は単なる知識の習得ではなく研究への熱意を持っていることが望まれる。

（博士後期課程）

自然科学研究科（博士後期課程）では、各々の専門分野において基礎的な知識を身につけ、一定の研究成果をあげ、さらに研究者としての適性を持ち、研究への強い意欲を持った学生を、厳正な選考の上で受け入れる。

【法務研究科】

本研究科では、以下のアドミッション・ポリシー（入学者受入方針）を明示している。

本法科大学院は、国民のための司法の担い手となる質の高い優れた法曹を養成することを目的としている。そのために、入学者選抜に際しては、アドミッションポリシーとして、法曹資質にかかわる基礎学力、すなわち論理的思考能力、論述能力、既修者については基本的法律知識等を有するかどうかを重視する。また、志望動機が堅固であるか、バランスのとれた考え方ができるか、といった人物面を考慮し、社会に貢献しようという高い志を抱いている有為な人材を選抜することを目指す。

本研究科は、国民のための司法の担い手となる質の高い法曹を養成することを目的としており、そのため入学者選抜に際しては、アドミッション・ポリシーとして、法曹資質に

関わる基礎学力、すなわち論理的思考能力、論述能力、既修者については基本的法律知識等を有するかどうかを重視している。また、志望動機が堅固であるか、バランスのとれた考え方ができるか、といった人物面を考慮し、社会に貢献しようという高い志を抱いている有為な人材を選抜することを目指している。以上のことは、入学試験要項及び本学ホームページ上において明示している。

上記のアドミッション・ポリシーは、法科大学院創設の理念にも合致するものであり、本研究科の基本理念として十分に評価に値するものである。受験生の志望理由においても、このような理念に賛同して志望する者が多数であり、対外的にも効果を上げていると考えられる。

(2) 学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集および入学者選抜を行っているか。

【大学全体】

本学では、多様な選抜方法を採用し、それぞれの課程に必要な学力を備え、かつ意欲ある多方面からの学生募集ならびに入学者確保に努めている。また、透明性を確保するため、全ての入学試験結果（志願者数、受験者数、志願倍率、合格者数、入学者数）を開示し、本学ホームページ等で公表している。（資料 5-26）

【大学】（資料 5-1～5-10）

募集区分には、①一般入学試験、②両高等科（学習院高等科・学習院女子高等科）からの内部推薦進学、③指定校推薦、④公募制推薦、⑤自己推薦特別入試、⑥「外国高等学校出身者」および「海外帰国生徒」対象入学、⑦外国人学生特別入学、⑧社会人入学、⑨編入学（学士、3年次編入）の9種類が挙げられる。

①一般入学試験については、入学試験結果（入学者数に占める推薦等の比率）、科目間得点調整方法、全学部入学試験問題、出題ポイント等の詳細を記載した「入試ガイド」（資料 5-27）の配付や、Web サイトでの公表により、入学者選抜に関する情報を開示し、透明性に十分配慮している。本学の情報公開の姿勢に対しては、高等学校の教員や予備校の講師からも一定の評価を得ており、受験生に対する説明責任を十分に果たしている。また、一般入学試験不合格者からの成績開示請求には、合格最低点を掲載した「入試ガイド」とともに、本人へ得点を通知することで、応じている。なお、一般入学試験要項では、各学部における推薦入学者数の目途を明示している。

②～⑨については、各募集形態の趣旨やアドミッション・ポリシー、選抜方法の特色を明示し、前項に示した各学部の入学者受け入れ方針に基づいて、厳密かつ公正に実施している。

【大学院】（資料 5-11～5-18）

研究科毎の方針に基づき、①一般入学試験（複数日程）の他に、②学内推薦入試、③社会人入試、④経済学検定試験（ERE）方式入試、⑤飛び級入試、を組み合わせ実施し、多様な機会を提供している。

【法務研究科】（資料 5-19、5-20）

法学既修者、未修者の募集コース別に学力試験を行っている。法学既修者の試験科目に

については、本研究科カリキュラムの1年次30単位を認定するに足る能力を有しているかどうかを審査し、2年次への入学を許可できるよう配慮している。また、2012年度入学試験から、既修者と未修者の併願を可能にするとともに、2013年度入学試験より、入学者選抜を複数回実施している。

【法学部】

アドミッション・ポリシーにおいて、法学部を志望する高校生に対しては、文系科目、理系科目を問わず、幅広く様々な科目を満遍なく積極的に履修することを期待すると述べており、一般入学試験の他、指定校推薦、自己推薦特別入試（政治学科）、「外国高等学校出身者」および「海外帰国生徒」対象入学、編入学（学士、3年次編入）、両高等科（学習院高等科・学習院女子高等科）からの内部推薦進学を受け入れている。そのいずれの場合も、明確な基準、厳格な手続きと公正な審査を経ており、適切な選抜方法である。

また、指定校推薦者数と学習院高等科・学習院女子高等科からの推薦進学者数の総計が学部定員の過半数を上回らないよう、量的管理に気を配っている。このうち指定校推薦については、過去の応募実績及び成績追跡調査をもとに推薦依頼数を調整し、学習院高等科・学習院女子高等科からの推薦進学者数については学科毎の上限を適宜見直すことによって、それぞれのカテゴリーに関する量的管理を行っている。なお、指定校推薦について、応募率が低下したために指定の基準・依頼数の見直しを適宜行っている。

【経済学部】

本学部は、多様な選抜方法を採用することにより、高等教育に必要な基礎学力を備え、かつ意欲を持つ学生を多角的に受け入れている。具体的には、①一般入学試験、②両高等科（学習院高等科・学習院女子高等科）からの内部推薦進学、③指定校推薦、④「外国高等学校出身者」および「海外帰国生徒」対象入学試験、⑤編入学（学士、3年次編入）、⑥外国人学生特別入学という6つの多様な入学者選抜方法を厳密かつ公正に実施している。

一般入学試験については、問題や科目間調整方法の方式等の詳細を「入試ガイド」（資料5-27）に掲載し、ホームページ上でも開示して、透明性に配慮している。また、公共交通機関の遅延及び自然災害等の不可抗力により遅刻者が大量発生した際には、状況に応じて再試験を実施し、正規の一般入学試験受験者及び再試験受験者の入学試験総得点には公平な処理を施して、厳密かつ公正に入学者選抜を行っている。

一般入学試験による入学者の割合は、2014年度までの5年平均で59.4%であり、適切な入試区分別入学者構成比となっている（資料5-28）。「グローバル学習院」のスローガンに沿った入試選抜方法として、外国人学生特別入学を実施しているため、本学部は学内で最も多くの外国人学生を受け入れており、学部内のグローバル化を進める上で良い効果を生み出している。またグローバル化の工夫をさらに進めるために、2015年度一般入学試験より、試験科目のうち外国語の試験時間及び配点の比重を上げるようになった（資料5-29）。

【文学部】

学生の受け入れにおける選抜方法は、主たる一般入学試験の他、「外国高等学校出身者」および「海外帰国生徒」対象入学、外国人学生特別入学、社会人入学、編入学（学士、3年

次編入)、両高等科(学習院高等科・学習院女子高等科)からの内部推薦進学、指定校推薦、公募制推薦があり、多様な受験機会の提供及び多様な入学者の確保に努め、様々な立場の受験者からのニーズに応えることにより、公正な学生募集を行っている。

【理学部】

一般入学試験の他に指定校推薦、公募制推薦、「外国高等学校出身者」および「海外帰国生徒」対象入学、社会人入学(数学科のみ)を実施、さらに、編入学(学士、3年次編入)、両高等科(学習院高等科・学習院女子高等科)からの内部推薦進学による入学者を受け入れているが、それら全てにおいて厳格な手続きと公正な審査を経ており、選抜方法としては適切である。また量的管理も適正であると考ええる。

【法学研究科】

本研究科は、学生募集要項(資料 5-11)に基づいて、公正かつ適切に学生募集・入学者選抜を行っている。入学試験の実施方法については、「大学院法学研究科の入学試験に関する内規」による定めがある他、留学生については、授業を理解し、日本法について研究を進めることができる日本語能力は当然必要であるが、必ずしも、日本人受験生と同じ試験を実施する必要性はないことから、2007年3月30日に「法学研究科における入試についての内規」(資料 5-30)が制定され、留学生に対して一定の配慮を行うこととした。(この結果、留学生の受入実績としては、2009年度に1名の留学生が入学し、順調に研究を進め、2011年度に博士号を取得したことを補記する(資料 5-31)。)

【政治学研究科】

一般入学試験の他に学内推薦、法学部政治学科の特別選抜コースからの推薦入試を実施している。いずれの入学試験も学生募集要項を公表し、ホームページで公開している。一般入学試験では学力試験と面接を行っており、推薦入試では書面審査と面接試験を実施している。それら全てにおいて厳格な手続きと公正な審査を経ており選抜方法としては適切である。

【経済学研究科】

博士前期課程(募集人員10名)については、毎年5~6月(学内推薦)及び9月と2月に入学試験を行う。合格者の決定は、筆記試験(専門科目及び英語からなる)、面接試験、出身校の学業成績等を総合的に勘案して行う。博士後期課程(募集人員3名)については、毎年2月に入学試験を行う。合格者は、筆記試験(外国語)、面接試験及び提出された修士論文審査を総合的に勘案して決定する。なお、博士前期課程では社会人入試(募集人員若干名)も行っている。合格者は、書類選考の後、小論文、英語の学力試験、面接試験を総合的に勘案して決定する。

入学試験における出願書類、入試問題、答案等の処理や可否発表は、全て本学アドミッションセンターを介して公正に行われている。また、専門科目及び英語の試験実施、大学(学部)教育における成績の提示及び面接の実施も、経済学の専門教育を受けるための能力・適性を適切に判定するためのものである。

【経営学研究科】

他大学・他大学院の学生や外国人留学生にも門戸を開いた公平で公正な入学者選抜制度を根幹にしながら、学内推薦制度、社会人入試制度等を併用して、優秀かつ多様な学生の受け入れに努めることを目標としている。これに基づき、多様な形態の入学試験を実施している。例えば、博士前期課程（募集人員 10 名）については、毎年 9 月と 2 月の 2 回入学試験を行っている。合格者の決定は、筆記試験（専門科目及び外国語からなる）、面接試験、出身校の学業成績等を総合的に勘案して行う。博士後期課程（募集人員 3 名）については、毎年 2 月に入学試験を行う。合格者は、筆記試験（外国語）、面接試験及び提出された修士論文審査を総合的に勘案して決定する。なお、博士前期課程では社会人入試（募集人員若干名）も別途毎年 9 月と 2 月に行っている。合格者は書類選考の後、小論文と面接試験を総合的に勘案して決定する。また、本研究科は早期卒業を対象とした学生とそれ以外の学生を対象とした学内推薦制度を採用している。この学内推薦制度は、一定の成績要件を満たす学部学生について、専門科目の筆記試験を免除し、語学の筆記試験と面接のみの入学試験によって本研究科への進学を許すというものである。さらに、本研究科の科目等履修生、研究生、委託生（官公庁、外国政府、その他の機関又は団体の委託に基づき入学を希望する者）等の受け入れ方針は、「教育ニーズの多様化に対応するために、広く受け入れて教育・研究を教授する」ことである。受け入れ要件については、大学院学則に定められており、これに基づいて、博士前期課程・博士後期課程の大学院生の他にも種々の目的（自己研修、研究継続、修士論文作成等研究の補完等）によって勉学を希望する学生を研究生等として受け入れている。なお、2014 年度の博士前期課程の合格者 6 名は全て他大学出身者であり、博士後期課程の合格者 2 名の内訳は学習院大学大学院 1 名、他大学大学院 1 名である。

【人文科学研究科】

アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）に基づき、公正かつ適切に学生募集及び入学者選抜を行っている。入学者選抜にあたっては、筆記試験、口述試験の出題、採点、合否判定、いずれも専攻に所属する教員全員が参加し、公正に行っている。さらに厳格な選考のため、研究科委員会での合否判定の前に選考委員会を開いている。

【自然科学研究科】

一般入学試験の他に、3 年次までの成績が優秀な学生については、学内推薦による入学者を受け入れている。それら全てにおいて厳格な手続きと公正な審査を経ており選抜方法としては適切である。

【法務研究科】

本研究科のアドミッション・ポリシー（入学者受入方針）に基づき、「法科大学院全国統一適性試験」（以下、「適性試験」）の成績を含む提出書類及び筆記試験の結果に基づいて選抜を行っている。書類審査については評価についての内規を定め、それに基づいて公正に評価を行っている。筆記試験においては、未修者対象の試験では独自の小論文試験、また

は適性試験第4部の論述内容により評価を行っている。また、既修者対象の試験では法律基本科目全てを試験の対象とし、憲法・民法・刑法については論述問題を課している。書類審査及び筆記試験の結果に基づいて、専任教員全員が参加する合否判定会議において慎重に審査を行い、最終的な判断を下している。本研究科は、複数回入試を行っているが、いずれの回についても判定方法については変わりはない。

なお、2015年度入学試験からは、特待生入試を開始する等の変更を予定しているが、上記の大枠についてはほとんど変更はない。ただし、既修者対象の筆記試験から行政法及び商法を省くことを予定している。既修者での入学予定者については、入学前の時点で行政法及び商法の試験を行う等して、一定の基準に達しない者については、当該科目の1年次向けの授業を履修させる予定である。

入学試験の具体的実施については、毎年検討のうえ変更を行っているが、公正かつ適切な実施という観点は常に踏まえて行っており、妥当であると考えられる。

(3) 適切な定員を設定し、学生を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適性に管理しているか。

【大学】(資料 5-32)

本学の4学部16学科のうち5学科(文学部心理学科、文学部教育学科、理学部物理学科、理学部化学科、理学部生命科学科)については、実験・実習を伴う分野であり、これらのうち教育学科及び生命科学科を除く3学科の過去5年間の入学定員に対する入学者比率の平均は、いずれも1.02～1.15の範囲に収まっており、適切な比率となっている。

なお、教育学科については、2013年度に設置されたため、過去2年間の実績しかないが、2年間の比率は1.02となっている。一方、生命科学科については、比率が1.21となっており、入学定員超過の場合の提言指針である「1.20以上：努力課題」に該当することから、該当学科と課題を共有しつつ適切な比率となるよう努力していかななくてはならない。

また、その他の11学科については、実験・実習を伴わない分野であり、過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均は、1.02～1.15の範囲に収まっており、適切な比率となっている。

【大学院】(資料 5-32)

大学院入学試験の性質上、研究科・専攻単位で、入学定員に対して入学者数が超過もしくは大きく下回る場合もあるが、特に収容定員が充足できていない研究科では入学者確保のため、学生募集及び入学者選抜方法の見直しを行っている。

博士前期課程18専攻中、6専攻の収容定員に対する在籍学生数比率については、定員未充足の場合の提言指針である「0.5未満：努力課題」に該当している。

また、博士後期課程18専攻中、1専攻が定員超過の場合の提言指針である「2.00以上：努力課題」に該当し、4専攻が定員未充足の場合の提言指針である「0.33未満：努力課題」に該当しているため、該当専攻と課題を共有しつつ適切な比率となるよう努力していく必要がある。

【法務研究科】(資料 5-32)

徹底した少人数教育と学生の質を維持するため、また文部科学省からの指針にも沿う形

で2010年度入学試験より入学定員を65名から50名に削減したことにより、2010年度の入学定員充足率は1.02、2011年度は1.00となったが、その後、入学定員充足率は年々減少し、2014年度は0.48となった。

なお、2015年度より、入学定員をさらに削減して30名とすることとなっているが、今後の他校の動きや社会動向を踏まえ、適切な入学定員の設定に向けたさらなる見直しを検討する必要もある。また、収容定員に対する在籍学生数比率は0.46となっている。

【法学部】

本学部は、法学科250名、政治学科230名の定員を設定している。これは法学政治学分野において少人数教育を実現するには適切な規模である。また、実際の入学者数も概ねこれらの数値に合致しており、収容定員に対する在籍学生数の比率は適正に保たれている。

【経済学部】

2010年度から2014年度の入学者数実績は、500名の入学定員に対して5年間で平均548名の入学者数となっており、入学定員超過比率は1.10である。2014年度の在籍学生数実績は、2,000名の収容定員に対して2,276名の在籍学生数となっており、収容定員超過比率は1.14である（資料5-32）。本学部では過去4～5年間の入学手続き歩留まり率等を参考にしつつ、学部長、両学科主任及び入試広報委員、入試企画運営委員の合議のもとに合格最低点及び合格者数の案を作成、教授会にて決定し、適切なデータに基づいた安定的な入学者数管理を行ってきた。第1回合格発表時に、予測通りの手続き数が見込まれない場合は、適宜、第1回及び第2回繰り上げ合格発表の機会に、手続き進捗状況を考慮に入れてより精度の高い予測を行い、補欠合格者の繰り上げ合格数を決定してきた。その結果、在学者数管理も適切に行われている。

【文学部】

定員管理を行うのは合否判定業務を担う教授会と各学科の教員会議であり、定員割れ及び大幅な超過がないように、また、各種入学試験の合格者が定員の50%ラインを割り込むことがないように配慮をしている。一般入学試験の合否判定は、全学科の代表から成る合同会議において、蓄積された過去の入学試験データをもとに集団的に検討し、合否判定原案を作成して教授会で審議する。また、各学科にて合否判定原案を作成する各種入学試験や進学・推薦についても、原案を教授会において集団的に検討する。特に、一般入学試験・指定校推薦については、応募率や合格者のうち実際に入学する者の数が必ずしも実施者側の意図どおりにはならないので、例年、慎重な審議の対象とされている。

【理学部】

教育目標及び教育課程の編成・実施方針に照らして、募集定員は適切であり、実際の入学者数も概ねこれに適合しており、収容定員に対する在籍学生数の比率は適正に保たれている。

【法学研究科】

募集定員は3名とごく少数であり、2009年度1名応募、1名合格、2010年度2名応募、1名合格、2011年度2名応募、1名合格、2012年度2名応募、1名合格、2013年度応募0、2014年度1名応募、合格0名と、在籍学生数を収容定員に基づきほぼ適正に管理している。ただし、定員確保の必要性については、前回の認証評価（2007～2008年）で指摘された事項であり、志願者が増加するよう様々な方策を検討する必要がある。この点について、本研究科において議論を重ね、2011年度から、大学院生1人あたり20万円の「大学院生特別研究費」を予算化し、学生募集の研究条件改善に取り組んでいる。

また、2013年11月26日の研究科委員会において、2016年度から博士前期課程の再開を決定した。博士前期課程の再開は、博士後期課程の入学確保に資するばかりでなく、在学生増加により、学生同士で切磋琢磨する機会が増え、研究活動の活性化にも繋がるものと期待される。（資料5-33）

【政治学研究科】

教育目標及び教育課程の編成・実施方針に照らして、募集定員は概ね適切であるが、年度によっては入学者数がやや定員に満たないことがある。

【経済学研究科】

他大学との競争の激化により、近年は、本研究科への入学者が定員を下回る状況が続いている。入学者確保のため、学生募集の方法・入学者選抜方法の見直し、教育課程の再編成等の抜本的な対策を講じる必要があることから、2008年度より、下記のような対策を講じることとなった。

- 1) 専門科目の筆記試験は、経済学検定試験（ERE）の成績で代替可とする。これにより学生は、大学院入試のためだけの勉強をする必要がなくなる。
- 2) 博士前期課程入学試験の時期については、秋季と春季の2回実施することにより受験機会を拡大する。年2回の入学試験により、就職活動と受験の時期が重なる学生への負担軽減、そして他大学院不合格者への受験機会の提供を図ることができる。
- 3) 修士の学位取得後に社会で活躍する人材を育成するために、従来の研究者養成コースに加えて高度な専門職業人の養成を目的とする専修コースを新設した。

【経営学研究科】

博士前期課程は10名の定員に対して入学者の実績は2007年度4名、2008年度6名、2009年度7名、2010年度12名、2011年度8名、2012年度8名、2013年度2名、2014年度3名である。収容定員20名と在籍学生数との比較では、2007年度13名、2008年度12名、2009年度15名、2010年度20名、2011年度20名、2012年度17名、2013年度10名、2014年度5名である。直近で急な減少を経験している。

博士後期課程の入学者は、2011年度は4名、2012年度は3名、2013年度は3名、2014年度は2名となっており、博士後期課程の在籍学生数は2007年以降、収容定員9名を上回っている。

志願者数の推移を見ると、2010年度～2014年度まで20名前後で推移しており、志願者数は定員を上回る水準を維持している。

【人文科学研究科】

研究科全体として、収容定員に基づき入学者を適切に管理しているが、年度によって多少の増減はある。選抜を秋と春の2回行って選考の機会を増やし、収容定員に対する在籍学生数比率の適正化を図っている。ただ、専攻によっては、かなりの定員割れを起こすことがあり、広報活動も含め、この点について検討が必要になっている。

【自然科学研究科】

教育目標及び教育課程の編成・実施方針に照らして、募集定員は適切であり、実際の入学者数も概ねこれに適合しており、収容定員に対する在籍学生数比率は適正に保たれている。

【法務研究科】

定員については、本研究科発足当初は未修15名、既修50名であったが、現在は未修15名、既修35名となっている。他方、教員定員や施設等については学生定員減に伴って減らされた部分はない。近年全国的に法科大学院への志望者が著しく減少してきており、本学についても受験志願者は従来に比べて減少してきている。そこで、入学試験の選抜機能を維持するため、近年は実際の入学者数を定員よりも少ない数としてきたが、2015年度入学試験からは、現在の実態に合わせて、未修6名、既修24名を入学定員とすることを予定している。

本研究科においては、厳格な成績評価が求められるため、次の学年に進級できないいわゆる留年者が少なくないが、2014年4月現在の在籍学生数は69名であり、収容定員と比較して過剰とは言えない。

上記のように定員を減少させるものの、実際の入学者数は2013年度で25名、2014年度で24名にとどまっており、問題はないと考えられる。また、在籍学生数については、減少後の定員を基準とすると、それを上回る事態も発生する可能性はあるが、当初1学年65名を前提として設立されたこともあり、施設面でも教員数の面でも学生数が過剰となることは考えられない。

（４）学生募集および入学者選抜は、学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか。

【大学全体】

学長を委員長とする「入学試験委員会」（以下、「入試委員会」）（資料 5-34）及び各学部教授会・各研究科委員会において、毎年、一般入学試験をはじめ各入学試験の選抜実施に係り確認・見直し作業を行い、学生募集広報の他、入学試験問題作成・保管、試験実施、採点、合否判定の一連の実務作業を、あらかじめ設けた規定のもとで公正に実行している。

入試委員会では、各学部別入学予定者数の決定と確保の方策、同一法人が設置する高等学校（学習院高等科・学習院女子高等科）からの大学進学基準、入学試験科目及びその配点、入学試験関連調査、学生募集に関する広報活動、入学試験に関する費用見積り、入学

試験日程作成及びその実施、新入学生対象アンケートの実施結果等を審議し、学生募集と入学者選抜を公正かつ適切に実施しているかどうか、絶えず検証を行っている。

なお、学部的一般入学試験に関しては、実施終了後に、全学で「入試反省会」を設け、公正性・適切性を含めて見直し、次年度への改善に繋げている他、各種推薦入試など他の募集区分に関しても、実施の公正性・適切性に関して十分な検証を重ね、次年度への改善や改革に繋げている。また、入学試験問題について、より適切性を確保するため、2012年度より第三者によるチェックを導入している。

【法学部】

学生の募集と受け入れは、公表されているアドミッション・ポリシーに従い、公正かつ適切に実施されている。入学者選抜に関する会議においては常に積極的な意見交換がなされており、その議論をもとに、選抜方針と選抜方法についての見直しが行われている。制度的には定期的な見直し規定はないが、どのような学生を受け入れるのかは大学にとり極めて重要な問題であるという認識は、教員全員に共有されている。

【経済学部】

一般入学試験に関しては、毎年終了後に全学的な反省会を設け、公正性・適切性を含めて改善点を洗い出し、毎年新たな改善を実施している。推薦に基づく入試など他の入試区分に関しても、全学的な検討会議を年度を通じて数多く開催している他、学部内での検討も継続的に行っている。

2013年度一般入学試験の際、大雪の影響により本学部で再試験を行わざるを得なくなったという経緯から、全学的に入学試験実施の作業工程・分担の見直しが行われた。本学部では、学部長、各学科主任、入試企画運営委員、入試広報委員が中心となり改善点について話し合いがなされ、適宜教授会で審議・了承を経て、改善が施されている。

本学部では、学生募集及び入学者選抜について、十分な頻度で見直しと改善が行われている。特に、推薦入学試験合格者判定会議、一般入学試験合格者判定会議、繰り上げ合格判定会議の最中及びその直後に、直近の経験をもとに改善点が洗い出され、改善方法の提案がなされてきたが、検証の機会としては適切であると考えられる。

また、2013年度より、時代の要請に対応できるように学生受け入れの適切性の検証を年1回教授会で行っている。(資料 5-35)

【文学部】

学生募集及び入学者選抜に関する検証は、学部選出の入試関係委員（入学試験委員、入試企画運営委員、入試調査広報委員）及び各学科の代表によって構成される「入学者選抜方法等検討委員会」（およそ月に1回開催）を中心に行われている。この委員会は、同様に月に1回のペースで開かれる大学全体の「入試委員会」を受けて、学生募集及び入学者選抜の計画・実施について検討するのみならず、文学部の入学試験において、学生募集及び入学者選抜方法が適切に行われているか、入学試験が偏向がなく公正なものであったかを、随時検証している。そこでの検証は、一方では各学科の教員会議において詳細にわたって検討され、他方では教授会において学部全体の認識として共有されている。

【理学部】

学生の受け入れが極めて重要であることは全ての教員が認識しており、入学者選抜の際の各学科での教室会議及び学部全体の教授会において、常に忌憚のない意見が交わされている。実際にこれらの議論により、選抜方法や公正性の確保の見直しが行われることが少なくない。以上により、学生募集及び入学者選抜の検証は定期的に行われている。

【法学研究科】

本研究科は、学生募集要項（資料 5-11）に基づいて、公正かつ適切に学生募集・入学者選抜を行っている。入学試験については、「大学院法学研究科の入学試験に関する内規」を定め適切に実施している。また、毎年入学試験合否判定の研究科委員会において、選抜方法の是非について問題点を提示し議論している。

【政治学研究科】

学生募集及び入学者選抜の公正さについては、毎年の募集要項改訂時に全教員が検討作業に参加している。2013 年度には、一般入学試験受験者の便宜を図るため、学力試験と面接を同日実施するように変更する等、定期的に改善を図っている。

【経済学研究科】

本研究科の学生募集及び入学者選抜の検証の責任主体・組織は、本研究科教員が所属する経済学研究科委員会である。これに基づき、2008 年度より、前述のとおり記載した新しい入学試験制度を導入した。

新しい入学試験制度導入後、志願者・入学者数は漸増してきたが、2013 年度中に実施した入学試験において、ERE 入試で出願する外国人留学生在が予想以上に増加したため、新たに日本語能力に関する証明書を提出させることとした。

また、大学院入学者の英語能力に関しても懸念されることから、ERE 入試出願者全員について、英語能力に関する証明書を提出させることとした。これらについては、2015 年度以降に実施する入学試験において適用することとしている。

【経営学研究科】

学生募集や選抜方法について、公正かつ適正に実施されているかどうか、適宜、研究科委員会で検証されている。例えば、博士前期課程の入学試験回数を年 2 回に増やすこと、早期卒業生に対する選抜方法の構築、社会人入学者を対象とした特定課題研究の創設等は、この検証プロセスを通じて実現した。

また、2011 年度からは、経済学研究科と共同で i) ムック本（リクルート）による入試案内広告の掲載、ii) 他大学に募集要項の送付（100 部）を行った。さらに 2013 年度には、2014 年度経済学部早期卒業生（2015 年度大学院入学）を対象として、従来の A 日程に加えて B 日程（2 月）を設定し、受験機会を年 2 回に増加させた（資料 5-36）。これらにより 2014 年度の志願者数は若干の増加をみた。

加えて、2014 年度には、2016 年度入学者対象の入学試験から専門科目の選択対象を 1

科目増加させるとともに、受験すべき科目は1科目とするよう変更を決定した。

【人文科学研究科】

学生募集及び入学者選抜に関しては、試験科目の設定と見直し、試験問題のチェック等、各専攻において毎年度検証を行っている。また、常時「大学院問題検討委員会」で現状の報告やその検証をし、受験者資格の設定、試験時期の設定、募集要項の書式等より適切なものにすべく検討している。

【自然科学研究科】

学生の受け入れが極めて重要であることは全ての教員が認識しており、入学者選抜の際の各専攻での教室会議及び研究科全体の会議において、常に忌憚のない意見が交わされている。実際にこれらの議論により、選抜方法や公正性の確保の見直しが行われることが少なくない。以上により、学生募集及び入学者選抜の検証は定期的に行われている。

【法務研究科】

入学者選抜制度に対しては、毎年本研究科内に設けられた入試委員を中心に、運営委員会及び教授会において問題点やその改善策を検討し、改善を行っている。その結果として、入学試験日程の短縮化、面接試験の廃止、適性試験の成績による応募資格の制限、既修・未修の併願性の実施、補欠合格とその繰り上げ合格制度の廃止、複数回入試の実施等を行った。さらに、2015年度入学試験からは、特待生入試の開始、試験科目の見直し等も行う予定である。

これに加えて、入学試験における書類審査基準や筆記試験の適切性についても毎年検証を行っており、その検討結果を次年度の入学試験に反映させている。

本研究科の理念及びアドミッション・ポリシーに変更はないが、法科大学院志願者数の著しい減少といった外部的要因を考慮すると、入学試験制度を変更することは必要であると考えられる。その中で本研究科は、公正かつ適切な実施を常に当然の前提としつつ、迅速かつ精力的に入学試験制度の見直しを行っていると評価できる。

2. 点検・評価

●基準5（学生の受け入れ）の充足状況

本学の理念・目的を実現するために、学生の受け入れ方針を適切に明示し、本方針に沿って公正な学生の受け入れを行っており、同基準を概ね充足している。ただし、一部の研究科は定員未充足であることから、収容定員に基づいた適正な在籍学生数の管理については、やや不十分である。

①効果が上がっている事項

【大学全体】

高等学校教員を対象とした説明会時に実施しているアンケート結果を見ると、アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）等を説明する「学部説明」は7割以上の参加者が満

足と回答しており、具体的な記述にも「学習院大学の雰囲気、方針をよく感じることができました」、「学科毎に“こういう学生に来てほしい」という話があり、とても参考になりました」との回答がなされている。(資料 5-37)

前回の認証評価時、「一般入学試験要項」では、推薦入学者（内部推薦進学者を除く）募集人員の入学定員に対する比率と、前年度の内部推薦進学を含む推薦入学者数の実績を示すにとどまっていたが、2008年度より、推薦入学者の募集人員を入学定員に対する比率ではなく、各学部における推薦入学者数の目処として人数で記載することとした。(資料 5-1 p.6)

また、「一部の学科において、全入学者数に占める内部推薦進学及び指定校推薦入学者の割合が5割を超えていることについて改善を望む」との指摘を受けたが、2008～2014年度の実績として、学部単位で見た場合、法学部の2008年度(0.54)と2010年度(0.52)以外は、全学部で適正な割合である(直近の2014年度の場合、法学部0.39、経済学部0.35、文学部0.30、理学部0.34)。(資料 5-38)

2012年度には、一般入学試験に係る一部の出題主任からの問題提起により、各出題主任、入試委員会メンバーである各学部の入学試験企画運営委員から成る「入学試験問題検討委員会」を組織し、配点・試験時間についての検証作業を実施した。

2012年度から実施されている入学試験問題の第三者チェックでは、チェック後に報告された内容について、学部長・入学試験企画運営委員・出題主任・アドミッションセンター所長で確認・検討を行い、場合によっては、全受験生の答案を見直す等対応し、公正性・適切性についてより確保される体制となった。(これらの作業は合格発表以前に実施される。)

2014年度一般入学試験においては、「入試委員会」において、これまでの遅刻者への対応(主に交通遅延による遅刻者への対応)について検証・見直しを行った結果、受験生の試験場への集合時刻を変更する他、一部修正の上臨んだ。一般入学試験当日は、降雪及び前日の降雪の影響による交通遅延等が連日のように発生したが、試験開始時刻を遅らせる等の措置について遅滞なく決定の上公表し、公正かつ適切な試験実施がなされた。

2015年度以降の入学者選抜実施に向けては、高等学校学習指導要領の改訂に伴い、試験科目の検討、旧教育課程履修者への経過措置等について、「入試委員会」及び各学部教授会における意思決定により、遅滞ない対応が実践されている。

【理学部】

入学試験においては、アドミッション・ポリシーに合致する受験生を適正かつ公正に選抜できる優れた入学試験問題を出題することが何よりも重要であると認識している。そのため、本学部では全ての教員が参加し、徹底的な議論を重ね、入学試験問題を作成している。特に、一般入学試験の問題は、マークセンスで解答させると、画一的な解答になりがちであることから、記述式を中心にした伝統的なスタイルを貫いている。特に、理数系の入学試験問題では、生徒の考える力を試すことに重点を置くことが大切であり、記述式を主体とすることの効果は大きい。

【経済学研究科】

現状説明に記述した改革を行った結果、博士前期課程に関しては入学者の増加がみられている(資料 5-39)。ただし、定員を満たすところまでには至っていないことから、当面は

前述の改革の周知を図り、入学者を増やす努力が必要である。大学院進学希望者にとって、自分の研究テーマに詳しい教員の存在が本研究科への重要な出願動機となる。この点に配慮して、2012年度は、本研究科ホームページの教員の研究業績のページを充実させ、留学生の注目も集めるために、英文教員紹介ページも作成した（資料 5-40）。

【人文科学研究科】

前回の認証評価の際に助言を受けた、哲学専攻、史学専攻、日本語日本文学専攻の博士後期課程在籍学生数の多さは、その後大幅に改善された。

具体的には、指摘を受けた 2007 年度の在籍学生数は、哲学専攻（定員 9 名）：26 名、史学専攻（定員 9）：32 名、日本語日本文学専攻（定員 9）：27 名だったのに対し、2013 年度の在籍学生数は、哲学専攻（定員 9 名）：3 名、史学専攻（定員 9）：20 名、日本語日本文学専攻（定員 9）：11 名となっている。（資料 5-41）

②改善すべき事項

【大学全体】

後追いで制定された大学全体のアドミッション・ポリシーをもとに、各学部のアドミッション・ポリシーの表現を統一する等、見直しの措置を取る必要がある。また、大学全体のアドミッション・ポリシーは、高等学校卒業（見込）者を主な対象としているため、文章中に、社会人入試、編入学の対象者には馴染まない表現が含まれているので、全体を網羅する表現に修正すべきか検討する必要がある。

障がい者の受験・就学に際し配慮を必要とする場合については、一般入学試験要項をはじめ、全ての入試要項（除：外国人入試）に示されているが、障がいの程度による受け入れの可否については明示されていない（例えば、物理学科・化学科へ、全盲者からの出願照会がなされたとしても、入学後、実験に際して危険が伴うために、受験を認めていない）。

募集人員を「若干名」とせざるを得ないと考えられる外国人学生特別入学、社会人入学、編入学以外の特別入試等についても、現在のところ募集人員を「若干名」となっていることから、具体的な募集人員の明示が可能か引き続き検討していく。

定員超過及び定員未充足の場合の提言指針である「努力課題」に該当している学科・研究科とは、課題を共有しつつ適切な比率となるよう努力したい。

【法学部】

指定校推薦入学者に関して東京近郊県への偏りが見られるため、対応を検討する必要がある。

【法学研究科】

収容定員は適正であるが、定員を充足できていない状態であり、志願者増加に繋がるようなさらなる取り組みが必要である。そのため、2016 年度から博士前期課程を再開することが決定している。

【政治学研究科】

博士前期課程の入学者が定員に達しないことがあるため、そうした事態を回避するため、一段の工夫が必要である。

【経営学研究科】

博士前期課程の志願者数は 2010 年度からほぼ横ばいと見ることができ、2009 年度以前

より増加しているが、平均的な学力水準の低下に伴い合格者数の減少と入学者数の大幅な減少を2013年度以降経験している。

2012年度博士前期課程入学試験（2011年度実施）では12名を合格としたが、4名の入学辞退者が出て定員割れが生じた。その後、2013年度に志願者14名に対して学内推薦を除く合格者をわずか1名としたため、入学者数が2名に激減した。2014年度も合格者6名に対して入学者が3名となっている。博士後期課程の在籍学生数が収容定員を上回っているが、4年以上在籍する学生数にも起因しており、このことは学位取得のための環境整備等検討すべき課題を示唆している。

【法務研究科】

本研究科のアドミッション・ポリシーは、ホームページ上でも掲げられており、また、志望理由書等からは、受験生もそのような理念を十分に理解して本学を志望していることが見てとれるところであるが、このようなことが記載されたページが受験生向けのページとは独立して置かれているため、受験生の目に触れがたい可能性がある。

また、入学試験の時期が早まる傾向にあり、入学試験実施時から入学までの期間について、入学者のモチベーションを維持し自習を深化することができる方策が望まれる。

なお、全国的な傾向ではあるが、法学未修者や社会人の入学者が減少しつつあり、これに対して有効な対策をなお見出すことができない状況にある。入試改革の諸方策が入学者確保に十分な効果を持つかについては、成蹊大学による外部評価でも指摘されていることから、時間をかけて絶えず検証していく必要がある。

3. 将来へ向けた発展方策

①効果が上がっている事項

【大学全体】

全入学者に占める、内部推薦進学及び指定校推薦入学者の割合については、学部単位では改善傾向にあるが、学科単位で見た場合、0.5を上回る年度がある（2012年度：政治学科0.57、経営学科0.52、生命科学科0.55、2014年度：日本語日本文学科0.54）ため、適切な入学者選抜に向けて、「入試委員会」及び各学部教授会にて検討する。

入試委員会において、入学試験制度見直し後の入学者選抜が公正かつ適切に実施されているかどうかの検証を行い、将来に向けたさらなる改善・改革に繋げていく。

なお、旧教育課程履修者への経過措置（先行施行の数学・理科以外）については、2016年度以降入学者選抜実施に向けての検討が開始されている。

【理学部】

学問における重要な事柄は短期間では変化しないが、一方、高等学校のカリキュラムは定期的に改訂される。本学部は、カリキュラムの改訂については最新の情報を入手し、常に高等学校での教育に沿った入学試験問題を出題すること、また、異なったカリキュラムで学んだ受験生の間に不公平が生じないことに最大限注意しながら入学試験問題を作成している。

本学部は、学習院高等科・学習院女子高等科の理科や数学の教員とも親しく交流しているので、高等学校の最新の状況について容易に情報を入手できる。そのような利点を最大

限に活かし、常に、その時代で最良の試験問題を作っている。

例えば、入学試験問題を全て選択肢方式にしてマークセンスで解答させれば、教員の採点の負担はなくなり、労なくして、公正な採点が実現するだろう。しかし、少なくとも数学や理科の入学試験問題では、記述式を主体にすることで、受験生の真の実力を知ることができるかと本学部は考えている。このような「古き良き」方式をしっかりと守り続けるためにも、出題と採点の体制については、常に細心の注意を持って見直しを続けていく。

【法務研究科】

今後も、入学試験の具体的実施については、本研究科の理念及びアドミッション・ポリシーを維持し検討を行っていく予定であるが、公正かつ適切な実施という観点は常に踏まえていきたいと考えている。引き続き、入学試験の志願者動向等を睨みつつ、入学試験の選抜機能を維持でき、かつ、十分な教育効果を上げられるよう、入学定員の設定を行っていくきたい。

また、広く開かれた教育課程として、障がいをもった学生が入学した場合の教育受け入れ体制については既に議論を重ねてきたが、実際に入学者が現れた場合を想定してあらかじめ学習環境の充実を図っていきたい。

②改善すべき事項

【大学全体】

一般入学試験要項について、入学定員ではなく、実際の募集人員を各学部・学科毎に明記する必要がある。

大学のアドミッション・ポリシーに係る内容については、2014年5月現在、各学部宛に對し、各入学試験区分毎の視点から精査を求めており、今後、大学全体のアドミッション・ポリシーと関連させながら、各学部教授会、「入試委員会」で審議・決定していく。

障がい者の受け入れに係る内容については、現状説明にも記載しているとおり、大学入試センター試験で実施されている配慮に準じて配慮内容が決定されているが、同試験の「受験案内」、「受験上の配慮案内」を参考に、本学における配慮内容について、入学試験要項、ホームページ等で公表していく。

定員超過の努力課題に該当している学科については、学科・学部レベルでの課題共有を行い、適切な比率となるよう改善策を策定する。また、定員未充足の研究科・専攻については、あるべき定員の規模を再度確認してもらうと同時に、適切な比率とするための改善策について、各研究科・専攻レベルで検討を行う。

【法学部】

推薦指定校の選定にあたって地域的要因を加味することを検討中である。

【法学研究科】

2016年4月に博士前期課程を再開することが研究科委員会において決定され、現在準備を進めている。(資料 5-33)

【政治学研究科】

定員の充足については、入学試験機会の一層の多角化・柔軟化を進めていく。また、大学全体の広報体制の強化と連動させつつ、本研究科の教員の魅力のさらなる広報、カリキュラムの魅力等を対外的に発信することを進める。

2014年には、法学部創立50周年の事業を展開しており、それと連動させることで、本研究科の広報活動を活性化させつつ、ホームページの活用等を全学的な取り組みと連動させながら進めることが課題である。

【経営学研究科】

経済・経営系の大学院博士前期課程レベルの収容定員が全国では直近10年間で倍増してきた経緯から、外部の平均的な受験者の学力水準が大幅に向上することは簡単には望めないが、学部卒業者からの入学者には非常に高い学力と意欲を持つ入学者が依然として存在しており、早期卒業等による学部・大学院の一体的な教育体制を強化する議論を行ってきた。その結果、大学院進学を志望する学習院大学の学生に機会を増やす意味で、2014年度博士前期課程入学試験（2013年度実施）より2月実施の入学試験にも学内推薦制度を導入した。さらに早期卒業者に対しても2月入学試験が2015年度から実施されるよう2013年度に決定した他、入学試験科目数の改革についても議論を行っている。（資料5-36、5-42、5-43）

【法務研究科】

本研究科のアドミッション・ポリシーは、本学ホームページ上の「公表情報コーナー」（資料5-21）には掲載されているが、受験生等に一層広く周知すべく、本研究科のホームページの活用をはじめとして、多様な情報提供の在り方を検討している。

2014年度から、入学前に入学予定者に対して、基本的な勉強方法等を示すヘッドスタートプログラムを試行しているが、今後、一層の充実が望まれる。

また、法務研究科長と主任が直接に学生の代表者と面談する機会を設け、具体的に、学習環境についての不満、改善要望等を受け付け、応答する仕組みの整備が急務である。入学試験の日程を複数回設定したり、入学試験科目の負担軽減、受験方法の選択、夕方時間帯における説明会実施等、新たな方策を試行しつつあるが、今後も入学者の意見を参考に、新規の受け入れ策を試みていきたい。

4. 根拠資料

< 共通資料（提出を義務付けられている資料） >

資料5-1 一般入学試験要項

資料5-2 両高等科（学習院高等科・学習院女子高等科）進学に関する手続日程

両高等科（学習院高等科・学習院女子高等科）進学基準および協定事項

資料5-3 指定校推薦入学 学生募集要項

資料5-4 文学部 公募制推薦入学 学生募集要項

資料5-5 理学部 公募制推薦入学 学生募集要項

資料5-6 法学部政治学科 自己推薦特別入試 学生募集要項

資料5-7 「外国高等学校出身者」および「海外帰国生徒」対象入学 学生募集要項

資料5-8 外国人学生特別入学 学生募集要項

資料5-9 社会人入学 学生募集要項

- 資料 5-10 編入学学生募集要項
- 資料 5-11 学習院大学大学院 法学・政治学・経済学・経営学研究科 学生募集要項
- 資料 5-12 学習院大学大学院 人文科学研究科 学生募集要項
- 資料 5-13 学習院大学大学院 自然科学研究科 学生募集要項
- 資料 5-14 政治学研究科 博士前期課程・博士後期課程 学内推薦募集要項
- 資料 5-15 経済学研究科 博士前期課程 学内推薦募集要項
経済学研究科 博士前期課程 経済学部卒業生向け募集要項
- 資料 5-16 経営学研究科 博士前期課程 学内推薦募集要項
- 資料 5-17 人文科学研究科 博士前期課程・博士後期課程 学内推薦募集要項
- 資料 5-18 自然科学研究科 博士前期課程 学内推薦募集要項
- 資料 5-19 専門職大学院法務研究科（法科大学院） 入学試験要項
- 資料 5-20 専門職大学院法務研究科（法科大学院） 入学試験要項（C 日程）

<その他の根拠資料>

- 資料 5-21 公表情報コーナー 入学者に関する受入方針（学部）
URL : <http://www.gakushuin.ac.jp/univ/profile/kouhyo/policy.html>
公表情報コーナー 入学者に関する受入方針（大学院・専門職大学院）
URL : <http://www.gakushuin.ac.jp/univ/profile/kouhyo/policy2.html>
- 資料 5-22 学習院大学全体（学士課程）の基本ポリシー（既出 資料 1-18）
URL : <http://www.gakushuin.ac.jp/univ/profile/kouhyo/undergraduate/undergraduate.html>
- 資料 5-23 学習院大学入学試験における障害者等受験特別措置
- 資料 5-24 学習院大学 大学案内 2014（既出 資料 1-4）
- 資料 5-25 「経済学部で世界を生き抜く」（日経 BP ムック）（既出 資料 1-14）
- 資料 5-26 平成 26 年度 入試結果
URL : <http://www.gakushuin.ac.jp/univ/adm/adm/result/index.html>
- 資料 5-27 平成 26 年度 入試ガイド
- 資料 5-28 2014 年度 経済学部の志願者・合格者・入学者数の推移（過去 5 年間）
- 資料 5-29 平成 27 年度以降の一般入試における出題等に係る打合せ会
（平成 25 年 10 月 15 日開催）
- 資料 5-30 法学研究科における入試についての内規
- 資料 5-31 博士の学位授与について（法学研究科他）
- 資料 5-32 学部・学科、大学院研究科、専門職大学院等の学生定員及び在籍学生数
（大学基礎データ 表 4）
- 資料 5-33 法学研究科委員会議事録（平成 25 年 11 月 26 日）（既出 資料 1-21）
- 資料 5-34 学習院大学入学試験委員会規程
- 資料 5-35 経済学部教授会議事録（平成 26 年 1 月 14 日、同年 2 月 14 日）
（既出 資料 1-20）
- 資料 5-36 経営学研究科委員会議事録（平成 25 年 9 月 24 日）
- 資料 5-37 平成 25 年 高等学校の先生を対象とする説明会 アンケート結果
- 資料 5-38 学部の全入学者数に占める推薦入学者（内部進学および指定校推薦）数の割合

資料 5-39 経済学研究科の新入生と在籍者数の推移

資料 5-40 経済学研究科ホームページ（英文教員紹介ページ）

URL : <http://www.gakushuin.ac.jp/univ/g-eco/english/professor/prof.html>

資料 5-41 人文科学研究科における在籍者数（2009－2013）

資料 5-42 監事によるヒアリングに伴う質問について（回答）

資料 5-43 経営学研究科委員会議事録（平成 26 年 4 月 29 日）

第6章 学生支援

1. 現状の説明

(1) 学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう学生支援に関する方針を定めているか。

学生支援に関する大学全体としての方針は定めていないが、学校法人学習院全体の教育目標（資料 6-1）である「ひろい視野 たくましい創造力 ゆたかな感受性」をもって本学学生の全人的育成を果たすべく、正課・正課外活動にとどまらず、修学、生活、進路に至る学生生活全般への幅広い支援を行っている。

<修学・生活支援>

本学の伝統的な少人数教育をベースに各学部・各研究科単位できめ細やかな学生指導を行う他、学生センター学生相談室（以下、「学生相談室」）や国際交流センター等、各々の部門の業務所管・役割に応じて個々の学生に対するケアを行っており、学生が安心して学修に専念し、安定した学生生活を送ることのできる環境が整備されている。また、法人との間で2013年10月に貸与型奨学金から給付型奨学金への移行を漸次進めることを決定し、配分見直し、財源確保等、本学独自の給付型奨学金制度の再構築を図るとともに、民間企業や財団法人等奨学金の情報収集に努め、生活支援の環境整備を進めている。（資料 6-2 p.32・33）

<障がい学生支援>

「障がい学生と一般学生の共学が両者の自立につながる」ことを理念として、2012年3月15日に、「本学における障害学生対応についての基本方針」（資料 6-3）が制定され、修学支援、学生生活支援及びキャリア支援における全学横断的な体制を確立し、あわせて学生センター部長を議長とする障がい学生の教育及び学生生活に係る指導等に関して協議を行う「障害学生支援連絡会」を設置した。この連絡会において、毎年度、支援対象学生の現状を確認し、支援窓口となる部門間での情報交換と、学生の学年進行に伴う支援策を協議の上、必要な措置を講じている。（資料 6-2 p.23）

<課外活動支援>

課外活動は、学生の自主性や協調性を最大限引き出すために欠くことのできない重要な教育活動の一環である。多様な価値観を持つ多くの友人と出会い、コミュニケーションを図ることが人格形成上の重要な機会となるため、課外活動への積極的参加を推奨している。その活動にあたっては、教員と学生からなる課外活動指導委員会を組織し、適切な援助と助言を与えている。（資料 6-2 p.43、6-4）

<留学支援>

国際交流センター規程（資料 6-5）第2条において、組織の方針として「海外との学術・文化の交流を促進」することを定めている。法人全体の新中期事業計画「学習院未来計画28」（資料 6-6）では重点課題のひとつとして「国際化の推進」が掲げられ、これに基づき大学では「留学支援の充実」を事業計画としている。その中で、学生が海外で学ぶ際に学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、奨学金等の支援を行っている（資料 6-2 p.13・14）

<進路支援>

本学では、キャリア教育を、「入学の初年度から卒業まで一貫して必要なもの」と位置付け、支援プログラムを提供している。これまでの就職支援の一層の充実を図るとともに、初年次からの一貫したキャリア教育を、教員・職員・卒業生が一丸となって支援する体制を整えている。（資料 6-2 p.15、6-7）

（2）学生への修学支援は適切に行われているか。

<修学支援の状況>

【大学全体】

休学・退学等の学籍異動については、学生センター教務課（以下、「教務課」）が担当窓口となっている。学生は、所定の書式により「休学願」・「退学願」等を教務課に提出し、許可を得ることになっている。学生に対する直接的な指導は各学部・各研究科単位での対応が中心となるが、休学・退学等の手続きの流れの中で、指導教員（ホームルーム担当教員、学生委員等）、学科主任、学部長・研究科委員長等、関係事務部門、教務課等が、それぞれの立場において、必要な情報交換、学生への連絡、保証人への連絡、相談対応等を適宜行っている。また、学籍異動については、教授会や研究科委員会における審議事項となっており、各学部・各研究科全体で把握している。

留年者については、卒業（修了）判定資料が、当該教授会や研究科委員会の審議事項として取り扱われ、各学部・各研究科全体で把握している。

なお、メンタル面で問題のある学生については、学生相談室を中心としてサポートしており、場合によっては保証人とも連携の上、必要な対応を取る体制を整えている。

【法学部】

1・2年次の学生に対し、ホームルーム制を実施している。ホームルーム担任はアカデミックカウンセラーの役割を担っている。法学科では、留年者を少なくするための方策として、履修登録した単位数と既に修得した単位数の合計が、卒業に必要な124単位に足りない4年次の学生に関して、教員が学生本人と保証人と個別に面談を行っている。また、政治学科では、4年次の学生で卒業に必要な科目や単位に関して履修登録ミスが疑われる学生について、教員が学生本人に連絡を取り、個別に面談を行っている。また、2014年度から、精神的な問題を抱える学生への対応のため、専門のカウンセラーを配置する学生相談室との連携に向けた協議を行い、体制強化を図った。

【経済学部】

本学部生を対象とする履修指導、及び早期卒業に関するガイダンスを年度始めに実施し、教員が経済学・経営学の学問体系や履修規定の基本ルールについて説明している。修得単位数が過少な学生については、その旨を保証人に通知し、学生が学習に励むよう促している。また、演習の選択に関しては、事前に演習内容に関する説明会を実施している。個別の質問や要望については、経済学部共同研究室あるいは教務委員が直接対応する仕組みが整えられている。また、教務委員が、履修登録ミスによってそのままでは卒業できない4年次の学生を呼び出し、履修登録の修正を含めた履修指導を行い、履修登録ミスによる留年を防ぐ体制をとっている。

【文学部】

各学科の研究室において、学科主任、教務委員、助教、副手が連携を取りながら、常時学生の履修指導、修学支援にあたる体制をとっている。履修上の対応、経済的な問題への対応、また、障がいのある学生への対応に関しても、学生一人ひとりの情報を研究室スタッフが共有するとともに、必要があれば、学生センター等と連絡を取り合い修学支援を行っている。

【理学部】

本学部ではホームルーム制を実施している。学生には、入学後、必ず担当のホームルーム教員が割り当てられ、学生生活全般について気軽に相談できる体制になっている。さらに、留年や休学の状況にある学生については、ホームルーム担当教員、学科主任、学科教務委員等が状況を把握し、個別に丁寧な指導を行っている。障がいのある学生の受け入れ状況は、学問の種類・性格にもよるので学科によって異なるが、受け入れた学生について最も効果的な指導を行うことができるよう、担当教員及び教務課と当該学生との連絡を密にした体制を個別に構築している。

<障がい学生支援> (資料 6-2 p.23)

専門の部門の設置、専門の相談員やスタッフは配置していないが、アドミッションセンター（入試）、教務課（授業・履修）、学生センター学生課（以下、「学生課」）（奨励金・課外活動・その他生活全般）、学生相談室（カウンセリング）、キャリアセンター（キャリア支援）、学長室保健センター（以下、「保健センター」）（健康管理）に担当職員を配置し、必要に応じて学部・学科等との連携を図りながら、障がい学生からの相談を受ける体制を整えている。入学前に支援内容の相互確認、授業担当教員への情報提供、授業・試験での特別措置、機器の提供等を行い、教務課や学部・学科等、大学図書館、学生課、保健センター、キャリアセンター、施設を管理する法人施設部等とが相互に連携し、大学として一貫した体制で支援を行っている。

なお、学生向けガイドブック「学生生活の手引」で支援体制の概略を周知している。

<経済的支援> (資料 6-2 p.32・33)

本学独自の奨学金制度や学外各種奨学金（民間企業・財団法人・地方公共団体等）の他に独立行政法人日本学生支援機構による貸与奨学金がある。奨学金申請説明会を学部新入学生、学部2年生以上、大学院生（法科大学院生を含む）を対象にそれぞれ実施するとともに、「奨学金の手引」（資料 6-8）を配付して情報を周知している。

1. 本学独自の奨学金

○給付型奨学金 (資料 6-2 p.32・33、6-8)

推薦制の冠奨学金としては、学部及び大学院の成績・人物ともに優秀な者に支給される「安倍能成記念教育基金奨学金」（学部生5名、大学院生14名）、人文科学研究科史学専攻の大学院生を対象とした「学習院末松奨学基金奨学金」（1名）、自然科学研究科の大学院生を対象とした「関育英資金奨学金」（1名）の3種類がある。

学業成績優秀者に対しては、推薦制の「学習院大学学業優秀者給付奨学金」が給付されている。その他、2013年度から若手研究者育成のため、年間授業料の3分の1相当額を給付する「学習院大学大学院博士後期課程給付奨学金」の運用が開始されている。

また、学費支弁が困難な学生については、次の4種類の給付型奨学金が用意されている。

①「学習院大学学費支援給付奨学金」

学費支弁が困難な学部学生に対して、学業の継続を可能にするため、第2期分授業料相当額を給付する制度である。

②「学習院大学新入学生特別給付奨学金」

学費支弁が困難な学部新入学生に対して、入学時の納付金負担を軽減するため、入学金相当額を給付する制度である。

③「学習院大学教育ローン金利助成奨学金」

学生本人又は保証人が学費納入を目的として教育ローンを借用した場合、在学中に支払った金利の一部を奨学金として給付する制度である。

④「学習院父母会奨学金」

在学中に学費負担者である父母保証人の死亡等に起因し、家計急変により学費の支弁が困難と認められる学部学生に対し、100万円を上限として授業料及び施設設備費相当額を給付する制度である。なお、本奨学金は学部学生のみが対象であり、原則として1家族1名のみ、在学中1年限りの給付である。

○貸与型奨学金（資料 6-2 p.32・33、6-8）

「学習院大学奨学金」

学費支弁が困難な学生自らが学費を借用して返済の責任を負うことにより、学費の重みを感じ、勉学に対する意欲向上を図ることを目的とした制度である。募集は定期採用が中心だが、家計状況が急変した学生に対しては、緊急採用も行っている。貸与上限は、大学在学中、通算して4学期分以内である。本学独自のこの貸与型奨学金は、特に、日本学生支援機構奨学金の貸与を受けていない学生への救済措置としても機能している。

○その他

①障がい学生支援

学習院奨学金による「学習院身体障害者支援給付援助金細則」（資料 6-9）を設け、本人からの申請により、一人あたり年間50万円を上限として支給する制度を運用している。

②海外留学等のための経済的支援制度（資料 6-2 p.13・14）

できるだけ多くの学生に海外において様々な経験を積ませ修学意欲を向上させることを狙いとして、以下のような経済的支援を行っている。

a.「学習院大学海外留学奨学金」

協定留学または協定外留学をする学生を対象として、50万円を上限に20名程度を採用している。

b.「学習院大学海外留学奨励金」

学習院大学海外留学奨学金受給者のうち、特に優秀な学生を対象として、10万円

を上限に10名程度を採用している。

c.「学習院大学海外短期語学研修奨学金」

夏季休業中に海外で3週間以上の語学研修に参加する学生を対象として、10万円を上限に100名程度を採用している。

d.「学習院大学春季語学研修奨学金」

国際交流センター主催の春季語学研修に参加する学生を対象として、10万円を上限に30名以内を採用している。

e.「学習院大学 TOEFL/IELTS 受験の助成」

TOEFL/IELTS を受験する学生を対象として、1万円を上限に50名以内を採用している。

f.「大学院学生の国外における研究発表援助」

海外における学会等で発表を行う大学院学生を対象として、10万円を上限に20名程度を採用している。

③外国人留学生のための奨学金制度

留学生の学費の負担を軽減するため、在留資格「留学」を有する正規課程に在学する私費留学生(留年者は除く)については、一人あたり授業料の30%を減免している。2013年度に目標としていた本減免措置の運用方法の見直しについては、私立大学等経常費補助金の特別補助項目に基づき、従来より基準を明確化し、在留資格として家族滞在の者及び経済的な事由により修学が困難であると言えない者は対象外とする等、より適正な運用を行ってきた。また、「学習院大学外国人留学生奨学金及び奨励金規程」(資料6-10)も、学習院奨学金タスクフォース答申に基づき、見直しを行い、一定の学業成績を修めた者に対し、一人あたり奨学金14万3千円～28万7千円を給付している他、学業・人物ともに優秀であると認められる者に対しては、さらに一人あたり30万円の奨励金を支給している。

その他、海外の協定校から来日する協定留学生に関しても、年額25万円以内の奨学金を支給する他、借上宿舍や宿舍費補助等の生活支援を行っている。なお、これらの私費・協定留学生の支援については、国際交流センター運営委員会により決定し、経済的側面の他、日本文化理解に関する催し等も多数実施し、日本の生活で問題が生じないような様々な支援を行っている。(資料6-2 p.32・33、6-25)

2.学外各種奨学金(民間企業・財団法人・地方自治体等)

大学推薦を必要とする学外奨学金については、希望者の事前登録制を実施している。登録者の中から、各奨学金に相応しい学生を選考し、面談を実施した上で推薦している。個別の奨学金募集情報について把握できたものは、学生課が学内掲示板で迅速に学生に周知している。(資料6-2 p.32・33)

3.日本学生支援機構貸与奨学金

一種(無利子)及び二種(有利子)の採用状況は、2011年度から2013年度までの3年間、採用率は学部、大学院、法科大学院ともに100%となっている。(資料6-2 p.32・33)

4.その他の経済支援

- ① 経済的事情により期限までに学費を納付することが困難な者については、「延納願」の提出により、納付期限の延期を認めている。(資料 6-2 p.30)
- ② 東日本大震災被災者に対して、被害の程度により授業料を減免する制度を継続して運用している。(資料 6-11)
- ③ 学生が事故や災害の被害に遭った際、その程度に応じ、見舞金を贈呈する制度がある。(資料 6-12)

(3) 学生の生活支援は適切に行われているか。

＜心身の健康保持・増進および安全・衛生への配慮＞

【保健センター】

本学では保健センターを設置し、学校医、学校精神科医、看護師が配置され、「健康の自己管理」と「健康の保持増進」等の支援を行っている。保健センターの主な業務内容は、以下のとおりである。(資料 6-2 p.17・20、6-13)

- ① 毎年4月に全ての学生を対象とした健康診断の実施
- ② 疾病の予防・早期発見を含む、健康の保持増進及び健康管理へのサポート
- ③ 傷病に対しての応急的な処置を行い、必要に応じ、医療機関を紹介
- ④ 専門医によるメンタルヘルス、健康診断証明書の発行等

【学生相談室】

相談員として専任の臨床心理士を配置し、修学、生活、進路、こころ等、学生生活に関わるあらゆる学生の悩みの相談にあたっている。また、各学部の教員が学生相談室委員として学生と学生相談室との橋渡しの役割を果たしており、問題や悩みを抱えた学生が解決に向けて速やかに適切な助言が得られるよう体制が整備されている。

1. 年度始めの活動

① 新入学生オリエンテーション

対人トラブルや心身の疾病の予防について学生を啓発する場と位置付け、学部生、大学院生、法科大学院向けに、それぞれ学生相談室の利用案内や新生活に適応する上で必要な知識・情報を提供している。

② 再入学者や休学からの復学者に対する大学生活への再適応の支援

特に心身の不調から退学・休学をしていた学生には、心身の状態を確認し、スムーズに大学生活を再開できるよう支援している。学生相談室のみならず、学生課・教務課・保健センター等と連携を密にし、学生の情報を共有することで、その後の学生サポートに有効活用している。

2. 年間を通しての定期的活動

① 個別面談

学内他部門、保証人、教職員等とも連携を積極的に図っている。学生本人の自発的来談のみでなく、保証人及び教職員の積極的来談を促し、問題の予防、早期発見、事後介入に繋げている。

② PR 活動

学生相談室の存在周知のため、「学生生活の手引」(資料 6-2 p.22) やホームページ(資料 6-14-1) による PR 活動を行っている。また、学生、教職員、保証人等を対象としたセミナーの実施(資料 6-14-2、6-14-3) や学内各種媒体による啓蒙活動も行っている。

③調査

G-Port を活用した学生からの要望収集及び保証人サロン(資料 6-14-5) の開催による保証人からの要望吸い上げを通し、学生相談室に求められるニーズに関する情報収集を行っている。

④外部機関との連携

医療機関を始め、各種専門相談機関等との連携を強化し、学生支援を充実させている。

3. 具体的活動内容(資料 6-2 p.22、6-14-7)

健康な学生に向けては、現在の健康の維持増進、疾病予防のための個別カウンセリング及び講演会・セミナーを通してのストレスマネジメント等に関する教育を行っている。また、ハラスメント教育等、対人関係に関する啓発活動も行っている。具体的には、グループ面接と個別面接を組み合わせ、学生がトレーニングや経験を積むことに重点を置いたセミナーや法科大学院生向けのセミナーにおいてもメンタルヘルスの向上、学業へのサポートを図るためのワークショップを継続して実施している。

また、何らかの問題を抱える学生については、個々のケースに応じ下記のような対応を行っている。

①何らかの背景があり修学が困難な者で自発来談するケース

背景を整理することを支援し、その背景・要因に応じて必要な支援が受けられるよう学内の関係部門を紹介する。また、学内組織での対応がマッチングしない場合は、外部の支援組織を開拓し、紹介することで問題解決のサポートを図っている。なお、メンタルヘルス面でのケアが必要な場合は、学校医や外部医療機関との連携を図っている。

②教職員の紹介により学生が来談するケース

紹介理由や当該学生のニーズに従い細やかに対応し、紹介者である教職員との連携を取りながら情報共有を図り、継続的なサポートが行うことができるようにしている。また、学生の自主来談でも教職員との連携が必要と判断される場合は、学生本人の承諾のもとに連絡し連携を図っている。

③保証人同伴で来談する学生のケースや、保証人のみで来談するケース

②同様、保証人の相談内容ないしは本人の状態、保証人と本人との関係性をアセスメント(査定)し、必要な対応を行っている。

④留年者及び休退学者の対応

上記①から③のような経路での来談がない学生の中でも、留年者及び休退学者は、複数部門にまたがって対応策を検討することが必要であり、これは今後の課題である。

<ハラスメント>

ハラスメント対応としては、「学生に対するハラスメントの防止等に関する学習院大学の

基本方針」(資料 6-15-1)、「学習院大学人権問題委員会規程」(資料 6-15-2)、「学習院大学人権侵害調査委員会規程」(資料 6-15-3)を制定している。学生からハラスメント申告があった場合、「学習院大学人権問題委員会規程」に基づき、人権問題委員会（必要に応じて人権侵害調査委員会）を設置し、人権侵害の申立に対して適切に対応できる体制を整えている。また、各部門の教職員から男女同数の相談員を任命し、「ハラスメント相談窓口」を設置し、学生からの相談に迅速に対処している。

なお、ハラスメントの対応については、「学生生活の手引」(資料 6-2 p.6)、情報誌「COMPASS」(資料 6-15-4)、ホームページ(資料 6-15-5)、リーフレット(資料 6-15-6)を配付し、学生に対して周知を図っている。

＜課外活動支援＞

本学の課外活動は、学習院輔仁会大学支部の公認団体を中心として運営されており(資料 6-16)、課外活動上の適切な援助や助言を行うため、教員と学生をメンバーとする課外活動指導委員会(資料 6-4)が組織されている。

運動系公認団体 49、文化系公認団体 28、同好会 43、独立団体 5 に対して、活動費補助、活動施設提供、指導体制の確立(リーダースキャンプ、フレッシュマンキャンプ等)、行事援助(大学祭、目白音楽祭、学習院大学対甲南大学運動競技総合定期戦、成蹊・成城・武蔵大学との四大学運動競技大会、一般学生が参加する学内競技大会等)を行っている。これら公認団体への参加率は 2011 年度から 2013 年度の過去 3 年間で平均約 64%(資料 6-17)である。この他、大学が公認していない任意団体が相当数存在すると思われるが、大学に対する届出の義務はないため、団体数及び構成員数ともに把握されていない。

また、学生が正課内だけでなく課外活動中に事故や災害等に遭った時のために、本学が保険料の全額を負担して、学生全員を被保険者とする「学生教育研究災害傷害保険」(資料 6-2 p.21)に加入している。事故等が起きた場合の事務手続きは学生課が担当し、所定の手続きを迅速に行うことにより、早期の保険金支払いを可能とし活動をサポートしている。この他、運動系公認団体が加入するスポーツ安全保険の保険料を半額補助している。

＜生活支援＞

学生センター所長を委員長とする学生委員会(資料 6-18)を組織し、学生生活全般にわたる支援体制を整えている。毎年 4 月に実施される新入学生オリエンテーションの中で、学生課から生活全般についての諸注意を行っている。

1. 生活安全面での啓蒙活動

保健センターや学生相談室と連携し、違法薬物・脱法ハーブ、アルコール・ハラスメントについて注意喚起している。また、キャンパス内での喫煙場所を限定し、禁煙・分煙を徹底している。なお、最近の社会情勢に鑑み、SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)やブログの書き込み、悪徳商法やカルト的集団の勧誘等、被害者にも加害者にもならないよう、「学生生活の手引」(資料 6-2 p.7・8)、情報誌「COMPASS」(資料 6-15-4)、ホームページや学内放送を通じて学生に注意を呼び掛けている。

2. アルバイトや住居の紹介

学生に相応しく安心して働けるアルバイト先を、(一財)学生サポートセンターの指

導のもと（株）ナジック・アイ・サポートが運営する求人情報サイト「学生アルバイト情報ネットワーク」から紹介している（資料 6-2 p.16）。官公庁等公共機関からのアルバイト募集については、学生課掲示板で情報提供している。学部 1 年生については、夏季休業期間に入るまでは授業を優先し、アルバイトを自粛するよう指導している。アパート等住居の紹介は、学校法人学習院の 100%出資により設立された株式会社学習院蓼々会を窓口として、（株）共立メンテナンス、（株）毎日コムネットレジデンシャルが行っており、各社のホームページ上で、情報閲覧と紹介希望申し込みが可能である（資料 6-2 p.24、6-24）。

3. 緊急連絡対応

負傷や事故等の緊急時、保証人に速やかに連絡がとれるよう、「学生緊急時連絡先届」（資料 6-19）を入学時に提出させている。

<その他>

1990 年度より継続して行っている論文コンテスト「学生の提言」がある。学生委員会委員が、その時々々の社会情勢を反映したテーマを持ち寄り、その中から学生委員会が一番相応しいと考えるものを、その年度のテーマとして決定し、公募、審査を行っている。なお、応募者数は年度毎に多少の増減があるものの、このコンテストは、学術的な論文を執筆する機会となっており、広く学生の意見を発表しあう場として定着している。（資料 6-20）

（４）学生の進路支援は適切に行われているか。

<キャリア支援>（資料 6-2 p.15、6-7）

1 月初旬の 2 日間にわたり開催される「面接対策セミナー」を中心とするキャリア・就職支援プログラム、キャリアカウンセラーによる個別面談、学内企業説明会を軸に学生を支援している。

1. キャリア・就職支援プログラム

キャリア・就職支援プログラムは、少人数対象のミニセミナーを含め、年間約 140 回開催している。3 年生の 4 月に配付する「就職ガイドブック」（資料 6-7）を全てのプログラムで教科書として使用し、「自己分析」、「志望動機」、「プレゼンテーション」を 3 つの柱として一貫した指導をしている。毎回、一方的な講義形式ではなく、グループワークを取り入れた「討論型」のセミナーを展開することにより、自ら考え、まとめ上げ、それを相手に伝える力を身に付けられるよう指導している。

多岐にわたるプログラムの中で、特徴的なものを以下に列挙する。

①卒業生と連携したプログラム

a.面接対策セミナー

就職を希望する学生（3 年生）の 90%以上にあたる約 1,300 名が参加するセミナーである。卒業生約 300 名及び 4 年生約 200 名が講師として 2 日間指導にあたる。面接スキルを指導するだけでなく、「働くとは?」、「社会人とは?」等を考えさせることも目的としている。

b.職種研究ワークショップ、業界研究ワークショップ

企業で活躍する卒業生を招き、職種、業界という切り口から解説してもらい、ワークショップを通して理解を深める。

c.公務員パネルディスカッション

公務員を希望する学生が少なくないため、実際に公務員として活躍している卒業生を招き、仕事の内容や試験対策についてパネルディスカッションを行う。国家公務員、地方公務員など種別毎に話を聞くことができるよう工夫している。

d.マスコミ・広告セミナー

新聞・出版・放送・広告の各業界で活躍する卒業生を招き、マスコミ業界への理解を深めるとともに、一人でも多くの学生に関心を持ってもらうことを目的としている。各業界3回ずつのセミナーを開催するとともに、全業界合同での学生との懇談会も開催している。また、「マスコミ塾」(週1回)や「アナウンサーセミナー」も卒業生の協力により行っている。

②ミニセミナー

少人数を対象としたミニセミナーを多数開催している。人数を絞ることで、よりきめ細かい指導をすることができ、大規模セミナーでは質問しにくいことでも気軽に聞くことができる利点がある。具体的には、これから就職活動を始める学生向けの「就職いろは塾」、「内定辞退の方法」、「メイク実践編」、「採用意欲の高い企業の見つけ方」、「航空業界希望者向けセミナー」等を開催した。

③キャリアを考えるプログラム

キャリアを考えるプログラムとして、新入学生ガイダンスと2年生向けガイダンスを開催している。内容は、充実した大学生活を送ることを主眼としたもので、就職活動のためだけではなく、社会人として活躍できる力を身に付けるために何か打ち込めるものを見つけるよう促している。また、3年生の4月に開催している進路ガイダンスでも、就職活動というよりは残り2年の学生生活の過ごし方に重きを置いた説明をしている。

④学生企画のプログラム

内定学生によるパネルディスカッションは、従来もキャリアセンター職員を中心として開催してきたが、2013年度は、企画段階から本番に至るまで全てを学生に任せ、試みをした。各学生が会場各所に分散し、自分で定めたテーマについて話したり質問を受けたりするコーナーは今までにないものであった。今後もこの方式を継続する予定である。また、このパネルディスカッションにパネラーとして参加した内定学生を中心に、キャリアセンター内の1室で後輩たちの相談を受けるキャリアセンターカフェを企画・運営している。

⑤他大学と連携したプログラム

他大学(成城大学・成蹊大学・武蔵大学・甲南大学・学習院女子大学)の学生を招いてのグループディスカッション講座を開催した。本番に近い環境でグループディスカッションを体験させることが目的で、講師陣も各大学の混成チームで指導している。

⑥ゼミ・部活動単位のプログラム

ゼミの教員や部活動の顧問等から依頼があった場合は、随時ミニセミナーを開催している。内容は依頼によって異なるが、就職活動全般について話すことが多い。

2. 学内企業説明会

官公庁を含め約 300 社を学内に招き、説明会を実施している。また、この他にも、4 年生を対象とした合同説明会を年 4 回実施するとともに、6 月以降年明けまで個別の企業説明会及び選考会を開催し、未内定者への支援を行っている。

3. 個別面談

キャリアセンター職員と業務委託のキャリアカウンセラーにより実施している。1 回 45 分の予約制であるが、簡単な質問にはカウンターに設置された相談ブースで随時対応している。相談内容は時期により異なるが、エントリーシートの書き方や面接対策に関する質問が多い。相談件数は年々増加傾向にある。

4. 未内定者への支援

未内定者への支援として、年 4 回の合同企業説明会と年数十回の個別企業説明会、年 2 回のリスタート講座を開催している。また、未内定者全員を対象に個別面談を行い、キャリアセンター職員による企業紹介の他、ハローワークやエージェントサービス業者と連携して、多様な支援を行っている。

5. 卒業延期者への支援

本学では卒業延期制度があり、卒業要件を満たしていても 1 年以内であれば自分の意思で卒業を延期することができる。しかし、就職活動に関しては卒業延期が最良の選択とはいえないため、卒業延期を検討している学生対象の説明会を開催し、安易な卒業延期をせず、残りの数ヶ月間就職活動に専念するよう促している。また、結果的に卒業延期をした学生に対しても説明会を開催し、その後も各学生にキャリアセンター職員を担当者として割り当て、内定獲得まで個別に支援している。

6. 外国人留学生への支援

外国人留学生も日本人学生と同様に各種セミナーで対応しているが、日本での就職活動に不慣れな留学生ならではの悩みもあることから、個別のミニセミナーを開催している。その際は国際交流センターに、外国人留学生向けの広報等の協力を依頼している。また、キャリアセンター内に外国人留学生向けのコーナーを設置し、外部でのセミナーの情報を提供している。

7. 障がい学生への支援

障がい学生については、各学部・学科等、学生センター、アドミッションセンター、保健センターと連携し、学生生活の支援について情報共有している。キャリアセンターとしては、障がい学生向けのミニセミナーを開催するとともに、専用の掲示等で求人情報や外部セミナー情報の提供をしている。

【学生相談室】（資料 6-2 p.22、6-14-1）

進路相談希望の来訪者は多く、就職活動でつまづきを見せる学生が増える中、学生相談室が個別に支援を行いつつ、就職活動を所管するキャリアセンターとの連携を強化している。また、キャリアセンターから精神面の問題を抱える学生への対応依頼も引き受け、相互補完体制をとっている。この双方向での支援は、当該学生のみならず、学生相談室相談員及びキャリアセンターの職員にとっても、問題解決に向けて適切な対応を図るという意味において、効果的な体制となっている。

なお、個別学生への対応に加えて、学生相談室相談員によるキャリアセンター職員へのコンサルテーションは、現在、問題解決のプロセスにおいて有効に機能している。

【経済学部】

大学全体の少人数を対象としたきめ細かな教育という趣旨に沿い、進路支援についても早くから、学部独自の対応を行ってきた。2007年度から経済学部キャリア・カウンセリング室を開設し、専門のカウンセラーによる学部学生に対するカウンセリングを行ってきた。この取り組みは、単なる就職支援ではなく、ライフキャリア・デザインという視点から学生に進路選択を考えさせることを狙いとしており、大学院進学や資格取得も含めて幅広い視点でアドバイスを行い、自分の将来のキャリアを見据えた計画的な科目履修に繋げていこうとするものである。さらに、外部講師を招いての少人数でのキャリア・デザインやワーク・ライフ・バランスに関するセミナーを開講するとともに、Webを活用したキャリア・デザイン支援のためのホームページ（資料 6-21）を開設した。これらを周知徹底させるため、キャリア支援プロジェクトについてのチラシやパンフレットを作成し、新入学生やゼミ生へ配付した。2009年度に、本学部のキャリア・カウンセリング室は発展的に解消し、全学のキャリアセンターに移管された。ただし、キャリア支援の Web サイトは経済学部に残し、サイト運営を通じたキャリア支援を行っている。

また、学部独自の取り組みとして、3・4年生を対象とした「経営学特殊講義（キャリアデザイン）」を開講している。この講義は、グループワーク等きめ細かい授業方法をとっており、経営学科の学生だけでなく、経済学科の学生も履修することが可能なため、履修希望者が多く、2013年度は5クラスを開講している。

【理学部・自然科学研究科】

「キャリアの学校」（資料 6-22）を年4回開催し、進路選択に関わる指導・ガイダンスを実施している。進路選択に関しては、各教員が学生に個別に指導を行っている。なお、就職委員会は、キャリアセンター及び本学同窓会組織とも密接に連携し、学生のキャリア支援体制の充実を図っている。

2. 点検・評価

●基準6（学生支援）の充足状況

学生が学修に専念できるよう、修学支援、生活支援及び進路支援を適切に行っており、同基準を概ね充足している。ただし、学生支援に関する方針の明確化については、やや不十分である。

①効果が上がっている事項

<経済的支援>

- ①2010年度に設置された「学習院奨学金検討タスクフォース」から提言された「学習院奨学金の見直しについて（提言）平成22年6月14日付文書」（資料 6-23）により、新たな奨学金制度創設を含めた大学奨学金全体の在り方が示された。それを受け、2011

年度からは「学習院大学新入学生特別給付奨学金」が、2013年度からは「学習院大学大学院博士後期課程給付奨学金」が創設される等、一定の成果を上げつつある。

- ②学業成績優秀者に対して給付される推薦制の「学習院大学学業優秀者給付奨学金」については、表彰授与式を行い、学業へ専心するさらなる動機付けとなっている。
- ③2011年度に運用を開始した「学習院大学新入学生特別給付奨学金」は、2013年度から入学金が30万円から20万円となったことにより、結果的に、これまで30名だった採用枠を1.5倍の45名に広げることができた。
- ④「学習院大学教育ローン金利助成奨学金」については、本学指定の金融機関に限定せず、教育ローンであれば申請できるように運用方法を変更したため、利便性が向上した。
- ⑤東日本大震災被災者に対する授業料減免制度（資料6-11）により、2013年度は家屋全壊被害5名、原発事故による避難3名、合計8名が全額免除となった。
- ⑥2011年度から学内奨学金の申請に「G-Port」（ポータルサイト）の利用を開始することとし、申請資格の自己判定や申請手続きの利便性向上と迅速化を進めた。（資料6-2 p.32・33）

<生活支援>

- ①学内の大学売店・コンビニエンスストアの協力を得て、キャンパス内でのタバコ販売が自粛されている。
- ②アパート等住居の紹介をホームページ上で行うようになり、日曜・祝日に関係なく情報提供することにより学生サービスが向上した。（資料6-2 p.24、6-24）

<障がい学生支援>

「本学における障害学生対応についての基本方針」（資料6-3）に基づいて、2012年度に設置した「障害学生支援連絡会」が中心となって、障がい学生の個別的要望を把握し、必要とされる具体的な支援を重点的に立案・実施している。各障がい学生の要望を把握するための当該学生・教職員による面談は入学時だけでなく、入学後も定期的に、あるいは必要に応じて随時行われており、適切な修学支援が提供されている。施設面では、南1号館1階に障がい学生専用控室を男女1室ずつ、合計2室設置している。障がいの程度や状況にかかわらず、更衣室、学習準備室、自習室、コミュニティスペースとして利用されている。

また、支援対象学生の学年進行に伴い、キャリアデザインに基づく支援、研究室の整備等が要望事項として上がってきた際も、当該学生について関係部門との情報共有がなされていることから、スムーズな修学支援対応が可能となった。（資料6-2 p.23）

<課外活動支援>

本学学生の課外活動参加率は、積極的な参加推奨により、公認団体だけでも約64%となっている。また、大学祭と四大学運動競技大会は、学生が委員会を組織して運営しており、学生の自主性や協調性を伸ばす貴重な機会となっている。（資料6-17）

本学にはセレクション（スポーツ推薦制度）や試合参加に対する公欠制度は存在しないが、課外活動優秀団体・優秀者表彰式を実施することにより、学生の課外活動への参加のモチベーションを高めている。

<キャリア支援>（資料6-2 p.15、6-7）

1. 面接対策セミナー

2013年度の参加学生は、就職希望者の90%以上にあたる1,300名弱で、OB・OG講師と合わせ過去最大規模の参加者数となった。2日間にわたり社会人である講師と接することにより、「社会人とは何か」を学ぶ機会になっている。学生からの評価も高く、申込み希望者は1,600名以上にのぼった。また、諸般の事情で「面接対策セミナー」を受講できなかった学生を対象に「1dayメンタイ」を開催し、参加を希望する全ての学生に機会を与えるようにしている。

2. 卒業延期制度利用者や未内定者への支援強化

①卒業延期者には担当者を決め定期的に連絡を取る、②未内定者全員に連絡し、面談のうえ企業を紹介をする、③ハローワーク、エージェントサービス業者と連携する等の結果、2013年度は就職率をさらに伸ばし、96.5%を達成することができた（前年度比0.8%増）。

3. グループワークの導入

ほぼ全てのセミナーにグループワークを取り入れたことにより、自分で考える力や人前で話すことのできる力を身につけさせることができた。それを客観的に証明することは難しいが、人前で手を上げて自分の意見を述べることのできる学生が以前より増加したと感じている。

4. ミニセミナーの充実

従来からあった「就職いろは塾」に加え、多様なミニセミナーを開催した。学生が今知りたがっているのは何かを常に意識し、それに柔軟に対応できるのがミニセミナーの利点であり、学生にも好評であった。

【学生相談室】（資料 6-2 p.22、6-14-1、6-14-4）

過去、改善すべき点として挙げられていた課題、「障がいをもつ学生支援に関する全学的なコンセンサスを促すことに提言等を行い、体制整備に寄与すること」に関し、現状説明で述べたように、学生相談室のみでなく、全学による「学生相談の3階層モデル」（資料 6-14-6）に従った学生支援を促進している。そしてその一環として、障がいや問題を抱える学生の支援により積極的に自信を持って対応できるよう、セミナー（資料 6-14-3）の実施等、一層の広報・啓発活動を行うことで、教職員による個別の学生対応の質も向上している。その結果、深刻で緊急性を要するケースでも、学生の兆候を見逃さず、スムーズに学生相談室等へ誘導する等の成果が上がっている。また、必要に応じ、地域の医療機関に学生相談室相談員が学生に付き添っての同行受診、治療者との懇談、関係者への申し送り、医療機関の紹介等も行っており、受診継続による療学援助（修学支援）が行われている。

【国際交流センター】（資料 6-2 p.13・14、6-25）

従来はなかった経済的な支援制度を設定することで、海外留学の促進として効果が上がっている。また、二次的な効果として、実際にどの程度の学生が海外で学んでいるかについても把握することが可能となった。

なお、2010年度までは全学的に参加できる語学研修はなかったが、徐々に体制を整え、2013年度には韓国、スペイン、英国、台湾での研修を実施するに至った。これが長期留学への動機付けとなり、2011年度28名だった長期留学者は、2012年度42名、2013年度52名と着実に増加している。

一方、経済的に困難な私費留学生に対し、より適切に授業料の減免及び奨学金による支

援が可能となり、成績優秀者に対しては別途奨励金を支給することによって、生活支援に繋げている。

また、新規の海外協定校締結が 2012 年度の 5 校に続き、2013 年度は 6 校の協定に結びついたのも、協定留学生に対する支援体制の充実がもたらした効果である。

②改善すべき事項

<経済的支援>

法人との間で、本学独自の貸与型奨学金制度を 2021 年度までに段階的に廃止し、奨学金制度を貸与型から給付型にシフトさせることが決定しているため、奨学金制度の再構築と財源の確保が必要となる。この課題に対応すべく、現在、奨学金に係るタスクフォースを始動させ、5 年後、10 年後を見据えた本学独自の新しい奨学金制度を構築中である。

<障がい学生支援>

2013 年 6 月に公布され、2016 年 4 月から施行される「障がい者差別解消法」に基づいた合理的配慮の在り方について、具体的な方策を検討していく必要がある。毎年入学してくる要支援学生の状況はそれぞれ異なっており、必要とされる支援の内容も多種多様である。実際に現場で支援できる具体的なスキルやノウハウを身につけた人員を確保、あるいは養成し、人的支援体制を整備することが必要である。また、日常の修学支援の他に、大規模災害時の支援体制を整える必要もある。

<課外活動支援>

運動系・文化系ともに、全学年が目白キャンパスで活動できることは本学の魅力ではあるが、施設が不足気味のため、課外活動活性化に向けた環境の整備・充実が課題である。

<キャリア支援>

1. 面接対策セミナーの質の維持

参加希望者が増加傾向にあるため、1 クラスあたりの人数も増え、行き届いた指導が難しくなってきた。また、講師の質の維持も課題となっている。そのため、教室数を増やして 1 クラスあたりの学生人数を減らすことや、新人講師向け講習会の充実等を検討し、よりきめ細かな指導を目指す必要がある。

2. キャリア教育のさらなる充実

現在、「キャリアデザイン概論」（基礎教養科目）、「産業事情（現代企業論）」（経営学科専門科目）等が開講されている。これまでも少なからずキャリア教育を念頭に置いた努力はなされてきてはいるが、それは個々の学部独自の動きに留まる傾向があり、全ての学生にとって有用となる全学的・体系的なキャリア教育の在り方を検討すべき時期に来ている。そのため、「キャリア・就職委員会」（資料 6-26）で方向性を提案し、各学部の意向を確認した上で検討を進める予定である。なお、現在のキャリア系科目の開設部門である経済学部との調整も必要である。

3. 教員との連携

全学的・体系的なキャリア教育の構築には、教員の理解と協力が不可欠である。現在でも、キャリア教育に係る教員との連携は皆無ではないが、まだ不十分な状態である。大学の本分である学問の追究とやがて社会に出る学生のキャリア教育をいかに両立させ、提供するか、まずはキャリアセンターの活動内容への理解を通じてキャリア

教育の重要性を教員に認識してもらう必要がある。そこで、下記のような取り組みを段階的に進める計画を検討中である。

- ①キャリアセンターの活動内容を知ってもらうため、年間活動予定表を専任教員全員に配付する。
- ②各行事への学生の動員や「進路決定届」未提出者への督促を教員に依頼する。
- ③未内定の学生にはキャリアセンターに相談するよう勧奨を教員に依頼する。
- ④ゼミでの出前就職セミナー開催を教員に促す。

【学生相談室】

自殺予防やハラスメント防止等、危機予防のための体制整備への提言などを今後は充実させていきたい。例えば、日本学生相談学会でまとめられた「学生の自殺防止のためのガイドライン」(2014年)等、各種ガイドラインの活用や作成等を行い、教職員への啓蒙を図る。

【国際交流センター】

「学習院未来計画 28」(資料 6-6)に基づき、新規協定校開拓を方針として掲げており、順調に新規締結の増加はしているものの、英語圏の留学先が少ないため、新たな開拓が必要である。

【法学部】

ホームルーム担任のアカデミックカウンセラーとしての役割が学生に充分理解されていないという課題がある。

3. 将来へ向けた発展方策

①効果が上がっている事項

<生活支援>

例年、4月始めに新入学生ガイダンスを行い、飲酒・薬物等に関する注意喚起を行い効果を上げている。このガイダンスを継続し、学生の自覚をさらに高めていく。

<キャリア支援>

就職活動を経験した学生の実体験に基づく助言は、これから就職活動を迎える下級生にとって、単に採用試験等に向けたノウハウ伝授ではなく、「社会人として求められるものとは」、「仕事を通しての自己実現の達成とは」等、謂わば、「己の人生をどう生きるか」を考える上で非常に有用である。そのため、パネルディスカッションやキャリアセンターカフェ等、効果が上がっているイベントを中心に、内定した4年生による学生企画のプログラムを今後も充実させていく。また、ゼミ単位・学科単位・部活動単位等からのミニセミナー等の開催依頼についても随時対応し、充実させていく。

【国際交流センター】(資料 6-2 p.13・14)

「学習院未来計画 28」(資料 6-6)に基づき、新規の協定校開拓を進め、2012年度は5校、2013年度は6校と着実に効果を上げてきた。それでも「点検・評価 改善すべき事項」で記載したように英語圏の留学先開拓は急務であるため、2014年度には英語圏の大学協定を結ぶよう準備を進めている。

奨学金をはじめ、様々な支援体制が充実してきたこともあり、全体的には外国人留学生

が増加傾向にある。国際化をより進展させるため、この支援体制が適正であるか常に検証をしていく。

②改善すべき事項

＜経済的支援＞

本学独自の貸与型奨学金については、2021 年度までに段階的な廃止が法人との間で決定しており、給付型奨学金制度の充実を図ることとなっている。一方で、家計急変等への最後の救済措置としての貸与型奨学金は、存続させる必要がある。

また、本学独自の給付型奨学金を充実させるだけでなく、民間企業・財団法人等の奨学金の情報収集に努めるとともに、採用人数の増加、実績を上げていく必要がある。

＜障がい学生支援＞

ノートテイク、代読、代筆、身体介助等の修学支援や意思疎通支援だけでなく、大規模災害時に迅速かつ適切な支援を行うための体制を整える必要がある。また、支援対象学生の多様化を視野に入れて、支援担当職員の知識や技術の向上を図るべく、講習やトレーニングを実施していきたい。

＜課外活動支援＞

課外活動の活性化に向け、施設面や資金面で効果的な支援を行う必要がある。そのため、運動系、文化系とも、課外活動の実態をより詳細に把握するとともに、その状況に応じた適正な予算配分や施設利用計画を検討すべきである。

＜キャリア支援＞

2013 年度開設の文学部教育学科、2016 年度開設予定の国際社会学部（仮称）による学生数増は 1 学年あたり合計で約 250 名となるため、現在のキャリアセンターの職員数では、きめ細かな指導が難しいことから、専任職員あるいは嘱託職員の増員が必要である。また、キャリアセンターの面談室は、応接室を含め 4 室のみのため、廊下に面したローカウンターを増設することも必要である。

【学生相談室】

ケアやサポートが必要な留年者や休学者、障がいのある学生については、これまで以上に来談機会が増加することが予想される。そのため、学生相談室のみならず、教育研究部門及び事務部門、その他横断的な対応が必要なことから、さらなる教職員間の連携を深めていくことが求められる。

また、障がいのある学生への対応は、現在は学生相談室を中心に個別に対応しているが、特に発達障がいの学生の支援に関しては、現在の個別対応に加え、他大学のサポートシステムも参考に充実させることが必要である。

さらに、発達障がいの学生、精神面での問題を抱えた学生に対する進路支援のためのシステムをキャリアセンターと連携して構築することも必要である。

【国際交流センター】

「学習院未来計画 28」（資料 6-6）に基づき、英語圏の新規協定校の開拓に努める。

【法学部】

ホームルーム担任のアカデミックカウンセラーとしての役割が学生に充分理解されていない可能性があるため、入学時のオリエンテーション等でこの点の周知徹底を図る必要が

ある。

4. 根拠資料

資料 6-1 教育目標ホームページ

URL : <http://www.gakushuin.ac.jp/ad/kikaku/mokuhyo/>

資料 6-2 学生生活の手引 2014 年度版

資料 6-3 本学における障害学生対応についての基本方針

資料 6-4 学習院大学課外活動指導委員会規程

資料 6-5 学習院大学国際交流センター規程（既出 資料 2-22）

資料 6-6 学習院未来計画 28

URL : <http://www.gakushuin.ac.jp/ad/kikaku/mokuhyo/img/keikeku28.pdf>

資料 6-7 就職ガイドブック

資料 6-8 奨学金の手引 2014 年度版

資料 6-9 学習院身体障害者支援給付援助金細則

資料 6-10 学習院大学外国人留学生奨学金及び奨励金規程

資料 6-11 学習院大学及び学習院女子大学における東日本大震災被災による授業料減免規程

資料 6-12 学習院の学生、生徒、児童、園児に対する弔慰金及び見舞金規程

資料 6-13 保健センターホームページ

URL : <http://www.gakushuin.ac.jp/ad/person/health/campus/annai.html>

資料 6-14-1 学生相談室ホームページ

URL : <http://www.gakushuin.ac.jp/univ/sco/>

資料 6-14-2 学生対象セミナー

資料 6-14-3 学生相談室 教職員対象講演会案内

資料 6-14-4 学生相談室のご案内

資料 6-14-5 「保証人サロン」のご案内

資料 6-14-6 学生相談の3階層モデル

資料 6-14-7 学生相談室利用状況

資料 6-15-1 学生に対するハラスメントの防止等に関する学習院大学の基本方針

資料 6-15-2 学習院大学人権問題委員会規程

資料 6-15-3 学習院大学人権侵害調査委員会規程資料

資料 6-15-4 COMPASS 2014 年 4 月 1 日号

資料 6-15-5 学生課ホームページ（ハラスメント関係ページ）

URL : <http://www.gakushuin.ac.jp/univ/stu/student/p10/10-3.html>

資料 6-15-6 ハラスメントに関するリーフレット（既出 資料 3-34）

資料 6-16 学習院輔仁会会則

資料 6-17 課外活動参加学生数 過去 5 年間の推移

資料 6-18 学習院大学学生委員会等に関する規程

資料 6-19 学生緊急時連絡先届（様式）

資料 6-20 平成 26 年度「学生の提言」について

資料 6-21 経済学部キャリア・デザイン支援プロジェクトホームページ

URL : <http://career.eco.gakushuin.ac.jp/>

資料 6-22 キャリアの学校（掲示）

資料 6-23 学習院奨学金の見直しについて（提言）

資料 6-24 学生課ホームページ「住まいの紹介」

URL : <http://www.gakushuin.ac.jp/univ/stu/student/p08/08-2.html>

資料 6-25 国際交流センターホームページ（既出 資料 2-7）

URL : <http://www.gakushuin.ac.jp/univ/cie/index.html>

資料 6-26 学習院大学キャリア・就職委員会規程

第7章 教育研究等環境

1. 現状の説明

(1) 教育研究等環境の整備に関する方針を明確に定めているか。

＜教育研究環境整備に関する方針、校地・校舎・施設・設備に係る大学の計画＞

大学全体として、学生の学習及び教員の教育研究の環境整備に関する方針は特に定めてはいないが、大学設置基準上必要な校地・校舎面積を満たし、大学として各学部・各研究科が定める教育研究上の目的の達成のために必要な学習環境及び教育研究環境を整備していくことは当然の責務である。法人全体の新中期事業計画「学習院未来計画 28」（2012～2016年度の5ヶ年度計画）（資料 7-1）では、重点課題として「I. 教育成果の一層の向上」が掲げられ、これに基づき大学では、「大学図書館新設を核としたキャンパス整備の推進」、「ICT 教育環境整備」、「課外活動施設の整備・新設」、「学生の食環境の充実」を事業計画としている。

事業計画の概要は、以下のとおりである。

①「大学図書館新設を核としたキャンパス整備の推進」（資料 7-2）

大学図書館機能の充実を目的として、法人の「キャンパスプラン検討委員会」において、東1号館の建て直しの検討が進められることと連動し、大学図書館新設を推進していく。大学図書館の新設により、学生の自学自習空間の増設、書庫の確保、東洋文化研究所や史料館を含めた大学全体の史資料保存スペースの確保等、長年の課題を解消することになる。

②「ICT 教育環境整備」（資料 7-3）

法人主催の ICT 検討委員会や計算機センターを中心に、マルチメディア機器を計画的に改修するよう検討を進め、PC 教室や双方向教室を増設し、きめ細かい教育を推進するための高度な環境を整備していく。

③「課外活動施設の整備・新設」（資料 7-4）

課外活動の活性化・強化拡充を目的として、大学の学生と同一法人内の各学校の学生・生徒が相互有効利用できるよう課外活動施設を整備していく。

④「学生の食環境の充実」（資料 7-5）

大学の諸課題に対し、部門の垣根を越えたグループでの調査・研究及び計画策定の提言を行う「学習院大学プロジェクトチーム設置規程」（資料 7-6）に基づき、大学食堂の全面改修を含む諸問題を検討するチームを立ち上げる予定である。

これらの校地・校舎・施設・設備に係る大学の事業計画については、必要に応じて「大学キャンパスプラン建設委員会」（資料 7-7）や「校地校舎等整備委員会第2部会」（大学施設担当）（資料 7-8、7-9）において、必要な事項を検討する仕組みが整っている。

(2) 十分な校地・校舎および施設・設備を整備しているか。

＜校地・校舎等の整備状況＞

本学の校地面積は 173,611 m²、校舎面積は 109,729 m²となっており、校地・校舎ともに大学設置基準上の必要面積を満たしている。（資料 7-10）

また、大学におけるキャンパスプランの推進により、2009年度に南7号館、中央教育研究棟が竣工した。南7号館は理学部・自然科学研究科の研究棟として、最新設備による高度な教育に対応できる環境を持ち、防犯を含めた安全面にも優れた建物となっている。中央教育研究棟は、多数の学生が利用するサービス部門（学生センター等）や教室、研究室を配置することで、利用しやすい施設となっている。また、12階の最上階には同時通訳ブースを備えた国際会議場、ラウンジ等の供用施設を配置し、多目的なニーズへの対応を可能としている。竣工時期、建築規模、建物の用途の概要は以下のとおりである。

【南7号館】：2009年12月竣工。地上9階、地下1階、延床面積11,421 m²。

研究室、実験室、講義実験室等。

【中央教育研究棟】：2010年3月竣工。地上13階(R階を含む)、延床面積12,862 m²。

学生センター、学生ラウンジ、学生相談室、国際交流センター、
学長室研究支援センター、中教室、小教室、CALL教室、演習室、
外国語教育研究センター、教職課程、スポーツ・健康科学センター、
法科大学院（個人研究室・自習室）、国際会議場、ラウンジ等。

＜キャンパス・アメニティの形成＞

本学キャンパスは、東京都豊島区目白に立地し、JR山手線目白駅に隣接した緑豊かな約17万m²の敷地の中に、長い歴史を感じさせる風格ある建物と最新機器・設備を備えた建物が調和し、静かで落ち着きのある趣となっている。キャンパス内の森は、豊島区の緑地スペースとして有数の規模であり、本学の学生や教職員以外にも散策のためキャンパスを訪れる人も多い。日々の清掃等により維持・管理された構内の景観と、構内に点在する史跡や2009年3月に国登録有形文化財となった7つの建築物が相まって、四季折々の顔を見せるキャンパス空間を創り出している。また、「健康増進法」に基づいてキャンパス内の分煙化も徹底されており、屋外については、6箇所の喫煙ゾーンが設定され、路面にゾーン標示を施している。

大学は教育・研究の場であるとともに、そこで学ぶ学生にとっては、1日の多くの時間を友人たちと過ごす大切な生活の場でもある。本学では、学生が自由に利用できる施設として、輔仁会館内の大学食堂の他、西5号館1階に、学生の休憩スペースとして学生ホールが設置されている。このホールは座席数が188席あり、平日8時から19時まで、土曜日は8時から15時まで開放されている。西5号館1階には、「喫茶コーナー」も併設されており、終日学生の利用が絶えない。この他、西2号館1階の自習室（48席）及び学生ホールには、自由に使えるパソコンが約60台設置されており、レポート作成や情報検索等に活用されている。同様の施設として東2号館1階にも78席の自習室と、ロー・ソファ12台、テーブルセット30席を設けた休憩スペースがあり、授業の合間には多くの学生で賑わっている。また、中央教育研究棟内1階に、カフェが併設された学生ラウンジ32席、12階にラウンジ（レストラン）65席、キャンパス中央に位置するピラミッド広場の休憩スペースに36席、輔仁会館前の広場に42席、合計175席の休憩スペースを確保している。

なお、学生の食環境を改善するため、2014年2～3月にかけて大学食堂の改修を行い、食堂のテーブル・座席及び内装を一新した。空間を有効活用し快適な環境を提供するため、これまでの大人数用のテーブルだけでなく、少人数用のテーブル、一人での食事に配慮し

たカウンター式のテーブルを設置している。2013年度に開設した文学部教育学科や、今後開設を予定している国際社会学部（仮称）による入学定員増への対応として、これまで食堂として使用してこなかったフロアも食堂スペースとして使用できるよう改修し、収容人数を大幅に増やす工夫を施す等、学生の学習環境・生活環境の向上を目指し、学内施設の整備を進めている。

なお、既存施設におけるエレベーター設置等、構内全体のさらなるバリアフリー化については、事業計画の中で優先課題として取り組んでいくこととしている。

<校地・校舎・施設・設備の維持・管理、安全・衛生の確保>（資料 7-11 p.20～23）

（建物の耐震工事等）

校地校舎等整備委員会特別委員会として2012年度に設置された「学習院キャンパスプラン検討委員会」で耐震工事を要する建物について検討が行われ、その一環として大学の北2号館、東別館、北別館、大学図書館、大学柔剣道場の詳細な耐震診断が実施された。その結果を踏まえ、同検討委員会において耐震補強の優先順位が決定し、2014年度は北2号館の耐震補強工事を実施することになった。

一方、これまで教室と理学部研究室として使用してきた南3号館を、2014年度から全面的に教室として使用するため、2013年度に耐震補強工事に併せ、エレベーター、自動ドア及び多目的トイレ設置のバリアフリー化工事を実施した。また、エコキャンパス事業として、40kWの発電能力を有する太陽光発電設備を屋上に設置し、共有部と201教室の照明をLEDに切り替え、人感センサー、自動水栓等の節水型器具及び高断熱ガラス・断熱材を採用する等、環境に配慮した改修により、建物のストックとしての価値を高めた。なお、本工事は、2012年度の文部科学省防災機能強化緊急特別推進事業（補正予算）の補助金交付を受けた。

さらに、2014年度には、南4号館をバリアフリー化にするため、エレベーター、自動ドア及び多目的トイレを設置する工事を行っている。

（災害対策）

2013年度に、法人及び大学の災害対策本部で必要となる備蓄品を検討するとともに、防災対策本部設置場所となる目白キャンパス西5号館多目的ホールにキャビネットを導入し、備蓄品を収容した。大学においては、非常食・飲料水を追加購入した。これにより、目白キャンパス内にある法人・大学・各学校等における教職員及び学生・生徒等の非常食及び飲料水は、最低限必要とされる数量を概ね確保することができた。また、保存期限の終了する備蓄品について、順次入れ替えを行っている。

一方、事務用データの遠隔地へのバックアップに関しては、継続して環境を維持している。これにより、大規模災害が発生した場合においても、将来的な業務復旧に向け必須となるデータ消失というリスクを回避している。

また、災害時の電源確保を目的として、南2号館1階に最大出力370kWの自家用発電機2台（合計740kW）を新設した。具体的な運用方法としては、電気使用量が一定値を超過した場合のピークカット運用、電力会社事情等による特高電力の長期停電時の非常運用、変電設備の法令点検や改良工事等による停電の際のメンテナンス運用を考えている。今回の自家用発電機の設置は、省エネ法改正に伴う2014年4月からの電力の平準化への対応も想定

したものである。なお、本工事は、2013年度経済産業省（資源エネルギー庁）分散型電源導入促進事業費補助金（うち自家発設備導入促進事業）の補助金交付を受けた。

（諸工事の実施状況）

本学の施設設備の安全性・快適性を高め、学生・教職員の教育研究環境を改善するため、2013年度に以下の諸工事を実施した。

〔バリアフリー関係〕

- ・西2号館 エントランス前及び西側通路段差解消工事

〔省エネルギー対策〕

- ・中央教育研究棟 エネルギー見える化工事（太陽光発電）

〔安全対策〕

- ・南門～馬場坂廻り 夜間照明設備増設工事

〔維持管理・改修〕

- ・目白地区 植栽管理・樹木剪定工事
- ・目白地区 電話交換機更新工事
- ・輔仁会館 大学食堂改修工事 内装工事
- ・北2号館 7階・9階女子トイレ改修工事
- ・西5号館 2階・3階男女トイレ改修工事
- ・大学図書館 書庫除湿機設置工事
- ・東2号館 法経図書センター除湿機設置工事

〔その他〕

- ・目白地区 一団地申請に伴う建物解体改修工事

（3）図書館、学術情報サービスは十分に機能しているか。

＜図書、学術雑誌、電子情報等の整備状況とその適切性＞（資料 7-12）

本学の総蔵書数は約 180 万冊であり、同規模の他大学と比較して十分な蔵書数である。大学図書館では、4 学部を対象とした一般学術書、研究書、学習書及び教養書を中心とした蔵書に加え、貴重書や明治以前刊行の漢籍等が多数保管されている。一方、各学部図書館、各学科研究室、各附置研究施設は、より専門性の高い資料を所蔵しており、大学全体として分担収集されたバランスの良い蔵書構成となっている。

2012 年度以降、大学図書館では既存学部の専門分野以外の一般学術書・教養書の拡充を図ってきた。また、雑誌購読数、オンラインジャーナルやデータベース等の電子情報の契約数とも、中規模大学としては質量ともに評価できる水準にある。

＜図書館の規模、司書の資格等の専門能力を有する職員の配置、開館時間・閲覧室・情報検索設備などの利用環境＞

【大学図書館 法学部・経済学部図書センター】（資料 7-13～7-16）

図書館・学術情報サービスを支障なく提供するために、司書資格を有する職員を配置し専門性を高めている。また、中核業務に専任職員を配置し、書庫からの出納業務や貸出返却業務など一部のカウンター業務を委託業務に切り替えたことにより、専任職員のより高

度な業務への専念を可能にしている。

環境設備面について、大学図書館、法学部・経済学部図書センター（以下、「法経図書センター」）では、自由な議論が可能な共同学習スペース（ラーニングコモンズ）、利用支援のガイダンスで使用するセミナールーム等を設置している。また、大学図書館では、閉架書庫 6 層の各層に除湿機を設置し、湿度管理ができるよう環境改善を行った。各図書館には LAN によってネットワークが整備されているが、大学図書館、法経図書センターのエントランスや指定箇所に Wi-Fi 機器を設置し、高速情報通信を可能とし、携帯情報端末(PDA) による情報収集が可能となっている。

この他、前回の認証評価において指摘のあったバリアフリー化への対応については、2009 年度に車椅子用閲覧席の設置、2010 年度にエントランスの自動扉化、身障者用入退館ゲートの設置、障がい者対応のトイレ改修を実施した。また、2012 年度には、地震時の図書の落下を防ぐ装置を書架に設置する等、耐震補強による災害対策も講じている。

大学図書館の開館時間は、授業期間・試験期間ともに 8 時 50 分から 21 時まで、法経図書センターの開館時間は、授業期間は 8 時 50 分から 20 時まで、試験期間は 8 時 50 分から 21 時までとなっている。

学術情報基盤整備として、オンラインによるデータベースや電子ジャーナルの購入を進め、学術情報の電子化を推進している。オンラインデータベースの増加によりその利用方法等のガイダンスを各図書館・図書室では頻繁に開催している。これによって学生は適切な学術情報を迅速に取得できることとなり、論文・レポートの作成に大いに役立っている。また、2013 年度は学習院学術成果リポジトリ構築事業（学習院情報化推進事業）の 3 年目にあたり、学内刊行物である全ての紀要類の創刊号からの論文をデータ化し、公開した（著作権許諾分のみ）。さらに、「学位規則の一部を改正する省令」（平成 25 年文部科学省令第 5 号）の施行により、2013 年度より学位論文の公表にリポジトリを利用することとなったため、当年度分から登録し公開している。一方、2012 年度に本学の新規重点施策（戦略事業）として採択された「京都学習院旧蔵資料のデジタル化」事業によって、漢籍約 1,500 冊のデータの公開を開始した。これは法人全体の新中期事業計画「学習院未来計画 28」のうち、「Ⅲ. 学習院らしさの継承と日本伝統文化の継承」に対応した事業である（資料 7-17）。これら本学固有のデータベースを公開することは、学術研究に大きく寄与するとともに社会貢献に繋がるものである。

また、図書雑誌検索システム GLIM/OPAC（資料 7-18）は、学内の資料検索の他、立教大学や日本女子大学等の協定校の資料も同時検索が可能となっている。さらに国立情報学研究所の CiNii Books と連携しており、情報検索の利便性の向上に寄与している。一方で、多種多様な学術データへの情報検索支援を目的として、ディスカバリーサービスの導入に向けた試験運用を 2014 年度から開始した。

大学図書館では、2011 年度より、総合基礎科目の授業「アカデミックスキルズ」（基礎教養科目）及び「初等情報処理Ⅰ」（情報科目）への参画を行っており、資料の探し方、情報検索方法等を指導している。これは「学士力の向上」へ向けた学習支援という図書館の新たなサービスの展開となっており、2008 年 12 月の中央教育審議会答申「学士課程教育の構築に向けて」、2010 年 12 月の文部科学省科学技術・学術審議会 学術分科会 研究環境基盤部会 学術情報基盤作業部会の「大学図書館の整備について（審議のまとめ）－変革

する大学にあって求められる大学図書館像」の「1-3-1(イ) 教育活動への直接の関与」に則したものである。

学生との協働として、選書体験ツアー（学生が書店で選書する）、館内での蔵書展示、学生の推薦図書展示（学生がポップ作成）、先輩学生による新入生への図書館利用案内等を企画・実施している。

【理学部図書室】（資料 7-19）

理学部には、物理・化学・生命科学の図書室と数学科図書室とが分かれて設置されており、司書資格を有する職員がそれぞれ常駐している。2011 年度より大学内で行われている図書館事務機構改革に基づき、大学図書館、法経図書センター、理学部図書室間の図書館機能の統合・連携を図った。それに伴い、レファレンスサービスは大学図書館へ業務移管したが、GLIM/OPAC の個人向けサービスを通じてオンラインでの申し込みが可能になっている。

学術情報サービス：2012 年度より、物理学科、化学科の洋雑誌は冊子体購入を大幅に縮小させ、電子ジャーナルのみの契約へと移行している。物理学科、数学科では電子ブックも積極的に購入している。これら全ての書籍は、学内で契約している電子リソース検索システムにより、必要な情報へのスムーズなアクセスが可能となっている。自然科学系資料のデジタル化に伴い、2011 年度よりデータベース系を中心に、理学部図書室主催のガイダンスを開催、資料全般に対する利用指導も行っている。以上のように、総合的に見て学術情報サービスの整備・支援状況は適切である。

施設・設備：2010 年度に行った南 4 号館改修工事の際、デジタル化資料の導入が進んだことにより、物理・化学・生命科学の図書室では複式書架 2 列分を撤去し、グループ学習が可能な大型の閲覧机を 3 台、椅子を 14 脚購入し、閲覧スペースを拡充した。2012 年度からは Wi-Fi 機器を設置し、高速な情報通信を可能とした。また、東日本大震災後の耐震対策として、2013 年度に、物理・化学・生命科学の図書室、数学科図書室ともに書架上段 3 段に図書落下防止装置を設置し、利用者の安全と資料保存の環境整備に取り組んだ。さらに 2014 年度は、バリアフリー化対策として、理学部図書室がある南 4 号館に、エレベーター（身障者の方が、物理・化学・生命科学の図書室、数学科図書室の間を移動する際に必要）、身障者用トイレの設置、段差のフラット化、自動ドアへの改修を行っている。

<国内外の教育研究機関との学術情報相互提供システムの整備>（資料 7-20）

大学図書館の学外連携としては、他大学図書館との相互利用を行う山手線沿線私立大学図書館コンソーシアム、四大学図書館、f-Campus（五大学単位互換制度）図書館等がある。地域連携としては、「としま図書館ネットワーク」により豊島区立図書館との相互利用を図っている。これらの相互利用協定によって学生の教育研究活動を幅広く支援している。

それぞれの概要を以下に示す。

① 協定校

○山手線沿線私立大学図書館コンソーシアム

青山学院・国学院・東洋・法政・明治・明治学院・立教・学習院の 8 大学図書館による山手線沿線私立大学図書館コンソーシアムの協定により、学生証・身分証のみでの利用、図書の館外貸出、逐次刊行物（紀要）の分担保存を行い、相互協力を進めて

いる。

○四大学図書館

成蹊・成城・武蔵・学習院の4大学図書館協定により学生証・身分証のみでの利用、図書の館外貸出を行っている。

○f-Campus（五大学単位互換制度）図書館

日本女子・早稲田・学習院女子・立教・学習院の単位互換制度（f-Campus）履修者は学生証により館内閲覧が可能である。

○学習院大学図書館・学習院女子大学図書館間の相互貸借

大学図書館（豊島区目白）と女子大学図書館（新宿区戸山）間では定期便を利用した図書の取り寄せ・貸出サービスを行っている。

○としま図書館ネットワーク

豊島区立図書館と女子栄養・大正・帝京平成・東京音楽・立教・学習院の6大学図書館によるネットワークである。豊島区立図書館の図書を定期便を利用して大学図書館へ取り寄せ・貸出を行うと同時に大学図書館の図書を豊島区立図書館へ貸出している。

② その他

上記以外の大学図書館間では、参考調査（所蔵・文献調査）、紹介状による閲覧により学外資料の利用を可能にしている。同様に、学外者も本学の資料の閲覧が可能である。

③ ILL（Interlibrary Loan）

○国内

国立情報学研究所が提供する NACSIS-ILL を利用して、オンラインでの大学図書館間の文献複写・相互貸借を行っている。2005 年より NACSIS-ILL の「文献複写等料金相殺サービス」に参加し、支払い処理が簡便化されている。NACSIS-ILL を利用できない依頼・受付は従前どおり郵送、FAX にて行い、郵便振替、銀行振込、切手等による利用者負担で支払いを行っている。

○海外

GIF（Global ILL Framework）の日米 ILL/DD に参加しており、NACSIS-ILL を利用して北米への依頼は最短の場合、1 週間程度で文献が入手できるようになった。また、GIF を通じての海外からの依頼に対して大学図書館から資料を提供している。イギリスの場合は British Library へ利用登録した ID を使い、依頼している。また、ドイツ語圏へは主に Web 上のシステム SUBITO を利用している。その他のヨーロッパの国立図書館、大学図書館、北米の大学図書館へは E-mail または Web 経由で依頼をしている。

（4）教育研究等を支援する環境や条件は適切に整備されているか。

<教育課程の特徴、学生数、教育方法等に応じた施設・設備の整備>

本学では学生の教育研究等を支援する環境として、全学共有の講義室 97 室、演習室 32 室、自習室 3 室、この他に学部専有の講義室・演習室・自習室を備えている。また、主に理学部・自然科学研究科・人文科学研究科等が使用する実験・実習室を 171 室、全学共有

のマルチメディア教室 109 室、視聴覚機器備品付教室 1 室、パソコン（CALL）教室を 14 室備えている。（資料 7-21、7-22）

＜ティーチング・アシスタント（TA）・リサーチ・アシスタント（RA）・技術スタッフなど
教育研究支援体制の整備＞

本学の教育研究支援体制として、各学部・附置研究施設にティーチング・アシスタント（TA）、リサーチ・アシスタント（RA）を、理学部工作工場に技術スタッフを配置している。

TA は、各学部・各研究科の授業運営の補助、資料や教材の調査・収集・作成・整理、統計ソフト SPSS の指導・補助、OHP 使用補助、文献講読の補助、研究指導の補助、試験答案やレポートの採点・添削補助等のために配置している。（資料 7-23）

RA は、自然科学研究科や東洋文化研究所、国際研究教育機構の研究プロジェクトの研究補助のために配置している。（資料 7-24）

なお、TA、RA とともに、1 週あたりの勤務時間、年間の勤務時間の限度を定め、本人の研究や授業出席等に支障が生じないように配慮している。

また、理学部工作工場に技術スタッフを配置し、物理学科・化学科の製図・機械工作等の教育指導や、真空装置をはじめとする各種の実験装置の設計・製作を通じての研究サポートを行っている。（資料 7-25）

＜教員の研究費・研究室および研究専念時間の確保＞

本学の教授・准教授・講師に支給される個人研究費は、「学習院大学個人研究費取扱規程」（資料 7-26）に基づいて、年額 40 万円が支給されており、学術雑誌の購入や学会の参加経費等に幅広く利用されている。2013 年度における全専任教員 286 名の研究費支出額は、個人研究費、学内共同研究費等を合わせて総額 3 億 1,270 万円となっている（資料 7-27、7-28）。また、学内外の公募等による研究助成金・研究助成制度として、「安倍能成記念教育基金学術研究助成金」（資料 7-29）、「一般社団法人昭和会館による研究助成金」、「霞会館教育助成金」（資料 7-30）、研究叢書刊行助成制度、研究成果刊行助成制度（資料 7-31、7-32）があり、教員の研究活動の推進に寄与している。

また、専任教員の研究室の状況は、以下のとおりである。（資料 7-33）

学 部 研究科	室 数			総面積 (㎡)	1 室当たりの平均面積 (㎡)		専任教員数 (B)	個室率 (%) (A/B*100)	教員 1 人当 りの平均面積 (㎡)
	個室(A)	共 同	計		個 室	共 同			
法務研究科	14	0	14	368.6	26.3	0.0	14	100.0	26.3
法学部	38	1	39	1,136.7	28.5	0.0	40	95.0	28.4
経済学部	40	0	40	1,129.8	28.2	0.0	40	100.0	28.2
文学部	84	9	93	2,108.2	22.7	22.5	96	87.5	22.0
理学部	33	26	59	2,374.0	25.0	59.6	63	52.4	37.7
東洋文化研究所	2	0	2	35.6	17.8	0.0	2	100.0	17.8
史料館	1	2	3	64.0	20.4	21.8	1	100.0	64.0
計算機センター	3	1	4	125.6	25.9	47.9	9	33.3	14.0
スポーツ・健康科学センター	5	0	5	129.9	26.0	0.0	5	100.0	26.0
外国語教育研究センター	12	0	12	314.3	26.2	0.0	12	100.0	26.2
国際研究教育機構	2	0	2	43.7	28.0	0.0	2	100.0	21.9
国際社会学部開設準備室	2	0	2	55.9	25.4	0.0	2	100.0	28.0
計	236	39	275	7,886.3	300.3	151.8	286	82.5	27.6

なお、本学の専任教員の研究専念時間を確保するために、5年以上勤務した教授・准教授・講師を対象に国内外における学術研究又は学術調査を目的とした「長期国内外研修制度」、海外で開催される会議・学会への参加や、海外での学術研究への参加を目的とした3ヶ月未満の「短期海外出張制度」を整備している。(資料 7-34～7-36)

(5) 研究倫理を遵守するために必要な措置をとっているか。

<研究倫理に関する学内規程の整備状況>

本学では、研究費等の取扱いに関して、適正に運営及び管理するために必要な事項を定めた「学習院大学における研究費等の取扱いに関する基本方針」(資料 7-37)、研究者等の研究活動上の不正行為を防止するとともに、不正行為が行われ、又はそのおそれがある場合に厳正かつ適切に対応するために必要な事項を定めた「学習院大学における研究活動の不正行為の防止等に関する規程」(資料 7-38)を定めている。

また、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」の「第1節 機関内の責任体系の明確化」に基づき、研究費等の運営・管理に関わる者及びその責任と権限、基本方針等を、本学ホームページ上で「学習院大学における研究費等の不正使用防止策」として公表している。ここでは、「研究費等の管理責任体制図及び職務内容体制」、「学習院大学における研究費等の取扱いに関する基本方針の概要」、「公益通報(内部告発)・相談受付窓口」、「研究活動に係る不正行為の受付窓口」、「学習院大学公的研究費不正防止計画書」を掲載している。(資料 7-39)

さらに、研究者が知財活動へ積極的に取り組めるよう「学習院大学知的財産ポリシー」(資料 7-40)、「学習院大学発明規程」(資料 7-41)、「学習院大学発明委員会規程」(資料 7-42)を、研究活動の公正性・信頼性を確保し、社会連携活動が円滑に行われるよう「学習院大学利益相反マネジメントポリシー」(資料 7-43)、「学習院大学利益相反マネジメント委員会規程」(資料 7-44)、「学習院大学公益通報に関する規程」(資料 7-45)、「学習院大学公益通報に関する調査委員会規程」(資料 7-46)を整備している。

この他、「生命分子科学研究所における研究の安全性・倫理性の保持および同研究所の財政・運営等に関する規程」(資料 7-47)、「学習院大学遺伝子組換え実験に関する規程」(資料 7-48)、「学習院大学ヒトゲノム・遺伝子解析研究の倫理審査及び実施に関する規程」(資料 7-49)、「学習院大学動物実験取扱規程」(資料 7-50)、「学習院大学理学部放射線障害予防規程」(資料 7-51)を整備している。

<研究倫理に関する学内審査機関の設置・運営の適切性>

本学では、教員の研究活動や研究費等の取扱いに関して、適正に運営及び管理するために、「研究活動調査委員会」(資料 7-38)、「発明委員会」(資料 7-42)、「利益相反マネジメント委員会」(資料 7-44)、「公益通報に関する調査委員会」(資料 7-46)、「生命分子科学研究所評議会」(資料 7-47)、「遺伝子組換え実験安全委員会」(資料 7-48)、「ヒトゲノム研究倫理審査委員会」(資料 7-49)、「動物実験委員会」(資料 7-50)、「放射線障害予防委員会」(資料 7-51)を設置している。

また、外部資金の情報収集、最新情報の迅速な提供、研究費の適正管理の推進、応募か

ら研究終了までの各種手続き、資金管理、それらの相談窓口としての機能を果たす学長室研究支援センターが設置されている。同センターでは、科学研究費補助金に関する説明会等において、「公的研究費の適正使用に関するガイドブック」（資料 7-52）を研究者である本学教員や（研究費執行）事務関係者に配付し、コンプライアンス規程や研究者の行動規範について触れながら、研究倫理の浸透に努めている。

2. 点検・評価

●基準 7（教育研究等環境）の充足状況

学生の学修ならびに教員による教育研究活動を必要かつ十分に行うことができるよう、学習環境や教育研究環境を十分に整備し、これを適切に管理運営しており、同基準を概ね充足している。ただし、教育研究等環境の整備に関する方針の明確化については、やや不十分である。

①効果が上がっている事項

2009 年度に南 7 号館が竣工し、学生の自習スペース、数多くのセミナー室等が確保されるとともに、最新設備による高度な教育に対応できる環境が整備されたことにより、理学部・自然科学研究科の教育研究環境は格段に改善された。また、中央教育研究棟の竣工により、講義室、研究室が多数整備され、本学の長年の課題であった慢性的な教室不足を解消することができた。

さらには、2009 年度以降、南 1 号館、北 1 号館、南 3 号館の改修を順次行っているが、その際に、障がい者の利用を考慮し、エレベーター、多目的トイレ及び自動ドアを設置する等、バリアフリー化に対応した施設・設備が整備されつつある。（資料 7-53）

一方、大学図書館においては、学生との協働（選書ツアー、企画展示等）による資料の館内展示、図書館セミナー関連資料の展示等により、貸出資料数が増加している。施設面では、共同学習スペース（ラーニングコモンズ）が設置され、グループでの学習が活発に行われている。

研究倫理については、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」の改正に伴い、科学研究費補助金等公的研究費の業務に関わる教職員を対象とした研修会を実施している。本研修会は、ガイドライン改正の主旨、不正行為の例、不正が発覚した場合の処分等について、公認会計士が具体的な事例紹介やポイントを説明する内容となっている。（資料 7-54）

②改善すべき事項

施設面においては、東 1 号館の耐震改築、大学図書館のバリアフリー化、西 1 号館のアメニティ向上が課題として挙げられる。また、大学全体として図書・史資料の冊数が年々増加してきているのに対し、書庫の容量が慢性的に不足しており、書庫の拡充（増設）は喫緊の課題である。また、大学図書館内のラーニングコモンズ、共同学習、自主的な学習を実践するための設備・整備が不十分であり、利用者スペースの拡充・機能強化も課題である。

3. 将来へ向けた発展方策

①効果が上がっている事項

校地・校舎・施設・設備に係る大学の計画について、本学独自の歴史・伝統の継承、緑の保全に力を入れながら、教育研究上の目的の達成に必要な環境整備を行っていく。今後は、2010年12月開催の校地校舎等整備委員会第2部会で承認された第2期キャンパスプランの基本的方向性のもと、2012年度からスタートした新中期事業計画「学習院未来計画28」に掲げられている「大学図書館新設を核としたキャンパス整備の推進」を軸として、より一層の教育研究施設・設備の環境改善に努めていく。

また、2012年度より、目白キャンパスのエリアを5分割し、年次計画にて植栽管理及び樹木剪定を行ってきている（資料7-55）。引き続き構内の樹木の維持管理に努めるとともに、緑化計画を推進していく。一方、ソフト面の取り組みとして、クールビズ、ウォームビズ、職員の夏季一斉休業の実施、照明の減灯や省エネパトロールをはじめとした節電を行い、ハード面では、LED照明への切り替えやコージェネレーションシステムの採用等、省エネ対策工事を推進していく。（資料7-56）

②改善すべき事項

大学図書館では、2010年度に正面玄関の自動ドア設置及び多目的トイレ設置工事を実施したが、エレベーター設置には至っていない。エレベーター設置についても検討を重ねているが、近接の東1号館の改築計画との関連も考慮する必要があるため、法人全体の新中期事業計画「学習院未来計画28」（資料7-1）に基づく大学の事業計画「大学図書館新設を核としたキャンパス整備の推進」（資料7-2）を踏まえながら、大学キャンパスプラン全体の中でバリアフリー化工事を推進していく。また、東1号館の耐震改築も喫緊の課題であり、新中期事業計画の大学図書館新設と連動させて検討していく。

国登録有形文化財である西1号館は、語学の授業等で教室の使用頻度が非常に高いが、周辺環境等による工事制約もあり、トイレの改修工事計画が先延ばしとなっている。今後は、エレベーター設置と併せて西1号館のアメニティ向上、トイレの改修工事を推進していく。

4. 根拠資料

資料7-1 学習院未来計画28（既出 資料6-6）

URL : <http://www.gakushuin.ac.jp/ad/kikaku/mokuhyo/img/keikeku28.pdf>

資料7-2 新中期事業計画書「大学図書館新設を核としたキャンパス整備の推進」

資料7-3 新中期事業計画書「ICT教育環境整備」

資料7-4 新中期事業計画書「課外活動施設の整備・新設」

資料7-5 新中期事業計画書「学生の食環境の充実」

- 資料 7-6 学習院大学プロジェクトチーム設置規程
- 資料 7-7 大学キャンパスプラン建設委員会規程
- 資料 7-8 校地校舎等整備委員会規程
- 資料 7-9 校地校舎等整備委員会部会規程
- 資料 7-10 校地、校舎、講義室・演習室等の面積（大学基礎データ 表 5）
- 資料 7-11 平成 25 年度 事業報告書
- 資料 7-12 図書、資料の所蔵数及び受け入れ状況（大学データ集（参考）表 31）
- 資料 7-13 図書館利用状況（大学データ集（参考）表 32）
- 資料 7-14 学生閲覧室等（大学データ集（参考）表 33）
- 資料 7-15 大学図書館利用案内（パンフレット・ホームページ）
URL : <http://www.gakushuin.ac.jp/univ/glim/>
- 資料 7-16 法学部・経済学部図書センター利用案内（パンフレット・ホームページ）
URL : <http://www.gakushuin.ac.jp/univ/le-lib/>
- 資料 7-17 【平成 25 年度】新中期事業計画状況報告書「④京都学習院旧蔵書及び華族会館
受贈資料の公開、展示」
- 資料 7-18 GLIM/OPAC（学習院大学・学習院女子大学所蔵資料検索）
URL : http://glim-ir.glim.gakushuin.ac.jp/opac/servlet/opac.OpacMenuServlet?ACTION_TYPE=menu&SLV=0
- 資料 7-19 理学部図書室ホームページ
URL : <http://www.gakushuin.ac.jp/univ/sci/top/library/index.html>
- 資料 7-20 大学図書館 学外者用利用案内（協定校所属用）
URL : <http://www.gakushuin.ac.jp/univ/glim/outside/agreement-school.html>
- 資料 7-21 学部・研究科ごとの講義室、演習室等の面積・規模（大学データ集（参考）
表 28）
- 資料 7-22 学部・研究科ごとの学生用実験・実習室の面積・規模（大学データ集（参考）
表 29）
- 資料 7-23 学習院大学ティーチング・アシスタント規程
- 資料 7-24 学習院大学リサーチ・アシスタント規程
- 資料 7-25 理学部工作工場ホームページ
URL : <http://www.gakushuin.ac.jp/univ/sci/koujyo/>
- 資料 7-26 学習院大学個人研究費取扱規程
- 資料 7-27 専任教員の研究費（大学データ集（参考）表 20）
- 資料 7-28 教員研究費内訳（大学データ集（参考）表 23）
- 資料 7-29 安倍能成記念教育基金学術研究助成金規程
- 資料 7-30 霞会館教育助成金規程
- 資料 7-31 学習院大学研究叢書刊行及び研究成果刊行助成規程
- 資料 7-32 学習院大学研究叢書刊行規程内規
- 資料 7-33 教員研究室（大学データ集（参考）表 26）
- 資料 7-34 学習院大学長期国内外研修規程（既出 資料 3-24）
- 資料 7-35 学習院大学長期国内外研修規程運用内規（既出 資料 3-25）

- 資料 7-36 学習院大学における内外研修費を使用した短期海外出張に関する内規
(既出 資料 3-26)
- 資料 7-37 学習院大学における研究費等の取扱いに関する基本方針
- 資料 7-38 学習院大学における研究活動の不正行為の防止等に関する規程
(既出 資料 3-27)
- 資料 7-39 「学習院大学における研究費等の不正使用防止策」(本学ホームページ)
URL : http://www.gakushuin.ac.jp/univ/kenkyu/f_boshi.html
- 資料 7-40 学習院大学知的財産ポリシー
- 資料 7-41 学習院大学発明規程
- 資料 7-42 学習院大学発明委員会規程
- 資料 7-43 学習院大学利益相反マネジメントポリシー
- 資料 7-44 学習院大学利益相反マネジメント委員会規程
- 資料 7-45 学習院大学公益通報に関する規程
- 資料 7-46 学習院大学公益通報に関する調査委員会規程
- 資料 7-47 生命分子科学研究所における研究の安全性・倫理性の保持および同研究所の
財政・運営等に関する規程
- 資料 7-48 学習院大学遺伝子組換え実験に関する規程
- 資料 7-49 学習院大学ヒトゲノム・遺伝子解析研究の倫理審査及び実施に関する規程
- 資料 7-50 学習院大学動物実験取扱規程
- 資料 7-51 学習院大学理学部放射線障害予防規程
- 資料 7-52 公的研究費の適正使用に関するガイドブック (既出 資料 3-28)
- 資料 7-53 学習院大学におけるバリアフリー・システムの現状の点検・調査
(平成 25 年 10 月現在)
- 資料 7-54 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドラインに関する研修会」
開催通知・配付資料 (既出 資料 3-29)
- 資料 7-55 目白地区植栽管理・樹木剪定工事 (予定)
- 資料 7-56 エネルギー管理委員会：平成 25 年度の取り組みについて

第8章 社会連携・社会貢献

1. 現状の説明

(1) 社会との連携・協力に関する方針を定めているか。

産・学・官等との連携の方針や地域社会・国際社会への協力的方針については、大学全体として特に明示はしていないが、大学学則第1条に定める「文化の創造発展と人類の福祉に貢献する」という大学全体の目的のもとで、教員個人または教育研究部門や事務部門で社会貢献・社会連携の活動は活発に行われている。例えば、教育研究部門での社会連携として、経済学部附属研究施設である経済経営研究所(GEM)の活動が挙げられるが(資料8-1)、この経済経営研究所は、経済学部の理念が、複雑な経済・企業環境の変化にかかわらず、様々な経済・経営問題を解決できる能力と想像力、優れた人格を持つ人材を輩出することであることを踏まえ、「経済運営から企業経営に至る各局面で変革が求められている社会の要請に応えるべく、学部専任教員を中心に、学外の研究者や企業等の機関との共同研究、共同事業に取り組み、また、卒業生に対する研修・交流事業も行い、研究活動の学際化、グローバル化、実用化を目指す、外部に開かれた教育研究機関として機能すること」を方針として活動を行っている。

また、2013年度に制定した「学習院大学国際化指針（グローバル化対応ポリシー）」(資料8-2)において、現在のグローバル化の進展を踏まえ、国際研究と国際教育を有機的に結びつけた研究教育のグローバル化をより一層推進するための具体的な方針の一つとして、「地域のグローバル化とそれによって発生した問題に対する知(地)の拠点としての積極的な取り組み」を掲げており、国際貢献に資する人材育成を目指している。また、国際研究及び国際教育に関して、大学全体の見地から、事業の企画運営・支援・連携等、必要に応じて対応するとともに、各教育研究部門の枠組みを超えた学習院全体の国際化推進に寄与することを目的として2014年度に国際研究教育機構を設置した。

本学では、産・学・官等の連携活動を行うにあたり、研究者が知財活動に積極的に取り組めるよう「学習院大学知的財産ポリシー」(資料8-3)、「学習院大学発明規程」(資料8-4)、「学習院大学発明委員会規程」(資料8-5)を制定し、大学における知財の有効利用を支援している。また、研究活動の公正性・信頼性を確保し、社会連携活動が円滑に行われるよう「学習院大学利益相反マネジメントポリシー」(資料8-6)、「学習院大学利益相反マネジメント委員会規程」(資料8-7)を整備している。

なお、本学が豊島区との連携協力協定に基づき「としまコミュニティ大学」において公開講座を開催していることや(資料8-8)、日本語日本文学科が豊島区教育委員会との共催で豊島区在住・在勤・在学の外国人を対象として日本語教室を開催していること(資料8-9)、また、本学教員が国や地方自治体等の審議会、専門委員会等の構成員になっていること等の実績を勘案すれば、社会連携・社会貢献は、本学のような規模の大学としては十分であると認識している。

(2) 教育研究の成果を適切に社会に還元しているか。

<教育研究の成果を基にした社会へのサービス活動>

本学が実施している地域貢献活動の具体的な例としては、豊島区との連携協力協定に基づく「としまコミュニティ大学」における公開講座の開催（資料 8-8）、日本語日本文学科と豊島区教育委員会との共催による豊島区在住・在勤・在学の外国人を対象とした日本語教室の開催（資料 8-9）等が挙げられる。「としまコミュニティ大学」における公開講座については、2007 年度に豊島区と本学を含む区内 6 大学との間で調印した連携協力協定に基づき、「人づくり・活動づくり・地域づくりのための総合的な学びの場」を基本コンセプトとして企画を進めている。2008 年度には、自然科学研究科に生命科学専攻が開設された記念としてシンポジウムを開催した（資料 8-10）。また、2009・2011・2013 年度は法学部・文学部（資料 8-11）、2010・2012・2014 年度は経済学部・理学部の教員による講座を提供した（資料 8-12）。これらのシンポジウム・講座には多くの参加者を集めている。さらに、2010 年度には豊島区の重点政策をテーマとしたプログラム「としま学」を開講しており（資料 8-13）、その活動は年々広がりを見せている。

また、本学の教育研究活動の社会への還元施策として、2012 年度より、大学図書館において「学習院学術成果リポジトリ」（資料 8-14）を稼働させており、各学部・各研究科の教育研究活動の成果物を収集し、恒久的に蓄積・保存し、学内外に無償で発信・提供することで、教育研究活動の発展に寄与している。

以下、各部門の個別の取り組みを列举する。

【経済学部・経済学研究科・経営学研究科】

経済経営研究所（GEM）における教育研究の成果を基にした社会へのサービス活動としては、GEM データベース事業における生活者データベースと賃金サーベイシステムの構築・提供がある。また、「ワーク・ライフ・バランス（WLB）」の研究に取り組み、大手企業 30 社で構成された「ワーク・ライフ・バランス塾」との産学協同の形で企業の自己診断指標づくりや推進マニュアルの作成に関わっている。いずれも、図書の出版やコンファレンスの開催を通じてその研究成果を一般公開している。（資料 8-15）

【出版図書】

- ・「経営戦略としてのワーク・ライフ・バランス」（2008 年 4 月 25 日 初版発行）
- ・「ワーク・ライフ・バランス推進マニュアル」（2010 年 5 月 10 日 初版発行）

上記全て 編者：学習院大学経済経営研究所 発行：第一法規株式会社

また、法人の組織ではあるが、学習院マネジメント・スクールに本研究科の教員が講師として派遣され、ビジネスマン教育を通じて社会貢献を行っている。

【文学部】

複数の研究者による共同研究を行うことにより、これまで以上に人文科学研究の進歩発展に寄与することを目的として設置された人文科学研究所（文学部附置研究施設）において、毎年、研究会・講演会・シンポジウム等が開催されており、一般に公開されている。（資料 8-16）

【人文科学研究科】

臨床心理学に基づき、様々な心の問題の解決過程をともにする心理相談室（人文科学研究科附置研究施設）を設けており、相談指導教員、臨床心理士スタッフの指導のもとで、地域住民のニーズに応え、個別心理相談、遊戯療法、保護者カウンセリング、箱庭療法、援助専門職へのコンサルテーションといった心理臨床的なアプローチを行っている。相談

内容は、子どもに関する悩み、心の健康に関する悩み、教育・福祉業務のコンサルテーション等になっている。なお、相談活動は、臨床心理士資格を持つ本学教員の責任のもとで行われている。（資料 8-17）

【理学部・自然科学研究科】

生命科学科では定期的に生命科学の最新の話題に関する学術講演会を開催し、一般に公開している。物理学科でも、ノーベル賞クラスの研究者による一般向けの講演会を開催している。また、毎年、ノーベル賞受賞者の発表直後にその研究業績を主に学内の研究者・学生向けに解説するのが恒例となっているが、これを一般に公開することも検討していく予定である。2007 年秋以降、生命科学科を中心に「学習院大学生命科学シンポジウム」を年 2 回のペースで開催している。

また、東京医科歯科大学、お茶の水女子大学、北里大学との連携で形成している「学際生命科学東京コンソーシアム」の活動の一環として、市民講演会、中学生を対象とした理科支援事業をそれぞれ年 1 回のペースで開催している。（資料 8-18）

【計算機センター】

毎年行われる計算機センター特別研究・研究会では、最新の情報処理に関する話題を分かりやすく一般に提供できる講演テーマを選択している（資料 8-18）。また、計算機センター年報を毎年発行し、研究成果を紙媒体及び電子データとして公表している。その他、専任教員は学会での活動等を通じて、成果を社会に還元している。

【外国語教育研究センター】

2003 年以来、紀要を年 1 回発行し、また、講演会等を開催することで社会に還元している。（資料 8-18）

【東洋文化研究所】

年 3 回開催される東洋文化講座に加え、各プロジェクトの講演会等、年間 30 回以上の講演会が開催されている（資料 8-18）。また、専門家による厳正な審査を経て、毎年「東洋文化研究叢書」を刊行し、一般に流通させている。これらの情報をホームページ上で公開し、また学内外へ告知ポスターを発送しており、研究者だけでなく広く社会に対し普及活動を行っている。

【史料館】

史料館は博物館相当施設として認定されており、年 2 回の展覧会、年 3 回の講座の開催、年 1 回の『研究紀要』刊行、年 3 回の「ミュージアムレター」発行と、定期的に教育研究成果を社会に還元している。また、整理・調査・研究の完了した資料群については目録として出版し、主に歴史学研究の発展に寄与している。近年は、一般向けの書籍の刊行も積極的に行っている。今後は、ホームページの充実を図り、電子媒体を利用して、さらに広範に研究成果を公表し、社会への還元に努めることとする。また、平日の史料閲覧は毎日受け付けており、学内外の研究者の研究に寄与している。（資料 8-18）

【国際研究教育機構】

学習院大学と豊島区との包括的連携協定のもと、文化庁の委託費による地域日本語教室を 2013 年度から開始した（資料 8-19）。また、文部科学省戦略的研究基盤形成支援事業「近代アジアへの眼差しと教育—学習院コレクションの総合的活用」の一環として、学習院大学（史料館と国際研究教育機構が連携）・永青文庫・東洋文庫連携特別展覧会「東洋学の歩い

た道」(資料 8-20) で研究成果を公開し、1 万人以上の来場者を集めた。

<学外組織との連携協力による教育研究の推進>

【経済学部・経済学研究科・経営学研究科】

学外組織との連携協力による教育研究の推進については、GEM 研修事業として本学卒業生を対象とした GEM ビジネス・フォーラムを開催している(資料 8-15)。ここでは、各業界で活躍する本学卒業生からの協力を得て教育・研修の機会を本学卒業生に対して提供し、その成果の一部を図書として出版している。

【出版図書】

・「会社を創る・会社を継ぐ」(2012 年 4 月 25 日 初版発行)

編者：学習院大学経済経営研究所 発行：第一法規株式会社

【文学部】

日本語日本文学科と豊島区教育委員会との共催で、豊島区在住・在勤・在学の外国人に対して、日本語の基礎的な日常会話等を学習する機会を提供するとともに、日本語教育に関して本学が有する専門知識を提供することを目的とした「日本語教室」を開催している。同様に、日本語日本文学科と豊島区教育指導課の教育連携事業として、豊島区内の外国人児童・生徒の日本語学習支援、授業や学校生活支援、日本人児童とのコミュニケーションサポートを研究開発する「日本語教育指導サポート事業」を行う等、地域連携を促進している。(資料 8-21)

【学芸員課程】

学芸員課程における学芸員を中心とした授業担当の非常勤講師や、学芸員課程事務室を担当する史料館と他館との協力により、学生の実習受入や見学受入等、学外の博物館・美術館等との連携・協力は日常的に行われている。

また、全学生を対象とした、大学と博物館との連携・協力活動にも力を入れており、2006 年度から「国立科学博物館大学パートナーシップ」、2010 年度から「東京国立博物館キャンパスメンバーズ」、2013 年度から「国立美術館キャンパスメンバーズ」、「東京都歴史文化財団パートナーシップ」に加盟し、学生の授業や自習に活用されている他、学問に対する知的好奇心を刺激している。(資料 8-22)

<地域交流・国際交流事業への積極的参加>

【学生によるボランティア活動】

課外活動を通じて、学生による積極的なボランティア活動が行われている。応援団が大学構内や JR 池袋駅で毎年 3 回献血呼びかけを行う活動は、献血活動の推進に積極的に協力したとして、2013 年度第 49 回献血運動推進全国大会において、厚生労働大臣から感謝状の贈呈を受けている。また、2000 年から続く馬術部による「馬とふれあう会(ホースセラピー)」は、豊島区在住の心身に障がいを持つ子供を対象に、馬とのふれあいや乗馬を楽しんでもらうために始まったボランティア活動である。この他、学生有志による「豊島区ごみゼロデー」への参加や、東日本大震災被災地でのボランティア活動等、地域交流・社会貢献を促進する活動が展開されている。(資料 8-23)

【国際交流事業】

国際交流センターでは、学内外における国際交流事業として、アジア地域の協定校からの外国人学生を対象とした「夏季短期日本語研修プログラム」を実施している。2013年度は、8月19日～8月27日（9日間）に開催し、4つの国及び地域の6大学から計14名の外国人学生と、本学学生17名（授業等をサポートするボランティア）が参加した。本学日本語日本文学科教員の監修のもと、本学大学院生が講師となって授業を行うと同時に、豊島区の後援を得て、区内の国際交流団体と協働することにより、地域交流を図った。（資料8-24）

2. 点検・評価

●基準8（社会連携・社会貢献）の充足状況

社会との連携と協力に配慮し、教育研究の成果を広く社会に還元しており、同基準を概ね充足している。ただし、社会連携・社会貢献に関する方針の明確化については、やや不十分である。

①効果が上がっている事項

【経済学部・経済学研究科・経営学研究科】

ワーク・ライフ・バランス・データベースの構築は極めて順調に進んでおり、企業との協力を得てデータが蓄積されている。また、企業・病院等多くの組織で、GEMの開発したWLB指標が利用されている。さらに、2008年度からWLBカンファレンスを年1回行い、多くの参加者を得て、WLB推進に貢献している。一方、賃金サーベイシステムは、政府が中小企業の賃金改善を支援するための事業等で広く活用されている。また、2006年度より毎年開催しているGEMビジネス・フォーラムでは、企業で活躍する人材の協力を得て、講演、グループワークやプレゼンテーション研修を実施している。これらの活動計画は、GEM運営委員会及び経済学部専任教員からなるGEM所員会議での審議と承認を経て実施されている。また、研究成果や活動報告も同一の手続きを経て、一般に公開されている。これらの活動は、学際化、実用化を目指し、外部に開かれた教育研究機関としての機能を目指すGEMの方針に沿った、教育研究成果の還元である。（資料8-15）

【国際交流事業】

国際交流センターでは、社会との連携・協力事業として、アジア地域の協定校からの外国人学生を対象とした「夏季短期日本語研修プログラム」を実施している。2013年度は、8月19日～8月27日（9日間）に開催し、4つの国及び地域の6大学から計14名の外国人学生と、授業等をサポートするボランティアとして本学学生17名が参加した。本学日本語日本文学科教員の監修のもと、本学大学院生が講師となって授業を行うと同時に、豊島区の後援を得て、区内の国際交流団体と協働することにより、地域交流を図った。

本研修プログラムを実施した結果、以下の目的を達成した。

- ① 協定校からの外国人学生に学習院大学のキャンパスライフを体験してもらうことにより、長期留学の受け入れに繋がった。
- ② 各協定校の担当部門に研修プログラムへの参加希望者集約を依頼したことにより、国際交流センターとの組織的な接点が増加し、協定校との交流が促進された。

- ③ 日本語日本文学科の日本語教育プログラムの教育実践の場として活用した。
- ④ 本学の日本人学生からボランティアを募り、外国人学生との交流機会を設けたことにより、学内の国際化を推進した。
- ⑤ 豊島区の後援を得て、区内の国際交流団体と協働することにより、地域交流を促進した。

日本人学生にとっても、外国人学生に触発され、海外留学への動機付けになるとともに、2013年度については、独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）の短期受入れ事業に選定されたことから、外国人学生の奨学金受給という成果も上がっている。（資料-24）

②改善すべき事項

本学の社会連携・社会貢献は、教員個人または教育研究部門・事務部門単位の活動が主であるものの、大学の教育研究活動によって獲得された知識を社会に還元することができており、地域社会等への貢献度は高いと考えられる。しかし、大学全体としての活動方針が未策定のため、組織的な活動ができていないことから、まずは、現時点でどのような社会連携・社会貢献活動が実際に行われているのかについて情報共有を図るとともに、全学的に社会連携・社会貢献を推進するための体制を整備する必要がある。

3. 将来へ向けた発展方策

①効果が上がっている事項

【経済学部・経済学研究科・経営学研究科】

経済経営研究所（GEM）におけるワーク・ライフ・バランス・データベースは、出版物等で研究成果を示している。今後は、データベースに蓄積されたパネルデータの特質を活かした研究を促進して、より一層社会に貢献することを目標としていく。

【国際交流事業】

「夏季短期日本語研修プログラム」終了後も、学生の間では SNS を利用して交流が長く続いていることも大きな効果の一つである。また、東アジアの国家間の緊張関係が続く中であっても、本学から韓国の協定校への短期語学研修に参加する学生も出てきている。本研修プログラムを通じた学生間の草の根交流が続くことにより、将来の社会連携・社会貢献活動への発展も期待できることから、これまで以上に質・量ともに充実した国際交流を推進できるよう今後の方策をとっていく。なお、地域交流・国際交流ともに実績が上がっているため、豊島区との間では、従来の「後援」扱いから、2014年度は「共催」として事業を行うことが決定している。

②改善すべき事項

大学 COC（Center of Community）機能を充実させ、地域（自治体や NPO 法人等）だけで解決できない課題等を大学が共同で解決していく仕組み作りが求められているので、今後も様々な形での社会連携・社会貢献を実現できるよう、大学全体として活動をサポートする体制や情報共有システムの構築を模索していく。また、2014年度に設置した国際研究教育機構が社会連携・社会貢献をどのように進展させていくかも確認・検証していく必

要がある。

【国際交流事業】

「夏季短期日本語研修プログラム」対象の協定校増加に伴い、年々参加者が増加しており、宿舍の準備が困難になってくることが予想されるため、適切な事業規模の検討、新たな宿舍や必要な予算の確保等が今後の課題である。これらの課題に対し将来的に改善すべき事項が出てきた場合は、その都度、国際交流センター運営委員会で審議を行い、全学的な合意を得ていく必要がある。

4. 根拠資料

資料 8-1 経済経営研究所（GEM）ホームページ（既出 資料 2-10）

URL : <http://www.gakushuin.ac.jp/univ/eco/gem/index.html>

資料 8-2 学習院大学国際化指針（グローバル化対応ポリシー）

資料 8-3 学習院大学知的財産ポリシー（既出 資料 7-40）

資料 8-4 学習院大学発明規程（既出 資料 7-41）

資料 8-5 学習院大学発明委員会規程（既出 資料 7-42）

資料 8-6 学習院大学利益相反マネジメントポリシー（既出 資料 7-43）

資料 8-7 学習院大学利益相反マネジメント委員会規程（既出 資料 7-44）

資料 8-8 としまコミュニティ大学パンフレット

資料 8-9 日本語日本文学科による日本語教室の紹介ホームページ

URL : <http://www.gakushuin.ac.jp/univ/let/jpn/nihongo.html>

資料 8-10 学習院大学生命科学シンポジウム・としまコミュニティ大学

資料 8-11 としまコミュニティ大学（法学部・文学部開催分）

資料 8-12 としまコミュニティ大学（経済学部・理学部開催分）

資料 8-13 としま学講座

資料 8-14 学習院学術成果リポジトリ

URL : <https://glim-re.glim.gakushuin.ac.jp/>

資料 8-15 学習院大学経済経営研究所 年報（第 28 巻、2014 年 12 月）

学習院大学経済経営研究所 年報（第 27 巻、2013 年 12 月）

学習院 TIMES 特集「ワーク・ライフ・バランスのすすめ」

URL : http://www.yomiuri.co.jp/adv/gakushuin/special/sp007/page_01.html

資料 8-16 人文科学研究所が開催した研究会・講演会・シンポジウム一覧

URL : http://www.gakushuin.ac.jp/univ/let/rihum/f_sympo.html

資料 8-17 学習院大学心理相談室ホームページ（既出 資料 2-13）

URL : <http://www.gakushuin.ac.jp/univ/g-hum/icp/index.html>

資料 8-18 学習院白書抜粋 社会人教育・公開講座・公開講演（2011・2012 年度）

資料 8-19 わくわくとしま日本語教室

URL : http://www.gakushuin.ac.jp/univ/geore/research/research_a-5-2.html

資料 8-20 学習院大学・永青文庫・東洋文庫連携特別展覧会「東洋学の歩いた道」

資料 8-21 学習院大学日本語教室 外国人児童への日本語サポート

資料 8-22 学習院大学と博物館の連携

URL : <http://www.gakushuin.ac.jp/univ/curator/renkei.html>

資料 8-23 学生によるボランティア活動

応援団の献血活動

馬とふれあう会（ホースセラピー）

豊島区ごみゼロデー

東日本大震災被災地でのボランティア活動

資料 8-24 「2013 年度 学習院大学夏季短期日本語研修プログラム」実施報告

第9章 管理運営・財務

「管理運営」

1. 現状の説明

(1) 大学の理念・目的の実現に向けて、管理運営方針を明確に定めているか。

＜中・長期的な管理運営方針の策定と大学構成員への周知＞

法人全体の新中期事業計画である「学習院未来計画 28」（2012～2016 年度の 5 ヶ年度計画）（資料 9(1)-6）では、重点課題として、「教育成果の向上」、「教育成果の向上を実現するための研究活動の活性化」、「学習院らしさの追求」、「国際化の推進」、「経営基盤の更なる強化」の 5 つを掲げている。いずれも重要課題であるが、管理運営という観点からは、「教育の質向上のための制度的整備」、「外部資金の多様化と研究支援・知財管理体制の拡充」、「ガバナンス強化」、「教職員研修の充実」、「広報戦略の方針と部署の確立」、「諸種の危機管理体制の確立」、「教育力強化のための教職員の適正配置」を主たる施策として挙げている。

一方、大学としては、「学習院未来計画 28」と連動した方針に加え、大学独自の方針も含む形で記された、学長による抱負と在任期間中の教育・運営指針が示されたアクションプランが掲げられている。具体的には、2014 年 3 月に退任した前学長の就任時に示された「アジェンダ 24」（資料 9(1)-7）、2014 年 4 月に着任した現学長就任時に示された「開かれた〈知〉のコミュニティをめざして－新しい学習院大学のグランドデザイナー（3 つのビジョンと 10 の政策）」（資料 9(1)-8）がそれにあたるものである。これらの教育・運営指針は、いわゆる 2018 年問題や 2020 年問題と呼ばれる 18 歳人口の再減少期を目前に控え、選抜性の高い大学として勝ち残るために必要な教育改革等を遂行するための方針であり、その内容は、大学構成員のみならず法人職員にも紙媒体・電子媒体を通じて周知された。

＜意思決定プロセスの明確化＞

大学としての意思決定プロセスは、次のようになっている。

①大学協議会

大学学則、大学院学則、専門職大学院学則の改正や、大学教育全般にわたる方針、組織、運営等に関する事項等の審議を行う最高意思決定機関として、大学学則第 85 条に基づき、「大学協議会」が置かれている。構成員は、大学学則第 86 条にあるとおり、学長・副学長・研究科委員長・専門職大学院研究科長・学部長・学長室部長・大学経理部長である（資料 9(1)-9）。また、審議事項については、大学学則第 87 条（資料 9(1)-9）に、会の運営の詳細については、「学習院大学協議会規程」（資料 9(1)-10）にそれぞれ定められており、原則として毎月 1 回開催されている。なお、大学協議会による意思決定の後、法人の意思決定が必要となる事項については、「常務会内規」（資料 9(1)-11）に定める「常務会」、「科長会議要項」（資料 9(1)-12）に定める「科長会議」、「学校法人学習院校規」（資料 9(1)-13）に定める「理事会」というプロセスを経ることとなる。

「大学協議会」の議題は、大学学則第 89 条（資料 9(1)-9）及び「学習院大学学部長会議規程」（資料 9(1)-14）に定める「学部長会議」、「学習院大学専門職大学院研究科長会議規程」（資料 9(1)-15）に定める「専門職大学院研究科長会議」という協議機関による協議、ある

いは、大学院学則第46条(資料9(1)-16)及び「学習院大学大学院委員会規程」(資料9(1)-17)に定める「大学院委員会」という審議機関による審議を経た上でそれぞれ上程されることとなっている。

②学部長会議

大学の適正な運営を図ることを目的とし、必要な事項を協議するため、大学学則第89条に基づき、「学部長会議」が置かれている。構成員は、大学学則第91条(資料9(1)-9)にあるとおり、学長・副学長・学部長・学長室部長・大学経理部長・アドミッションセンター所長・学生センター所長・図書館長である。なお、運営の詳細については、「学習院大学学部長会議規程」(資料9(1)-14)に定められており、原則として毎週1回開催されている。

③専門職大学院研究科長会議

専門職大学院の適正な運営を図ることを目的とし、必要な事項を協議するため、原則として毎月1回開催される「専門職大学院研究科長会議」が置かれている。構成員は、学長・副学長・各研究科の長・学長室部長・大学経理部長・アドミッションセンター所長・学生センター所長・図書館長であり、運営の詳細と合わせて「学習院大学専門職大学院研究科長会議規程」(資料9(1)-15)に定められている。

なお、②学部長会議と③専門職大学院研究科長会議の両会議の構成員が概ね重複していることから、現在は、「専門職大学院研究科長会議及び学部長会議(合同会議)」として、原則として毎週1回開催されている。

④大学院委員会

各研究科に関連する共通事項を審議するため、大学院学則第46条(資料9(1)-16)に基づき、「大学院委員会」が置かれている。構成員は、「学習院大学大学院委員会規程」(資料9(1)-17)にあるとおり、学長・副学長(研究部門担当)・各研究科委員長・学長室部長・大学経理部長である。また、審議事項については、大学院学則第47条(資料9(1)-16)・「学習院大学大学院委員会規程」(資料9(1)-17)に定められている。なお、運営の詳細については、「学習院大学大学院委員会規程」(資料9(1)-17)に定められており、原則として毎月1回開催されている。

「学部長会議」、「専門職大学院研究科長会議」、「大学院委員会」における議題は、学長等執行部からの提案の他、各学部教授会・各研究科委員会をはじめ、教務、厚生補導、入学試験等の教学部門の全学委員会等による審議を経たものが上程される。

また、これらの会議体とは別に、大学として解決を要する全学的課題について総合的視野から基本計画案を策定し、学長の諮問に答えることを任務として、「学習院大学基本計画策定委員会規程」(資料9(1)-18)に定める「基本計画策定委員会」が設置されている。基本計画策定委員会の構成員は、学長が委員長、学部長会議構成員・専門職大学院研究科長会議構成員・学長補佐が委員となっており、必要に応じて委員長の招集により開催されている。なお、基本計画策定委員会による諮問結果については、「専門職大学院研究科長会議及び学部長会議(合同会議)」に上程される。

<教学組織(大学)と法人組織(理事会等)の権限と責任の明確化>

大学の教学組織の権限は前述のとおりであるが、法人の権限として、理事会は、法人の

業務を決定し、その運営にあたることが「学校法人学習院校規」(以下、「校規」)(資料 9(1)-13)に定められている。理事会の構成員は、2014 年 10 月 1 日現在の理事総数は 19 名であるが、そのうち教学部門からは、校規第 7 条第 1 項(学校の長又はこれに準じる職にある者のうちから選任される理事)により大学長、女子大学長、高等科・中等科長の 3 名が、校規第 7 条第 2 項(評議員のうちから選任される理事)により初等科長 1 名の計 4 名が選出されている。これとは別に、校規第 7 条第 3 項(学識経験者及びこの法人の関係者のうちから選任される理事)により選出されている 6 名の理事のうち 1 名(常務理事)は大学教員の兼務者である。(資料 9(1)-5)

理事会は、教学面における大学の意思決定を最大限尊重した支援を行っているが、官立学校から私立学校へ転換した歴史的経緯もあり、経営母体が教職員・卒業生・父母保証人の三位一体となっていることから、理事会・評議員会においては、時として厳しい意見が大学に寄せられることもある。

<教授会の権限と責任の明確化>

学校教育法第 93 条第 1 項に規定されている重要な事項を審議するため、大学学則第 77 条に基づき、各学部には教授会が置かれている(資料 9(1)-9)。教授会の権限と責任については、「大学教授会則」(資料 9(1)-19)に定められている。同様に、各研究科委員会については、「学習院大学法学研究科委員会規程」(資料 9(1)-20)、「学習院大学政治学研究科委員会規程」(資料 9(1)-21)、「学習院大学経済学研究科委員会規程」(資料 9(1)-22)、「学習院大学経営学研究科委員会規程」(資料 9(1)-23)、「学習院大学人文科学研究科委員会規程」(資料 9(1)-24)、「学習院大学自然科学研究科委員会規程」(資料 9(1)-25)に、法科大学院については、「法科大学院教授会規程」(資料 9(1)-26)にそれぞれの権限と責任が明記されている。

(2) 明文化された規程に基づいて管理運営を行っているか。

<関係法令に基づく管理運営に関する学内諸規定の整備とその適切な運用>

学校教育法第 92 条に基づき、大学学則第 72 条から第 76 条にかけて大学の教職員に関する規定を、大学院学則第 43 条から第 48 条にかけて大学院の教員組織・運営組織に関する規定を、専門職大学院学則第 19 条に法科大学院の教員組織・運営組織に関する規定をそれぞれ設けている(資料 9(1)-9、9(1)-15、9(1)-16)。

また、学長の選任についての詳細は後述するが、大学設置基準第 13 条の 2 にある「学長となることのできる者は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有すると認められる者とする。」という理念に照らし、本学専任の教授、准教授、講師を選挙権者とする選挙によって選出する方法を採用している。なお、選挙による選出者については、最終的に院長(理事長)が嘱任することとしている。

<学長選考および学部長・研究科長等の選考方法の適切性>

学長は、「学習院大学学長選任規程」(資料 9(1)-1)に基づき、本学専任の教授、准教授、講師を選挙権者とする選挙によって選出し、院長(理事長)が嘱任する。なお、学長選挙

については、学習院大学学長選任規程第6条に基づき、選挙管理委員会が管理することとしている。なお、選挙管理委員会について必要な事項は、「学長選挙管理委員会規程」（資料9(1)-2）に定められている。

副学長は、「学習院大学副学長に関する規程」（資料9(1)-27）に基づき、学長が専任教員の中から候補者を指名し、「専門職大学院研究科長会議及び学部長会議」（合同会議）の議を経て、学長が委嘱する。

学長補佐は、「学習院大学学長補佐選任規程」（資料9(1)-28）に基づき、学長が専任教員の中から選任し、各学部長の意見を徴して学長が委嘱する。

学部長は、「学習院大学学部長選出規程」（資料9(1)-29）に基づき、当該学部教授会構成員たる教授、准教授、講師を選挙権者とし、選挙により当該学部所属の専任教授の中から選出し、学長が委嘱する。

学部の学科主任は、「学習院大学学部学科主任選任規程」（資料9(1)-30）に基づき、当該学科においてその専任教授の中から選出し、当該学部の教授会の承認を得た後、学長が委嘱する。

研究科委員長は、「学習院大学大学院研究科委員会委員長選出規程」（資料9(1)-31）に基づき、当該研究科所属の専任教授の中から選出し、学長が委嘱する。

法務研究科長は、「学習院大学法科大学院法務研究科長選出規程」（資料9(1)-32）に基づき、法科大学院教授会の構成員たる教授、准教授及び講師を選挙権者とし、選挙により法科大学院所属の専任教授の中から選出し、学長が委嘱する。

この他、附置研究施設の長についても、選考委員会による選出や学長指名を経て委嘱することが各規程において定められており、役職者の選考方法の適切性は担保されている。

（3）大学業務を支援する事務組織が設置され、十分に機能しているか。

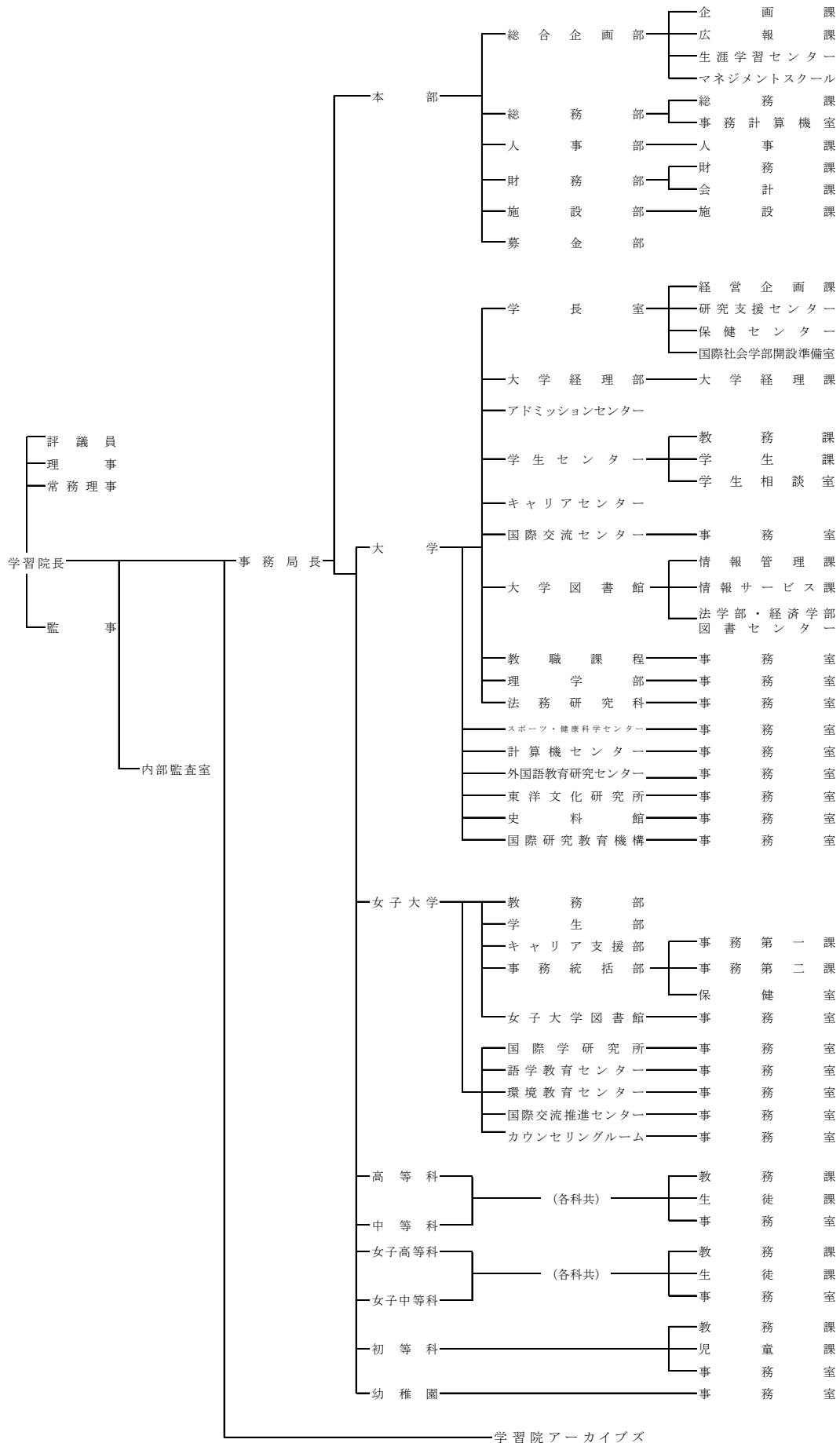
<事務組織の構成と人員配置の適切性>

法人全体としての事務組織・職制・職務・事務分掌については、「学校法人学習院事務規程」（資料9(1)-33）に、また、学校法人学習院事務規程第20条に定める事務分掌の詳細については、「学校法人学習院事務分掌規程」（資料9(1)-34）にそれぞれ定められている。

また、学校教育法第92条及び大学設置基準第41条に基づき、大学学則第76条には「本大学に事務職員及び技能職員を置く。」、大学院学則第48条には「大学院に関する事務は、本大学事務組織が担当する。」とそれぞれ規定されている（資料9(1)-9、9(1)-16）。

なお、学校法人学習院事務組織表（2014年4月1日現在）は次頁のとおりである。また、学校法人学習院全体の事務職員数（2014年5月1日現在）については、「職員数一覧」（資料9(1)-35）のとおりである。

法人事務部門は、総合企画部・総務部・人事部・財務部・施設部・募金部・内部監査室・学習院アーカイブズの8部門である。8部門の職員数は、事務職員、技術・技能系職員、用務系職員の合計で74名である。そのうち、純粋に法人業務を担当している職員は、募金部・内部監査室・学習院アーカイブズ・大学学長室国際社会学部開設準備室に配属されている全職員と、総合企画部・総務部・人事部・財務部・施設部の一部職員の計21名であり、残りの53名は、大学を含む法人設置の各学校の業務を兼務している。



また、事務職員を配置している大学事務部門は、学長室、大学経理部、アドミッションセンター、学生センター、キャリアセンター、国際交流センター、図書館、教職課程、理学部、法務研究科の10部門である。10部門の職員数は、事務職員、技術・技能系職員を含めて84名であるが、前述のとおり法人職員の兼務者も含めれば、計137名が大学の事務機能を分担していることになる。

この他、主として総合基礎科目を担当している外国語教育研究センター、計算機センター、スポーツ・健康科学センター、附置研究施設である東洋文化研究所、史料館（学芸員課程事務室を含む）、国際研究教育機構には専任の事務職員は配置されていないものの、助教・副手といった任期制教職員やアルバイトが運営をサポートしており、全学的な観点における教育研究支援のための事務組織は整っている。しかし、高度化・複雑化する日々の業務に追われる状況が続いており、事務組織を運営するための絶対的な職員数は不足している。

<事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策>

前学長が示した「アジェンダ24」（資料9(1)-7）では、いわゆる縦割り行政の打破と、機動的で効果的な教育研究支援の実現を目指した大学事務機構の抜本的改革が掲げられ、実行に移された。具体的には、2007年度から抜本的な改革の検討を開始し、2008～2010年度の3ヶ年度にわたり大規模な大学事務機構改革を推進した。

2008年度は、主として就職情報の提供を担っていた就職部を廃止し、これまで以上に学生のキャリア形成支援に力点を置いた「キャリアセンター」を設置した。

2009年度には、主として全学の調整的な役割を果たしてきた大学庶務部を廃止し、より強いイニシアチブを発揮するための部門として、全学的な施策の立案や設置申請、大学広報業務等を担う「経営企画課」、多様な外部資金の導入にかかわる業務を統括する「研究支援センター」、これまで未設置だった大学保健室の機能と法人教職員の心身の健康管理を担当している既設の法人保健室との機能を統合した「保健センター」の3部署からなる「学長室」を設置した。また、教務部入学課を廃止し、多様化する入試業務を統括し、遂行する責任を負うと同時に、積極的な入試広報の展開、各種入試についての情報収集、政策提言の責任部門として「アドミッションセンター」を設置した。

2010年度には、教務部と学生部を廃止し、従来重複していた業務を整理し、学生の窓口を一本化するとともに、学生の個人問題についての相談を担当する学生相談室を内包した「学生センター（教務課・学生課・学生相談室）」を設置した。また、法学部・経済学部図書センター及び理学部図書室を大学図書館に事務組織として統合し、人的資源の有効活用、業務の効率化を図るとともに、カウンター対応、図書発注・受入業務等の外部委託化を推進した。

また、「国際交流センター」を本格的な国際化事業の推進役として位置付け直し、その機能を強化するため、2010年度には専任職員の管理職を配置し、2011年度には専任職員の増員を行った。

さらに、大学のグローバル化や国際研究交流の推進を目的として、2012年度に「学長付国際研究交流オフィス」が時限的に設置された。なお、2014年度には、同オフィスを発展的に解消し、常設の「国際研究教育機構」を発足させた。

（４）事務職員の意欲・資質の向上を図るための方策を講じているか。

<人事考課に基づく適正な業務評価と処遇改善>

専任職員の人事に関する事項のうち、基本となる職能資格、人事考課、自己申告、教育研修、採用、異動配置、出向及び役職任免等については、「学習院職員人事規則」（資料 9(1)-36）に定められている。

職能資格の運用については、「職員職能資格規程」（資料 9(1)-37）に定められており、昇格の基礎資格や資格基準が定められている。また、昇格の手順等については、「職員昇格運用基準」（資料 9(1)-38）に定められている。

人事考課については、「職員人事考課規程」（資料 9(1)-39）に定められており、その結果は、昇格・降格、職員精勤手当、役職位の任免、異動及び研修に活用されている。

なお、人事考課制度とは別に、職員個人の業務の範囲、水準、適性、改善点等について、管理職者と相互に確認し、能力開発、育成のための適正な指導、助言を行うための自己申告制度が設けられており、その詳細については、「職員自己申告規程」（資料 9(1)-40）に定められている。

また、2009 年度からは、人事考課とはリンクしないものの、職員各人の業務目標を明確化し、実現に向けて努力していくためのツールとして「目標管理・面談シート」が導入された。これにより、目標明確化、管理職者との面談励行・効率化、中間期での軌道修正、年度末の業務結果把握、実行・非実行の確認、次期業務配分への活用を目指している。

この他、職員の異動配置に関する「職員異動配置規程」（資料 9(1)-41）、役職任免に関する「職員役職任免規程」（資料 9(1)-42）、2006 年度以降の新規採用者が採用後に修士・博士（論文博士を含む）の学位を取得した場合には、昇給期間を短縮させることができる「学位取得による特別昇給取扱細則」が定められている（資料 9(1)-43）。

<スタッフ・ディベロップメント（SD）の実施状況と有効性>

事務職員の研修体制としては、毎年度、法人人事部が職員の研修計画を策定・運営している。これは 1991 年度から導入された職員人事制度により、参与以外の職員は人事考課の対象となり、職員研修が昇格と密接に結びつく制度として位置付けられたことによる。

「学習院職員人事規則」（資料 9(1)-36）では、「職員各人に各資格階層及び役職位に期待される役割を自覚させるとともに、各人の能力開発と自発的な研修意欲の助長を図るため、計画的かつ継続的に教育研修を実施する。」こととしている。また、教育研修に関する種類及び内容等については、「職員研修規程」（資料 9(1)-44）、「学習院職員の内外研修実施要領」（資料 9(1)-45）、「学習院職員の内外研修実施要領の運用方針について」（資料 9(1)-46）に定められている。

現在運用されている研修制度の概要は、次頁の「職員研修体系の概要表」のとおりであるが、2004 年度以降、「職員研修規程」（資料 9(1)-44）にある「国内外研修」は制度の運用を停止している一方、教育機関の管理運営に関する知識・技能の習得及びアドミニストレーターとしての幅広い視野を持つ人材の育成を目的とした「職員高度化支援プログラム」（資料 9(1)-47、以下抜粋）を設定し、試験的な運用が続いている。

職員研修体系の概要表（抜粋）

		職員高度化支援プログラム												
		職場内研修			学内研修			学外派遣研修			自己啓発研修		外部団体研修	
資 格		階層別研修	コンピュータ研修	テーマ別研修	国内研修	海外(短期)研修	海外(長期)研修	研修助成	通信教育	私立大学連盟	私立大学情報教育協会	その他の学外研修		
一般職 (書記、司書、技士)	新任職員	新任職員研修	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	
	中堅職員 (5年目以降)	一般職研修												
	主事補	主事補研修												
	主 事	主事研修												
参 事	担当事務長	担当事務長研修	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	
	課長、部次長	新任管理職研修												
		管理職研修												

以下、現在実施・運用されている研修項目を列挙する。

【学内研修】

(1) 職場外研修

- ①階層別研修（職能資格別に実施）
- ②コンピュータ研修（Excel・Access等のソフトウェアの技能習得）
- ③テーマ別研修（特定のテーマを設定した目的別企画研修）

(2) 職場内研修（OJT）

【学外派遣研修】

- (1) 国内研修（一般財団法人日本私立大学連盟・公益財団法人私立大学情報教育協会・私立大学庶務課長会等が主催する研修・講習会への派遣）
- (2) 海外（短期）研修（海外の教育機関等への1ヶ月以上2ヶ月以内の派遣）
- (3) 海外（長期）研修（海外の本学協定教育機関等への3ヶ月以上6ヶ月以内の派遣）

【自己啓発研修】

- (1) 研修助成（大学院・大学・専門学校等への授業料補助制度）
- (2) 通信教育（受講料補助）
- (3) 資格取得支援（キャリア・コンサルタント）

この他、「各種補助制度」として、TOEIC 受験料補助、法人設置の生涯学習センター指定講座受講料補助、筑波大学大学研究センターの履修証明プログラム「大学マネジメント人材育成」受講料補助を行っている。

なお、法人人事部主催の研修以外で、業務上必要な外部機関主催の研修会・講習会等へは、各部門の所属長の判断において職員を派遣させている。

専任事務職員は全て法人に雇用されており、幼稚園から法人までの全学校・全部門へのジョブローテーションがあり得るという前提になっている。そのため、特に大学の事務職員に関しては、2008年12月の中央教育審議会答申「学士課程教育の構築に向けて」に明記された「大学職員の職能開発」や、2012年8月の中央教育審議会答申「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて～生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学～」

に明記された「全学的な教学マネジメントに資する教育支援スタッフの育成」、2014年2月の中央教育審議会大学分科会「大学のガバナンス改革の推進について（審議まとめ）」にある「FD・SDの推進」、「人材の流動性の確保」、「経営能力のある教職員の育成」の必要性は認識しつつも、法人人事部主催の研修のみで大学の事務職員として必要な知識の体系的理解やスキルの獲得を組織的・計画的・体系的に推進することには限界がある。そのため、組織的な観点からの人員配置の適切性が担保されているとは言い難い。

2. 点検・評価

●基準9（管理運営）の充足状況

本学の機能を円滑かつ十分に発揮するために、明文化された規定に基づいて適切な管理運営を行っている。また、教育研究を支援し、それを維持・向上させるために適切な事務組織を設置しており、同基準を概ね充足している。ただし、管理運営方針の明確化については、やや不十分である。

①効果が上がっている事項

大学職員としてのスタッフ・ディベロップメント（SD）については、前回（2008年度）の認証評価受審時に、「事務職員の研修機会については、幼稚園職員から大学職員まで内容が一律であり、業務と緊密に関連する研修になっていないので、改善が望まれる。」という助言が付された。これを受け、2010年度以降の階層別研修においては、大学長や女子大学長による「大学の現状・今後の方向性、求められる人材像」、日本私立学校振興・共済事業団私学経営情報センター職員による「財務状況からみた学習院」といった講演が盛り込まれた。また、テーマ別研修においては、2011年度に「学校会計を学ぼう」、2012年度に「私学法規を学ぼう」、2014年度に「学部等設置の基本を学ぼう」を開催し、大学事務職員としての資質向上を図るべく改善している。特に、2014年度実施のテーマ別研修「学部等設置の基本を学ぼう」では、実際に設置申請・届出業務の実務を担当している大学・法人職員を講師役としたことにより、受講者の満足度も高く、また、講師役となった職員のスキルアップにも繋がった。

なお、2014年度に、前学長が示した「アジェンダ24」（資料9(1)-7）に基づき2008～2010年度に実施した大学事務機構改革の成果の検証を進めており、今後予定されているさらなる大学事務機構改革に活用する予定である。

②改善すべき事項

大学職員としてのスタッフ・ディベロップメント（SD）については、少しずつではあるが、研修内容の改善が図られている。しかし、研修制度を含む人事制度全体としては、依然として多くの課題が残されている。

「職場内研修（OJT）」については、前例踏襲主義によるトレーニングが多く、単なる作業手順教育に過ぎないケースも少なくない。作業手順教育であれば作業マニュアルの作成で事足りる。重要なのは、「何のための仕事なのか」、「誰のための仕事なのか」、「他の業務との繋がりはどうなっているのか」といったことを常に意識することであり、それによっ

て初めて本当の意味での業務の改善や発展が可能になる。その意味においては、事務職員全員の意識改革・トレーニングレベルの向上が必要である。

「階層別研修」については、職能資格あたり 1 回のみの実施となっているため、私立学校の事務職員として必要な知識の体系的理解やスキル獲得の機会が不足している。同一の職能資格であったとしても、例えば 2～3 年に一度は研修機会が担保されるよう、制度の見直しが必要である。

また、「目標管理・面談シート」については、人事考課とリンクした目標管理制度ではないため、シートの作成や、期中・期末における管理職者との面談自体が形骸化しているおそれがある。管理職者・非管理職者ともに、適切な目標設定と適切な結果（達成度）の評価を行い、職員の業務に対するモチベーションの維持・向上に繋げることができるような制度への変更が望まれる。

一方、近年の中央教育審議会答申・審議のまとめにもあるように、大学職員としての職能開発や、全学的な教学マネジメントに資する教育支援スタッフの育成を推進するには、体系的な SD プログラムを組織的に推進することが必要である。

さらには、事務職員の異動時期についても問題がある。現在は 4 月 1 日付の一括異動となっているが、年度単位でのスケジュールが必須である学校現場としては、4 月 1 日異動によるメリットはほとんどなく、円滑な新年度業務遂行が困難になる等デメリットの方が大きい。そのため、例えば、新年度業務や決算業務が一段落する時期である 6 月～10 月頃に異動時期を変更したり、年間複数回の異動機会を設定したりといった改善が必要である。

最後に、人員配置についてであるが、東洋文化研究所・国際研究教育機構には専任の事務職員は置かれていない。事業・予算規模や外部資金の獲得状況を鑑みれば、助教・副手といった任期制教職員やアルバイトに事務機能や予算執行管理を任せることには問題があると言わざるを得ない。大学全体の事務組織を見直し、必要な事務職員の配置等を行う必要がある。

3. 将来へ向けた発展方策

①効果が上がっている事項

大学全体としても各部門としても、法人全体としての新中期事業計画である「学習院未来計画 28」（2012～2016 年度の 5 ヶ年度計画）（資料 9(1)-6）の検討課題を意識し、毎年度会議体で確認していく必要がある。年度末にはその計画達成状況を確認すべく「新中期事業計画実施状況報告書」（資料 9(1)-48）を作成し、法人に対し、具体的に検討・実施した内容について報告しており、それが自己点検・評価活動の「Check→Action」へ繋がるよう PDCA サイクルの検証をさらに進めていく。

また、事務組織について、特に学生・教職員への窓口対応が求められる部門の組織形態は、教育研究のニーズにより変化するため、常にサービスの向上を念頭に、柔軟に組織を見直すことを目指す。現在は、広報及び IR 体制の確立、グローバル化への対応、情報管理維持システムの整理・合理化に向け、法人に対し事務機構再編を求めているところである。

なお、2015 年度には、学長室経営企画課に教学 IR に関する業務を事務分掌として追加し、「学習院大学 IR オフィス（仮称）」設置の検討と教育成果検証の基礎調査を実施する予

定としている。また、大学の事務職員として必要な知識の体系的理解やスキルの獲得を組織的・計画的・体系的に推進するため、「学習院大学 SD プログラム（仮称）」を編成し、2015年度から順次実施できるよう計画中である。

②改善すべき事項

教育研究支援のための大学事務機能は、ますます高度化・複雑化が進むことが予想されており、今後、大学の事務職員として必要な知識の体系的理解やスキルの獲得がこれまでに以上に求められることは必至である。また、現在文部科学省で検討が進められている大学設置基準改正による「高度専門職（仮称）」の創設等も視野に入れ、他大学で導入事例の多い、大学経営人材（アドミニストレーター）養成大学院における学習の機会確保・支援策の充実も必要であろう。具体的な支援策としては、「各種補助制度」メニューとしての「大学院受験料補助」の追加や、「修士・博士論文執筆等のための半年間ないしは1年間の業務免除」等が考えられる。

4. 根拠資料

<提出を義務付けられている資料>

資料 9(1)-1 学習院大学学長選任規程

資料 9(1)-2 学長選挙管理委員会規程

資料 9(1)-3 学校法人学習院理事会構成員名簿（平成 26 年 3 月 31 日現在）

資料 9(1)-4 学校法人学習院理事会構成員名簿（平成 26 年 10 月 1 日現在）

資料 9(1)-5 平成 25 年度 事業報告書（既出 資料 7-11）

<その他の根拠資料>

資料 9(1)-6 学習院未来計画 28（既出 資料 6-6）

URL : <http://www.gakushuin.ac.jp/ad/kikaku/mokuhyo/img/keikeku28.pdf>

資料 9(1)-7 アジェンダ 24

資料 9(1)-8 開かれた〈知〉のコミュニティをめざしてー新しい学習院大学のグランドデザインー（3つのビジョンと10の政策）

資料 9(1)-9 学習院大学学則（既出 資料 1-1）

資料 9(1)-10 学習院大学協議会規程

資料 9(1)-11 常務会内規

資料 9(1)-12 科長会議要項

資料 9(1)-13 学校法人学習院校規（既出 資料 3-15）

資料 9(1)-14 学習院大学学部長会議規程

資料 9(1)-15 学習院大学専門職大学院研究科長会議規程

資料 9(1)-16 学習院大学大学院学則（既出 資料 1-2）

資料 9(1)-17 学習院大学大学院委員会規程

- 資料 9(1)-18 学習院大学基本計画策定委員会規程
- 資料 9(1)-19 大学教授会則（既出 資料 3-2）
- 資料 9(1)-20 学習院大学法学研究科委員会規程（既出 資料 3-3）
- 資料 9(1)-21 学習院大学政治学研究科委員会規程（既出 資料 3-3）
- 資料 9(1)-22 学習院大学経済学研究科委員会規程（既出 資料 3-3）
- 資料 9(1)-23 学習院大学経営学研究科委員会規程（既出 資料 3-3）
- 資料 9(1)-24 学習院大学人文科学研究科委員会規程（既出 資料 3-3）
- 資料 9(1)-25 学習院大学自然科学研究科委員会規程（既出 資料 3-3）
- 資料 9(1)-26 法科大学院教授会規程（既出 資料 3-4）
- 資料 9(1)-27 学習院大学副学長に関する規程
- 資料 9(1)-28 学習院大学学長補佐選任規程
- 資料 9(1)-29 学習院大学学部長選出規程
- 資料 9(1)-30 学習院大学学部学科主任選任規程
- 資料 9(1)-31 学習院大学大学院研究科委員会委員長選出規程
- 資料 9(1)-32 学習院大学法科大学院法務研究科長選出規程
- 資料 9(1)-33 学校法人学習院事務規程
- 資料 9(1)-34 学校法人学習院事務分掌規程
- 資料 9(1)-35 職員数一覧（平成 26 年 5 月 1 日現在）
- 資料 9(1)-36 学習院職員人事規則
- 資料 9(1)-37 職員職能資格規程
- 資料 9(1)-38 職員昇格運用基準
- 資料 9(1)-39 職員人事考課規程
- 資料 9(1)-40 職員自己申告規程
- 資料 9(1)-41 職員異動配置規程
- 資料 9(1)-42 職員役職任免規程
- 資料 9(1)-43 学位取得による特別昇給取扱細則
- 資料 9(1)-44 職員研修規程
- 資料 9(1)-45 学習院職員の内外研修実施要領
- 資料 9(1)-46 学習院職員の内外研修実施要領の運用方針について
- 資料 9(1)-47 「職員高度化支援プログラム」実施要領
- 資料 9(1)-48 新中期事業計画実施状況報告書（抜粋・見本）

「財務」

1. 現状の説明

(1) 教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政的基盤を確立しているか。

法人全体の新中期事業計画である「学習院未来計画 28」（2012～2016 年度の 5 ヶ年度計画）（資料 9(2)-11）では、重点課題として「経営基盤の更なる強化」を掲げており、財務面においては、外部資金導入の多様化と研究支援・知財管理体制の拡充、安定した財政基盤の確立、教育研究の充実のための有効な資金投下、人事・給与制度改革、予算制度の見直しが施策として挙げられている。

法人全体としての 2013 年度決算は、①建物の耐震補強工事、各種設備の新設工事、②文学部教育学科の新設、③大学・女子大学における在籍料の新設及び入学金の引き下げを主たる要因として、消費収支差額は 396 百万円の支出超過となった。②は開設初年度であること、③は新設の在籍料による収入増となったものの、入学金の引き下げによる収入減がそれを上回ったことが減収要因となった。しかし、例年と比較して大型の設備投資が少なく、また、第 2 号基本金の組入れを行わなかったことから、2012 年度の消費支出超過額 2,720 百万円と比較すると、支出超過額は 2,324 百万円減少した（資料 9(2)-1）。

2013 年度の財務比率を、日本私立学校振興・共済事業団発行の「平成 25 年度版 今日の私学財政 大学・短期大学編」に掲載されている 2012 年度大学法人（医歯系大学を除く）の全国平均と比較すると、概ね同等もしくは良好な数値となっている。なお、人件費比率・人件費依存率がやや高くなっているが、これは、文学部教育学科の開設に伴う専任教員の人数増が主な要因である。その中で、消費収支比率は全国平均を 5.7 ポイント、帰属収支差額比率は、全国平均を 2.7 ポイント上回った。また、前年度同様に法人全体として教育研究経費予算を積極的に配分した結果、教育研究経費比率については、全国平均を 1.4 ポイント上回った。全国平均を下回った項目については、その要因が上記の文学部教育学科開設等による一時的なものであると判断できることから、消費収支計算書関係比率全体から分析した結果、教育研究への支出を十分に確保するとともに、安定した財政基盤を維持していると判断できる（資料 9(2)-12）。

一方、大学単独の財務比率を、日本私立学校振興・共済事業団発行の「平成 25 年度版 今日の私学財政 大学・短期大学編」に掲載されている 2012 年度大学部門（医歯系大学を除く）の全国平均と比較すると、ほとんどの項目で良好あるいは同等の数値となった。人件費依存率については、法人全体での比率と同様、全国平均よりもやや悪い結果となったが、これは文学部教育学科開設に伴う専任教員の人数増が主な要因である。また、教育研究経費比率については、全国平均を 2.1 ポイント上回っており、教育研究活動を安定して遂行するため積極的に予算配分した成果と分析できる。

直近 5 ヶ年度の本学の消費収支内訳表の数値と比べ、2013 年度についても支出超過の要因が明確となっており、教育研究活動を支えるための十分な財政的基盤を有していると判断できる（資料 9(2)-13）。

外部資金の獲得についても全学的に推進している。学長室研究支援センターでは、科学研究費補助金応募説明会を開催し、研究者が積極的に科学研究費補助金に応募できるよう支援している。なお、科学研究費補助金の 2011～2013 年度における採択状況は次のとおり

である。

科学研究費の採択状況

学部・研究科等	科 学 研 究 費								
	2011年度			2012年度			2013年度		
	申請件数 (A)	採択件数 (B)	採択率 (%) B/A*100	申請件数 (A)	採択件数 (B)	採択率 (%) B/A*100	申請件数 (A)	採択件数 (B)	採択率 (%) B/A*100
法学部	6	5	83.3%	4	4	100.0%	2	1	50.0%
経済学部	1	0	0.0%	7	5	71.4%	4	0	0.0%
文学部	13	11	84.6%	7	1	14.3%	19	9	47.4%
理学部	38	13	34.2%	38	11	28.9%	44	17	38.6%
附置研究所	16	8	50.0%	6	2	33.3%	5	0	0.0%
法務研究科	1	1	100.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%
その他（名誉教授）	0	0	0.0%	0	0	0.0%	1	0	0.0%
計	75	38	50.7%	62	23	37.1%	75	27	36.0%

※採択件数には、当該年度に新規採択された件数のみを計上しており、前年度からの継続分は含まない。

また、科学研究費補助金以外の競争的資金獲得のために、各方面から関連情報を入手次第「研究支援サイト」上に公開し、情報提供を行っており（資料 9(2)-14）、例えば、独立行政法人情報通信研究機構の大型研究費の受託や、福島第 1 原子力発電所事故による放射能汚染調査関連の研究費等様々な外部資金を獲得している（資料 9(2)-15）。

なお、2013 年度の外部資金による研究費支出状況については、次のとおりとなっている。各種学外研究費による間接経費は、大学全体の研究環境の整備等に大きく寄与している。

外部資金の支出状況（2013 年度）

学部・研究科等	専任 教員数	科学研究費補助金		その他の学外研究費 直接経費総額 (C)	各種学外研究費による 間接経費 (D)	合 計 (A + B + C + D)
		文部科学省系 直接経費総額 (A)	厚生労働省 直接経費総額 (B)			
法務研究科（法科大学院）	15	4,005,800	16,443,545	177,251	3,451,222	24,077,818
法学部	42	23,754,665			13,419,796	37,174,461
経済学部	39	37,983,750		2,662,184	16,799,133	57,445,067
文学部	94	65,526,828		7,364,204	24,112,878	97,003,910
理学部	65	224,224,638		8,617,962	41,275,444	274,118,044
教職課程（科学研究費補助金 は文学部に含む）						0
スポーツ・健康科学センター	5					0
外国語教育研究センター	12	1,140,000			171,000	1,311,000
国際研究交流オフィス						0
東洋文化研究所	2	5,932,968				5,932,968
史料館	1	45,000		1,839,865	3,450	1,888,315
計算機センター	9	2,311,138			330,000	2,641,138
合 計	284	364,924,787	16,443,545	20,661,466	99,562,923	501,592,721

※採択件数には、当該年度に新規採択された件数のみを計上しており、前年度からの継続分は含まない。

※「その他の学外研究費」は、科学研究費補助金以外の政府もしくは政府関連法人からの研究助成金、民間の研究助成財団等からの研究助成金、奨学寄付金、受託研究費、共同研究費等の合計である。

(2) 予算編成および予算執行は適切に行っているか。

予算編成・予算執行および会計監査については、次のようなルールで行われている。

① 予算編成

予算編成及び予算統制の全般的なルールについては、法人全体として「学習院経理規程」（資料 9(2)-16）、「予算統制実施要領」（資料 9(2)-17）で定められている。また、毎年度の具体的な予算要求については、毎年度策定される「予算編成方針」（資料 9(2)-18）、目的別予算制度を柱とする予算要求のルールを定めた「予算要求要項」（資料 9(2)-19）、見積り合わせや調達のための契約・承認等を定めた「経理規程取扱細則」（資料 9(2)-20）、「物品および固定資産等調達細則」（資料 9(2)-21）に基づき適切に行われている。

各年度予算編成においては、適切な手続きにより予算を編成し、大学運営を協議する専門職大学院研究科長会議及び学部長会議（合同会議）、法人の常務会・科長会議という内部意思決定の手続きを踏み、評議員会による諮問、理事会による審議・承認を経た上で、前年度末に当初予算、期中には必要に応じて編成される補正予算が成立している。以上の経過から、予算編成は法人全体のルールに則り、適切に行われている。

② 予算執行

予算執行にあたっては、学校法人会計基準を踏まえ、法人全体のルールである「学習院経理規程」（資料 9(2)-16）・「予算統制実施要領」（資料 9(2)-17）・「物品および固定資産等調達細則」（資料 9(2)-21）・「備品および用品に関する取扱内規」（資料 9(2)-22）に基づいて執行している。毎年度初頭には、法人財務部・施設部が、各部門の経理業務担当者を集めて予算執行にあたっての留意点等を説明する予算説明会を開催しており、適切な執行の徹底と最大限の経費節減努力を要請している。具体的な執行業務（伝票入力・処理）については、法人財務部が配付している「予算執行・伝票入力マニュアル」（資料 9(2)-23）・「期中の予算管理マニュアル」（資料 9(2)-24）に基づき、適切に行われている。

③ 会計監査

財務会計システムにより管理されている簿内会計分の予算執行については、年 4 回の期中監査及び決算時の期末・計算書類監査として行われる監査法人監査の対象となっている。さらに、監事及び法人内部監査室により、業務監査を含めた監事監査が計画的に実施されている。

なお、毎年度の決算時における監査法人監査後に最終の監事監査が行われ、その結果が・理事会・評議員会に報告されている。なお、財務会計システムで管理していない簿外会計分の予算執行については、内部監査室が「学習院内部監査規程」（資料 9(2)-25）に基づいて実施している。

以上のように、予算編成・予算執行・会計監査は適切に行われている。

なお、予算執行に伴う効果を分析・検証する仕組みは確立されていないが、毎年度の決算業務のひとつとして「予算配付額に対する執行状況」を作成しており、各部門が予算を編成する際の参考資料となっている（資料 9(2)-26）。

2. 点検・評価

●基準9（財務）の充足状況

本学の機能を円滑かつ十分に発揮するために、明文化された規定に基づいて適切な管理運営を行っている。また、教育研究を支援し、それを維持・向上させるために必要かつ十分な財政的基盤を確立し、財務を適切に行っており、同基準を概ね充足している。ただし、管理運営方針の明確化については、やや不十分である。

①効果が上がっている事項

財政的基盤を確立するための主たる収入源としては、①納付金、②補助金、③寄付金が挙げられるが、このうち納付金については、学部・学科編成や学生数及び学費単価等により収入規模が決定されるものであるため、ここでは比較的短期に政策の効果が期待できる②と③について、2009年度から2013年度までの5ヶ年度間の財務比率の平均をもとに検証する。

②の指標となる本学の補助金比率（帰属収入に占める補助金の割合）は13.2%、③に該当する寄付金比率は2.7%であるが、日本私立学校振興・共済事業団発行の「平成25年度版 今日私学財政 大学・短期大学編」に掲載されている2012年度大学部門（医歯系大学を除く）の全国平均では、補助金比率が8.8%、寄付金比率は1.9%であるため、本学の数値は良好であり、納付金に過度に依存しない収入の多様化という観点からも、好ましい傾向にあることが確認できる（資料9(2)-13）。

さらに、2013年7月に策定された2014年度予算編成方針（資料9(2)-18）において、中・長期的な財政改善策を行うことを表明しており、具体的には帰属収支差額比率10%を目指し、法人が設置する全学校に対して予算配付額を一律5%カットする措置を講じた。本計画では、さらに2018年度まで各年度1%ずつ削減幅を拡大する予定であり、こうした施策が経営の健全化、ひいては将来における効率的な資源配分による教育研究基盤の整備に寄与するものと認識している。

なお、2014年度までは、法人全体としての予算は5つの予算枠の合計によって編成されてきた。具体的な予算枠（所管部門）は、①人件費枠（法人人事部）、②施設営繕枠（法人施設部）、③物件費枠（法人財務部）、④戦略枠（パイロット事業として戦略性の高い計画に対し臨時的に割り当てている予算）（法人財務部）、⑤三推進枠（国際交流推進・情報化推進・一貫教育推進）（法人総合企画部）である。これに加え、2015年度は、6番目の予算枠として、大学・女子大学に対して、「学長裁量枠」（学長室）が制度として新設された。これは、私立大学等経常費補助金の特別補助項目となっている「私立大学等改革総合支援事業」のうち、「タイプ1 大学教育の質向上」（学生の主体的な学修の充実等）を推進するための予算枠である。大学における学内公募の結果、2015年度の事業として、「学習院大学IRオフィス（仮称）設置の検討と教育成果検証の基礎調査の実施」及び「グローバル化の推進及び地域と連携した新たな教育プログラムの試行」という2つのプロジェクトからなる「学習院大学総合的教育改革2015の推進」という事業を採択したところである（資料9(2)-27、9(2)-28）。

以上のように、当該所管部門が各予算枠毎に各々の実状に応じた案を作成し、最終的には法人財務部による厳密な査定を経て纏め上げられる予算は、財務バランスの欠如や実態との乖離といったリスクを回避しながら、安定した教育研究活動を遂行するための予算編成を実現している。

②改善すべき事項

財政政策上の課題として俎上に載るのが、①帰属収支差額比率の低下、②消費支出超過額の増加の2点である。これらの数値については、法人全体での財務比率に基づく検証となるが、①については2009年度が11.5%であったのに対し、2013年度では7.5%となっており、明らかに低下している。また、②に関しても、単年度ベースの消費収支は2008年度以降は一貫して支出超過の状態が続いており、2009年度末の翌年度繰越消費支出超過額は7,681百万円だったが、2013年度末は16,020百万円へと拡大している。これらの点に関しては、早急な改善が必要であることは論を俟たない（資料9(2)-1、9(2)-9）。

また、「1. 現状の説明」に記載のとおり、各部門に対しては適切な予算執行の徹底と最大限の経費節減努力を要請しており、支出削減と円滑な教育研究活動の展開とのバランスに配慮した運営が求められる。

一方、学内における物件費予算の枠組みにも改善の余地がある。現在は、学部への配付予算と、事務部門を中心とした大学共通部門予算及び大学全体の予備費との合計（通称「学長管理枠」）としての目安額予算の2本立てになっているが、近年の教育研究経費の増大により、学長管理枠予算は逼迫している状況が続いており、大学全体の予備費が底をつく年度もある。

3. 将来へ向けた発展方策

①効果が上がっている事項

法人全体としての予算は、2014年度までは、5つの予算枠の合計によって編成されてきた。具体的な予算枠（所管部門）は、①人件費枠（法人人事部）、②施設営繕枠（法人施設部）、③物件費枠（法人財務部）、④戦略枠（パイロット事業として戦略性の高い計画に対し臨時的に割り当てている予算）（法人財務部）、⑤三推進枠（国際交流推進・情報化推進・一貫教育推進）（法人総合企画部）である。これに加え、2015年度は、6番目の予算枠として、大学・女子大学に対して、「学長裁量枠」（学長室）が制度として新設された。これは、私立大学等経常費補助金の特別補助項目となっている「私立大学等改革総合支援事業」のうち、「タイプ1 大学教育の質向上」（学生の主体的な学修の充実等）を推進するための予算枠である。大学における学内公募の結果、2015年度の事業として、「学習院大学IRオフィス（仮称）設置の検討と教育成果検証の基礎調査の実施」及び「グローバル化の推進及び地域と連携した新たな教育プログラムの試行」という2つのプロジェクトからなる「学習院大学総合的教育改革2015の推進」という事業を採択したところである（資料9(2)-27、9(2)-28）。

さらに、2013年7月に策定された2014年度予算編成方針（資料9(2)-18）において、中・長期的な財政改善策を行うことを表明しており、具体的には帰属収支差額比率10%を目指

し、法人が設置する全学校に対して予算配付額を一律5%カットする措置を講じた。本計画では、さらに2018年度まで各年度1%ずつ削減幅を拡大する予定であり、こうした施策が経営の健全化、ひいては将来における効率的な資源配分による教育研究基盤の整備発展に寄与するものと認識している。

②改善すべき事項

学内における物件費予算の枠組みにも改善の余地がある。現在は、学部への配付予算と、事務部門を中心とした大学共通部門予算及び大学全体の予備費との合計（通称「学長管理枠」）としての目安額予算の2本立てになっているが、近年の教育研究経費の増大により、学長管理枠予算は逼迫している状況が続いており、大学全体としての予備費も底をつく年度もある。課題を大きく捉えれば、人件費と物件費等を概念的に統合する等、法人全体としての予算制度見直しも検討されるべきであるが、少なくとも大学の学長管理枠予算の拠出方法については、現在の目安額方式ではなく、例えば、学生数按分や、一定程度の固定費を考慮した負担比率の設定に基づく算出方式にする等の見直しが急務である。

また、我が国の大学に対する補助金政策は、2012年6月に文部科学省が発表した「大学改革実行プラン」に端を発し、大きく変化しつつある。これは、国公私立大学を通じた政策としての「スーパーグローバル大学創成支援」、「大学教育再生加速プログラム」等、また、私立大学に限定しても、私立大学等経常費補助金の特別補助項目である「私立大学等改革総合支援事業」等に代表される大規模な補助金制度の相次ぐ新設となって現れている。こうした動きへの対応を考慮すると、必ずしも支出削減方向のみに傾斜することでは解決されない面があることから、今後は、これまで以上に教育現場と連携しながら、教育改革への取り組みについての優先度を重視した経営判断が求められるとともに、硬直化している既存の予算制度の再構築が重要な課題である。

4. 根拠資料

<提出を義務付けられている資料>

資料 9(2)-1 計算書類（2009～2014 年度）

資料 9(2)-2 幹事監査報告書（2009～2014 年度）

資料 9(2)-3 監査法人の監査報告書（2009～2014 年度）

資料 9(2)-4 平成 25 年度 事業報告書（既出 資料 7-11）

資料 9(2)-5 財産目録（平成 26 年 3 月 31 日）

資料 9(2)-6 5 ヶ年連続資金収支計算書（大学部門）（2009～2013 年度）

資料 9(2)-7 5 ヶ年連続資金収支計算書（学校法人）（2009～2013 年度）

資料 9(2)-8 5 ヶ年連続消費収支計算書（大学部門）（2009～2013 年度）

資料 9(2)-9 5 ヶ年連続消費収支計算書（学校法人）（2009～2013 年度）

資料 9(2)-10 5 ヶ年連続貸借対照表（学校法人）（2009～2013 年度）

<その他の根拠資料>

資料 9(2)-11 学習院未来計画 28 (既出 資料 6-6)

URL : <http://www.gakushuin.ac.jp/ad/kikaku/mokuhyo/img/keikeku28.pdf>

資料 9(2)-12 5ヶ年連続財務比率の推移 (学校法人学習院) (2009～2013 年度)

資料 9(2)-13 5ヶ年連続消費収支計算書関係比率の推移 (学習院大学) (2009～2013 年度)

資料 9(2)-14 研究支援サイト

URL : <http://www.gakushuin.ac.jp/univ/research/>

資料 9(2)-15 外部資金情報 2013

資料 9(2)-16 学習院経理規程

資料 9(2)-17 予算統制実施要領

資料 9(2)-18 平成 26 年度 予算編成方針

資料 9(2)-19 平成 26 年度 予算要求要項

資料 9(2)-20 経理規程取扱細則

資料 9(2)-21 物品および固定資産等調達細則

資料 9(2)-22 備品および用品に関する取扱内規

資料 9(2)-23 予算執行・伝票入力マニュアル (平成 26 (2014) 年 4 月)

資料 9(2)-24 期中の予算管理マニュアル (平成 26 (2014) 年 4 月)

資料 9(2)-25 学習院内部監査規程

資料 9(2)-26 予算配付額に対する執行状況 (平成 20～25 年度)

資料 9(2)-27 平成 27 年度 予算編成方針

資料 9(2)-28 平成 27 年度 教育改革推進に向けた事業計画 (学長裁量枠) 予算査定 (案)

第10章 内部質保証

1. 現状の説明

(1) 大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか。

＜自己点検・評価の実施と結果の公表＞

本学は、「学習院大学自己評価規程」（資料 10-1）第 1 条に基づき、教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について点検及び評価を自ら行っている。これまでの本学における自己点検・評価の実施状況は、1994 年に初めての自己点検・評価に着手し、1996 年に「学習院大学の現状と課題」と題された自己点検・評価報告書を刊行、2000 年、2003 年にそれぞれ全学規模で自己点検・評価報告書を刊行した。

その後、大学の点検・評価に係る学校教育法の改正により、それまで努力義務であった自己点検・評価の実施に加え、認証評価機関による審査を 7 年以内毎に受けることが義務化されたことから、本学は財団法人大学基準協会（当時、現・公益財団法人大学基準協会、以下「大学基準協会」）を認証評価機関として選定の上、2008 年度の認証評価申請に合わせて 4 回目の自己点検・評価を実施し、その結果を「2007 年度 自己点検・評価報告書」としてまとめ上げた。

本学は、2008 年度の大学評価の受審申請のため、この「2007 年度 自己点検・評価報告書」を大学基準協会に提出し、2009 年 3 月 12 日に「本協会の大学基準に適合していると認定する」との評価を受けた。なお、認定期間は、2009 年 4 月 1 日から 2016 年 3 月 31 日までとなっている。

また、本学の教育研究水準の向上に向けた取り組みとして、「2007 年度 自己点検・評価報告書」・「認証評価結果」に加え、「授業評価アンケート報告書」を広く社会に公表するため、本学ホームページに「客観的評価への取り組み」（資料 10-4）というページを設けている。

＜情報公開の内容・方法の適切性、情報公開請求への対応＞

2011 年 4 月 1 日施行の学校教育法施行規則の一部改正に対応し、情報公開が求められている教育情報等を項目立てた「公表情報コーナー」（資料 10-2）を本学ホームページ上に設け、広く社会に公表している。

この「公表情報コーナー」では、教育の質を向上させる観点から公表すべき情報として法令上定められている以下の教育情報を掲載することにより、公的な教育機関としての社会に対する説明責任を果たしている。

【1】「大学の教育研究上の目的に関すること」、【2】「教育研究上の基本組織に関すること」として、①大学全体（学士課程）の基本ポリシー、②学部、学科、課程、研究科、専攻毎の名称、教育研究上の目的及び基本ポリシーを掲載している。

【3】「教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること」として、①専任教員数、②教員組織、③専任教員年齢構成を掲載している。

【4】「入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又

は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること」として、①アドミッション・ポリシー（学部・大学院・専門職大学院）、②入学者数、収容定員、在籍者数、③卒業生数、④修了者数、⑤進学者数、就職者数、⑥退学者数、中退率を掲載している。

【5】「授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること」として、授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業計画（シラバス）を掲載している。

【6】「学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること」として、①学修の成果に係る評価（シラバスの「成績評価の方法・基準」参照）、②卒業又は修了にあたっての基準（履修要覧の必修・選択・自由科目別の必要単位数を参照）、取得可能学位を掲載している。

【7】「校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること」として、①キャンパス概要、②図書館等の教育研究環境を掲載している。

【8】「授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること」として、学費一覧（学部・大学院・専門職大学院）を掲載している。

【9】「大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること」として、①学生の修学に係る支援（奨学金）、②進路選択に係る支援（キャリアセンター）、③心身の健康に係る支援（学生相談室、保健センター）を掲載している。

【10】「財務情報」として、①事業計画書・事業報告書、②財務状況（資料 10-3）を掲載している。

また、本学は、教育情報の活用・公表のための共通的な仕組みとして2014年度に導入された「大学ポートレート（私学版）」に参加しており、公的な教育機関としての説明責任と教育の質の保証・向上という責務を果たしている。（資料10-5）

学部・大学院については、上記の取り組みを行っている一方で、法科大学院については、独自の取り組みで自己点検・評価を行ってきている。以下、法科大学院の取り組みを記す。

【法務研究科】

本研究科では、先ず、「学習院大学法科大学院自己点検・評価規程」（平成 19 年 4 月 1 日施行）（資料 10-6）を準則として、自己点検・評価委員会により本大学院自身による自己点検・評価を行い、その結果を報告書にまとめ、公表している（資料 10-7）。続いて、当該報告書を対象として、部門単独の取り組みとしては、外部有識者 3 名による外部評価の手続きを実施し、その報告書を対外的に公表している（資料 10-8）。

本研究科単独の取り組みとしては、独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下、「大学評価・学位授与機構」）による認証評価を受審している。また、大学の一部門の取り組みとして、①大学基準協会の認証評価を受け、②同規模で従前から意見交換の機会の多い成蹊大学法科大学院との間で相互に外部評価を行っている。

このように、自己評価、外部者による第三者評価、認証評価機関による評価といった 3 つの評価手続きを 1 つのサイクルと捉えて、広義の自己評価システム（内部質保証制度）を確立している。

具体的には、2010 年度を対象に自己点検・評価を行い、2011 年 1 月に報告書を公表した上で、同年 10 月 24 日に外部有識者による外部評価を実施し、2012 年 3 月に外部評価結果

を公表した。これを受けて、2013年11月には大学評価・学位授与機構の認証評価を受審した他、同年12月には成蹊大学法科大学院による認証評価を実施するという一連の評価サイクルを進めている。上記の評価サイクルは、本研究科開設以降2度目のものであり、内部質保証は制度として確立されている。

自己点検・評価や外部評価の結果は全て本研究科ホームページに掲載し、公表している。また、各段階で指摘された項目については、自己点検・評価委員会からの改善提案を受けて、教授会で審議する等、点検の機会を再度確保し、制度改正に繋げている（フィードバック過程の確保）。

（2）内部質保証に関するシステムを整備しているか。

＜内部質保証の方針と手続きの明確化＞（資料 10-1）

学習院大学自己評価規程に定められた趣旨である「本学の教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学の教育研究活動等の状況について点検及び評価を自ら行う」という方針のもと、各部門に設置されている自己評価小委員会が年度毎に点検・評価活動を実施し、その結果を各部門の長を通じて自己評価委員会に報告している。その報告に基づき、自己評価委員会は、自己評価小委員会代表により構成される自己評価作業委員会を必要に応じて設置し、報告書を作成・公表する。学長ならびに各部門の長は、報告書に基づき必要な改善に努めることが定められていることから、内部質保証の方針と手続きは明確化されている。

＜内部質保証を掌る組織の整備＞（資料 10-1）

学習院大学自己評価規程第3条において、大学全体に係る自己点検・評価を行うとともに、その報告書を作成・公表する機関として、学長を委員長とする学習院大学自己評価委員会を設置することとしている。その構成員は、学長、副学長、各学部長、各大学院研究科委員長、学長室部長、大学経理部長、アドミッションセンター所長、学生センター所長、キャリアセンター部長、図書館長、各大学附置機関の長、その他自己評価委員会が必要と認める者と定められており、大学内の全ての部門から委員が選出されている。

一方、自己点検・評価に係る事実上の作業を行う組織として、学習院大学自己評価規程第6条により、作業委員会を設置できるとされており、自己評価委員会の構成員のうち、学長を除く構成員の部門から選出された各1名により構成されている。作業委員会委員長は、学長が指名する副学長（認証評価担当）となっている。作業委員会委員はそれぞれの部門に設置される自己評価小委員会の代表でもある。また、学習院大学自己評価規程第7条によれば、自己評価小委員会は、各部門における自己点検・評価活動を年度毎に実施することになっており、点検・評価の結果を各部門の長を通じて自己評価委員会に報告することになっている。

＜自己点検・評価を改革・改善に繋げるシステムの確立＞

大学基準協会の大学評価システム（第2期サイクル）において求められている内部質保証システム構築を目指し、また、学習院大学自己評価規程に定める仕組みを恒常的に機能

させることを目的に、2010年度より、本学独自の「点検・評価シート」（資料10-9）を毎年作成することに着手した。この「点検・評価シート」は、大学基準協会の定める大学基準を構成する10の基準毎に複数の「点検・評価項目」を設けたシートとなっており、全ての自己評価委員会構成員に作成を依頼した。

「点検・評価シート」導入初年度となった2010年度については、「他部門からのコメント」欄を設け、①全学的あるいは部門横断的な議論が必要と思われる点、②当該部門に対して特にコメントしたい点、を部門間で相互にコメントし合うこととし、自己点検・評価の客観性・妥当性を高めるように試みた。しかし、他部門からのコメント欄については、結果としてコメントが寄せられず、他者レビューがうまく機能しなかった。

翌年2011年度のシート作成においては、「今年度の総括」、「次年度の課題」、「他部門からのコメント」欄を削除し、各評価項目毎に「次年度の目標」欄を設けるとともに、2010年度の点検・評価内容を基本データとして2011年度の変更内容を加筆修正する形式に変更した。この変更の目的は、各部門の項目毎の目標・課題を明確にし、かつ翌年度の点検・評価を行いやすくすること、また、前年度の点検・評価内容を確認しながら加筆修正を図ることで、部門内の取り組みや課題を円滑に引き継ぎ、情報共有することを狙いとしたものである。（資料10-10）

この2010・2011年度における「点検・評価シート」作成システムの導入は、これまで自己点検・評価報告書を数年に一度作成するためだけの組織という位置付けだった自己評価委員会・自己評価小委員会・自己評価作業委員会を活性化させ、本学の内部質保証を恒常的に機能させることに繋がったことから、2012年度も同様の方法で、各部門が「点検・評価シート」を作成することになった。（資料10-11）

<構成員のコンプライアンス（法令・モラルの遵守）意識の徹底>

本学においては、法人の定める「学習院コンプライアンス規程」（資料10-12）に基づいて、コンプライアンスの推進に必要な事項を定め、本学の社会的信頼性と業務遂行の公正性の維持に資することを目的とした「学習院大学コンプライアンス規程」（資料10-13）を定めている。本規程における「コンプライアンス」の定義とは、教職員が、「本学の業務遂行において関係法令及び学内規程等を遵守することはもとより、社会規範を十分に尊重し、社会的良識をもって行動すること」としており、本学の教職員等は、「本学におけるコンプライアンスの重要性を深く認識し、常に教育・研究の発展に寄与するため公平かつ公正な職務の遂行に努める責務がある」としている。

また、本学に勤務する教職員からの組織的又は個人的な法令違反行為等に関する通報及び法令違反行為等に該当するかを確認する等の相談の適正な処理の仕組みを定めることにより、不正行為等の早期発見と是正を図り、本学の社会的信頼性と業務遂行の公平性の維持に資することを目的として、「学習院大学公益通報に関する規程」（資料10-14）を定めている。

一方、「学習院就業規則」（資料10-15）第21条において、職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合、本院の名誉を毀損する行為のあった場合、勤務成績著しく不良の場合、故意又は重大な過失によって本院に損害を与えた場合、懲戒する旨が定められている。なお、懲戒事由に該当する教職員は、「学習院懲戒規程」（資料10-16）により、手続きを

経た上で懲戒処分する制度が設けられている。

学部・大学院については、上記のとおり内部質保証に関するシステムを整備している一方で、法科大学院については、独自の取り組みで内部質保証に関するシステムを運用している。以下、法科大学院の取り組みを記す。

【法務研究科】

自己点検を実施する準則として「学習院大学法科大学院自己点検・評価規程」(資料 10-6)を定めている(平成 19 年 4 月 1 日より施行)。同規程第 2 条は具体的な自己点検・評価事項として、本研究科の理念・目的、教育の内容及び方法、成績評価及び修了認定、入学者選抜、学生の支援体制、教員組織、管理運営、施設、設備及び図書館、社会への対応を挙げている。

本研究科では、上記規程を制定し、自己点検・評価を実施すべく、その実施体制を整えた。まず、法科大学院運営委員会のメンバーを中心に自己点検・評価委員会を構成し、法務研究科長が委員長となって、これを主宰する(同規程第 4 条、第 5 条)。自己点検・評価委員会は、①法科大学院の自己点検・評価の基本方針及び実施基準等の策定を行い、②法科大学院の自己点検・評価を実施し、③法科大学院の自己点検・評価の結果に関する報告書を作成し、これを公表することとなっている(同規程第 3 条)。また、自己点検・評価の実施にあたっては、上記①～③の各段階において、教授会に諮ることにより、その妥当性を担保する仕組みとなっている。

(3) 内部質保証システムを適切に機能させているか。

＜組織レベル・個人レベルでの自己点検・評価活動の充実＞

前述「(2) 内部質保証に関するシステムを整備しているか」の部分でも述べているが、これまで自己点検・評価報告書を数年に一度作成するためだけの組織という位置付けだった自己評価委員会、自己評価小委員会、自己評価作業委員会を活性化させ、本学の内部質保証を恒常的に機能させるために、2010 年度より「点検・評価シート」作成システムを導入している。大学基準協会の定める大学基準を構成する 10 の基準毎、複数の「点検・評価項目」に基づいて、各部門が毎年自己点検・評価活動を行ってきたという実績は、確実に本学の内部質保証の充実、恒常的な機能強化に繋がっている。

＜教育研究活動のデータ・ベース化の推進＞

本学では、2013 年度より学長室研究支援センターが中心となり、「学習院大学研究者情報管理システム」を導入している(資料 10-17)。本システムは、教職員ポータルサイト「G-Port」サーバーを利用して運用されている。データ登録対象者は、本学の専任教員のうち、教授(実務家、特任等含む)、特別客員教授、准教授、専任講師、助教、助教(支援)となっており、データ内容は、氏名、所属、職名、学位、学歴、職歴、専門分野、研究テーマ、所属学会、教育活動、研究活動、社会活動等となっている。

なお、本システムは、本学ホームページの「研究支援サイト」上で閲覧可能となっており、教員の教育研究活動は広く社会に公開されている。(資料 10-18)

＜学外者の意見の反映＞

本学では、2013年度より、自己点検・評価の信頼性と妥当性を高め、内部質保証システムの構築へ繋げることを目的に、成蹊大学との相互評価（外部評価）を導入した（資料10-19）。

この相互評価（外部評価）は、当面は教育活動における相互評価を行うことを前提として両大学が導入に合意し、大学基準項目を中心に、「3.教員・教員組織」、「4.教育内容・方法・成果」、「5.学生の受け入れ」、「10.内部質保証」とあらかじめ項目を絞って、相互点検・評価を行うこととしている。

2013年度は、本学が既に作成している「点検・評価シート」の該当部分を成蹊大学に提出し、点検・評価を受け（4学部、6研究科、法科大学院、経営企画課の点検・評価シートが対象）、2014年度は、これとは逆に本学が成蹊大学の点検・評価を行っている。作業分担は、点検・評価を行う大学側に一任しているが、大学全体として学長・副学長・学部長・研究科委員長・法務研究科長と、事務局として自己・点検評価を担当する部門（本学の場合は学長室経営企画課）が点検・評価に携わっている。

この相互評価（外部評価）における点検・評価とは、達成度評定（S・A・B・C）を付すことを中心に、「概評（基盤評価）」・「概評（達成度評価）」・「長所として特記すべき事項」・「外部から点検してわかりづらい点」・「指摘したい点」・「全体を通じての感想」等を報告書にまとめることになっており、2013年3月に成蹊大学より「学習院大学の自己点検・評価に関する評価報告書」が提出された（資料10-20）。

また、この相互評価（外部評価）では、「点検・評価シート」の内容を書面のみで確認するだけの点検・評価活動にならないよう、大学基準協会の書面審査及び実地調査に習って、次のとおり工夫を施している。

① 実地調査の実施（資料10-21、10-22）

点検・評価の実質化を図るべく、学長・副学長・学部長・研究科委員長・法務研究科長、事務局が点検・評価を受ける大学に出向き、グループ毎に質疑応答、意見交換を行う。

② 「実地調査に際しての質問事項」の作成（資料10-23）

点検・評価を行う大学が、事前に「点検・評価シート」を確認し、大学基準協会の「評価に際し留意すべき事項」に基づき概評（基盤評価・達成度評価）をまとめつつ、「実地調査に際しての質問事項」を作成する。実地調査の1ヶ月前を目処に点検・評価を受ける大学に「実地調査に際しての質問事項」を提出する。

③ 「質問事項等に対する回答・対応シート」の作成（資料10-24）

点検・評価を受ける大学は、②で提出された「実地調査に際しての質問事項」に対し、実地調査実施までに「質問事項等に対する回答・対応シート」を作成する。この回答・対応シートに基づいて、実地調査当日に各グループ毎に質疑応答、意見交換が行われる。

上記の根拠資料は、2013年度に成蹊大学が本学を点検・評価した際の資料となっている。2014年度は、本学が成蹊大学の点検・評価を行っていることから、2014年11月に行われた成蹊大学での実地調査までの資料を添付する。（資料10-25）

なお、「成蹊大学の自己点検・評価に関する評価報告書」は2015年3月に完成し、本学か

ら成蹊大学へ提出される予定である。

＜文部科学省および認証評価機関等からの指摘事項への対応＞

本学では、学部等設置（届出）により、2008年度に人文科学研究科「美術史学専攻」、「アーカイブズ学専攻」、「身体表象文化学専攻」、自然科学研究科「生命科学専攻」を設置した。2009年度には、学部等設置（届出）により、人文科学研究科「臨床心理学専攻（博士前期課程）」、理学部「生命学科」を、2013年度には、学部等設置（認可申請）により、文学部「教育学科」を設置した。それぞれ完成年度を迎えるまでの間、設置計画履行状況等調査による「設置計画履行状況報告書」を文部科学省へ提出している。この設置計画履行状況等調査においては、文部科学省から本学に対する留意事項は付されていない。「設置認可申請書」や「設置計画履行状況報告書」は、完成年度を迎えるまで本学ホームページ「学部・学科等の設置」に掲載している。（資料 10-26）

また、2008年度に大学基準協会による大学評価を申請した際、努力義務となる「助言」が21項目付され、それぞれの助言に対し該当部門で改善に取り組み、2012年7月に改善報告書を提出した。2013年3月に大学基準協会から示された「改善報告書の検討結果」においては、「今回提出された改善報告書からは、これらの助言を真摯に受け止め、意欲的に改善に取り組んでいることが確認できる。」と評価され、かつ「今後の改善経過について再度報告を求める事項はなし」となっており、認証評価機関からの指摘事項に対して適切に対応している。（資料 10-27）

学部・大学院については、上記のとおり内部質保証システムが適切に機能している一方で、法科大学院については、独自の取り組みで内部質保証システムを運用している。以下、法科大学院の取り組みを記す。

【法務研究科】

組織的な自己点検・評価の取り組みとして、教育面で、各教員の教育スキルの向上を目的に、相互に授業を参観する制度を創設し、各学期に複数の授業を参観し、参観した感想を提出し、授業担当者に配付するといった仕組みを活用してきた。こうした授業参観制度をさらに一歩改善した試みとして、2013年度にはモデル授業検討会を実施することとした。具体的な方法としては、本研究科教員が7月1日に長谷部由紀子教授の担当する「民事訴訟法1」の講義を出席可能な限りの見学し、翌週の7月9日に授業研究というテーマでその感想、改善提案、法科大学院として重視すべき教育方法等について意見交換を行った。従前の授業参観を超えた、密度の高い意見交換が教員相互で行われることを期待した試みである。（資料 10-28）。

また、教員個人が自己の研究教育活動について定期的に見直しをする機会として、ホームページに研究教育情報を掲載することを義務付け、毎年その内容を更新することを求めている。

外部評価の一例としては、2011年10月24日に2011年度外部評価を実施した。泉徳治氏（弁護士・元最高裁判所判事）に委員長を、佐藤幸治氏（京都大学名誉教授）、片山典之氏（弁護士）に委員を依頼した。委員は、本研究科の「自己評価書」を点検・評価した他、教員との面談、学生との面談、授業の参観、施設の見学を行った。（資料 10-8）

学生による授業評価も、授業内容・授業方法の改善のための重要な方策と位置付けており、学期毎に1回、実施されている。集計結果は個別の教員に提示され、これをもとに各教員は授業内容・授業方法を必要に応じて改善する試みを行っている。2013年度に実施した成蹊大学との相互評価（外部評価）を契機に、「授業評価アンケートの取り扱いに関する申し合わせ」を2013年12月10日の法科大学院教授会で決定し、授業評価アンケートの結果を学生にフィードバックする手続きを新設した。（資料10-29）

2. 点検・評価

●基準10（内部質保証）の充足状況

本学の理念・目的を実現するために、教育の質を保証する制度を整備し、定期的に点検・評価のうえ現況を公表しており、同基準を概ね充足している。ただし、内部質保証システムの適切な運用については、やや不十分である。

①効果が上がっている事項

【大学全体】

2008年度の大学評価申請の際に実施した自己点検・評価活動を自己点検・評価報告書としてまとめ上げ、認証評価結果及び自己点検・評価報告書を本学ホームページに掲載し、本学の教育研究水準の向上へ向けた取り組みを社会的に公表している。また、教育の質を向上させる観点から法令上定められている公表すべき教育情報や、学部・学科等の設置状況の概要を記した「設置認可申請書」及び「設置計画履行状況報告書」を本学ホームページに掲載しており、公的な教育機関として社会に対する説明責任を果たしている。

学習院大学自己評価規程に基づき、2010年度より年間3回の自己評価委員会を開催し、また、本学独自の「点検・評価シート」を2010年度より毎年度、各部門に提出を義務付けたことにより、恒常的な内部質保証システムが構築されつつある。

また、これら大学内の恒常的な内部質保証システムの信頼性と妥当性を高めるために導入された成蹊大学と本学の相互評価（外部評価）制度は、他大学の現在の取り組みに触れ、相互比較を行う機会となっており、相互評価に参加した各部門の効果的な自己点検・評価活動に繋がっている。

なお、各部門の個別の自己点検・評価活動として、法学部では、定期的検証を行う仕組みを検討する旨を申し合わせた暫定的な覚書が教授会において確認されており（資料10-30）、こうした取り組みが他の部門へ波及していくことも期待したい。

【法務研究科】

自己点検・評価で改善点として挙げられた事項に関しては、継続的に本研究科内で審議され、改善の実現に至ったものは少なくない。

例えば、外部評価委員による指摘を受けて、模擬裁判の単位化、履修者数の抑制を目的とした（一部科目における）2クラス化、起案等指導を5～6名程度に一層小規模にすること、長期研修を取ることができる体制づくり、教育改善のためのFDの活性化、成績基準の科目間格差の縮減、本研究科の事務・補助体制の整備（研究科事務室と研究補助室の創設）、修了生の話を在校生が聞く機会の増加等、かなりの実現をみている。

同様に、成蹊大学による外部評価を契機に、授業評価アンケート結果に関する教員側の改善・検討措置について、学生に公表するフィードバック手続きに関しても、申し合わせを通じて制度化を図った。(資料 10-29)

さらに、大学評価・学位授与機構による認証評価の過程で、授業の単位計算に関する専門職大学院学則規定の改正、春期学力増進支援プログラムに関する準則の策定、兼任教員にかかる採用手続きの明確化、授業科目「法曹倫理」の成績評価方針の明確化等を改善した他、学生や受験者に対する情報提供（法科大学院教員紹介）を一層充実させた。

②改善すべき事項

【大学全体】

自己点検・評価に係る作業を行う作業委員会と、各部門における自己点検・評価活動を行う自己評価小委員会は実質的には機能していないことから、自己評価委員会を含めた 3 つの組織の整理・再編が今後の課題として挙げられる。

【法務研究科】

修了生の動向に関して、正確に把握し、外部に対する説明責任を果たすことが近年の課題となっている。法曹となった修了生の活動状況については、「学習院大学 法科大学院案内 2014」(資料 10-31)の 5 ページに開設以来の各年度の司法試験の合格者数を掲載している他、同 19 ページ以降では法曹として活躍する修了生座談会の模様を掲載し、活動状況を広く公表している。

また、本研究科のホームページでも、弁護士や検事として活躍している修了生 15 名の業務内容を中心に掲載してきたところである。これに対し、司法試験に合格しなかった修了生については、修了生に働きかけているものの、就職動向を把握することが困難な状況が続いている。こうした中で、本研究科が把握できた具体的進路等については、ホームページにおける Q&A で、「法曹以外の就職状況はどのようになっていますか?」という事項を掲載して、その回答とともに公表を図っている。(資料 10-32)。

3. 将来へ向けた発展方策

①効果が上がっている事項

【大学全体】

本学独自の活動である「点検・評価シート」を用いた自己点検・評価の結果については、例えば、予算を含めた資源配分の見直し等を含め、各部門が主体的かつ具体的な教育研究活動の改善に結実していく仕組みを検討していく。

また、「点検・評価シート」、「成蹊大学との相互評価（外部評価）」という恒常的な内部質保証システムが機能し始めていることから、これらの取り組みがより充実したものになるよう、副学長（認証評価担当）や自己評価委員会を中心に議論を深めていく。

【法務研究科】

大学評価・学位授与機構による認証評価で、2 年次における法文書作成の授業の在り方について指摘を受けたことを重視して、カリキュラム改正の議論を 2014 年度に進め、2015 年 4 月から実施することとしたい。授業評価アンケートに関するフィードバック手続きも

改善の申し合わせ（資料 10-29）を決定したところであるので、適正な運用に努めていくことにする。

評価結果は、本研究科の自己点検・評価委員会と教授会が密接に連携して改善提案に結びつけてきたが、評価結果に関わる内容の FD を複数回実施して、特にカリキュラムに関する事項について一層の議論と、それを通じた教員相互の認識を共有していく。また、新規に開始したモデル授業検討会制度を継続発展させていく。

教育研究活動のデータベース化を本研究科独自に進めてきたが、本学全体でのデータベース化にあわせて統合し、充実を図る。掲載する業績等も、過去 5 年という限定を外して、各教員の就職以来の範囲にまで拡大していく予定である。

②改善すべき事項

【大学全体】

自己点検・評価に係る作業を行う作業委員会と、各部門における自己点検・評価活動を行う自己評価小委員会は実質的には機能していないことから、自己評価委員会を含めた 3 つの組織の整理・再編を検討していく。また、一度は試みたがうまく機能しなかった「点検・評価シート」の学内相互評価制度も検討する必要がある。部門間でコメントし合うことで、相互理解を深め、大学内レベルでの PDCA サイクルを機能させ、効果的な自己点検・評価活動に繋げていくことが必要である。

4. 根拠資料

< 共通資料（提出を義務付けられている資料） >

資料 10-1 学習院大学自己評価規程

資料 10-2 公表情報コーナー（教育情報の公表状況を示す資料）（既出 資料 1-11）

URL : <http://www.gakushuin.ac.jp/univ/profile/kouhyo/index.html>

資料 10-3 財務状況（財務の情報公開状況を示す資料）

URL : <http://www.gakushuin.ac.jp/ad/zaimu/>

< その他の根拠資料 >

資料 10-4 客観的評価への取り組み

URL : <http://www.gakushuin.ac.jp/univ/hyoka/index.html>

資料 10-5 大学ポートレート（既出 資料 4(1)-17）

URL : <http://up-j.shigaku.go.jp/school/category01/00000000259701000.html>

資料 10-6 学習院大学法科大学院自己点検・評価規程

資料 10-7 平成 25 年度実施法科大学院認証評価の評価結果について（既出 資料 1-24）

URL : <http://www.gakushuin.ac.jp/univ/g-law/lawschool/b/niadue2013.html>

資料 10-8 法科大学院外部評価報告書（既出 資料 1-23）

URL : http://www.gakushuin.ac.jp/univ/g-law/lawschool/b/pdf/gaibu_new.pdf

- 資料 10-9 点検・評価シート（平成 22 年度）一部項目抜粋
- 資料 10-10 点検・評価シート（平成 23 年度）一部項目抜粋
- 資料 10-11 点検・評価シート（平成 24 年度）一部項目抜粋
- 資料 10-12 学習院コンプライアンス規程
- 資料 10-13 学習院大学コンプライアンス規程
- 資料 10-14 学習院大学公益通報に関する規程（既出 資料 7-45）
- 資料 10-15 学習院就業規則
- 資料 10-16 学習院懲戒規程
- 資料 10-17 学習院大学研究者情報管理システム（専任教員の教育・研究業績）
（既出 資料 3-1）
URL : <http://gr-info.univ.gakushuin.ac.jp/scripts/websearch/index.htm>
- 資料 10-18 研究支援サイト（既出 資料 9(2)-14）
URL : <http://www.gakushuin.ac.jp/univ/research/>
- 資料 10-19 成蹊大学と学習院大学の相互評価（外部評価）導入に向けて（学部長会議資料）
- 資料 10-20 学習院大学の自己点検・評価に関する評価報告書
- 資料 10-21 成蹊大学と学習院大学の相互評価（外部評価）に係わる実地調査について
（開催通知）
- 資料 10-22 実地調査の様子
- 資料 10-23 実地調査に際しての成蹊大学から学習院大学への質問事項（概評も含む）
- 資料 10-24 質問事項等に対する回答・対応シート
- 資料 10-25 2014 年度成蹊大学と学習院大学の相互評価（外部評価）に関する資料
- 資料 10-26 学部・学科等の設置
URL : <http://www.gakushuin.ac.jp/univ/adm/daisho/oshirase/ninka/index.html>
- 資料 10-27 貴大学の「改善報告書」の検討結果について（通知）
- 資料 10-28 FD（民事訴訟法 1 の 7 月 1 日実施授業参観について）
- 資料 10-29 授業評価アンケートの取り扱いに関する申し合わせ（法務研究科）
- 資料 10-30 内部質保証のための暫定的な覚書（法学部）（既出 資料 1-19）
- 資料 10-31 学習院大学 法科大学院案内 2014（既出 資料 1-6）
- 資料 10-32 法科大学院ホームページ FAQ
URL : http://www.gakushuin.ac.jp/univ/g-law/lawschool/e/e_index.html#q4_08

終章

本学は、2007年度の自己点検・評価に基づき、2008年度に財団法人大学基準協会（当時、現・公益財団法人大学基準協会）による認証評価を初めて受け、大学基準に適合していると認定された。それから7年経ち、2回目の大学基準協会の認証評価を受けるべく、ここに本報告書をまとめた。本学では、2010年度以降、各部門が毎年「点検・評価シート」を作成して自己点検・評価を行っているものの、今回改めて各部門の「点検・評価シート」を一本の報告書に取りまとめたことは、大学全体として自らの教育研究活動を振り返り、今後の改善の手がかりを見出すための絶好の機会となった。

前身がいわゆる旧制高等学校であった本学は、文理両分野にわたる幅広い基礎教育の伝統を有し、教養教育とその上に立つ専門教育のバランスを重視している。大学学則第1条に「精深な学術の理論と応用とを研究教授し、有用な人材を育成し、もって文化の創造発展と人類の福祉に貢献すること」を理念・目的として謳い、全院的な教育目標として「ひろい視野 たくましい創造力 ゆたかな感受性」を備えた人材の育成を掲げている。本学ホームページ等において周知に努めているこれらの理念・目的及び教育目標がどこまで達成されているか、本報告書において10の大学基準に照らして検討した。

その結果、多くの課題が明らかになった。教育面であれば、例えばカリキュラムについては、現状より順次性を明確にした体系的な編成にすることが求められている。FD活動については、個々の教員や各部門の工夫を全学的に共有する仕組みが必要である。教育成果の検証も進んでいない。入学定員が確保できていない研究科も複数ある。大学全体のアドミッション・ポリシーと各学部のアドミッション・ポリシーの整合性を高める必要もある。キャリア教育もさらに充実させるべきであろう。施設の面では、キャンパス内にまだ残る耐震改築の必要な建物への対応や書庫の増設が喫緊の課題である。社会連携・社会貢献の面では、個々の教員や各部門が独自に行っている活動を組織的に推進する体制の構築が必要である。管理運営面では、体系的なSDプログラム等の整備が急がれるし、法人によって管理されている職員の人員配置や異動時期についても見直すべき点がある。自己点検・評価を改革・改善に繋げるシステムも確立しているとは言い難い、等々。数え上げれば際限がない。

とりわけ痛感したのは、大学全体の理念・目的や基本ポリシーの適切性を定期的に検証することと、検証するための組織や手続を明確にすることの必要性である。無論、本学の大学学則第1条に定められた理念・目的と、それを踏まえた基本ポリシーは普遍性の高いものであり、時代を超えて通用するだろう。しかし、大学に対する社会の要請は時代とともに変化するものであり、大学はその要請に応えていく責務を負う。実際、法人全体の新中期事業計画「学習院未来計画28」（2012～2016年度の5ヶ年度計画）では、「日本を深く理解し、学習院らしい品格をもって、国際化された現代社会において積極的に活躍できる人材を育成する」ことを全院的目標として掲げているのだが、これが本学の基本ポリシーに反映されているわけではない。また、政府の諮問機関である教育再生実行会議における大学教育や大学入学者選抜方法の在り方をめぐる議論の中でも、それぞれの大学が養成する人材像を明確にすることが期待されている。幸い、2014年4月に就任した現学長が示

した「新しい学習院大学のグランドデザイン」に含まれる 3 つのビジョンの第一が「University Identity の再確立」である。本学の教育の特色をどこに見出すのか、本学がどのような人材育成を目指すのか、学内で議論を深めていきたい。

以上のように課題は多いが、さりとて本学の将来について悲観するには当たらない。本学には、誠意と熱意を持って教育研究に取り組む個性豊かな教員たちと、それを支える献身的な職員たちがいるからである。今、私たちに求められているのは、現に行われている質の高い教育研究活動についての情報を全学的に共有し、それらの活動を全学的に支援・促進する体制を整備し、その体制を常に見直し、改善していく PDCA サイクルを真の意味で機能させることである。これは、各教員や各学部・学科等の方針がこれまでどおり尊重され、それぞれの個性がこれまで以上に発揮されるような制度の設計を意味するのであって、全体主義的な画一性への転落を意味してはならないことは言を俟たない。

顧みれば、この 7 年の間にも多くの改革・改善が行われてきた。2008 年度から 2010 年度にかけては、前学長の指導のもと、機動的な教育研究支援の実現を目指して大学事務機構が刷新され、2013 年度には文学部に教育学科が新設された。現在は、2016 年度の「国際社会学部（仮称）」開設に向けて準備が進められている。

本報告書を作成した 2014 年度には、現学長のもと、多くの変化ないしは変化の兆しが現れている。具体的には、教務委員会と学生センター教務課の努力の結果、本学で初めて、学修時間実態調査が行われた。さらには GPA 制度を全学的に導入すること、1 年間に履修登録ができる単位数の上限を全学部を設定すること（CAP 制）、全教員がオフィスアワーを設定すること等が方針として決定された。ファカルティ・ディベロップメント推進委員会においても議論が重ねられ、2014 年度には本学で初めての FD に関する講演会が開催され、2015 年度からは「学生による授業評価アンケート」の結果を活用した授業改善に向けての全学的な制度を設けることも決定された。また、内部質保証システムを整備する上で前提となる学内諸データの統合と分析、いわゆる IR の導入についても全学的な検討が始まったところである。

今後も、本学の教育研究活動と社会連携・社会貢献の質を着実に高め、大学としての社会的使命を果たすべく、高等教育機関として何をいかにすべきかを学内で存分に議論していきたい。

最後になるが、本報告書には多くの時間と労力が注ぎ込まれた。手間暇を惜しまず作成に当たられた同僚教職員に厚く御礼申し上げる。

2015 年 3 月

副学長（認証評価担当） 眞 野 泰

学習院大学自己評価委員会委員